

ICD NEWS

LAW FOR DEVELOPMENT

法務省法務総合研究所国際協力部報

INTERNATIONAL COOPERATION DEPARTMENT
RESEARCH AND TRAINING INSTITUTE
MINISTRY OF JUSTICE

第51号
2012.6

目 次

巻頭言

法文化の水位

法務省参与 内田貴 1

特集①

カンボジア民法施行記念式典によせて 国際協力部教官 上坂和央 5
記念講演「カンボジア民法典施行記念式典によせて」 名古屋大学名誉教授 森嶺昭夫 7

特集②

第13回法整備支援連絡会 国際協力部教官 江藤美紀音 12
報告1 「途上国の自立発展的な法整備に関する支援の考え方」 JICA産業開発・公共政策部長 桑島京子 15

報告2 「法整備支援の今後を考える」

国際協力部長 山下輝年 22

特別講演1

「ベトナム商法改正（2000～11年）と効果的な法整備支援モデルとしてのUSAID・STARベトナムプロジェクト+出口戦略の展望」 アメリカ国際開発庁（USAID）STARベトナムプロジェクト主任法律顧問 ジョン・ベントレー 31

特別講演2

「法整備支援の展望ー支援から協力へ」 メルボルン大学ロースクール副学長・アジア法センター比較法学プログラム長 ペネロペ（ピップ）・ニコルソン 43

パネルディスカッション「法整備支援の展望ー支援から協力へ」 55

パネリスト 名古屋大学副総長 鮎京正訓
慶應義塾大学大学院法務研究科教授 松尾弘
日本弁護士連合会国際交流委員会副委員長
国際司法支援センターセンター長・弁護士 矢吹公敏
JICA国際協力専門員・弁護士 佐藤直史

資料

81

国際研究

講演会「アジアにおける紛争解決制度」（2012年3月15日実施）

講演会の紹介 国際協力部教官 松川充康 113

講演録 ラジャ・タン法律事務所パートナー弁護士 栗田哲郎 114

広がりを見せる法整備支援 国際協力部教官 松川充康 137

2011年度調査委託報告書のホームページ掲載について（お知らせ） 142

国際研修

第3回ラオス本邦研修

国際協力部教官 中村憲一 143

中国民事訴訟法改正支援

国際協力部教官 江藤美紀音 152

第38回ベトナム本邦研修（ベトナム民法改正支援）

国際協力部教官 松原禎夫 165

～ 卷頭言 ～



法文化の水位

法務省参与
内 田 貴

法文化は、国境を越えて伝播する力の強い文化です。もともとヨーロッパの法学自体、古代ローマ法に淵源を発し、ローマ帝国が解体して、諸国が成立してからも、法の知識は、国境を越えた普遍性のある知識として学ばれてきました。その理由は、やはり何といっても、ローマ法という法文化の圧倒的な水準の高さにありました。

その後ヨーロッパの法学は、近代に入って飛躍的な発展を遂げ、ヨーロッパの人たちは、それが非ヨーロッパ世界においても普遍的価値を持つという確信を持つに至ります。むろん、ヨーロッパ中心主義だと言ってそれを批判することは可能ですが、ともかく歴史的事実として、近代ヨーロッパの法文化は「文明国」を象徴するものと理解されてきました。言い換えれば、その法文化を持たない社会は、遅れた社会とみなされたのです。そして、19世紀になると、その法文化が軍事力と手を携えてアジアに伝播することになりました。

アジアの国々のその後の歴史は、2つのパターンをたどりました。ひとつは、ヨーロッパ列強の植民地となって宗主国の法に服するという道。もう一つは、植民地化を免れるために国を挙げてヨーロッパ式の近代法文化を輸入する道です。インド、ベトナム、ラオス、カンボジア、インドネシア等多くの国々は前者の道をたどりましたが、日本は後者の道

をたどりました。中国やタイも、日本と似た道を日本より少し遅れてたどることになります。これを、強いられた近代化と呼ぶこともできるでしょう。しかし、文化は、水のように、高い方から低い方へ流れる傾向があります。たとえ軍事力で相手を圧倒しても、ローマに入った蛮族はローマ化していきました。もしアジアに、ヨーロッパの近代法文化に対抗できる法文化が存在すれば、成り行きは異なっていたかもしれません。しかし、日本の場合も、1871年（明治4年）に欧米文明をつぶさに観察する旅に出た明治政府の首脳たちは、法文化についての彼我の水位の差を実感したのです。

その後の日本の選択は、まさに目標に向けて一目散でした。うかうかしていては植民地にすらなりかねない状況の中で、とにもかくにも不平等条約を改正して列強と対等な独立国家となるために、ヨーロッパ式の近代法典の整備を急ぐことになります。しかし、条約改正の交渉は挫折の連続でした。幾度かの挫折を経て、英國との条約改正交渉があと一步のところまで至っていながら、1891年（明治24年）、大津事件の発生で外務大臣を辞任し、目標を遂げることができなかつた青木周蔵は、陸奥宗光外務大臣のもとでイギリス公使となり、1894年（明治27年）、ついにイギリスとの間で新条約の締結に成功します。その条約の発効は5年後の1899年（明治32年）と定

められました。法典編纂にいわば期限が切られたわけです。法典論争によって施行が延期された民法典を、日本人起草者の手で急遽作り直し、ときの首相伊藤博文自らを総裁として設置された法典調査会で精力的に審議を行ない完成させて議会を通し、ついに施行にこぎつけたのは、からうじて条約発効の1年前のことでした。

* * *

興味深いことに、植民地化を免れたアジアの他の国でも、同じような事情を見ることができます。日本とともに植民地化を免れた稀有の例とされるタイの場合もそうでした。五十川直行教授の先駆的研究「タイ民商法典の比較法的考察（序説）—日本民法典との歴史的関連性」（法政研究62巻3・4号）によれば、タイも、やはり日本と同様、列強と締結した不平等条約の改正が喫緊の政治課題となりました。そして、日本と同様に、西洋式の近代法典の整備がその不可欠な前提条件とされたため、「お雇い外国人」の法律家を招き、国を挙げて法典編纂を推進したのです。当初は、同国の多くのエリートが留学していたイギリスの影響が圧倒的だったようですが、1897年に法典編纂委員会が組織されて本格的な近代法典の編纂作業が始まったとき、ちょうど日本では法典編纂作業もほぼ終わり、不平等条約の改正交渉も大きく進展していました。タイと同様な鎖国状態だった国が、開国して30年で国家機構の近代化に成功し、日清戦争（1894-1895年）の勝利で世界の注目を集めています。タイにとって目標とするに足りる先例だったことは想像に難くありません。同年、アメリカ留学から戻ったばかりの若き法律家政尾藤吉がタイの招聘に応じて同国に赴き、足掛け17年にわたって滞在し、法典の整備に貢献しました。日本のアジア諸国に対する法整備支援の先駆といえるでしょう。

ほぼ同じ時期の清国についても、同様な状況を見ることができます。これについては島田正郎教授の『清末における近代的法典の編纂』（創文社、1980

年）という詳細な研究があります。それによると、当時の清国は、日清戦争のあと、政治体制の刷新に失敗し、義和団の乱（1900年）を経て、列強に駐兵権を認めざるを得なくなり、不平等条約で強いられていた治外法権と相まって、列強の干渉が内政にも重大な支障をきたすようになっていました。やがて、日露戦争（1904-1905年）での日本の勝利を見て、ついに清朝も目が覚め、日本をモデルに、法制度の近代化に乗り出します。その際、日本民法起草者の一人である梅謙次郎に協力を要請したようです。梅は、当時自ら総理の任にあった法政大学で清国留学生のための速成科を特設して、改革派の立憲運動を援助しており、そのことも協力要請を受けた理由の一つといわれます。しかし、梅は、初代韓国統監となつた伊藤博文の要請で、1906年から大韓帝国政府の法律顧問として京城に赴任することになっていたため、「代りに法典調査会整理委員であった岡田朝太郎を推したものと考えられる」と島田教授は書いています（前掲書26頁）。岡田は1906年末に中国に渡り、刑法・刑事訴訟法等の編纂顧問として活躍し、その結果、1910年に大清現行刑律が公布されました。またそれまでの中国の歴史の中で独立の法典を持ったことのなかった民商法についても、日本から商法については志田鉄太郎、民法については松岡義正を編纂顧問として招いて意見を徴し、大清商律草案（商法総則7章84条、公司律6章334条）、大清民律草案（5編33章1569条）が作成されました。しかし、国内の近代化を清朝の手ではかるにはすでにとき遅く、これららの草案は、1912年の宣統帝（溥儀）の退位と清朝の滅亡により、公布には至りませんでした。とはいえ、これもやはり日本人による法整備支援の先駆的事例として記憶されるべきでしょう。

中国はその後、対日戦争をはさみながら国民党と共産党の対立の時代に入りますが、民法についていえば、国民党政府のもとで1929年に中華民国民法が制定されます。これは清末の民法草案とは別物で、驚くべきスピードで起草された大部の法典ですが、

この民法はその後修正を経ながらも台湾でいまも拘束力を持っています。ところで、台湾大学の陳自強教授の論文「台湾民法の百年」(北大法学論集61巻3号(黄淨渝・鈴木賢訳))によると、中華民国民法はその起草に関与した法律家の多くが、日本への留学経験を持っていました。直接日本人が起草に関与しなくとも、教育を通じて日本の法文化が事実上の影響を及ぼし、日本民法と類似点の多い民法を生み出した例と言えそうです。

＊＊＊

ところで、タイ民法や清末の民法草案における日本の「法整備支援」は、それぞれの国が西洋列強との不平等条約を改正し、対等の独立国として生きのびるための方策として、日本の経験に有用性が認められたことに拠っています。西洋式の近代法典の整備に成功した日本の経験が、法文化の高い水位をもたらしたと言えるでしょう。

近代西洋法の継承に成功したアジアの国としての日本の経験は、その後は、日本の軍事力ではなく、経済的成功に裏打ちされて、価値を持ち続けることになります。しかも、日本に移植された西洋の法文化は、民法を例にとるならば、フランス・ドイツのほか、イギリス、ベルギーその他各国の長所を比較検討しながら起草されたもので、まさに起草者の一人穂積陳重が言うとおり、「比較法の果実」と呼ぶべきものです。さらに、その後の運用においては、日本というアジアの社会での経験が反映されているという点で、国内法の整備に乗り出そうとするアジア諸国にとって、欧米の個々の国の助言を受けることは得られない付加価値を持っています。今日の日本の法整備支援が成功している大きな理由はここにあるといえるだろうと思います。

しかし、法文化が水のように高い方から低い方へと流れるとすれば、その水位の差は、時間とともに確実に小さくなるはずです。西洋の近代法の継承に成功した国という日本のブランドは、すでに1世紀にわたってその威力を発揮してきましたが、いつま

でもそれが続くわけではないでしょう。とりわけ、国内法の近代化をなし遂げた国々は、その後は自らの手で制度を運用し、独自の改革にも乗り出すことでしょう。やがて水位の差がなくなれば、水は流れなくなります。もし、法整備支援という活動が、アジアにおける日本のプレゼンスを高めるという有用な役割を果たしているならば、先人が作り上げたそのブランドに寄りかかるだけではなく、その法文化の水位をより高めるべく、不断の努力が求められるのではないか、と思います。世界の法文化に影響を与えてきた、その意味で高い水位を持つ国のひとつであるフランスでは、フランス法に倣って立法をしたい、あるいはフランス法に倣って法改正をしたいと考える国々のモデルになるような、市場価値の高いフランス法を維持しなければならないということが言われています。同じことは、日本でも意識しておく必要があるのではないでしょうか。

＊＊＊

今、法制審議会では、日本民法の契約にかかわる規定を1896年の制定以来1世紀以上ぶりに抜本改正するという作業が進行しています。その目的は、これまで百年以上の間に実務が蓄積してきた確立した判例ルールを条文の中に明文化すること、条約改正のために大急ぎで作られた結果、本来の名宛人である一般国民から見るとあまりに不親切である条文を、国民に分かりやすいものにすること、そして、これまでの社会経済の大きな変化に対応できるよう、現代的な内容を盛り込むこと、などです。その改正内容をめぐっては、審議会の内外で精力的な議論が続けられていますが、ともすれば、議論の視点が内向きなものになりますがちです。すなわち、国内で仕事をしている法律専門家の視点に立って、自分の仕事において現状で特に困っていないから、改正する必要がない、といった議論もしばしば耳にします。そこには、日本民法を、国際水準という物差しに照らして眺める外の視点が、抜け落ちています。

法整備支援の最前線で、文字通り汗を流して日夜

努力しておられる方々の姿を、心からの敬意をもつて眺めつつ、国際競争力のある自國法が法整備支援を支える以上、支援の母法國にふさわしい水準の民法をめざした改正でなければならない、ということを改めて感じます。先人たちの努力のおかげで手に入れたアジアにおけるわれわれの法文化の水位を、少しでも高めて次世代へと引き継ぐ、という現代の法律家としての責任を果たすために。

～特集①～

「カンボジア民法施行記念式典によせて」

国際協力部教官
上坂和央

2011年12月21日、カンボジアでは、民法が適用¹を迎えるました²。

1999年3月から、JICAプロジェクトとして、日本の起草支援が開始し、12年余りの歳月を経て民法適用に至ったものです。

適用当日には、カンボジア司法省及びJICAの共催により、記念式典が開催されました。日本側からは、長年にわたり、起草支援の中心となって尽力された民法作業部会から、部会委員長の森嶋昭夫先生と部会委員の新美育文教授が招待されて出席し、森嶋先生が「カンボジア民法施行記念式典によせて」と銘打った記念講演をされました。そのほかにも在カンボジア日本大使館特命全権大使、JICAカンボジア所長などが出でて、適用をお祝いしています。

本稿は、記念すべき同式典における森嶋先生の記念講演の内容をご紹介するものです。

1 式典の開催日・プログラム等

開催日 2011年12月21日（水）8：30～12：00

開催場所 プノンペン市内「ピースパレス」

参加者 現地裁判官等600名超が参加

プログラム（添付の式次第のとおり）

・開会の辞 アン・ヴァン・ワッタナ司法大臣

・あいさつ JICA鈴木康次郎所長

・基調講演 黒木雅文在カンボジア日本大使館特命

全権大使

- ・講演 ソック・アン副首相
- ・勲章授与
- ・記念講演 森嶋昭夫先生
- ・閉会の辞 アン・ヴァン・ワッタナ司法大臣



会場の様子



講演中の森嶋先生

2 勲章の授与

なお、式典では、ソック・アン副首相から、森嶋先生、新美教授に対し、勲章が授与されています。

¹ 日本の「施行」と同様の概念

² 民法適用に関する紹介はICD NEWS第50号（2012年3月号）に掲載しています。併せてご覧ください。



勲章を受けた森嶌先生



勲章を受けた新美教授



カンボジア民法典施行記念式典によせて

名古屋大学名誉教授 森嶌 昭夫

2011年12月21日 於プノンペン

ソク・アン副首相閣下、アンボン・ワッタナ司法大臣閣下、ご列席の各国大使、国際機関代表ならびに貴顕淑女・紳士の皆様。

カンボジア王国民法典が施行される記念すべきこの良き日を心からお祝い申し上げますとともに、私は、カンボジアの王国民法典をこの国の同僚法律家とともに起草した日本のJICA法整備支援事業チームの一員として、歴史的に意義のあるこの式典に列席させていただき、カンボジア民法典成立の意義についてお話をさせていただく機会を与えられましたことをこの上なく光栄に存じます。

申し上げるまでもなく、民法という法律は、近代市民社会の政治的経済的基盤となっている法律であります。民法において、すべての個人は平等に法的な人格が認められ、土地所有権を始め、他人に支配されることなく使用・収益・処分できる財産権が与えられています。個人は、自分の自由な意思によって契約を締結することができ、自分の意思に基づかないで生じた損害については責任を負わないのが原則です。民法は、夫婦や親子などの家族法律関係についても規定しており、家族の法律関係も自由平等を原則として組み立てられています。相続においても平等を原則とされています。

このように、かつて封建時代の社会を支配していた権力的な身分の上下関係から脱却して、自由な個人の意思を尊重し、法人格の平等、所有権の絶対性、契約の自由、そして過失責任原則といった原則に立脚する民法は、法律概念や論理構造などの法律技術の面では、ローマ法やイギリス・コモンロー、あるいはゲルマン慣習法に起原をもっていますが、基本

的には18世紀以降のヨーロッパ、さらにはアメリカ合衆国で成育し発展を遂げてきたものであります。それは、政治的には個人の自由独立を原則とする市民社会を、経済的には商品交換を経済活動の中心とする市場経済を、支える法として生み出され育てられてきたものです。人が自由独立であるために、民法はすべての人に出生と同時に権利能力を認めています。人々が財貨を自由に交換するためには、財貨やサービス・労務の主体が自由に財貨やサービスを処分できる仕組みを用意しておく必要があります。民法は、取引の対象としての財貨として、所有権をはじめ、いくつかの財産権について規定しています。そして、財貨を自由に取引するために取引当事者間の取り決めに法的拘束力を持たせる契約制度を規定しています。さらに、市場経済社会が円滑に動いていくには、取引の場だけではなく、取引に参加する個人を支える家庭でも自由平等な個人の地位が保障される必要があります。すでに述べたように、男女、夫婦、親子関係でできるだけ自由で平等な関係を作っていくことが、親族法や相続法における基本的な考え方であります。もちろん、夫婦や親子関係は、取引関係と同じに見ることはできませんが、民法は個人の人格の尊重という考え方を貫いています。

もちろん民法は、市場経済に関わるすべての法律関係を対象とすることはできません。経済活動は多岐多様にわたり、財貨やサービスも時代や地域によってさまざまなものがあり、変化を遂げていきます。売買契約だけを取り上げても、個人の間の売買、それも土地と骨董品では違うでしょうし、事業者間

の商品の大量の継続的な売買、個人と販売業者との間のクレジット売買など、民法だけで規律することはできません。商人間の法律関係を規定する商法などの特別法や害賊販売法など消費者を保護する特別法が、民法の売買契約の規定を前提にしたうえで、当事者間の法律関係に応じて必要な修正を加えて、さまざまな財貨がそれぞれ円滑に取引されるような仕組みを用意しています。民法が、私法、つまり事業者を含む私人間の平等な法律関係を規定する法、の原則法あるいは一般法と言われるのは、民法が、法的人格の平等、財産権の尊重、契約の自由といった近代市民社会の法原則に関わる法規範を定め、特別の当事者や特殊の法律関係については、民法の原則を修正する特別法が規定しているからなのです。

市民社会においては、個人の自由平等な地位を尊重するという民法の原則は、民法典を超えて、私人と私人の間だけではなく、国などの行政機関と私人との法律関係である行政法の分野にも押し及ぼされています。行政法に特別の規定がない限り、個人の意思の自由を尊重する民法のさまざまな法規範が国と私人との間の法律関係においても適用されるべきだと言われることが少なくありません。民法が私法の一般法と言われるだけでなく、市民社会の一般法と言われる所以でもあります。

さて、これまでお話ししてまいりましたのは、主としてヨーロッパにおける民法の考え方であります。申し上げるまでもなく、市民社会・市場経済はヨーロッパ先進国に生まれ発展したものであり、アジアにおける市場経済は欧米からもたらされたものであります。17世紀頃からポルトガル・オランダなどのヨーロッパ諸国の人々が宣教や交易のためにアジアにまいりますが、19世紀にはアジアの多くの国がヨーロッパ諸国によって植民地化され、アジアの国々が国家主権を回復するのは20世紀も後半になってであります。アジアの多くの国は、つい最近まで、市民社会とか市場経済とは無縁であります。

しかしながら、グローバリゼーションの今日、自

由独立な個人からなる市民社会に移行し、市場経済を経済活動の中心に据えることは、歴史の必然的な流れとなっているように思われます。そして、市場経済に移行し市場経済を円滑に運営するには、市場経済の原則的な法規範の体系であり、市民社会の基盤となっている民法を制定することが必須の条件になってしまいます。しかし、先にも申しましたように、アジアの国々にとってヨーロッパに生まれた民法という法規範は異文化の産物であります。アジアとは異なる文化や社会を背景にして発達したヨーロッパ的民法をどのように取り入れれば、異なる規範を持つアジアの社会で機能させることができるのでしょうか。

19世紀後半、日本はヨーロッパ列強による植民地化を免れるために、アジアの他の国に先駆けてヨーロッパの近代法体系を継承して、近代的国家体制を整えようとした。法体制の整備にあたっては、お雇い外国人を雇って起草にあらせたり、優れた人材を外国に派遣して外国法を学ばせました。しかし、当時の日本社会はまだ半封建的な身分社会でしたから、民法については、外国人の起草した民法典（旧民法）は施行されず、再度起草された民法典においても、親族編や相続編では近代市民法の考え方を取り入れずに、男女不平等、長男子相続などの前近代的な制度を残すことになりました。しかし、それでもなお、国家の法律規範と日本の社会のなかに存在した慣習や規範との間には大きな乖離があったために、日本の裁判所や法律学者は、「法の解釈」という手段を使って、現実の社会の要請に適合するよう法律を運用せざるをえませんでした。もともと、規範は社会の中から生まれ社会に支えられて機能するものです。国家規範も社会から乖離していたのは機能しないはずです。日本の法律学は、過去1世紀以上にわたって西欧的国家規範とアジア的社会規範の構を埋める作業に没頭してきたように思います。

これに対して、カンボジアは、現在、国家法制の整備を進めているところでありますが、背景となっ

ているカンボジアの歴史と文化、そして社会的条件は日本とは異なっています。しかしながら、全く異質の文化的な産物である近代市民法を継受するという点では、日本と共通の経験をすることになります。その意味で、日本が異文化の法を継受しこれを運用してきた経験は、同じアジアのカンボジアにとっても参考に値するのではないかでしょうか。

それでは、ここからは、民法一般についてではなく、カンボジア王国民法典についてお話ししたいと思います。カンボジア王国民法典は、第1編総則、第2編人、第3編物権、第4編債務、第5編各種契約・不法行為等、第6編債務担保、第7編親族、第8編相続からなっており、全体で1303条の条文があります。ここでは、法技術的な細かな話は致しません。第1編では、民法の基本原則である、私的自治の原則、権利濫用の禁止、信義誠実の原則などを規定しています。第2編では、権利の主体である自然人、法人について規定していますが、人格権の規定もここにあります。第2編は、主として、先に述べた「法人格の平等」に関する規定からなっています。第3編は、所有権などの物権について規定していますが、少数民族その他の共同体の所有権など、カンボジアの社会の実態に即した物権を規定しています。第3編は、先に述べた「所有権の絶対性」を中心に、他物権と言われる物権についても規定したものです。第4編については、立法例によっては債権編とする場合もありますが、カンボジア民法は債務編として、債務の成立要件、債務不履行、消滅時効を含む債務の消滅事由を理論的に整理して規定しています。第5編は、各種契約や不法行為などを規定しています。第6編は、債務担保に着目して、抵当権などの物的担保と保証などの人的担保を一つの編のなかで機能的に規定しています。第4編、第5編、第6編は、先に述べた「契約の自由」に関する規定を中心にしています。どのような意思の行使によってどのような具体的な責任が生ずるのかというのが、ここでの

主な課題です。第7編、第8編は、親族、相続について規定しています。

カンボジア民法は、民法典として世界で最新のものであります。起草にあたっては、入手できるほぼすべての民法典や関連文献が参照されました。カンボジア旧民法、カンボジア土地法、カンボジア婚姻家族法などカンボジアの関係法はもちろんのこと、日本民法、フランス民法、ドイツ民法、スイス民法、最近のオランダ民法典、ケベック民法典、オーストリア一般民法典のほか、ヨーロッパ契約法原則やCISG（国際物品売買契約条約）、カリフォルニア家族法典、児童の権利条約などを参照して、最も新しい法原則を取り入れることを試みています。

最後に、この民法典の起草がカンボジアの法律家チームと日本の民法学者のチームとの間の6年を超える共同作業によってなされたものだということをご報告しておきたいと思います。

1997年確か夏だったと記憶しますが、私はプロンペイで開催されていた会議で、ベトナムの当時の司法大臣グエン・デイン・ロック博士のご紹介でカンボジアのチェム・スプーン司法大臣にお目にかかりました。当時、日本はJICAの技術協力プロジェクトとしてベトナムに対する法整備支援事業を開始したところであり、私はそのリーダーがありました。私たちは、日本が歴史的、文化的、社会的背景の異なる西欧法を導入し、日本の実情に適合させながら西欧法を運用するとともに、他方で日本社会の西欧化を図ってきた経験に徴して、ベトナムに対する法整備支援にあたって、市場経済の法技術的な情報を伝えるだけではなく、それぞれの法制度が西欧社会のいかなる社会的必要性に基づいて生み出されたのか、それはベトナム社会に存在するのか、そしてまた将来のベトナム社会にとってはどうか、という観点を、ベトナムの法律家と議論しながら検討を進めるという方針をとっていました。つまり、法制度を単に移植するのではなく、社会に受容される法制度をベトナムの法律家に選択してもらうという方針をとりま

した。この考え方をロック大臣は理解して下さったようでしたが、司法省全体としては最初はなかなか分かってもらえなかったように思います。何でもよいから最新の法律情報が欲しいということのようでした。しかし、ある法制度がベトナム社会で機能するかどうかという点を重視する私たちの考え方はやがてベトナム側から大きな信頼をかちうるようになりました。これがロック大臣がチェム大臣に私を紹介されることに繋がったのだと思います。

当時カンボジアでは、ポルポト政権後の国連カンボジア暫定統治機構のもとで総選挙が行われて制憲議会が成立して憲法は制定されていましたが、法律を起草できる人材はきわめて少なかったために民法、刑法などの基本的な法律も存在していない状態でした。チェム司法大臣は、私に対して、当時のカンボジアの状況を熱心に説明されて、今後グローバル市場に参入していくうえでカンボジアの人材と知見が全く払底している、については、ぜひ日本にカンボジア社会の基本となる民法典を起草してもらいたいと真摯に望まれました。私は、チェム大臣のカンボジアを思う真情あふれるお話を心を打たれました。しかし、民法典起草という大事業がどれほどのものなのか、また、それをJICAの事業として実施できるかどうか判断がつかないままに、チェム大臣のお申し出を心に重く受け止めて帰国し、早速JICAや日本の法務省、学者仲間と相談しました。相談の結果、カンボジアに対する法整備支援事業はお引き受けする、そのさい、ベトナムに対すると同じように、カンボジアの社会経済的条件を前提として、カンボジア社会に受容される法制度の整備を図ることを重視する、そして、事業の実施にあたっては、カンボジアの法律家の参加を求め、そのオーナーシップを尊重する、という基本的な理念と方法を確認しました。

私は、JICAプロジェクトの交渉にあたって、本日ご臨席のソク・アン副首相（当時内務大臣）に対して、日本の法整備の方針をご説明したうえで、民法起草プロジェクトの期間は少なくとも3年かかるこ

と、起草はクメール語を使用すること、そして、起草作業ではカンボジアの法律家の協力を得て、現在および将来にわたってカンボジア社会で機能しうる民法典を起草したいこと、を申し上げました。交渉の結果、1999年にJICAはカンボジアに対する法整備支援プロジェクトとして、3年間（実際には6年余かかりましたが）でクメール語の民法典の法案を起草することを決めました。具体的には、日本で、日本の法律家チームが規定案を起案し、それをカンボジアの法律家チームがカンボジア司法省内に設置された検討会議で日本の法律専門家（日本から派遣される短期専門家や常駐する長期専門家）とともに検討するということです。

カンボジア側からは、本日ご参列のヒー・ソヒア司法省次官、ユー・ブンレン控訴院長を含む約20名の方が司法省、裁判所、土地管理都市計画建設省、商務省、弁護士会から検討会合に参加されました。なお、交渉の結果、JICAのプロジェクトには、民法起草だけではなく、民事訴訟法起草も入ることとなり、日本側チームは、民法部会のほかに民事訴訟法部会も設けられていますが、ここでは民法部会についてのみ述べることにします。

日本側では、毎月約10名の学者、裁判官、法務省検事が参加して研究会を開催して規定案を起案したうえで、ほぼ毎月プノンペンで開催されるカンボジアチームのワークショップに2名ないし3名のメンバーを派遣して、法典の草案をカンボジアのチームと共同で検討しました。さらに、プノンペンには、当時は2名の長期専門家が常駐して、ワークショップの運営やカンボジア側で開催する用語確定会議と検討会合に出席して法律用語のクメール語訳の検討を行っていました。

カンボジア側の用語確定会議（検討会合）のメンバーは、プノンペンで開催される草案のワークショップや法律用語のクメール語訳を検討する検討会議に出席するだけでなく、年2回、毎回2ないし3週間にわたって日本で開催される研修に参加して、

日本の専門家とともに起草作業に参加してきました。検討会合のメンバーはいずれも熱心に会合に参加され、回を追うごとに法的論理や思考方法に対する理解を深めていったように思います。正直申して、最初は法律の知識という面では未熟であったかも知れませんが、日本の法律専門家と作業を共にする間にめきめきと力を付けていきました。もともと高い能力を持った人たちでしたが、カンボジア法律界のリーダーとして活躍しているメンバーの現在の姿を見ることは喜ばしい限りです。先にも述べましたように、1999年にJICAのこのプロジェクトが開始された当時、カンボジアには法律専門家として通用する法律家の数はそれほど多くはありませんでした。法律文献もなく、外国法についての情報にも限りがある状態でした。私は、法整備支援プロジェクトが被支援国の法制度の整備に貢献するだけではなく、プロジェクトの実施の過程で人材育成の機能をも果たすことができればと考えていました。

日本は、1868年の明治維新による近代国家体制への移行、1945年の太平洋戦争（日米戦争）での敗戦、そして本年3月11日の未曾有の東日本大震災で、大きな社会的経済的（政治的）変動に直面し、その都度諸外国から支援を受けてきました。恩恵を受けたことに深く感謝しながらも、私は、困難に直面している人あるいは国を支援するあり方としては、いずれ相手が自立できるような方法を相手とともに見つけ出すことではないか、恩恵を押し付けてはならないと考えています。

私は、カンボジア王国民法典の起草にかかるカンボジアと日本の法律家の共同作業が両国との信頼関係を深め、ともに受け合うという互恵作業であったことを誇りに思います。そして、この共同作業によって作られたカンボジア王国民法典は、カンボジアの社会的規範も取り入れていることから、カンボジア社会の現状に適合できることとともに、最新のEUの契約理論に基づく規定を置くなど、現時点では世界で最先端の民法典であることをカンボジア国民の皆

様に知っておいていただきたいと思います。

カンボジア王国がこの民法典を基盤として今後ますます繁栄されることを祈念して私のお話を終わらせていただきます。ご清聴有難うございました。

～ 特集② ～

第13回法整備支援連絡会

国際協力部教官

江 藤 美紀音

1 開催状況

日 時 平成24年1月20日（金）午前11時から午後6時
場 所 大阪中之島合同庁舎2階国際会議室（本会場）
法務総合研究所赤れんが棟3階共用会議室（東京会場）
式次第 後掲資料「プログラム」参照
出席者 132名（大阪本会場86名、東京会場46名）

2 法整備支援連絡会の概要

法整備支援関係者間の情報共有や意見交換を目的として開催されてきた法整備支援連絡会も、今回で13回目を迎えました。メイン会場である大阪会場、テレビ会議システムで中継した東京会場であわせて132名もの参加があり、盛況な会となりました。参加者の多くは、法整備支援に関わる官公庁職員、弁護士、大学関係者ですが、企業からの参加もあり、法整備支援の輪は年々拡大していると感じます。

今回のテーマは、「法整備支援の展望～支援から協力へ～」です。法整備支援において、いかにして相手国の自立を促し、支援受入国から卒業させ、対等なパートナーシップを組むべきかという、「支援」から「協力」への移行を目指し、法整備支援の展望を法整備支援関係者間で議論すべく、この討議テーマを設定しました。

この討議テーマにちなみ、日本のODA実施機関であるJICA産業開発・公共政策部長桑島京子氏による報告及び当研究所国際協力部長山下輝年による報告を行いました。

また、海外からは、USAID（アメリカ開発庁）STAR

プロジェクトチーフリーガルアドバイザーのジョン・ベントレー氏と、メルボルン大学ロースクール副学長・アジア法センター比較法学プログラム長ピップ・ニコルソン教授をお招きし、USAIDの対ベトナム法整備支援や、日本のJICAのベトナム法整備支援についての分析及び今後の支援・協力の在り方について講演をいただきました。



大阪会場

引き続き、日本において法整備支援の最前線で活躍する方々によるパネルディスカッションを行いました。メンバーは、次の方々です。

- ・ 鮎京正訓氏（名古屋大学大学院法学研究科長）

法学部長、教授)

- ・ 松尾弘氏(慶應義塾大学大学院法務研究科教授)
- ・ 矢吹公敏氏(弁護士、日弁連国際交流委員会副委員長、国際司法支援センターセンター長、一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授)
- ・ 佐藤直史氏(JICA国際協力専門員、弁護士)

(各スピーカーの発言内容は、後掲の議事録や配布資料に詳しく記載されています。)

今回のテーマは、先に述べたように支援から協力への移行の在り方を討議することを意図して設定していたのですが、実際に、報告者・発表者の意見や討議を通じて認識されたのは、法整備支援において使用される「支援」や「協力」という言葉の意味が人それぞれ異なっているということでした。そして、その中でもコンセンサスが得られた部分として、「支援」と「協力」はいずれも双方向的な関係であるという意味において本質的な違いではなく、単純に両者を、支援→無償・一方的な関係、協力→費用の相互負担・双方的な関係、と区別するのは適当でないことが認識されました。

内容を一つ紹介しますと、パネリストの矢吹氏が支援と協力について「恋人が友人になるプロセス」にたとえていたのが印象的です。恋人関係(支援)

の時は毎日会っていないと不安だが、やがて別れて友人関係(協力)になると、毎日は会わないけれども時々会って意見交換する、そうなると2人で会うのももったいないので、他の友人も呼んで皆で意見交換する、そして恋人関係にしろ友人関係にしろ、その根底にあるのが信頼であるというものです。

その他にも、鮎京教授が「次世代型法整備支援」と名付けてはどうかと提案されました。それはおそらく支援とか協力という言葉で誤解を招くよりも、新たな意義を含ませたいという意味もあるのでしょうか。後掲の議事録や配布資料を読むと、それぞれの考える法整備支援の展望(「支援」から「協力」へ)がいかにバラエティに富んでいるか分かると思います。いずれも興味深く、大変示唆に富むものでした。是非、法整備支援連絡会の本記事を読まれた上で、次回もますます多くの方々が御参加くださるよう、お願い申し上げます。

なお、ジョン・ベントレー氏とピップ・ニコルソン教授の講演は英語で行われましたが、資料も含め講演内容はいずれも当部の責任において、日本語に翻訳して掲載します。



東京会場

【司会（江藤）】ご来場の皆様、本日はお足元の悪い中、多数ご参加いただき、誠にありがとうございます。

私は、本日の司会進行を務めさせていただきます法務総合研究所国際協力部教官の江藤美紀音でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、ただいまより第13回法整備支援連絡会を開会いたします。

本日は、この大阪会場と東京の法務総合研究所の会議室とをテレビ会議システムで結びまして、質疑応答やディスカッションに参加いただくことになります。

東京会場は聞こえていますでしょうか。

【松川（東京）】聞こえています。松川です。よろしくお願ひいたします。

【司会】それでは、法務総合研究所長、清水治から第13回法整備支援連絡会の開会の辞を述べさせていただきます。

清水所長、お願ひいたします。

開会挨拶

法務総合研究所長 清水 治

【清水】ただいま紹介いただきました法務総合研究所長の清水でございます。

主催者を代表いたしまして、本日の法整備支援連絡会の開催に当たり、一言御挨拶申し上げます。



清水所長

本日はお忙しい中、大阪、そして東京会場に多くの方にお集まりいただき、誠にありがとうございます。

さて、昨年、我が国は東日本大震災に見舞われ、甚大な被害を受けましたが、その後の復興に努力する人々の姿から、昨年の漢字に「絆」が選ばれるなど、国民一人一人が強いきずなで結ばれることの重要性が認識された年であったかと思います。世界各国から日本への温かい支援が寄せられ、日本のODAによって結ばれたきずなが再認識された年でもありました。そのような中、今年も無事、法整備支援連絡会を開催できましたことを大変喜ばしく思っております。

この連絡会は、既に御承知のとおり、法整備支援関係者間の情報交換や連携促進の場となることを目的としており、今年で13回目を迎えることになりましたが、今回の連絡会のテーマは、「法整備支援の展望～支援から協力へ」としております。日本の法整備支援は、開発途上国の法の支配やグッドガバナンスの実現を援助するツールとして、現在、ODAの中でも高い評価を得ているわけでありますが、昨年末、閣議決定されました日本再生の基本戦略におきましても、改めてその重要性が認められ、各分野で当面重点的に取り組む施策の一つに法整備支援が取り上げられました。世界における日本のプレゼンスの強化、国際のフロンティアの改革の中の一項目でありますが、その中でインクルーシブな成長の基礎となる法整備支援の推進として、開発途上国における法の支配の確立と社会経済の基盤整備を図り、成長を確実なものとするために、法制度整備支援を推進することが明記されております。

今後もこのようなソフト面の支援がますます重要な分野として、長期的、発展的に継続していくものと見込まれます。しかしながら、法整備支援はあくまでも支援受入国の自立を支援するものでありますから、永遠に継続されるべきものではなく、最終的には支援受入国が自立して、自国の法の支配やよい

統治をみずから確立していくべきものであります。さらに言えば、支援がいつまでも続くとなれば、支援受入国に依存体質が生じ、かえってその自立を阻害しかねないことも十分考慮すべきであろうと思います。

そこで、これらの支援のあり方を考えるとき、支援国である我が国は、支援受入国自身による自立を目指し、当該支援受入国とも考え方を共有しつつ、具体的目標を設定した上で支援の期間を区切るなど、メリハリのある支援を行う必要があります。ただこのように法整備支援の究極の到達点は、支援受入国からの卒業とはいいうものの、卒業すればそこで支援国と支援受入国との関係が終了するのではなく、法整備支援を通じて醸成された良好な信頼関係を維持し、相互協力関係を構築するのが理想であります。このような支援から協力への移行を目指し、本連絡会では法整備支援の展望を支援関係者間で議論すべく、討議テーマを「法整備支援の展望～支援から協力へ」とした次第です。

この討議にちなみ、午前の部ではJICAと当所国際協力部から報告を行い、午後の部ではお二方の特別講演を設けております。1人目は、長年ベトナムで法整備支援に携わってこられましたUSAID、アメリカ開発庁STARプロジェクトのジョン・ベントレー氏です。2人目は、メルボルン大学ロースクール副学長・アジア法センター比較法学プログラム長、ピップ・ニコルソン教授です。御両名ともその豊かな経験に基づいた貴重なお話を聞かせていただけるものと考えております。さらにその後、今回のテーマについてのパネルディスカッションを行います。パネリストの方々はいずれの法整備支援の分野ですぐれた貢献をされている方々でありますので、会場の皆さんを交えて有意義な議論が繰り広げられるものと期待しております。

なお、昨年12月22日、元検事総長の岡村泰孝先生が御逝去されました。岡村先生は検事総長退官後、国際民商事法センターの初代理事長を務められ、法

整備支援の発展に貢献されました。一昨年の三ヶ月章先生に續いて岡村先生を失いましたことは、我々にとりまして大変残念で寂しいことではございますけれども、生前の御活躍に感謝申し上げ、謹んで岡村先生の御冥福をお祈りしたいと存じます。

最後に、本連絡会に御後援をいただいた最高裁判所、日本弁護士連合会、日本貿易振興機構、アジア経済研究所、国際民商事法センターを始めとして、私ども法務総合研究所国際協力部の活動に御協力いただいている多くの方々に深く感謝申し上げますとともに、この連絡会が我が国の法整備支援活動に一層資することを心から祈念いたしまして、私の挨拶といたします。(拍手)

【司会】続きまして、本連絡会の主催者から、今日の連絡会のテーマにちなみ報告させていただきます。

初めに、JICA産業開発・公共政策部桑島京子部長から、途上国の自立発展的な法整備に関する支援の考え方について報告をいたします。

桑島部長、お願いいいたします。

報告1

独立行政法人国際協力機構（JICA）

産業開発・公共政策部長 桑島 京子

【桑島】 皆様、おはようございます。御紹介いただきました独立行政法人国際協力機構（JICA）の桑島でございます。



桑島部長

まず、本連絡会共催者といたしまして、本日、御参考くださいましたことに感謝申し上げます。また、本会場あるいは東京会場にいらっしゃる多くの方々より、JICAの法整備支援事業に対し多大な御支援と御貢献をいただいていることについても、改めてこの場をお借りいたしまして御礼申し上げたいと思います。ありがとうございます。本日もよろしくお願ひいたします。

本日は、3つのトピックに沿って報告させていただきたいと思います。

まず、1つは、開発援助の一つとして法整備支援を行っておりますので、この途上国に対する開発援助としての法整備支援を通じて、その国がどのような状態になることを目指して援助をするのかといった法整備支援の位置づけについて、述べたいと思います。

そして、2つ目に、では、その法整備支援とはどういうアプローチで進むのか、今回のトピックでは、「自立発展的な法整備」というふうに書かせていただきましたけれども、この支援のアプローチについて御報告したいと思います。そしてこれを踏まえて、今後の法整備支援はどのような方向に向かうべきなのかということを議論させていただきたいと思います。

〈開発援助としての法整備支援の位置づけ〉

まず、JICAの法整備支援のこれまでの事業展開の系譜でございますが、お手元に案件の実績リストもございますので、合わせて見ていただけたらと思います。御存じの方も多いと存じますが、1960年代より途上国から法曹司法関係者を日本に呼んで研修を行うという形での法整備支援は始まっていました。

「国連極東アジア犯罪防止研修所(UNAFEI)」と連携しまして、主に刑事司法分野での研修から始まりました。そして皆様御存じのように、90年代に入りますと、市場経済を目指す国を対象とした技術協力プロジェクトの方式での法整備支援が拡大してまいりました。

まず、最初がベトナムです。これは森鷗外先生に率いていただきまして、民商事法を中心に支援が行われてきたわけですが、2000年代に入りましてからは、さらにラオス、また、中国については、例えば企業法の改正、独禁法の改正といった支援に展開しておりますし、そしてウズベキスタンにつきましては、倒産法の注釈書を作成するという支援から、その後、行政訴訟法、そして担保抵当法等の整備支援、そして現在は行政手続の改善のための運用支援のプロジェクトに展開しております。モンゴルにつきましては、弁護士会支援から今はADRへの支援に展開しております。

2つ目の系譜として、技術協力プロジェクトで動かしているものの中で、紛争終結国に対する法整備支援があります。カンボジアが、ベトナムに対する法整備支援を見て、ぜひ、カンボジアでも民商事法分野の基本法の整備について支援を受けたいとして始まったのが99年です。紛争終結国に対する法整備支援は、その後、東ティモールに対する人材育成支援、そして内戦終結後のネパールの民主化支援の一環としての民法改正支援、そして最近はアフリカ・コンゴ民主共和国に対する司法人材の研修に展開しております。

そして、3つ目もう一つの系譜といたしましては、97年にアジアの通貨危機を契機としたインドネシアにおけるガバナンス改革支援がありました。さまざまな司法人材の研修が行われ、その中で最高裁の幹部をお呼びした研修の中で、未済事件を減らしていくためにADRを導入、改善していきたい、これについて支援を受けたいという提案がでてきました。これに対し、和解調停制度に関する支援が行われました。

さて、JICAの法整備支援は、我が国の二国間ODAの政策枠組みの中で動いております。これを簡単にご紹介したものがこの図(スライド4)です。右上、日本のODAの政策枠組みとありますが、なぜ日本は政府開発援助、ODAを行うのか、その理念、哲学、

目的を整理して基本方針をまとめたものが「ODA大綱」です。2003年に改定されたものが現行のODA大綱です。これに基づいて具体的にODAを展開するための「中期政策」が2005年につくられており、こういった全体方針のもとで具体的な援助が動いています。主要な途上国ごとに国別援助計画または援助方針がつくられます。日本側のODA大綱、中期政策とともに、当然ながら、途上国側の開発戦略方針、重点的な開発課題に沿って、重点的に支援する援助分野を絞っていきます。ODA大綱、ODA中期政策は中期的なものですので、その時々の日本政府の政策については、右側にあるように、年度ごとに「国際協力重点方針」という形で提示され、国別援助方針に反映されていきます。例えば、昨年の大震災後は、日本の再生・復興に向けたODAの考え方が出てきています。ODAについても、日本の復興に貢献するような形で動かそうといった協力方針が含まれています。

そして、途上国にとって、日本も援助パートナーのうちの一つです。国際社会の動きとしては、例えば2000年より、すべてのドナーと途上国の間で合意されたミレニアム開発目標を通じ、世界全体で貧困削減を共通目標として共有していくという流れがあります。これについては、日本も国際コミットメントとしてこれに共同して取り組んでいます。こうした国際社会での援助協調、開発パートナーの一員としての位置づけも加わります。

こういった国別の援助方針に沿いまして、JICA自身も「アナリティカル・ワーク」という国別分析を行い、援助のプログラムを計画、設計し、動かしています。援助プログラムの計画にあたっては、当然ながら、途上国政府との対話を行いますし、そして他の援助ドナーとの対話も含め、援助協調に努めながら援助事業を動かしています。

次に、「ODA大綱」で日本のODAがどういうふうに位置づけられているかという点に移りたいと思います。

まず、我が国ODA理念の中で、目的、つまりなぜ日本がODAを行うのかということですが、日本はODAを実施することを通じて、国際社会の平和と発展に貢献をし、これを通じて我が国の安全と繁栄の確保に資することを目的とし、理念としています。そのために5つの基本方針が定められています。1つ目は、途上国の自助努力を支援するとの基本に立った援助を行うということです。そして2つ目は、人間の安全保障の重視です。個々の人間、一人一人の人間に着目して、人づくりを通じたコミュニティの能力強化などを通じて国の発展を目指していくという考え方です。そして3つ目は、公平性の観点です。格差や社会の中の弱者の状況に十分配慮しながら、公平な援助を目指すという考え方です。そして4つ目に、我が国自身が途上国の経験を持っており、自身の発展経験と、持っている技術、知見を活用した援助を行うという点です。そして最後、5つ目ですが、国際社会での協調と連携を進めるという点です。これは先進諸国、開発金融機関及び国際NGO、民間企業との連携といった多様なパートナーとの連携、協調を含むものです。

そして、援助の重点課題ですが、4つ挙げられています。貧困削減、持続的な成長、そして地球的規模の問題、これは環境問題や、感染症、食料、エネルギーといった課題です。そして4つ目に平和構築です。日本と緊密な関係を持ち、我が国の安全と繁栄にとって大きな影響を及ぼし得るアジアが重点地域になっていますが、合わせてその他の地域についても必要な援助を行うということがうたわれています。

このODA大綱の中で、法整備支援がどう位置づけられているかという点です。これも皆様よく御存じのことですが、先ほど申し上げた基本方針の1つ目、自助努力を支援することに関し、解説の中に次のくだりがあります。「よい統治、グッドガバナンスに基づく開発途上国の自助努力を支援するため、これらの国の発展の基礎となる人づくり、法制度構築や経

済社会基盤の整備に協力することは、我が国ODAの最も重要な考え方である。このため、途上国のオーナーシップを尊重し、その開発戦略を重視する」という位置づけです。

具体的に、では、国別援助計画はどのようにつくられていくのか、どのようなものなのかということを簡単にベトナムの事例から御紹介したいと思います。

まず、黄色の部分ですが、ベトナム自身が、2020年に工業国化を目指すとして10か年戦略を打ち出しています。重点政策の1つ目に、社会主義に基づく市場経済の改善、平等な競争環境、行政改革を進めるとあります。ガバナンスに関しては、法制度整備、そして行政能力の向上、汚職対策を強化すること、そしてそのための監視機関の強化、そして法の運用能力の強化などが具体的に挙げられています。重点政策の2つ目は高等教育、国家教育の改善による人的支援の開発、そして3つ目は交通インフラ、都市インフラに重点を置いたインフラ開発です。

ベトナム側の開発ニーズに関して、JICAは「アナリティカル・ワーク」を通じ、より詳細な分析を行っています。今後の持続的成長に向けてインフラの不足がボトルネックになること、また資金リソースは援助のみならず民間投資を活用するなど、多様化を図らなければいけないこと、また今後のガバナンス強化と投資環境整備の重要性、そしてマクロ経済の安定化や今後の持続的成長のためには環境の保全、環境の悪化を抑えることが重要であるなどの分析をしております。

日本の国別援助計画については、左上にありますけれども、3つの上位目標を設定しています。ベトナム10か年戦略に対応する形で、低所得国からの脱却を経た2010年をめどとする工業国化努力を支援していくということが1点目です。そして2つ目に、ベトナム国民の生活向上、そして公正な社会の実現を目指した支援を行うことです。そして3つ目に、持続可能な開発を支援する、この3つを上位目標に

立てています。

昨今の日本の関連する政策としては、「新成長戦略」があります。例えば日本の技術、知見を生かしたインフラパッケージの海外展開を念頭において、途上国の開発を支援していく方向性です。また、「日越共同イニシアティブ」、これは2000年代初めに始められた日越の官民合同でベトナムの投資環境改善を進めていくための取組みですが、こうした戦略方針を踏まえながら、日本の対ベトナム援助計画が作られています。

以上を基に、一番下の部分ですが、ベトナムに対する援助重点分野というのが4つ定められています。1つは、ベトナムの成長促進と競争力の強化を支援すること、2つ目に、社会・生活面の向上と格差是正を支援すること、3つ目が環境保全を支援すること、4つ目がガバナンス強化です。この具体的な援助事業の設計に当たり、他のドナーの援助動向、そして日本の知見、経験あるいは技術としての優位性を踏まえて、事業計画を策定・実施しています。

ガバナンス強化が重点分野の一つです。具体的には、2つのプログラムで動かしているということをこの図(スライド8)でお示ししています。1つは、法整備支援プロジェクトを含む法制度整備・司法改革プログラムです。もう一つは、行政能力の向上と汚職防止を支援するプログラムです。この2つを基軸にガバナンス強化を支援するという位置づけです。

ベトナムの市場経済化に向けた法整備支援の位置づけがどのように変化してきているかということをこの図(スライド9)でお示ししようとしています。ベトナムに対する法整備支援は、森嶌先生がベトナムのロック司法大臣と92年にお会いになられ、日本の経験に学びたいという要請がなされたことから始まりました。その後、95年からは、一橋大学の名誉教授でいらっしゃる石川滋先生をヘッドに、ベトナムのマクロ経済、金融財政、産業貿易、そして農業政策等々の包括的な分野にわたり、市場経済移行に

に対する政策支援のプロジェクトが立ち上りました。この95年から始まった知的支援の結果は、ベトナムの5か年計画にも反映されていますが、この知的支援の提言の中でも、法制度整備は重要な柱として提起されました。

具体的に、法整備支援は96年から技術協力プロジェクトの形で開始されました。ベトナムの市場経済化に向けた知的支援の位置づけであり、市場経済化のための法制度整備という意味合いが強いものでした。その後、2000年代に入り、ベトナムに対する投資も拡大し、ベトナムも発展軌道に乗ってきました。経済社会発展に伴い、経済制度についてもさらなる充実が必要となっており、日本の対ベトナム支援においても、例えば、知的財産権法に基づいて具体的に特許審査等を行う審査官の育成や運用のための制度整備、政府統計をとりまとめていくための能力強化、競争法の運用能力の強化、また中小企業を育てていくための人材育成、そして税関、税務といった制度作り、金融セクターの整備支援などが行われています。こういったものが具体的な支援プログラムとして位置づけられるようになってきました。

同時に、法整備や行政改革・汚職防止に向けた援助は、むしろベトナムのガバナンス改革を促進するための援助プログラムとして、その位置づけが変わってきました。また、法整備支援の内容も、民商事法分野に加え、国家賠償法や、刑事訴訟法、行政訴訟法などの分野にも展開してきています。そして先ほど御紹介しましたように、ガバナンス改革としては、例えば地方分権化に対する支援や、国会事務局の機能の強化、汚職防止、これに対する支援プログラムを展開してきています。

〈途上国の自立発展的な法整備に対する支援のアプローチ〉

2つ目のトピックに入らせていただきます。具体的な法整備に対するこの日本の支援アプローチというのはどういうものなのかということです。これも皆様がよく御存じのことですが、途上国が取り組ん

でいる「法整備」というものと、そしてそれに対する支援としての「法整備支援」を改めて定義しています。法整備そのものは上の黄色の部分ですが、その国全体にまたがる極めて広範な分野において、①ルールが整備されるようになること、②法の運用組織の機能が強化されること、③市民のリーガル・エンパワーメントが行われること、そして、④それらを支える人材が適切に育成され確保されること、これらが途上国を取り組むべき法整備の全体像です。この取組は、当該国の発展段階や社会状況の変化、新たなニーズの発生等に応じて、不断の見直し、継続的な見直しが迫られるものであり、いわば法整備は終わりのない国家としての営みであるというふうに考えております。

これに対するJICAの法整備支援とは、途上国側が取り組む法整備への諸努力を支援することであり、法整備そのものは終わりのない国家の営みですので、そのなかの重要な一時期における重要な課題を選びとり、双方が合意した対象分野と範囲について、一定期間の間、協力を買うものです。そしてその目指すところは、将来的にはその国が自分自身で自立的に法整備を行えるようになります。法整備に限らず日本の援助、あるいは、日本以外の多くのドナーもそうであると思いますけれども、途上国が自らの開発課題に自立的に取り組めるような課題対処能力を強化していくこそが開発援助の目的であるというように位置づけてきていたと思います。これを「キャパシティ・ディベロップメント」と呼んでいますけれども、このキャパシティ・ディベロップメントを支援することが大変重要と考えているわけです。

さきほど申し上げた法整備支援の3つの領域と人材育成を図式化したものがスライド12です。3つの領域はそれぞれ相互に密接に関連するものであり、この3つの領域それぞれにかかる人材を長期的な観点から育成していくことが重要です。したがって、途上国の法曹関係者に対しては、この3つの要素が

相互に関係すること、この3つを包括的な視点からとらえて取り組むことが重要であることを学びとつてもらうような、そういう支援のあり方が重要であります。

こういったことを背景にいたしまして、JICAの法整備支援の基本方針と留意点は次のとおりです。これらは、具体的に、皆さまからのご支援をいただいて法整備支援を進める中で学びとり、経験として集約したもの、ととらえていただければと思います。基本方針は4つあります。まずは、途上国側のオーナーシップを尊重するアプローチであることです。これは一方的に法令の起草をして提供するということではなく、日本側のアドバイザリーグループと途上国の側のワーキンググループとの間で共同作業、共同研究あるいは共同試行で進めるという対話のアプローチであることです。

2点目に、途上国の側で自立的に法整備を担うことができるような長期的な人材育成を重視するというアプローチです。これは、たとえば、今申し上げた途上国側のワーキンググループと日本側のアドバイザリーグループとの共同作業を通じて、いわばOJTを通じて気付きを促すというアプローチであるということであります。

3点目に、この法整備は途上国の社会に根づく支援でなければならないことです。例えば、ベトナムの法整備支援では、森嶽先生を中心とする部会の先生方の御指導の下で、ベトナムの社会調査を行いながら具体的な支援を行ってきました。これは同国のコンテクストに根ざした具体的な起草支援を行い、その国で運用するに当たってどういう課題・問題が生じ得るのかということを予見した上で支援を進めるというアプローチです。

4点目に、ほかのドナーとの協調のもとに援助を進めるわけでありますけれども、この援助協調に当たって重要なことは、ドナーは前に出過ぎないということであります。これは途上国側が自立的に援助対象活動の間の調整が行えるような、そういうった後

押しをするアプローチであります。

そして、留意点は、次の2つです。継続的な営みである法整備のある時期を切り取っての支援ですので、当該協力プロジェクトは、この中長期的なプロセスの中どこに位置づけられる支援なのであるか、目的、そして内容、範囲はどういうものであるかということについて、支援する側、そして支援を受けける側も十分共有しながら進める必要があるという点です。そして2つ目、後で出てまいりますけれども、支援を受ける側のキャパシティによって支援の範囲・内容、アプローチを変える必要があるという点です。

この自立発展的な法整備支援のアプローチについて、「ルールの整備」の事例でお話をいたします。これまで何回か発表がなされてきておりますので、皆様も既に御存じのことだと思いますけれども、例えばルールを整備するに当たり、準備段階では実際に制定されたルールが運用された後、どういう問題に対応することを想定するのか、あるいはどういう課題・問題が生じうるのかということを考えながら起草していきます。そして、実際に運用した後は、運用後に生じた問題を把握しながら、次の改正に生かしていくというサイクルとなります。この法整備支援が目指すものは、このサイクルを、援助を受け入れる側が自立的に回せるようにしていくこと、これが支援の狙いであります、自立発展的な法整備支援の意味するところです。

ベトナムとカンボジアの事例で改めて申し上げます。ベトナムの民法改正への支援の事例ですけれども、まず、最初のフェーズから社会調査を取り入れて、ベトナムの実態を把握しながら起草の準備を始めました。右の下の段階から始まり、矢印のもちろん中心にはベトナム側の自助努力—スライド15 赤の部分—がありますけれども、日本の支援—スライド15 青い部分—が、側面支援としてかなり大きな部分として動いてきたわけです。この起草支援の結果は、具体的には2005年に施行された改正民法に反

映されました。助言されたすべての点が反映されたわけではありませんでしたが、改正民法が2005年から動き出しました。

その後、支援のフェーズを重ねる中で、ベトナム側から、当初日本側から提案された社会調査に対応するものとしてRIA（レギュラトリー・インパクト・アセスメント）という制度を取り入れることを決めました。これはすべての法令を起草するに当たって必ず社会調査を行うといったものです。このRIAサービスをしながら改正民法の運用上の実態を把握する努力がなされました。その結果、日本側が前回助言して反映されなかつたところをどうするかも含め、更なる民法の改正について、日本側に支援要請が出てきたわけです。現在、2013年の立法化を目指して再度の民法改正に向けての起草支援が動いています。

この時点でかなりベトナム側の自助努力の部分が大きくなってきました。矢印の中核の部分がさらに拡大し、今後は彼らが中心になっていくと考えています。ですから、再々度の民法改正があるとすれば、今度はベトナム側が主体になるであろうと考えています。ベトナムに対する法整備支援は、2020年の工業化の実現を目指してそこが多分終着点となる、すなわち、プロジェクト形式による協力は、その終着点を目指して徐々に収束させていくことにならうと思っております。

カンボジアへの支援の事例です。ベトナムとは非常に対照的ですが、まず右下の、民法、民事訴訟法といった基本法の起草支援に当たりましては、立法の必要性の認識はもちろんカンボジア側にもあったわけですけれども、ベトナム側とは異なり、起草作業をカンボジア側から行うことはできませんでした。日本側のアドバイザリーグループから最初のドラフトをいただいて、カンボジア側のワーキンググループがカンボジアのコンテクストに合わせて一つ一つ逐条で法案を具体的に議論していくという形をとりました。おかげさまをもちまして、民法が昨年12月

21日に適用されたのを機に、民事訴訟法、民法とともに、実際の運用の段階によく入ったというのが今の時点であります。

これに関連して、20以上の附属法令の起草と立法化も必要でした。この民法、民事訴訟法に合わせた附属法令の支援においても、やはり日本側がかなりリーダーシップをとらなければいけませんでした。けれども、関連法令のうち法人登記省令や、供託法、不動産登記に関する省令については、カンボジア側で何とか起草班をつくって、彼らからドラフティングをするという形に変えることになりました。最初のフェーズが始まってから10年目の新しい支援フェーズになったときに、そういう方式に変えていくことにしました。実際には困難を極め、現地で関わってくださった専門家の皆様、アドバイザリーグループの皆様が多大な御尽力をくださったわけでありますけれども、この方式での起草が少しづつではありますが、軌道に乗ってきたところです。こうして、途上国側の自助努力の赤がだんだんと増えてきています。今の支援フェーズは3月一杯で終了で、4月からは適用後の民法、民事訴訟法の適切な運用がなされるように、中核となる人材を育成するプロジェクトに移行してまいりますが、カンボジアについては、この自助努力への支援は、まだもう少し後押しをすることが必要と考えています。

<法整備支援の更なる展開に向けて>

長くなりましたが、最後に、今後の展開に向けてのお話をさせていただきます。スライド18の黒字のところはすでに申し上げたことです。法整備は、途上国が抱える開発問題の解決を目指していく上で、重要不可欠な要素ですけれども、途上国の開発課題は極めて複層的なものです。総合的な開発の視点で支援が必要であり、そして途上国自身が法整備に自立的に取り組んでいけるように支援するアプローチが必要です。

あと2点お話しします。法整備支援には多様なスキームがあります。JICAのODAスキームについても、

本日御紹介したようなベトナム、カンボジアなどの技術協力プロジェクトだけではございません。日本に研修員を受け入れる研修の形もありますし、より長期にわたり日本の大学に留学生として受け入れる長期研修もあります。また第三国との連携で行う第三国研修、第三国専門家派遣といったものもあります。スライド19の下の箱でお伝えしたいのは、1点目、途上国の政策、体制などの状況、その他の要素も考慮しながら、その国に適した自立発展的なアプローチ、方法を途上国と検討しながら選んでいくことが重要であるということです。日本においても、JICA以外に、例えば大学や、日弁連等の法曹団体、そして法務省を含む各省庁がそれぞれ実施する協力事業、支援事業、交流事業などの多様な支援スキームがあります。

2点目ですが、JICAの法整備支援とは異なる枠組み、狙いや方法によって実施されている法整備支援や協力活動との間で連携し、途上国の長きにわたる自助努力の軌道に沿って支援していく、こういったことを検討していくことも重要なと思います。

そして、最後の論点です。法整備支援はその国の法の支配の確立を目指した支援であります。法の支配の実現のためには、法令の正統性とリーガルな位置づけの正当性を確保すること、中立的な行政システムや紛争解決システムの整備、そして国民が司法制度にアクセスできるようにすること、この3つの点が重要です。この法の支配の実現は、途上国の国レベルでのグッドガバナンスの構築のために、重要な要素の一つでもあります。グッドガバナンスの構築とは、当該政府が政策実行力を持って、かつ権限を濫用することなく、民意を反映するような形で資源を効率的、効果的に動員配分、加味できるようなシステムの構築と運営と定義することができます。

「法の支配の実現」あるいは「グッドガバナンスの構築」、いずれにしても、これらは理念、理想ではなく、それぞれの国の具体的な事情に落として、より具体的に理解をしていくことが必要だと思っており

ます。

これらを踏まえると、総合的な開発の観点から、途上国の自立発展的な法整備をより効果的に支援するための国別分析はより強化が必要でありますし、これをJICAだけで行うことはできませんので、この実施体制をよりどうやって強化していくか、ほかのドナー国・機関あるいは研究機関、教育機関等とも連携しつつどう強化するかということが重要です。このためには、例えば開発法学などの学問領域において、法と開発との関係あるいは法の支配とガバナンスの関係を実証研究していくことも重要だと考えております。そしてODA実施機関、大学あるいはそれ以外の機関との協力を通じた研究・分析情報の共有を進めていくことも非常に重要なと思っております。連携策をいかに具体的に模索していくか、そして他国との連携のためには、国際場での発信も強化をしていく必要もあると思っています。

以上、大変長くなりましたが、またこの後、質疑応答で議論させていただければと思います。ありがとうございました。(拍手)

【司会】 続きまして、法務総合研究所国際協力部部長、山下輝年から「法整備支援の今後を考える」について報告をいたします。

報告2

法務総合研究所国際協力部長

山下 輝年



山下部長

【山下】おはようございます。国際協力部長の山下輝年です。

私の発表に関する資料としては、1枚ものの目次項目しかお配りしておりません。パワーポイントはありません。用意しようと思いましたけれども、ちょっといろいろ時間がなくなつてできませんでした。できなかつたことが幸いしまして、午後に発表されるピップ・ニコルソンさんが、「私、パワーポイントを作っていないだけでも、どうしますよ？」と申し訳なさそうに仰ったのです。そこで、「私も作っていないから大丈夫です。」と言いまして、「仲間」がいるということでリラックスしていただきました。作らなかつたことも利点があるということをまず御紹介しておきたいと思います。(笑)

予定の時間がもう十数分しかありませんが、私が本日申し上げたいことは、今回のテーマに関する反応と、今後どうやつたら法整備支援というものが支援という一方的な全ての面倒を見るという形のものではなくて、お互いに対等の立場でパートナーシップとしてやっていけるのかということ、そこを見極めながら何をしていったらいいのかということです。期間的な話についても、個人的意見ですが述べたいと思います。

まず、このテーマ、副題のほうですけれども、「支援から協力へ」と書いてあります。3つの反応がありました。1つは、日本が一方的に支援するのではなくて対等に協力するあるいは交流する時期に来たのかと、そういう感慨を持ってその発展を素直に喜ぶ反応がありました。それを聞いたときに、私自身はそうではないけどな、という思いがありました。というのは、2番目の反応がそれを表していますが、ある人は「支援から協力へ」というタイトルを見た瞬間に、法整備支援はもう終わってしまうのかと、あるいは終わろうとしているのかという疑心暗鬼の反応であります。そういう方々は法整備支援の現場で活動している人に多くございまして、実態を知つておりますので、まだまだそういう段階ではないだ

ろう、というような反応です。3つ目は、この法整備支援の現場に余り関わっていない人になりますが、法務省が公に広報するときには、法整備支援は1994年から始まりましたと言っています。確かに第1回のベトナムの司法高官に対して研修を実施したのがその年ですけれども、それだけを見ますと今2012年ですから、もう18年になろうとしているわけです。もう20年じゃないかと、何故か2、3年プラスして付け足し、いつまでやるんだと、こういうような反応があります。3つの反応、私自身はいずれも正しくないと思っているわけです。

といいますのが、1994年に始めたといいましても、ここにいらっしゃる方々は御存じでありますが、当時は本当の手探りでした。JICAのプロジェクトになつたのがベトナムの1996年ということになっております。それも押し迫つた12月であります。当時派遣された専門家は、なかなかベトナム司法省とのコミュニケーションに困りましたし、そうやって手探りで始めてようやく1999年終わり、あるいは2000年に入って、法務省も日弁連も、それから最高裁の協力も得て、ベトナムに3名の法律専門家を送れるようになりました。そこから活動が広がつていきましたので、私としてはそこがスタートというか、本格的なものであろうと考えます。するとまだ10年であるという感覚であります。ですから、公に語られる年数だけで判断してもらっては困るという意識です。

そうはいっても、二国間支援でやっていきますと、まさかずっと付き合うわけではないだろう、やっぱり終わりを見据えなきやいけないだろう、そう言われば確かに頭の中で考えるとそうなるわけであります。ここら辺りで皆さんにもそういう意識を持つてもらいたいという意味で、今から何をしておかなければいけないかということで、このテーマの副題にしたわけであります。

今3つのことを紹介しましたけれども、まさに同床異夢状態であります。日本の経営の神様と言われる有名な松下幸之助さんの言葉を借りますと、「部下

が10名だったら自分が命令してやりたいことをやり遂げられる。100名だったらお願ひするしかない。1,000名になると祈るしかない。」と言っております。ここにいらっしゃるのは100名弱ぐらいですので、「お願ひ」ということになるかと思います。

では、どういう時点で支援が終わるのかと申しますと、我々のやっているのは早い話が国家法たる立法支援がありまして、それに関連して人材育成とかいろいろ法制度の運用があります。先ほどのJICAの話によりますと、市民のリーガル・エンパワーメントという言葉もありました。私、横文字が余り好きじゃないので、法律家が法の運用ということを言うと大体運用する側のことを言いますので、市民目線で言うなら法を利用する能力を高めると、こういうふうに言うことができるのではないかと思います。

文字面では簡単であります。相手が自分で立法し、法整備をし、法制度を運用できるような状態になつたら支援は終わるわけであります。ですから、そのあたり禅問答のようですが、そういう状態になるということは、当然、それを運用する人材がそろっているあるいは生み出していける、今後もということが入っていなければならぬのです。そうすると、次に、どこの何で判断するかというと、相手の国がそういう状態になったのかどうかという評価も非常に難しい。難しいと言いつつ何らかの指標を立てて評価するわけですけれども、逆に、今度は日本側から見て、日本側が何を支援できるのかと、あるいは我々がやっている日本の整備支援は何が売りなのかと、何かすばらしい品質を持っているのかということのほうから考えてみると分かり易くなると思いまして、配布の目次項目の2の(2)のところに整理したわけであります。民商事法分野あるいは司法分野を中心に基本法と言われるものを中心によってきましたので、それに基づいて書いたものでありますけれども、これを並べるだけでも結構なものがあります。

まず1番目が、相手の国の状況が全く分かりませ

ん。日本からすると中国、韓国、この法制度の研究者は結構いるのですが、それ以外はもうほとんどいないという状況です。そういうところから始まといふことであります。ですから、現地調査がかなり重要なになってきます。基礎情報の収集が問題になってくる。2番目に、その上でどの分野を支援するかということを決定することになります。3番目に、立法支援、助言型であるのか、起草型であるのかはともかくとして、そういう段階に入ります。立法だけでは絵に描いた餅になりますので、法曹育成が必要になりますし、その法曹育成に役立つ教材作成ということも必要になってきます。これが4段階目です。5段階目として、その教材作成支援の一環でもあります、裁判の実務の改善支援を行う。特に6番目として、判決作成に関して支援を行ってきた経緯がある。また、現実に本格的にはやっていませんけれども、7番目として判例や判決の公開に関する支援を考えられるでしょう。基本である本体の訴訟手続あるいは基本法、実体法ではなくてその代替手続を行っているADR、仲裁和解調停という支援もあります。最後に、執行・保全に関する問題、基本法だけではなくて、ほかに知的財産権とか他の特別法分野もあるでしょう。

実は、これはある1か国に対してやってきたものを並べたのではなくて、ベトナムでやりました、カンボジアでやりました、インドネシアでやりました、ラオスでやりましたというものを総合して整理して並べると、大体これだけの10項目が現われてくるわけであります。そうしますと、私の感覚では、これをやってきた、あるいはこれをやっていくときには、もうざっと20年から25年、四半世紀はかかるのではないかというのが素直なところであります。なぜかと言いますと、一度プロジェクト、例えばJICAのあるいは開発といった行為ですね、開発分野ではプロジェクト形式で3年ないし4年あるいは5年で決めますけれども、5年でそういう短い期間ではなかなかできないのです。もちろん支援分野を切り取って

どんどん継続していくのですけれども、これだけのことをやるだけでも四半世紀かかるのではないかと思うのです。

面白い話がありまして、2010年5月31日でありましたけれども、名古屋大学センター法、Center for Asian Legal Exchange、最近ようやく言えるようになりましたけれども、CALE(ケイル)でシンポジウムがありました。アフガニスタン法整備支援10年ということで、オーストラリアのベロニカ・ティラーさんが話しておりました。アフガニスタンの法整備支援10年ですから、ほかでは随分前からやっているわけですけれども、そのときにある研究所がアフガニスタンがシンガポールみたいになるのにはどれぐらいかかるのかという試算を出したらしいです。彼女が紹介したのは数百年かかる、あるいは1000年ぐらいだったと思いますけれども、そういうことを言っておりました。これは多分、後で議事録が出てくれば明確なところが分かる、つまりそう簡単にはいかないということです。簡単にはいかないのであれば、始めるとき、あるいは今実施しているときに日本側は支援者としては相当の覚悟を決めてやらなければいけないということにもなります。かといつてずるずるやってもいいということです。

急がば回れの発想ということも書いておりますけれども、カンボジアでは最初3年計画で民法と民訴を作ると言ったときに、他のドナーから随分長い、悠長だと批判されました。けれども、結局は施行されるまでどちらも10年ぐらいかかるわけですから、そこから法制度の運用となると更に10年ぐらいになるのではないかと。日本でボアソナードという人が有名ですけれども、日本に滞在した期間が23年間ありましたので、その間に多分いろんな方を教育したのだと思います。また、ADRというのも、あくまでも本体の裁判が信用ならないからADRも支援しましょうという文脈もあるけれども、あくまでもオールタナティブ(代替)でありまして、本体がしっかりとして

いないとADRで決まったことも執行できないということになってしまいますので、基礎の支援というのは重要なんだろうと思っております。

あとは駆け足でまいりますけれども、途上国から見ると支援は欲しいに決まっております。特に中毒症状になります。昔、森嶌先生は、法整備支援は麻薬のようなものだと仰いましたけれども、それは支援する側が面白すぎてなかなか抜けられないという意味と、相手もなかなか離してくれないという意味があります。後者のほうがありますので、相手がずっと続くわけでもないので、終わるときには、終わるにしても相手の自主性を尊重したほうがいいと。そうしますと、例えばベトナムを例にとりますと、先ほどJICAの図では螺旋状にありましたけれども、実はあの螺旋状は本当にそのまま螺旋状に行くかどうかはよく分からず、時々、元に戻るんですね。法律をやってみると、どんな本を読んでも1回で分かるわけではなくて、何回も読み直してあるいは周辺物を読んでようやく次のステップに行けるという遅々として進まないところがありますので、途上国にとってみればなおさらです。

ベトナムの場合には、2020年を目標にして政治局決議が出ておりますので、この段階を彼らが目指して着々とやっております。彼らにはそれ相応の能力がありますので、これをめどにしておくことは必要であろうと思います。日本側としても、そこに向けて徐々に、いつまでもこんな丸抱えの支援ではないですよというサインをどんどん発信していかなければいけないと思います。またJICA枠組みでもなかなか難しいかもしれませんけれども、コストシェアリングという発想があるわけですから、徐々に相手側にも相当の負担を持ってもらうように持ち掛けいかなければいけないと思っております。

そうなると、相手が自分で費用を出してでも日本の支援が欲しいと、あるいは日本と交流したいと思われるようなものを我々は持っていないといけないということです。じゃ、まるきりないかというとそ

うでもなくて、ベトナムの2つの例を挙げますと、ベトナムが2010年、最高裁判決が間違ったときにはどうするのだというようなことに関して、UNDPがセミナーを主催しました。そこでは英米法圏の専門家がパネリストになっていたときに、ベトナムが日本側からも参加者が欲しいと要望したと聞いております。昔では考えられませんでした。それほどベトナムは一応日本に注目しているわけです。

もう一つ、インドネシアですけれども、こちらも日本の裁判制度あるいは司法制度、裁判官教育に興味があるということで、自分たちが半分負担してでも法務省等を通じて、この法整備支援の中で活動していくたいというような要望が来ておりましたので、日本もそうまんざらでもない。現実に日本人も西洋に何十年間と研究に行って導入しているわけですけれども、その際には相手が受け入れてくれるからできるわけで、日本も、じゃ、途上国からこちらに来て学びたいといったときに受け入れる度量があるかと、あるいは受け入れる人材があるかということが多分問われるのだと思います。そういう意味で言いますと、まさに支援というのが終わったときに、本当に彼らが自分たちの費用で負担してでも日本に来たいと思われるようなことをやり、あるいはそういうものを提供していかなければならないだろうというふうに思っております。それで最後に、もう時間もありませんので、最近のこととしてお伝えしておきたいと思います。

実は、日本再生の基本戦略というのが昨年閣議決定されておりまして、そこで1項目として世界における日本のプレゼンスの強化という中に、インクルーシブな成長の基礎となる法制度整備支援の推進とあります。さらに、その内容は開発途上国における法のシェアの確立と社会経済の基盤整備を図り、成長を確実なものとするために法整備支援を推進するというふうに一応取り入れられました。以前、内閣官房のほうの海外経済協力会議で基本方針とか出ましたけれども、実はその海外経済協力会議は2011

年10月に廃止されておりまして、その基本方針が生きているのやら生きていないのやら分かりませんが、この最新の再生戦略では取り上げてもらったということを皆さんにお伝えしておきたいと思います。

インクルーシブとは何だと言うと、これはJICAのホームページですけれども、要するに全体が特定分野の1つに限らず、全体が恩恵を受けるようなダイナミックな開発という意味らしいです。包括的なという意味です。教育分野にいきますと、障害者にも及ぶようなという意味で使われているときもあります。こういう動きになります。実はこの再生戦略にはレジュメの項目の最後に書いてありますが、民法、債権法改正も取り上げられております。民法改正というと議論が噴出してとんでもないという人から、やるべきだろうという人といろいろあると思いますが、ここでご紹介したいのは、進めている内田貴先生が一般向けに、ちくま新書から出している新書版の本があります。全編、この法整備支援にも目を向けていますが、最後のほうにカンボジアの民法のことが書いてあります。構成、編立ては1つの参考になると、ちょっと遠慮した形で書かれております。このJICAあるいはここにお集まりの皆さんのが推進してくださったカンボジア支援が日本の改正にも影響してくるということでは、非常にいい形で説明されていると思います。もちろん民法改正に反対の人は、それはいい形ではないと言うかもしれませんけれども、その議論はさておきまして、法整備支援がこのように単に相手国のためではなくて、日本にも影響するであるからこそ、日本に学びたいと思うような支援をあるいは法制度を構築していくのが必要であろうというものが私の言いたいことです。

ちょっと時間をオーバーしましたけれども、以上で終わりたいと思います。御清聴ありがとうございました。(拍手)

質疑応答

【司会】 それでは、質疑応答に入ります。

森嶌先生お願いいたします。

【森嶌】森嶌でございます。ベトナムとカンボジアのJICAの法整備支援をやっております。

最初に、桑島さんのレポートにつきましてコメントをさせていただきます。

一般論、抽象論として、桑島さんのおっしゃったことについて何ら異存はございません。ただ観念的抽象論としてはこのとおりですけれども、実態としてはそうはうまくはいかないということで、今後の法整備支援との関係で、先ほどから山下さんがおっしゃったことに100%賛成ですので、これを含めて幾つかコメントをさせていただきたいと思います。

まず最初に、グッドガバナンスということですけれども、およそガバナンスとは何かということですが、これはアメリカにおけるガバナンスと、例えば現在のロシアのガバナンスとベトナムのガバナンスとは、それぞれ違うわけであります。端的に言うと、社会主義におけるガバナンスと日本のガバナンスとは違うわけでありますから、そこで、例えばアメリカのような統治機構を持ち込んで、これをやるのが民主主義であるといって法整備支援をすることにして、JICAが被支援国に対して支援をしないと言えば、これは相手国の主権に対する侵害になります。私は他の国の批判をするつもりはありませんけれども、そういう法整備を今まで他国でやってきたのは、これは植民地主義でありますから、少なくとも私はそういうことをしないことが自主性の尊重でありまして、そこでグッドガバナンスの中身は何かということを検討しておかなければ、グッドガバナンスを自主性を尊重してやっていくんだということ自体が論理矛盾になるわけです。

この点に関し、グッドガバナンスという言葉は、セマンティクスという学問によれば、言葉自体で情緒的反応を引き起こす言葉で、グッドガバナンスというだけで何かいいことをやっているみたいに思われますが、実はそれだけでは何を意味しているか決まっていないのです。それから、先ほどの山下さん

のおっしゃった日本再生の基本戦略における法整備支援について、1996年以来、法整備支援がともかくここまでこぎつけてきたことから、法整備支援というのはうまくいくものだということになっています。また、JICAの予算が橋1本造るくらいで法整備支援はいろんなことをやれるものですから、これは安上がりで評判もいいということで、日本再生のために役立つとされています。反省をしなきゃならない時期にあるにもかかわらず、安上がりで評判がいいから法整備支援を将来的に日本再生の基本戦略の中に入れることになっているのです。私は基本的にこういう発想が間違っているというのではなくて、ただ言葉でぽんと入れてこれでいいという神話を作ってはいけないという意味で、もう一度きっちり位置づけをした上でこれをやっていただきたいということあります。

次に、支援内容に関してです。山下さんは法務省におられるので、これまでのいきさつから法整備支援は法務省の管轄の範囲内のことを行ってきたわけですけれども、申し上げるまでもなく法体制は法務省の管轄だけでなく、先ほどの桑島さんの話もありましたように、経済領域ですと、経済産業省とか、国土交通省とかいろんな役所、分野があるわけですが、今まで、法務省の管轄である法文の一部だけをやらざるを得なかつたわけです。それしか日本のキャパシティがなかつたわけです。しかし、今後、日本再生の基本戦略といったときに、JICAとして、今まで通りに法務省とだけやっていいのかということもあります。基本的な考え方として、従来うまくいってきたことに抽象的な言葉をかぶせて、それで神話の上に乗っかつたのではいてはいけないのではないかということを申し上げたいと思います。

それから、法整備支援の基本方針というのがありました。スライドで言うと13ページですけれども、これも基本的には問題がありませんが、しかし、例えばここに書いていることは、これまでベトナム、そしてカンボジアで、私の自己評価では不完全なが

ら努力してやってきたことありますて、このことについては私が今年の1月1日号の学士会会報892号に書いてあります。タイトルとしては、「我が国による開発途上国の法整備支援」となっています。これはきちんとした論文ではなくて、一種の隨想みたいなものですけれども、この13ページに抽象的に書いてあるようなことを具体的に書いてあります。

それでは、この基本方針というのは、桑島さんのスライドのページがないのですけれども、JICAの法整備支援の系譜というスライドで書かれたラオス、中国、ウズベキスタン、モンゴル、東ティモール、ネパール、インドネシアでは、貫かれておられるのか。例えば、法典の教科書を出したという支援プロジェクトでは人材育成までやっているのか。この基本方針の中でどう位置づけておられるのか。どういう戦略でやっておられるのか。JICAとしてはきっちり位置づけておかなければならない。先ほどの関係で申しますと、最初のころのプロジェクトは我々のキャパシティからいって、法務省と民法の学者である私たちで出来る範囲のことをやってきました。今のところ法務省と最高裁、最高裁には法務省が三顧の礼でお願いして入ってもらっているのです。法務省も最初は人員、予算がつかないということで積極的ではなかったのですけれども、お願いをして入っていただいたのですが、やはり山下さんなど何人か通常のお役人とは違った方が一生懸命やってくださって、だんだんと作ってきたわけです。法整備支援はキャパシティの制約からかなり狭いところから始まっていますけれども、JICAが現に広げている風呂敷は我々の持っているキャパシティをはるかに超えているのではないかと懸念されます。そこでこういう基本方針と留意点、それからまた日本政府が出しているODAの基本方針を見て、現在展開している法整備支援プロジェクトをどう位置づけるのか、そして、また今までやってきたことはどのように位置づけられるのかということですね。それとの関係で言いますと、プロジェクト期間を切って被支援国が

自立したら支援プロジェクトを終了するというのですけれども、それでは、自立というのは何なのかという問題も、法整備とは何かということを考える上でしっかりとやっていかなければなりません。

その点で、ベトナムとカンボジアについて、スライドのページがよく見えないのですが、ベトナム法整備支援の展開、カンボジア法整備支援の展開、事例のところで出ているところです。これは桑島さんが実際にやりになったわけじゃないですから、桑島さんのご説明の中に幾つか事実上の誤りがあるのを非難するわけではありませんが、例えば、一橋の石川先生の経済政策支援の話に誤りがあります。ベトナムで新しい経済計画が始まったのは確かに95年かもしれません、実を申しますと私が鮎京君と一緒にベトナムに行って、グエン・ディン・ロックさんに頼まれていろいろなことを始めるよりも、前に一橋の石川先生がベトナム政府の支援をしておられたのですが、これも日本政府は直接関わっていません。石川先生は多分、一橋のお金か、自費でかやつておられたと思います。我々も自分でやっていて、後に経済使節団が行って初めて、我々の始まる段階で多分石川先生のプロジェクトも始まったのだと思います。ベトナム政府自身は、JICAのプロジェクトではありませんでしたけれども、いろいろ経済政策について、石川先生のアイデアを取り入れていて、その意味では石川先生は私よりはるかにベトナム政府に入り込んでいたのです。

これは桑島さんがご存じないのはやむを得ませんけれども、私が申し上げたいのは、ベトナム政府やカンボジア政府にニーズがあったにもかかわらず、日本政府はそれまで一体何をしていたのかということなのです。これは過去の話ですが、今後はやるべきことを、JICAというか外務省が、それに経済産業省やNEDOなど、そういう機関が総合的にどこから金が出るかというだけではなくて、相手国が全体としてインクルーシブグロース化する、インクルーシブかどうかはともかくとして、サステナブル・ディ

ベロップメントをするにはどのような支援をしていくのかということを、もっと戦略的に進めていくには、今後これらの支援機関の連絡会議をつくるべきではないかと考えています。その中で法整備をどう位置づけていくか。しかも法整備についても法務省がやっている法整備と他の機関との法整備の役割分担をどするのかということを検討しなければならない。私たちのやってきた法整備は全体のごく一部であったので、個々の事業を全体に統合していくかなければならない。私はこのことをJICAの佐藤さんに前から言っているのですけれども、JICAの法整備の戦略はまだ出てこないんですね。国の金を使ってやっているわけですから、統合的な戦略についてどんどんアイデアを出して、みんなで議論してやっていかなければならない。それこそ参加型で、早く法整備の戦略を作らねばなりません。その意味では言い過ぎかもしれませんけれども、グッドガバナンスができていないのは、今のところ法整備支援事業のガバナンスさえちゃんとできていないのではないかということを私は申し上げておきたいと思います。

次に、人材育成について申し上げます。先ほど、自立の問題に関してカンボジアの次のフェーズは人材育成だと桑島さんはおっしゃいました。民法の法典ができる、そして次の段階としてカンボジア人の法律家による法人登記の省令などのドラフティングのチームができたということでした。しかし、これも実は彼らがドラフティングができるようになったわけではなく、日本の長期専門家が作ったドラフトを検討しているのです。これまで、日本側がドラフティングをしたものを、向こうへ持つて行ってカンボジア側と一緒にディスカッションをしたり、ドラフトについて意見を聞いたのです。その過程で人材育成をしてきたわけですが、カンボジアの起草チームをまた日本に何回も招いて研修を行い、このようなメソドロジーで人材育成をしたわけです。これに対して、今のフェーズは向こうに長期専門家が3人行っていますので、その人たちが現地のチー

ムと一緒にになってドラフティングをして、それを日本に投げてきて、我々学者チームがそれをチェックするという形でやっています。

そこで、この次のフェーズですが、人材育成は、ドラフティングチームの人材育成ではなく、今度は裁判官の育成ということになっています。具体的にどうするのだということですが、JICAは人材育成という抽象的な言葉で済ませていますが、裁判官育成はドラフティングスキルの育成とは違います。

実際に担当しておられる方は、苦労しておられると思うのですけれども、JICA本部は、何をやれば何がどのように展開していくのかということを、抽象的なグッドガバナンスとか、サステナビリティとか、人材育成とかいう言葉でなくて、具体的に示す必要があります。被援助国それぞれがそれぞれの発展段階にあり、歴史的、政治的な背景がそれぞれ違うわけですから、そういうことをしつかり認識をした上でどのような方法でどこまで育成するのちう戦略をたてておかなければ、人材育成はきりがなくなってしまいます。

最近では我々学者グループはプランニングから外されており、今度どこどこが来ますから、何日からこういう研修をしますので、やってくださいと言われますけれども、JICAが我々を安い労働力として使うというのならそれはそれで結構ですけれども、我々の頭脳は多分JICAの頭脳よりも専門分野においては優れていると思いますので、特にストラタジックなプランニングをする場合には一緒にディスカッションをして、どういうふうにしていけばそれぞれの国にとってよりよいガバナンスに役立つかということを戦略的に検討することが必要でなかろうかと思います。

多少きついことを申しましたけれども、私は財政赤字を出している国の税金を使って、今苦しい立場にある途上国に対して支援をするというのならば、いろいろな知恵を集めるべきではないでしょうか。抽象的な言葉を使って、それを当てはめて神話の上

に乗ってやっていくという時期ではないと思います。以前からそういうことを私どもは考えてやってきたつもりですけれども、それを端的に今検事らしい言葉で言われたのは山下さんですので、終わりの言葉は山下さんの全面引用をいたしまして、終わりにいたします。ありがとうございました。

【桑島】森嶌先生にはいつも叱咤をいただきながら事業を実施しております。御説明が足りなかつたかもしれませんので、今後も先生方と御相談しつつ進めたいと思っておりますが、最後におっしゃったカンボジアの新規プロジェクトについては、裁判官の育成だけに集中したプロジェクトをやるということでは全くございません。民法、民事訴訟法、両方が運用段階に入りましたので、実務に関わる司法省の関係職員、そして裁判官、検察官、それから今回は民法を教える立場にあるプノンペン大学の法学部の先生方にも加わってもらい、実際に民法、民事訴訟法を運用していく上で、具体的にどういう問題が生じてくるのか、具体的な事例を挙げつつ議論をして、グループディスカッションの中で民法、民事訴訟法に対する体系的な理解を深めていこうと考えています。

それから、もう一つございます。

石川滋先生については、一橋大学の経費でもベトナムに研究にいらっしゃっていたというのは存じ上げております。ただし、JICAもベトナムの国別援助研究を93年から立ち上げました。ベトナム国の開発の現状と課題をどう見るのか、そしてそれに対して包括的な視点から援助にどう取り組むべきかについて、石川先生をヘッドとする研究会を立ち上げ、2年かけて、さまざまな調査・分析と議論をいたしました。実はそれが基で、研究会の分析と提言内容を聞いたベトナム側指導者から、ぜひ日本に政策支援をしてほしいというお話になって、石川プロジェクト（ベトナム国市場経済化支援開発調査）に至ったという経緯があります。この国別研究という仕組みは88年に、マルコス後のフィリピンに対する援助の

あり方を包括的に考えるために始めたスキームでありまして、この分析と提言が外務省の国別援助計画のもとになり、JICAのアナリティカル・ワークなどにも発展してきております。

あともう一点、申し上げます。

法制度整備支援は、法務省とご一緒に実施する分野がたいへん重要ですが、例えば、知財法ができて、それを動かすとなりますと、今度は経産省・特許庁の協力を頂いて、特許審査官の育成や、特許情報の検索システムをどう構築して動かしていくか、こういった分野も重要になります。投資法も制度を実際に動かす投資促進庁等の能力をどう強化していくか、許認可の制度を動かす人々の人材育成をどう強化していくか、これらも重要であります。さらには、税関や税務の制度も重要です。そういうものを包括的にとらえた法制度整備支援が必要ではないかと考えております。「海外経済協力会議」は廃止されましたが、同会議の打ち出した法制度整備の基本方針では、そういった幅広い見地からオールジャパンで取り組む法整備支援がまとめられておりましたので、付言させていただきました。

【森嶌】 言い過ぎであれば申しわけありません。お詫びいたします。

【山下】私は法務省に属していますので、別に法務省だけがやろうとは思っていませんで、むしろ広げたいぐらいであります。それは行政法を管轄している総務省であるとか、あるいは経産省であるとか、財務省であるとか。知財の関連でいきますと知財の支援を経産省関連でやりますけれども、結局最後に解決するときに、紛争になったときに裁判官もその知識がないといけないということで、インドネシアでは現に経産省がプロジェクトを立てるときに裁判官の研修を取り込んであります。裁判官のところはうちを経由で協力しましょうねというふうに広がっているのも事実であります。

要するに、日本側の人材がいて初めてできるというところがありまして、内向きになっている日本全

体のところをむしろ、しかも西洋だけではなくてアジアを見るようにして広げていらければなと。私は法務省の代表者ではありませんけれども、そう思っております。

【司会】 ありがとうございました。

東京会場のほうで何か質問ございませんでしょうか。

【松川(東京)】はい、東京会場の松川ですけれども、今のところ特にご質問はないです。ただ東京会場には、先ほどから話題に出ております他省庁の方もいらっしゃいますし、弁護士ですか、学者の方ですか、まさにオールジャパンにふさわしい方、そういうメンバーの方々が聞いておられますので、また午後、質問させていただこうと思っております。今のところは特にございません。

【司会】 はい、わかりました。

【山下】法整備支援、最近いろんなところで取り上げられておりまして、先日、NHKの暮らしの中の解説というところで放送されたこともあります。その再放送というか同じ内容だと思いますけれども、もし時間があって見られるなら、月曜日の5時25分からNHKBSで取り上げられますので御覧になってください。1月23日と言えば旧正月、ベトナムではテト、中国では春節ですので、正月番組として楽しんでいただければ幸いです。

【司会】 それでは、これをもちまして午前の部を終了いたします。(拍手)

(休憩)

【司会】皆様、これより午後の部を開始いたします。

初めに、本日のゲストスピーカーを皆様に御紹介いたします。

お一人目は、アメリカ国際開発庁スター・プロジェクト主任法律顧問のジョン・ベントレー氏です。ベントレー氏は、長年、UNDPやUSAIDの法律顧問として、ベトナムにおける法整備支援に大きく貢献されています。

本日は、「ベトナム商法改正(2000年～2011年)と

効果的な法整備支援モデルとしてのUSAID・STARベトナムプロジェクト+出口戦略の展望」について、パワーポイントを使用して講演をしていただきます。

皆様のお手元には、パワーポイント配付資料のほか、STARプロジェクトのファイナルレポート2通とアニュアルレポート1通を用意しておりますので、御参照ください。

それでは、ベントレー様、よろしくお願ひいたします。

特別講演1

アメリカ国際開発庁(USAID) STARベトナムプロジェクト主任法律顧問

ジョン・ベントレー

○ベントレー(日訳)：コンニチワ！ 皆様、午後のセミナーへの参加ありがとうございます。ベトナムでは、昼食後には参加者が控えめに言っても半減するため、昼食後の講演は鬼門となっています。



ベントレー氏

まず、法務省法務総合研究所国際協力部に対し、今回日本に御招待頂いたこと及びその極めて有能なスタッフの方々による手厚い御尽力に感謝申し上げます。この地球にあって、日本はユニークかつ卓越した文明を有する、偉大で美しい国です。それ故に、今回御招待頂いたことは私にとって大いなる名譽・恩恵とするところです。私は、過去にも日本に来たことがあります。1963年から1965年までの2年間を、北海道の米陸軍駐屯地で過ごし、その間日本中をあ

ちこち旅しました。今日こうして日本に戻って来ることができ、大変嬉しく思っております。

(スライド1)さて先ほど江藤さんの御紹介にございましたように、只今から効果的な法整備支援の実施及び出口戦略とは何か、という命題に対する一つのモデルとして「STARベトナムプロジェクト」についてお話し致します。基本的に、私の話の内容は五つに大別できます。1番目はSTARプロジェクトの背景についてです。2番目は、法分野における技術支援モデルとしてのSTARプロジェクトの諸要素。3番目に、10年以上にわたるプロジェクトの結果・成果。4番目は将来計画。そして、5番目が援助から協力への出口戦略を決定することです。

皆様のお手元には、2010年に終了した第2次STARプロジェクトの最終報告書、現行のSTARプロジェクト「STARプラス」第1事業年度報告書、2007年に終了した第1次STARプロジェクトの簡易版最終報告書が配られていると思います。

ある意味では、第1次及び第2次STARプロジェクトの報告書中、最も重要なものはその付録にあります。何故かと言うと、その付録の中には、基本的に我々が自ら実施したワークショップにおいて取り組んできた全ての法律・法令、刊行した全ての参考文献及び実施した全視察団の一覧が記載されているからです。それらの資料が、いつかある時期に、皆様の参考になるかもしれません。

さらに一言言わせて頂きますと、このセミナーは皆様のためのセミナーですので、もし何か不明な点があつて御質問なさりたい場合は、我々に分かるよういつでもどうぞ御遠慮なく挙手を御願いします。

(スライド2)ではこれから、パワーポイントを使って御説明したいと思います。まず、STARプロジェクトの背景についてです。1986年以降今日に至るまで、ベトナムにおいて法制改革を推進してきた根幹政策のことをドイモイ政策と言います。この「ドイモイ」という言葉は、刷新という意味です。これらの諸政策は、中央集権的計画経済から社会主義市場

経済への移行を意図したものです。1992年改正憲法は（ベトナムに）法治国家たることを要求し、また1986年以前には存在しなかった民間事業を行う権利、さらには現在のグローバル経済に向けての国際的経済統合といった夥しい数の個人の権利を生み出すこととなりました。我々、スタープロジェクト従事者は、これらドイモイ政策の3改革全てに取り組んで参りましたが、それでも経済統合こそ我々がベトナムに駐在する最大の理由であると言えます。

(スライド3)ここに、我々の各支援対象及び当該支援対象が基本的に次の4点である理由についても記されています。すなわち、①ベトナムの各国家機関による2001年調印のBTA（米越二国間通商協定）の履行への援助、②2007年のベトナムWTO加盟以降のWTO加盟公約の履行援助（2007年以前にも、我々はベトナムがWTO加盟要件を満たすための援助を継続しておりましたが）、③米越貿易投資枠組協定の履行援助、④環太平洋パートナーシップ自由貿易協定交渉の促進、の4点です。

御存じのことと思いますが、PPT（環太平洋パートナーシップ協定）には既にブルネイ、チリ、ニュージーランド、シンガポールの四カ国が加盟しています。また現在、アメリカ、オーストラリア、ペルー及びベトナムが協定変更や新規加盟を交渉中です。日本もまた、この交渉への参加を検討中と聞き及んでおります。

(スライド4)御覧のように、WTO加盟の義務事項は我々のいわゆる「作業計画」の重要な部分でありますし、またWTOの諸協定自体がその起点・情報源となっています。WTOの各ウェブサイトは総数60種、約500ページに及ぶ膨大なものですが、主たるもののは16個の協定です。WTOアンブレラ（包括）協定と、当該包括協定の付属文書に含まれている16個の協定ですね。以前は17個だったのですが、繊維協定が2005年に廃止されました。

これらの諸協定中、有名なものを挙げますと、言うまでもなく1994-1947年の「関税と貿易に関する一

般協定」，「国際知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS協定）」，「サービス貿易に関する一般協定（GATT協定）」及び「貿易に関する投資措置に関する協定（TRIM協定）」がございます。

これら諸協定に加えて，ベトナムには「ベトナムのWTO加盟に関する調査委員会」の報告書中に示されているベトナム固有の加盟公約があります。この公約は3つの構成部に大別されます。第1部は，番号を振った528項目から成る本論で，142ページを超える分量があります。この内17項目が，ベトナム行った具体的な公約で，当該調査委員会が書き留めたものです。次に第2部ですが，これは貿易，商品，関税譲許に関するWTO公約の実施予定です。第3部は，ベトナムの貿易・サービスに関する具体的な公約が記されています。

（スライド5，6）2006年11月に，WTO加盟議定書がベトナム国会で承認されました。当該議定書の第2項では，WTOアンブレラ（包括）協定の部に70もの公約項目が盛り込まれ，その結果として，2007年1月のWTO加盟後，ベトナムを法的に拘束しています。議定書に関する第5項の内容は，貿易と商品についての実施予定表，貿易と商品についての具体的な公約，1994年のGATT協定の一部及び貿易・サービスに関する具体的な公約の実施予定表，またベトナム側の表現に対応するGATT協定の一部という構成になっています。

（スライド7）私たちのプロジェクトを御理解いただくためには，BTA（二国間通商協定）について知つていただく必要があります。2001年の施行以降，BTA協定は多くの専門家によって「これまで二カ国が締結した協定のうちで最も複雑な双務貿易協定」と評されて参りました。その理由は，各二国間協定あるいは多くのWTOでは，7章中5章がWTO協定の主要条項を踏襲しているからです。貿易と商品に関する第1章は，GATT協定に酷似しています。知的財産権に関する第2章については，殆ど一字一句

TRIPS協定と同じです。貿易とサービスに関する第3章は，内容・形式共にGATT協定と極めてよく似ています。また，投資関係の発展に関する第4章は，WTO協定とTRIM協定の全てを盛り込み，ベトナムに対して当該諸条項を5年以内に満たすよう要求しています。

加えて同章では，投資紛争解決及び国営化に対する投資保護に関する広範囲の諸条項を定めています。さらにまた，当該BTA協定の調印日に，ベトナムとアメリカは付帯協定を締結し，これによってベトナムはその投資ライセンス制度について，評価制から登録制に移行する改革を行う旨同意しました。この付帯事項は参考事項として明示され，当該BTA協定の一部として組み込まれることになりました。

このような結果，当該BTA協定は，ベトナム法制下の法律要件に何百という義務を課すこととなりました。紛争解決についてだけでも162の要件がありますし，また同様に，貿易，商品，サービス，知的財産権保護，投資，等の制度の大改革など枚挙に暇がありません。BTA協定は，基本的にWTOの要件の70%が法及び制度改革に関するものだという専門家もいます。いずれにせよこのBTA協定は，ベトナムのWTO加盟への大きな足掛かりとなりました。これは，ベトナムの公報で公告されたものです。旧米越友好通商協定が3～5ページの長さであったのに比べ，このBTA協定は約100ページもの長さになってています。

（スライド8）ここで留意すべき重要なことは，ベトナムにとってBTA協定やWTO加盟公約は条約義務であるということです。ベトナムの法律下にあって，条約の条項が抵触するベトナム国内法の諸条項の上位に立つ，つまり優先されるわけです。

（スライド9，10）さて，BTA協定の交渉中，その余りの複雑さに，ベトナム政府はアメリカ政府に対し，ベトナム国家機関によるBTA協定義務の履行を手助けする法技術支援を要請しました。その結果，2001年10月，BTA協定の施行より以前に，合衆国国

際開発庁（USAID）によってSTARプロジェクトが設立されたのです。

(スライド11) ところで、STARとは何でしょうか？何の略語と思われますか？これは、苦し紛れに貿易促進支援（Support for Trade Acceleration）の頭文字を当てた略語です。元々は、「貿易と改革への支援（Support for Trade And Reform）」だったのですが、彼の地のベトナム人は「改革（Reform）」という言葉が気に入りませんでした。そこで、我々は名称を変更しました。もっとも、彼らは「STAR」という名称についてはそのまま使用することを希望しました。そこで、まあ何とか上記のように折り合いをつけたというところです。

(スライド12) 次の私の話から、法整備支援のモデルとしてのSTARプロジェクトの重要な要素が分かりります。

最初の重要な要素は「監督」です。我々は首相決定によって設立された上級省庁運営委員会の監督下にあるということです。現在では、司法省副長官が同委員会の議長を務めています。それ以前は政府官房副長官が議長でした。それに加えて、商工省、もちろん公安省、計画投資省、等々の主要省庁所属の委員である上級官僚達がいます。

(スライド13) STARプロジェクトの二番目の重要な要素としては、我々のプロジェクトが需要対応型のプロジェクトであるということです。すなわち、何らかの事案の所轄官庁に実施を要請された時だけ、STARプロジェクトは実施されます。このことは、上級省庁運営委員会も認めております。投入と成果、あるいはその投入と成果を実現する予定表等について詳細に規定するプロジェクト文書などありません。

(スライド14, 15) 3番目の重要な要素は、STARプロジェクトを差別化している要素は、我々にはあらかじめ割り当てられたベトナム側担当機関がない、ということです。そこで、いかなる政府省庁、あるいはベトナムの中央・地方政府であれ、いつでも要請を出せますし、それがWTO・BTA協定の実施・説

明と合理的な関連性を持っていれば、上級省庁運営委員会も承認します。

我々のベトナム側担当機関は、実際にはどこなのかと言いますと、2001年以降これまで、上級省庁運営委員会は我々STARプロジェクトに60以上のベトナム政府機関の連携先を割り当ててきました。内訳は、最高人民裁判所、最高人民検察院、政府官房室、政府検査委員会及び法律、司法、経済、財務、予算、外務、科学技術に関する主要国会委員会等があります。また司法省等の大半の中央省庁と、関税・租税管轄部署を含めた多くの一般部局が、合計18部門ありました。現在では、20以上の地方人民委員会と連携作業をしております。

(スライド16) 4番目の重要な要素として、我々の作業範囲は基本的に多くのWTO・BTA協定関連の法制改革要件によって定められているということがあります。とは言え、STARプロジェクトの法技術支援（TA）はいつもWTO・BTA協定の要件の摘要を越えてしまい、例えば、契約を強化し取引を守る効果的な法律というような最善の国際的慣行に基づいて、我々が市場経済・民間企業発展の促進のために追い求めている法律に関係した法改革にまで及んでしまいます。ちなみに、私共の報告書の付属文書を見て頂きますと、我々が取り組んできたそのような法律の全てが御覧になれます。

(スライド17, 18) 5番目の重要な要素としては、USAIDによる投資及び、アメリカ人・ベトナム人法律専門家から成る極めて強力な現地常駐チームが挙げられます。このプロ中のプロ達によって、STARプロジェクトは、ベトナム政府機関の要請があればこれに柔軟かつ迅速に対応します。同様に、知的財産権法や法規範性文書等の重要な法改革の中・長期法技術支援を提供しています。さらに、STARプロジェクトには契約協力会社や短期契約のエキスパートもいます。私が思うに、これはある意味ではJICAのプロジェクトと共に特徴でありまして、JICAもまた海外在住の法律専門家、弁護士、

裁判官、検察官、業務調整員等を含めた極めて強力な現地常駐チームを構成しています。

スライド18はスタッフを示しています。16人のスタッフのうち3人はアメリカの専門家で、うち2人は弁護士です。13人のベトナム人スタッフがおり、うち弁護士4名、法学教授1名、経済専門家1名、事務担当2名、経理担当1名、そして、プロジェクトの副責任者はベトナム人です。

加えて、業務委託先として、ベトナムの有名法律事務所であるLEADCO、渉外法律事務所のベッカー＆マッケンジー、これはホーチミンとハノイに事務所があります、国際的監査法人のKPMG、ワシントンの米越貿易委員会があります。

これらの協力により、ベトナム側カウンターパートの要求に応えることができます。

さらに、たくさんのハイクオリティなベトナム人及び外国人の短期専門家がいます。ハーバード大学、サンフランシスコ大学、及びその他の大学からの教授、さらに、ワシントンの連邦巡回区控訴裁判所の著名な裁判官、弁護士及び既に述べた各連邦機関、それにカリフォルニア行政法局やその他の地方機関と言った各州機関の当局者を迎えてきました。サンフランシスコ出身のある郡保安官は、STARプロジェクトの判決執行に関するチーフ・アドバイザーを務めています。

(スライド19) 6番目の要素は、STARプロジェクトの資金を活用するための「援助国及びアメリカ合衆国機関協力」です。これに基づいて、我々は、JICA、UNDP（国連開発計画）、DANIDA（デンマーク国際開発事業団）、EU、それにアメリカ特許庁、証券取引委員会、連邦取引委員会、連邦裁判所、連邦登記局、さらに司法省、財務省、農務省及びNGO諸団体を含む多くのアメリカの機関による他の援助プロジェクトに協力して参りました。それぞれの機関がベトナムで使う資金を入手でき、我々もまたそのお手伝いが出来て嬉しく思います。また我々STARプロジェクトも、シンガポール政府、香港市庁、各大

学、ジュネーブのITC（国際取引委員会）等の他の情報源から、無料で専門知識や法技術支援を頂きました。その結果、我々は長年に渡ってUSAID資金に100万ドルばかり補充することができました。

(スライド20) 7番目の要素として極めて重要なのは、STARプロジェクトが独立した、客観的な、専門的な支援を行っている事、またそのように見られていることをより確実なものとすることです。アメリカ・ベトナム両政府は基本的に、STARプロジェクトと、BTA・WTO協定実施を監視し条約交渉を行う政府間プロセスとの間に、一種のファイアウォールを設けています。従ってSTARプロジェクトには、WTO協定の実施や条約交渉に関して何の役割もありません。JICAがそのプロジェクト中に体験するように、我々STARプロジェクトもしばしば作業中に、機密の草案や法律案を受け取ることがあります。そのような機密文書を、我々がアメリカ政府に提供するようなことはありません。アメリカ政府は、可能であれば自らのルートを使ってそのような草案を入手するでしょう。STARプロジェクトが、アメリカ政府の政策、優先度、あるいはアメリカ法制度に有利な影響を及ぼす法技術支援を要求されるようなことは決してありません。STARプロジェクトは、独立した、客観的な、専門的な助言を提供するだけです。

(スライド21) 我々の技術支援の特性は、皆様の技術支援の特性と似かよっていくように思います。草案については初期草案の段階から最終段階まで、我々は法律の発展の各段階で支援を行います。我々の支援には、複数の草案に対する詳細な法的分析及び見解の提供、政策研究会や研修ワークショップ、参考資料、調査報告書及び戦略的に選択された国内外への視察団派遣、等が含まれます。それぞれの課題について、我々は少なくともSTARプロジェクト所属の海外在住弁護士1名及びベトナム人の法律専門家1名から成るチームを作ります。さらに、我々の契約協力会社である外国籍の国際的な在ベトナム

法律事務所や、高度な能力を持つ短期法技術アドバイザーを付けて、各課題を補完します。

基本的にこのようなチームを通して、我々は世界レベルにある国際的専門性と、制度的・政治的状況下にあるベトナムの法政策に関する極めて確実かつ現場に即した知識を統合できるのです。広い範囲でステークホルダーや政府高官関係者からフィードバックをもらい、また政策決定者間の合意を形成するために、我々は何百もの政策ワークショップやセミナーを援助してきました。

(スライド22) 2001年から2011年にかけての10年に渡る成果として、我々はベトナム側カウンターパートである政府機関に172の法律や重要な法令・規則について広範囲に渡る助言や支援を行い、そのうち、約130の法規が承認されました。また、幾つかの法案が現在審議中です。我々はまた、延べ34,000人の公務員、裁判官、弁護士及び実業家のために、500種のワークショップと研修コースを開催しました。さらに、延べ85,000ページに及ぶ参考資料を刊行・配布致しました。また、我々は358人の上級政策決定者を対象として、48回の国内・外視察団を送り出しました。ある意味では、おそらく我々の最も重要な業務は、最高人民裁判所や政府官房室公報部のような国家機関による、法律及び規則の公告や、(願わくは)判決文の公開のためのウェブサイト・ポータルサイト開設を支援したことでしょう。

全般的に見れば、これら成果はベトナム政府・国会による非常に大きな業績と思いますし、STARプロジェクトとしても、その業績の一端を担えたことを誇りに思っております。前にお話しましたように、STARプロジェクト1の付属文書及びSTARプロジェクト2の報告書を御覧になれば、その詳細が全て載っております。

(スライド23) さて、この10年間に渡るSTARプロジェクトや、JICA、UNDP、その他の援助国の法技術支援を包括的に眺めると、ベトナムは実質的に、商業・金融取引及び紛争に影響を及ぼす各法律を殆

ど全て制定・改正致しました。商法と民法については、契約の締結・強化の規則を統一、合理化、近代化させるために数か所修正される例がありました。また、JICAがそのプロジェクトで取り組んだベトナム最初の民事訴訟法が公布されました。告訴に関する法改正により、今ではどのレベルであれ、最終行政決定を裁判所に控訴することが可能となりました。

(スライド24) ベンチャービジネスや投資のような特定分野では、これまで個別の法制であった会社法と企業法が、外国・国内の投資に対する最初の共通法制度を制定するため、またWTO・BTA協定の国内取扱い要件を満たすために統一されました。最初の証券法が制定され、また有価証券投資の奨励・規制のために定められた法的資格、規制の枠組み及び銀行業、電気通信業、流通等の特定分野での資格が、この期間に定められました。

(スライド25、26) 我々にとって非常に重要な事案は、知的財産権の保護でした。我々は、商業規模の著作権・商標に対する意図的な海賊行為を刑事犯罪と規定する、最初の知的財産権法の整備及び刑法改正を支援しました。それに加えて、執行者、裁判官、検察官等を対象とした数多くの研修を実施しました。さらに、累犯者の特定を可能にするデータベースが付属した知的財産権執行のウェブサイト開設を支援しました。

我々の業務で最も重要な部分は、権利者自身と連携した自力執行権でした。ベトナム人権利者と関係業界が自身の権利を守るために的財産権協会を設立し、執行者に働きかけ、訴訟を起こし、一般大衆の意識を喚起させたのです。その結果、海賊行為が2005年の90%から2010年の83%と減少し、些かではあっても意義深い知的財産権保護の改善が見られました。知的財産権執行は向上しつつあり、ベトナム政府も具体的な行動を取っています。つい最近、我々はベトナム政府と共同で、具体的な知的財産権保護対策として特別班を編成し、また税関研修を実施しました。

(スライド27, 28) 我々の最重要分野の一つは、法
治主義における透明性でした。そこで、2002年に我々
は司法省、法制委員会、及び国会と連携して、法規
規範文書公布法を改正し、法律が施行・発効される
までに当該法律を官報で公告するようにしました。
以前は、官報に掲載されるされないに関わらず、政
府規則は大臣署名の15日後に発効となっていました。
これが2002年に改正され、「官報に掲載されてから
15日後」となりました。

この結果、その後の5年間で、官報の発行が2002
年の66件から飛躍的に増加しました。ここで説明し
ておく必要があるかと思いますが、以前は、未だに
私も分からぬ何らかの理由で、官報のページ数が
70ページ以内に制限されていました。その66件が、
一年間で殆ど4倍近い234件に増え、2007年には961
件となりました。1500%の増加です。

この結果を踏まえて我々は作業を開始し、多くの
掲載がより速くより簡単にできるオンライン官報で
ある電子官報システムの開発に、政府官房室を当た
らせました。ソフト開発契約を結び、料金を支払い
ました。中央レベルの官報以外にも、我々は25の省
と協力して各省独自の電子官報システムを開発しま
した。この25省の内、18省が既にシステムを立ち上
げていて、その先陣を切ったホーチミン市は2009年
3月に電子官報システムをスタートさせました。その
後2、3か月の内に、彼らは紙媒体による発行を
全て放棄し、代わりにインターネット上で公表しま
した。すると、彼らのウェブサイトは毎月何千もの
ヒットを得ました。驚きでしょう？

その後2008年に、特定の義務、ベトナムに課された
義務の一つによって、法規規範文書公布法の改正
が行われました。1996年の旧法は2008年改正法に置
き換えられ、さらに、全ての事案に関する法案に対
する60日の法定意見公募期間が、要件として盛り込
まれました。加えて2008年法は、ベトナムの全ての
法規の成文化の要件を採り入れました。

2008年改正以前にも、我々は2003年にVCCI（ベト

ナム商工会議所）と連携して、VCCI が入手し得る
法案について意見を交わすオンライン・フォーラム
を開設しました。2009年には、オンライン・ネット
ワークの拡張を支援しました。また、2002年から2009
年にかけての、最高司法評議会の決定の初めての公
表を支援しました。前述のように、我々はさらに、
最高人民裁判所のポータルサイト開設の手助けをし
ました。このポータルサイトの目的の一つは、最高
人民裁判所のみならず、全レベルの裁判所の決定を
公開することにあります。

我々はまた、税関と連携して現行の関税、規則及
び指針を含めたオンライン関税データベースを開設
しました。企業がこのウェブページを見て、現行関
税を知ることが出来たようになったという点で、こ
れは重要なことでした。現行関税を算定するために、
山ほどの法規規範文書を検索せずとも、このウェブ
ページさえ見ればちゃんと記されているのですから。

(スライド29) 技術関連法についても、我々は多く
の業務をして参りました。ここに、その幾つかの事
例が書かれています。規格、度量衡、食品安全、等々
に関する法律です。

(スライド30) それと、数多くの能力育成計画や研
修を実施してきました。既に述べたように、STAR
プロジェクトは、WTO・BTA協定の要件に対応する
ため、何千人の政府職員、実業家、裁判官、弁護
士を対象にして500回以上のワークショップを実施
しました。それに加えて、一旦新法が議会を通過し、
我々は度々研修コースを設け、施行機関とその職員
を支援し、また、例を挙げれば、2008年法規規範文
書公布法や法定意見公募期間の要件の遵守を迫られる
各省庁のためにも研修を行います。

さらに、既に申し上げたように、他の国々がどの
ようない事案を処理しているかを関係職員が直に学べ
るように、アメリカだけでなく、マレーシア、シン
ガポール、ニュージーランド、香港、中国等のアジ
ア各国に、延べ48の視察団を送り出しました。また、
地方の各省が類似の事案をどのように対処している

かを知るために、ベトナム国内へも視察団を送りました。

(スライド31) さて、研修と教育に関する現在の業務についてですが、我々は初めてハノイ法科大学と協力して、法学士向け及び国際貿易法学習の新カリキュラムを作成することになったからです。また、初めて司法学院のために技術とカリキュラムを構築しているのです。過去数年、我々は政治・行政能力開発研修の指導者達のために、ホーチミン学院と協力してきました。これについては後ほどもう少しお話しますが、我々はこれからも、新法を執行する様々な省のために研修を実施し続ける所存です。

(スライド32) さて、STARプロジェクトは成功した法改革プロジェクトであると我々は自負しております。成功要因は、その1、改革と自由化に向けての党と政府の政治的意図及び関与が最も重要な要因でした。ベトナムは、BTA協定及びWTO協定下の義務を極めて真剣に果たしていました。さらにまた、一つの成功要因としては、前に述べましたSTARプロジェクトの7つの重要な要素、それと、STARプロジェクトのベトナム側各担当機関との10年以上に渡る年月で育まれた相互の信頼・敬意です。この相互の信頼・敬意は、JICAのハノイでの法制度改悪プロジェクトの場合も同様であろうと思っております。

(スライド33, 34) ところで、我々は基本的にBTA(二国間通商協定) 下のベトナムの要件について議論してきました。では、アメリカはどうなでしょうか? アメリカは1995年のWTO加盟時、加盟義務を遵守するため、自身の各法律の内800の条項を改正する立場になりました。従って、アメリカは既にBTA協定下の当該要件を満たしているのです。しかしながら、BTA協定はアメリカに対しても、決定的に重要な行動を取るよう要求しました。アメリカは最恵国待遇及び通常通商関係の地位をベトナムに付与し、その実際的な効果としては、ベトナムからの輸出に課すアメリカの関税が平均40%から4%に引き下げられました。

これによって、アメリカ市場は効果的にベトナムからの輸出に開放され、その結果、ベトナムから輸出は2001年度の11億ドルから2011年度の180億ドルと飛躍的に増大、1,500%の増加となりました。ベトナムの輸出にとって、アメリカは最大の遠方市場になったのです。これは、農業が殆ど89%を閉めていたベトナム経済が、その豊富で安い労働力による比較優位に立脚した製造業経済に概ね変化したこと意味します。さてアメリカの輸出も、この期間に、2001年度の4.6億ドルから2011年度の42億ドルに増加しました。増加率800%です。アメリカにとって、ベトナムとの貿易で巨額の貿易赤字を出しているわけですが、まあこれはひとまず良しとしましょう。

(スライド35) 将来の計画について。そうですね、将来はもっと貿易自由化や、現在米越間で交渉が行われている二国間投資協定、それと先ほど申し上げたTPP自由貿易協定が進展することを期待します。実際のところ、STARプロジェクトの活動の焦点は、法改正支援から法執行及びその能力育成へと、既に大きくシフトしています。我々は、ベトナムの法制度に影響を及ぼすこのような体系的事案に取り組みたいと思っています。例えば成文化。我々は司法省、法制委員会による成文化に関する政令への取組を支援しました。付け加えると、法務総合研究所国際協力部は、草案作成訓練や有効性、法学教育等々を実施しています。

さらにまた、我々はベトナム商工会議所と協力して、各省の有効性と効率についてランク付けをしました。その一つは、ほんの数週間前に発足したばかりで、我々としてはそれが良く競合する省庁に拍車をかけることを願っています。次年度のランク付けのうちの一つは、ほんの数週間前に始まったばかりですが、我々としてはこの試みが省庁のより良い競争に拍車をかけることを願っています。

(スライド36, 37, 38) ここで、出口戦略についてお話しします。我々は、ここからどのように出て行くべきか? 最初の明白な問題は「いつ出ていくべき

か？」です。これは実際には、援助国・被援助国双方の目標、優先度及び資源・財源の問題なのです。それ故に、明白な退出時とは「全ての目標が達成された時」となります。例えば、司法の独立が確立されること、法の支配が適切であること、貿易や投資もうまく行くことなどです。もうしそうでなかったら、ドナーが幾つかの重要目標を持っていても、その目標がいつまでたっても達成できていない、あるいは達成できそうにないという事例を、皆さんも見聞きしたことがあるはずですね。その場合、以後も多大な資金を引き出し続ける理由はありません。出口の時期です。

あるいはまた、当該目標がもはや適切ではなくなった、または援助国または被援助国にとって優先対象ではなくなった、ということがあります。政府が代われば、優先度も変わる。例えばもし来年、米議会で共和党員が大統領に就いたら、アメリカの予算は大幅にカットされることが予想されます。起こり得ることです。そうなるだろう、とは言っています。ただ、起こり得ることです。

さて三番目には、被援助国自身が既に援助国の優先対象ではなくなる、ということがあります。ですから、例えばスエーデンのSIDAプロジェクトは、「ベトナムは、もはや被援助国を卒業した。他にも、ベトナム以上に援助を必要としている国がある」と判断したのです。一方、アメリカにとって、ベトナムは極めて優先度の高い国です。アメリカの貿易の代表者にとって、ベトナムは東南アジアの中で最も重要な国です。これは、ある意味では米越貿易の増大によりますが、しかしそれだけではなく、アメリカは「ベトナムはきっと将来の貿易交渉の良きパートナー、良き同盟国になる」と信じているからです。例えベトナムが「中の下」の所得水準から、「の中」あるいは「中の上」の所得水準にまで上がった後も、透明な法治制度を達成するまで、アメリカは支援し続けているだろうと思いますね。あり得ることです。

さて、「いつ出でいくべきか？」より重要ではなくても、同じ程度には重要な問題として、「どのように出でいくべきか？」、「どのように協力に移行すべきか？」という事があります。

我々の答えはこうです。1996年あるいは2001年の（まあ何年であっても構わないのですが）法整備プロジェクトの初日から、持続可能性の構築を始めなければなりません。皆さんには、その持続可能性の構築法をよく御存じと思います。我々は、ベトナムの人々に道具を供与します。彼らはその道具を長く使うことができるのです。我々は、被援助国が法制度を制定して、例えば、①ある条項の発効・廃止の時期を明確に定める成文化のような構造問題や、②研修指導員及び研修指導員の指導員の養成問題、③比較法やPIP（公共投資プログラム）などの法関連調査を実施し得る能力育成問題、④援助国・被援助国双方の各政府機関、大学、NGO間の持続可能な協力関係の構築問題等に取り組むのを援助することができます。

それこそが、我々の為し得る最も重要な事柄の一つではないでしょうか。これについて、日本は極めて優れた仕事をされていると思います。我々STARプロジェクトも非常に良い成果を上げていると思います。我々はある研究組織に声をかけて、我々のプロジェクト終了後も継続される協力関係の構築を試みてみるつもりです。皆様もまた、そのような協力関係を制度化することにより、また年次・半年次総会や会議を開催して、学者、監督機関の職員、裁判官、実務研修生、等の定期的な交流・交換を図ることによって、個々の人物への依存、人頼みという状況を回避したいと願われています。すれば、これこそ皆様全員が待ち望んでこられたもの一つです。

何か質問はございますか？

ご静聴ありがとうございました。（拍手）

質疑応答

【司会】ベントレー様、ありがとうございました。それでは、引き続き、質疑応答に入らせていただきます。

それではまず大阪会場から質問を受け付けます。大阪会場で質問のある方は挙手をお願いいたします。

山田様、どうぞ。

【山田】非常に興味深い御発表、ありがとうございました。JETROアジア経済研究所の山田美和と申します。お尋ねしたい質問が3つございます。最初の質問は、プロジェクト自体の体制についてです。先ほど、STARプロジェクトチームとアメリカ政府交渉チームとの間に設けられたファイアーウォール（垣根）について述べられました。STARプロジェクトそのものが客観性や専門性や独立性を保っていると見られているのは重要なことです。もし私がアメリカ人納税者であればアメリカ政府に納税するわけですが、STARプロジェクトはそのアメリカ政府から資金供与されていますね。専門的かつ理想論的には、ファイアーウォールを設けるのは大事なことですけれども、実際問題としてそれが本当に可能なのかどうか、あるいは現実的なのかどうか？これが私の最初の質問です。

【ベントレー】山田さん、御質問ありがとうございます。さて、そうですね、ファイアーウォールは実際的かつ可能です。何故なら、我々は事実そのようにしてきたからです。あなたが非常に強調された「納税者」を代表するアメリカ議会は、STARプロジェクトを良く理解していて、我々が成し遂げた業績を誇らしく思ってくれています。それが、今までプロジェクトを持続することができた理由の一つです。言うまでもなく、アメリカがベトナムにとって「デリケートなテーマ」だったように、ベトナムはアメリカにとって「デリケートなテーマ」です。それでも、STARプロジェクトはファイアーウォールを設けたことでうまく機能しました。私が思うに、どれほど思慮深いアメリカ人でも「そうとも。もしこの

プロジェクトが効果を発揮しつつあるのなら、ファイアーウォールは必要だ」と言うでしょう。何故なら、もしSTARプロジェクトが国益偏重のゲリラ隊のように見られたら、それで万事休すとなり、アメリカも二度とプロジェクトを実施しなくなるでしょうから。恐らくアメリカは、法治と透明性、またより良いより予測可能な貿易・投資管理方式を発展させるために、重要かつ不偏的なベトナム援助を行うことになると思われます。

【山田】2番目の質問は、STARプロジェクトの成果は、STARプロジェクトやJICAを含む他の援助機関の法技術支援を通じてもたらされたと仰られたことについてです。日本語のスライド23ページで、「これらの法技術支援を通じた、ベトナムにおけるSTARプロジェクトの主要な成果は法制改革である」と書かれています。お尋ねしたいのは、STARプロジェクトとJICAプロジェクトは、その期間中どの程度の相互交流を持たれていたのかということです。あなたは、スライドの中でJICAや他の援助機関に言及されています。しかし、私はアメリカのウェブサイトで各STARプロジェクトの報告書を読んでみたのですが、JICAについてのどんな記述も見つけられませんでした。ですから私としては、STARプロジェクトがその期間に、どの程度までJICAあるいは他の援助機関と相互交流を持たれていたのか知りたく思います。これが2番目の質問です。その期間、JICAが実施していたことをどの程度まで御存じだったのでしょうか？よろしく御返答御願いします。

【ベントレー】そうですね。我々はその時々の互いのワークショップで、互いを知る必要があります。それで、我々はその時々の互いのワークショップに出席します。もっと緊密な共同作業ができればきっと楽しかったでしょうけれども、我々にもすべき仕事がありました。JICAも我々も共に民法に取り組み、また民事訴訟法に取り組んでおりました。私が思いますに、我々はその時々にそれぞれのベトナム側担当機関から、他のプロジェクトのこと、その提

言、あるいは為すべきことについて聞かされるようです。

ハノイでは、他のプロジェクトチームと好きなだけ共同で作業するのは、往々にして困難であると言わねばなりません。何故なら、自分たちの仕事を終わらせるだけでも大忙しであり、またベトナム人にはある種の習慣があって、それは大変合理的だと思いますが、互いに相違した見解を聞いたがるからです。しかしながら、我々は働きました。JICAも我々も民法に取り組み、民事訴訟法に取り組みました。確かもっとあったはずです。それが何だったか今はちょっと思い出せませんが、私が覚えている以上にありました。

【森永】例えば「判決執行」がありましたね。

【ベントレー】ああ、そうでした。

【森永】これまでの中で、あれは大変な経験でした。

【ベントレー】「取引保護」と「判決執行」でしたね。

【山田】ありがとうございました。

【ベントレー】以上で、あなたの質問にお答え出来ていれば良いのですが。

【山田】すっかり分かったというわけではありませんが、それで結構です。ありがとうございました。最後の質問ですが、私は2011年5月に書かれたSTARプロジェクト最終報告書の業績評価を読みました。そこに、本節では数人のベトナム人回答者へのインタビューを通して各種のSTARプロジェクトを評価していると記された一節がありました。その時、幾人かの法曹家のインタビュー回答者が、「法規規範文書公布法は、ベトナムにおけるSTARプロジェクト単独での成果としては、最も重要な立法的成果だった」と語っていました。STARプロジェクトに関する報告書中に、そのように記載されています。そこで、ベトナムにおける法規規範文書公布法の重要性について、詳しく説明していただけませんでしょうか。

【ベントレー】法規規範文書公布法は極めて重要なものでした。米越通商協定は2000年6月に締結され

ましたが、2001年12月まで発効しませんでした。1年半後ですね。しかし、それまでは私はまだベトナム司法省においてUNDP（国連開発計画）の法律顧問をやっておりまして、数年の間、各援助機関に対し、例えば官報制度支援に興味を持つてもらえるよう働きかけていました。しかし、それは、実際にはBTA協定が締結されるまで実現しませんでした。それから、アメリカ大使館の経済顧問が、官報や法規規範文書公布法について論議するため、私を訪ねて來たのです。

その後ベトナム司法省は、例えBTA協定発効以前でも、BTA協定を遵守するため、法律を改正したがっていました。何故なら、2000年10月に、ちょうどBTA協定が締結された直後、首相が全省庁に対し、自分達が自分達の規則に基づいて実施している法律を学習・研究し、BTA協定を遵守するか否か決定せよという指示したからです。そこで、司法省が責任機関としてその学習・研究を準備することになりました。

それで、2000年半ばまでに、彼らは実施が必要と思われる効果的な対策を考え出しました。その一つが、法規規範文書公布法を改正することでした。2001年STARプロジェクトが立ち上った時、ベトナム司法省はアメリカ・ベトナム政府の双方から、BTA協定の透明性条項こそSTARプロジェクトにとって最優先事項である、と念押しされました。何故なら、透明性なくしては、BTA協定が実際に履行されているのか否か分かる術がないからです。こうして、法規規範文書公布法の改正準備は早々と始まり、STARプロジェクトは2002年の同法改正で実質的なスタートを切ったのです。

その後、WTOの2005年、2006年、2007年の各会期に取り組む時期になった時のことがですが、2005年と2006年の会期の時、ベトナム司法省は、法案への意見公募に関する特定要件が必要なため、再度法規規範文書公布法を改正したいと言い出しました。そこで我々はまた、連邦登記局の専門家をベトナムに連

れて来たり、幾つかの大型視察団をアメリカに送り出したり、等々と、また市民サービス委員会についてもそうですが、深く関わることになりました。法規制定に関する透明性条項やその他の条項について対処しなければならなくなって以降は、これがSTARプロジェクトの業務中最大のものとなりました。

【山田】ありがとうございました。

【松原】法総研の国際協力部の教官の松原と申します。今日は、大変興味深いお話をありがとうございました。STARプロジェクトは、今お聞きした話では、当初、通商協定の円滑な実施を目的とした協力をされていたということですが、最近は人材育成、つまり大学や司法学院における教育を援助されるとお聞きしました。そのように活動を広げたことについては何か転機があったのかということをまず一点お聞きしたいということと、また今現在やっておられる人材育成支援は、JICAの支援と近い内容でありますので、将来、具体的にこういった形で協力し合えるのではないかというようなイメージをお持ちでしたらお聞かせ願いたいと思います。

【ベントレー】ありがとうございます、松原さん。さて、私が思いますに、幾つかの事柄が変わりました。その一つとして、我々はこれまで常に法規施行の能力育成に关心を持ってきましたが、そのような能力育成のためには、国家司法学院が極めて重要であることを常々感じておりました。何故なら、その国家司法学院こそが弁護士を養成したり、赴任前の裁判官を教育したり、公証人を訓練したりするわけですから。例えば現行の法学士教育課程では、法学士の学生も将来自分たちがどんな事をするのかまるで分からぬのですが、これとは対照的に、国家司法学院はやがて法曹界に出て行こうとする人々を訓練しているわけです。そこで、我々は彼らと協働することが極めて重要であると常々感じていたのです。

とは言っても、我々は需要対応型プロジェクトであり、しかも昨年まで国家司法学院からの要請はあ

りませんでした。以上が、我々が国家司法学院と協働し始めた経過です。また、私としては、JICAと緊密に協力して働くことができれば嬉しく思います。何故なら、JICAはこの事業について長年の経験をお持ちだからです。将来JICAと共同して働くこと願っております。双方で、国家司法学院との共同作業に関する会合を開いて、互いのアイデアを交換する時間を見つけられると思います。

【松原】どうもありがとうございました。

【司会】ここで一度東京会場のほうに質問を聞いてみたいと思います。東京会場では、どなたか質問ございますでしょうか。

【佐藤】東京大学の佐藤安信です。

ジョン・ベントレーさんは、1995年にカナダで初めてお会いして、また今回、こういった形でこの会に参加してお会いできました。まず第1に、個人的にベントレーさんには、この20年近くも、この問題にコミットしていただいたことを、それから今のお話のようにUSAIDが非常にすばらしい成果を上げられておられることに対して、まず敬意を表したいと思います。

私は今大学で教えているということで、こういう国際支援自体を批判的に見るという立場におりますので、若干そういう意味ではフェアでないかもしれません。ただ、投資をたくさん続けること、市場経済化に取り組むことによって、さらに民主化や人権の擁護に波及していくという、そういうストラテジーはありだと思います。けれども、残念ながら、その方法ではまだ不十分で、特に最近では汚職が広まっています。その理由の一つは、まだ裁判官や司法に対する信頼がなく、ベトナムの司法制度が利用しにくいかだと思います。

そこで、お聞きしたいのは、USAIDは今後どのようにしてこの状況を監視するのかということです。法律は作っても実際運用の中で汚職が結構あるということです。やはり汚職の根源であるガバナンスの部分までは法律が機能していない、まだ、「法の支配」

の最終的な目的である権力を抑制させていくということまで至っていないことに対して、今後のUSAIDの法整備支援でどこまで手がけていくのかによって「法の支配」まで手がけるのか、根本的な法整備支援の目的に絡めてです。

【ベントレー】先ほども申し上げたように、STARプロジェクトは需要対応型プロジェクトです。それで、これまでのところ、その特別な課題に対して（我々が）すぐにでも対応できるような要請は受けおりません。もし我々が一つでもそのような要請を受けて、上級省庁運営委員会の承認を得たら、間違いなくその課題に取り組むでしょう。しかし、これまでのところ、我々にはそのような要請は来ておりません。

しかし、佐藤教授、私自身はあなたほど悲観的ではないように思います。私もベトナムに腐敗があることは存じております。それが大きな問題であることも重々承知しております。それでも、目下のところ、我々にとって大事なことは、より一層の透明性やより訓練された裁判官を確保すること、あるいは裁判官がもはや人民委員会を恐れなくとも済むよう裁判所を再編成すること等によって、腐敗を生じ難くさせる法制度の環境整備に取り組み続けることだと考えます。

私はベトナムの将来に、極めて多くの希望・可能性を見ております。ベトナム人は賢い人々です。皆様と同様に、彼らもまた、腐敗による悪影響が自分達の発展努力と社会に何をもたらすこととなるのか、よく知っております。彼らはその問題に注意を払うでしょうし、また、もしSTARプロジェクトに要請が入れば、我々も喜んで支援するつもりです。

【司会】次に、森嶋先生、どうぞ。

【森嶋】私はベントレーさんの言われたことに賛成です。我々JICAもこれまで、日本の同僚たちから、なぜ人権や憲法レベルの改正を支援するプロジェクトを行わなかったのか等と批判されてきました。その理由は、JICAのプロジェクトはODA（政府開発援

助）ですから、やはり需要対応型プロジェクトになるのです。私も、贈収賄、人権、その他について全て知っております。共産党支配が大変良い統治機構とはいえないでしょう。なぜ、ベトナムは政府の機構を変えられないのでしょうか。

しかしながら、法とは何かなどについての日々の話合いや議論を通じて、ベントレーさんが言われたように、彼らも徐々に法とは何かなどについて理解し始めていますが、法の精神や、民主主義体制とは何かといったことを伝えることが必要なのです。

そこで、ODAの制約のなかで、JICAは最善の努力を払ってきました。私も全力を尽くしてまいりました。そこには、私のような学者の存在がありました。しかし、あなたの例が示すように、ここや東京にいる全ての方々が、支援するために参加してくださっていることを感じています。法整備支援プロジェクトを向上させるべく、我々が最善の努力を払っているのを、このようにして、今どうなっているのか、そして将来どうなっていくのかについて理解しようではありませんか。ありがとうございました。

【司会】ありがとうございます。

それでは、ベントレー様、どうもありがとうございました。（拍手）

【ベントレー】ありがとうございます。

特別講演2

メルボルン大学ロースクール副学長・
アジア法センター比較法学プログラム長

ペネロペ（ピップ）・ニコルソン

【ニコルソン】ピップ・ニコルソンと申します。メルボルン大学アジア法センターから参りました。ここで旧友に再会でき、また何人かの新しい友達も出来て大変嬉しく思っております。皆様と重要な事項に関して議論をする機会をいただき、誠にありがとうございます。

発展途上国の大法制度改革をいかに効率的に、かつ効果的に支援するか、世界中で議論されています。



ピップ氏

日本でそのような議論に参加でき嬉しく思っております。ジョンさんがおっしゃったように、彼は皆様が昼食後も会場に残っておられるか確かめなければいけませんでしたが、私は、会場の皆様が昼食後も起きていらっしゃるかどうかを確かめなければなりません。もし居眠りしそうな方がいらっしゃったら、目を覚ましていただくためにこの会議室を歩き回るかもしれません。いずれにせよ、皆様全員にとって興味深い、充実した議論ができると期待しています。

本日は、いわゆる技術支援と称されているものから技術協力への移行に関する展望、特に日越間に焦点を当てた展望に関して話すよう依頼を受けました。私が思いますに、このようなテーマを依頼されること自体、ベトナムで活動中の日本支援関係者の良好な関係、そして彼らがベトナム人専門家の信頼を得ていることの反映であります。技術協力には長い歴史がありますし、ちょっとスタートが遅かったかなという気もしますが、その技術協力はうまくいった例だと思います。

私の発表は5つのパートに分けました。パワーポイントは使用しませんが、折に触れてどのパートについてお話ししているのか説明するようにいたします。

最初に、ベトナムの裁判所改革への影響を考察した私の研究の「相互作用」について簡単に触れ、ベトナムにおける日本の援助計画を議論するためにそ

の「相互作用」から何が学べるのか考察することから始めたいと思います。

2番目に、法整備支援、及び技術支援と技術協力との違いについて私がどのように考えているかを手短にお話しし、3番目には裁判所に焦点を絞り、法制度改の展望について考察致します。ベトナムの法律分野全てをカバーするのではなく、法技術支援から法技術協力への移行に関連したベトナムの状況について、その社会背景が示すものを把握するために、あくまでもベトナム事情における裁判所に注目します。

4番目としては、ベトナムの裁判所改革の中で援助がどのように受けとめられたのかについて、私がインタビューを行った人々から実際に聞いた話を2つの部分に分けてお話しします。最初の部分は、何が問題で、何がうまく行かなかったのか、そして2つ目は、回答者が成功したと語った事柄についてです。そして最後に、協力モデルとはどのようなものかについて言及するつもりです。

私の論文は元々ベトナムへの日本の関与及び二国間援助投資について考察したものですが、このテーマについてはこの会場におられる皆様のほとんどが私以上によくご存知でしょうから、ここではそれについて詳しくはお話ししません。日越間には長年に渡る関係があり、かなりの投資が行われてきたこと、そして私の調査によると現在でもベトナムでの援助活動や司法制度改革に関して日本人専門家と共同作業を行ったベトナム人専門家の間には多大な信頼感があり、少なくとも私の調査ではその信頼を表す証言があった、というように要約できます。

御説明しましたように、私はオーストラリア研究調査審議会の助成金を得て、ベトナム及びカンボジアにおける裁判所を中心とした法制度改の各ドナーの影響と支援の実践について調べております。私はベトナムの調査を担当しており、カンボジアは同僚が調査を行っているため、本日はカンボジアについてはお話ししません。

「裁判所を中心とした法律調査」と言う場合、この表現はかなり広い意味で定義されています。ベントレーさんは先ほどSTARプロジェクトの概略を説明され、その領域に関して極めて有益な見解を示されました。そのような法律分野全てをカバーするプロジェクトとは異なり、私の調査は「裁判所を中心とした法制度改」に焦点を絞っています。

私の調査では、裁判所を中心とした法制度改に関与したベトナム人及びドナーへのインタビューを行いましたが、裁判所改革による影響についてベトナム側の声を聞く事を優先しました。というのも、閲覧可能な文書を検討した結果、現地の意見が十分な説明もなく頻繁に、しかも短期間の間に撤回されていると感じたからです。

調査の回答者は全員匿名性が保証されているので、氏名は一切出しません。また、私達の調査は未だ続行中であり、今この時点においても、これから受け取る報告書で裁判官が自らの援助の経験について何らかの見解を語ってくれることを期待しています。

私は美しい国に招待してもらったからと言って理由もなくその國の人にお世辞を言ったり賞賛したりすることはしませんが、調査の結果、日本の法整備支援はベトナムで極めて高く評価されていることが明らかになりました。私達がインタビューしたベトナム人達は、全員ではないけれども大多数は、日本の法整備支援がきめ細かく、親身になって、又は共感を持って実施されていると述べ、高い評価を受けていることが分かりました。他の援助機関によるJICAの評価はバラバラで、ある機関は極めて批判的であり、また別の機関はとんでもないほど熱烈にJICAを支持していました。各援助機関の意見はばらばらでしたが、私達が話したベトナム人達の大部分は圧倒的なほど熱烈に評価していました。

このセッションではベトナム人の意見に関する考察に焦点を絞っています。ある意味、この会議ではベトナムにおける他のドナーのJICAに関する意見は特別重要であるとは思いません。ご関心があるよ

うでしたら質疑応答の時間に議論いたしましょう。

ここで2番目のパートに移り、協力と技術支援の違いについて私がどのように考えているか、少しお話させて頂きたいと思います。この2つの用語の区別については、既にグループで大いに議論しましたが、私の考えをご理解頂くためにもう一度ここで私自身の定義を簡単に述べさせていただきます。結局のところ、私達は皆、法律家であり、遅かれ早かれ定義の議論が必要ですから。

私が思うに、技術協力は色々な意味で支援とは全く異なります。技術支援には、ある国が他国の個人や機関等に助言や支援を行うために技術専門家を派遣することが含まれています。技術支援は、通常、援助受入国又は被援助国が新しい専門分野を開発しようとしている時に採用されます。その際の最初の取りかかりとして、技術開発に関する研修・助言を提供することができます。

また広く受け入れられている前提条件として、技術的助言は改革に必須のものであり、より発展している国が専門知識を持たない発展途上国に対しその専門知識を提供することであり、それが法技術支援のパラダイムとなります。

これに反し、協力とは、両当事者国との関係機関、専門家が両国の利益拡大のために共同作業するという意味合いを含んでいます。ベトナムの場合のように、例え一方のパートナー国に専門知識や経験が不足していたとしても、この取組み、協力方法によって相互間に十分な理解が生まれ、自らの経験を比較し、省庁間の横断的関係構築を重視した有意義な交流を行えることが考えられます。

あるいは別の言い方で言いますと、協力は利害関係者間の共通の理解を前提としており、その理解を通じて一方の当事者が他方の当事者の経験から学び、協力を通じて得られた知識・経験を自分達の状況に適応させることができます。このように2つの定義がありますが、私は、技術支援と協力の関係を一つの連続体として、一本の長い直線状の一端が技

術支援であり、もう一方の端が協力であるという関係を思い描く必要があると思います。現在、日本の政策決定者やそのアドバイザーが直面している問題は、如何にして、どの程度の期間をかけて支援から協力への領域・距離を移動するのかということのように思われます。

ここで私が示唆しますように、支援から協力へのパラダイム移行方法の問題について考察する時、ベトナムの司法背景についてもう少し理解する必要があると思います。結局のところ、この決定は両方の当事者国、両国の背景・状況に関係しているのですから、今ベトナムで何が起こっているのかについて少し考える必要があります。念のため申し上げますが、私の意見はベトナムの裁判所制度の背景に限定しておりません。

何人かの方が既に言及されていますが、極めて簡単に言いますと、ベトナムは言うまでもなく1997年にドイモイ・改革政策を採択し、その時点から社会主義市場経済への国家的移行を開始しました。極めて大雑把に言えば、ベトナム政府は、民間部門の活動の増加、国営企業の減少、そして経済の国家管理の規模縮小を追求し始めたのです。

その後、1991年にベトナム共産党は（これ以後は単に「党」と呼ぶことにしますが）、法に基づく国家の建設政策を採択しました。この結果として、幾つかの憲法改正が行われました。法の支配を重視した場合、おそらくその決定的な改革の一つは、憲法が人民も党も法の拘束を受けると定めることですが、この立場は以前には明示されておりませんでした。

しかし1991年は随分昔のことです。2012年現在、ベトナムの裁判所制度は党に対して従属的であり、国会で党に報告する義務があります。この状況は、ベトナムにおける基本教義である「国家権力の集中」を含めた憲法の原理を反映しています。もしこれを西側の言葉に言い換えるなら、ベトナムは法の支配を検討(think)しているけれども、「実質のない(thin)法の支配」を定義づけるのは極めて難しいことは誰

もが知っている、ということでしょう。おそらく、ベトナムは実質のない法の支配に取り組んでいるのです。彼ら自身の言葉で言えば、「人民による支配を体現する義務を負う」ベトナム共産党は、法の支配ではなく社会主義法に基づいた国家に取り組んでいるのです。彼らが目指す社会主義法に基づいた国家は、権力の統一と強力な一党独裁の政治的主導権といった考えを抱いています。それが現実です。

司法分野の発展を確実なものにするため、党は幾つかの決議を発布しました。その中の2つの決議については、先ほど山下さんが少し言及されましたが、これらの決議を見ると、司法改革とは実は国家権力の改革と捉えられており、党は国家権力の改革の必要性を認めておりますが、それはあくまで国家の政治的安定性を決して犠牲にせず、某かの単独司法機関を優勢支配的な存在にしないやり方でのみ認めているわけです。換言すれば、国会、裁判所及び党の関係に関する非常に難しい問題は、未解決のままになっています。

党と法律機関の関係という大きな問題でさえも、旧態依然の伝統的な基準に基づいて決議されたままです。確かに改革は行われ、手続法及び商法関係や民法関係等の様々な関係に関する基本法や立法根拠の大幅な改革も行われました。しかしながら、ベトナム国内の全体的な仕組みは依然として変わっておりません。

裁判所改革自体については、構造は大して変化していないかも知れませんが、確かに大幅な改革が行われました。私は別の研究調査でこの改革を「自己管理方式の構築」と位置付けております。国家・党的管理から独立した裁判所制度という意味ではなく、自身の予算・人員をより広範囲に管理できるようになり、IT革新の開発に取り組めるようになり、より質の高い教育を行い、適用する法律をよりよく理解し、それら全ての結果、技術的により有能になった裁判所、という意味です。

また同時に、これは検察院を含め他の多くの同様

の機関についても言えることかと思いますが、ベトナムの裁判所は今述べましたように非常に生産的に職務を果たしていますが、深刻な問題にも直面してきました。裁判所の体制は不十分なままで、予算不足、インフラ未整備、人手不足等の問題を抱えています。裁判所の年次報告書を御覧になれば分かりますが、常時少なくとも数百人の裁判官が不足しており、往々にして極めて根深い汚職疑惑の申立てを処理し、職員は全く教育不足でもっと研修が必要です。

このような批判は、基本的に妥当であり、根拠がないものであるとは思いません。本当のことでしょうから。しかし、20年以上に渡ってベトナムの裁判所が行ってきた意義深い発展を考慮に入れた上で理解する必要があるのではないでしょうか。1992年時点のベトナムの裁判所を思い返してみれば、この会場にも1992年、1993年に現地を訪問された方々がおられます。同時に比べ裁判所の職務能力はかなり改善しましたが、今でも状況・背景上の制限を受けています。

当時から比べますと、弁護士らはより良い法解釈を求めて積極的に活動しており、より迅速な職務を要求しています。ベトナムではっきりと意見を述べ、積極的に関与する専門家団体ができたのは新しい発展であり、彼らがかなり敏感な内容の、発展の欠如に関してかなり公正な批判を行えるようになったのは、過去20年間のもう1つの主要な成果であると思います。これらは全て、政治体制、そしてベトナム国内の競合する官庁間の法律関係の改革不足によつて抑制されている体制の下で起こった事なのです。

裁判所に関して言えば、彼らは急に技術的能力を強化した公共機関と言えます。それは幾つかの援助機関が---この会場にも援助機関の代表者が何人か出席しておられます---裁判所に深く関与した結果です。裁判所は法改革の準備ができていますが、運営面の改革はまだまだこれからです。

ここで第4部に移り、調査で明らかになった共同志向型法整備支援に関するインタビューで聞いた話

を幾つか御報告致します。まず始めに、明らかになつた課題、ベトナム人が提起した課題についてお話しします。各分野において裁判所改革の総合的な話が出ましたが、最初に課題について、次に成功要因についてお話しします。それぞれのケースにおいて、最初にベトナム人が語ったこと、次に国際的な専門家が語ったことについて御報告します。

ベトナム人は、自国における難しい政治的・法的状況、特に法制度改革の背景について極めて率直に語ってくれました。インタビュー回答者全員が、ベトナムの裁判所を中心とした改革の難しい、かつ複雑な政治的・法的環境について語りましたが、特に、援助機関が裁判所、検察院改革の背景における難しい政治的環境を理解できないことが頻繁にあったこと、そして援助機関は既存の環境や構造を受け入れ、その中で活動する準備をする必要性があることについて話してくれました。

次に誰が法制度改革を管理しているのか尋ねたところ、「党が管理します」という答えが返ってきました。その答えは全く驚きではありませんでした。援助機関は不満を抱くと、責任者と話をしたがります。インタビュー回答者達は、まさに政治局が法律機関の本質的・抜本的改革を実施する組織であると答えました。回答者らはまた、この分野の誰もが抱える問題についても語りました。党は法制度改革問題について平等に改革を始め、法制度改革を実施する公的機関を改変し、変化についてもオーブンに議論するようになりました。

私が質問したベトナム人は、「多くの援助機関は、法改革の問題を論じるには遠く離れた党の組織と交渉しなければならないことに不満を持ち、現実には、殆どの場合、党の関係組織に近づけない」という実を話してくれました。ベトナム人と援助機関の違いとして、ベトナム人はそれが現実であり、法律運用の枠組みとして受け入れ、現実を受け入れない援助機関にさして共感を抱いていないという点が挙げられます。

そのベトナム人によると、援助機関は例えば最高人民裁判所のことを機能が制限され、ビジョンも欠けており、技術的にも無能、無気力で、閉塞的であると考えていると話していましたが、私自身もそのような非常に否定的な言葉は何年も援助機関から聞かされてきました。これについてベトナム人らは、援助機関が最高人民裁判所を誤解しており、改革の背景において最高人民裁判所が直面している極めて深刻な問題を理解していないからだと考えています。

そこで、援助機関がイデオロギーや政治の変化よりももっと技術発展に力を注げば、両者の関係はずっと良くなるだろうと示唆しました。これは興味深い話です。というのも、多くの援助機関、特に欧米の機関は地方の省政府を重視しているからです。このように定義された改革パラダイムには政治的管轄権が関与しており、援助機関が相手にしているのは一党独裁国家であり、共同作業を行う相手がその一党独裁国家をひっくり返すようなことはできないという事実を受け入れられない限り、協力の機会は少ないのでしょうと回答者は話しました。

ベトナム人回答者が挙げたその他の問題として、援助機関の手法、短期間の期限、非常に短期間のプログラム周期、頻繁な人員交代、及びベトナムを理解しない「飛び込みの」コンサルタント等がありました。ベトナム人は、ベトナムにやって来た十人目の新顔コンサルタントにベトナムでどのように法律が運用されているのか説明するのにうんざりしていると話しました。これは何も驚くような批判ではありません。

援助機関の言い分について話す前に、二つの点についてはつきりしたいと思います。一つは、これまで申し上げた批判の全てがJICAに当てはまるわけではない、という点です。ただ、何が批判されていて何が実践されているのかを知ることは、皆様にとって有益であるでしょう。二つ目は、恐らくお分かりでしょうが、これらの批判は法の支配を重視し、もっと独立した裁判所制度を実現できるようなプロ

ジェクトを求めたたたために起こったものです。現在、援助機関は法の支配に取り組める数少ない分野を競合して探しており、「ベトナムもプロジェクトがベトナムの体制を転覆させたりしないと認めていれる」と利害関係者に報告しようとしています。

より伝統的な技術支援モデルを維持すれば、裁判所内で法改革の活動機会ももっと多く見つかるでしょう。ベトナム人によると、政治的前提条件の付いたプロジェクトを重視するからこそ、裁判所プロジェクトをめぐって援助機関の間で競争が生まれるのです。

さて、次に、援助機関が法制度について語ったことについてお話ししましょう。当然のことながら、援助機関の最大の不満は、改革の主導者と接触するルートが欠如していることです。援助機関はまた、他の省庁、専門家グループ及びNGOと共に、例えば裁判所改革を中心とした問題について協力する機会のなさに不満を感じると報告しました。インタビュー回答者は、現在、裁判所に関するベトナムの改革路線が停滞しているため、あるいは重大な構造問題の改革路線が欠如しているため、援助機関同士がプロジェクトの活動余地をめぐって始終争奪戦を行っていること等を暴露しました。

特定の小規模なプロジェクトが割り当てられ、完遂された成功談もあります。さきほど話に出たコンソーシアムの判決公開もその一つで、その他にも確かにうまく行った事例はあります。しかし、法の支配という目的が重視されたために幾つかの問題を引き起こしました。

ここでもう少し楽観的な面についてお話ししましょう。インタビュー回答者らは法制度改革の理想的な調査を可能とする要素について語ってくれました。第一に、ベトナム人にとって最初の可能要素は、どうして技術支援をしないのかということでした。換言するなら、ベトナム人は、技術支援は政治原則を目標とする支援にはない将来性があると主張しています。私がインタビューしたベトナム人回答者の

多くは、法律問題に関するJICAの外交術を賞賛しました。ベトナム人は、JICAが法の支配を支援することを受け入れていますが、「JICAは法の支配を支援しているものの、他の多くの援助機関ほど福音的な情熱ではなく、文章を用いて法の支配の支援を行っている」と評価していました。

つまり、ベトナム人回答者は、JICAのアプローチが非政治的ではないものの、改革をめぐる政治的駆け引きがあまり激しくない分野で協力しており、両国の経済利益や、両国の優先事項の範囲内で可能な技術開発を重視していると評価していたのです。

ベトナム人が指摘した2番目の可能要因は、援助機関が長期間ベトナムに関与する意欲でした。この会場に参加しておられる代表者の援助機関は全てこの要因を持ち合わせていらっしゃるでしょう。ベトナム語の会話力、ベトナム語での実務能力はもちろん賞賛されましたが、ベトナム人は、面白いことに日本やその他のアジアの援助機関の方が、例えば欧米の機関よりも活動しやすいだろうと強調しました。それはつまり、日本とベトナム、又は韓国とベトナムの文化的違いが、例えばオーストラリアとベトナムやEUとベトナムほど大きくないという意味です。プロジェクトに参加する時、オーストラリア人はカラオケに行かないけれども、日本人や韓国人はカラオケに行くことがあると指摘されました。

ベトナム人へのインタビューでは先ほど述べました長期的な関与についても触れ、JICAはこれら幾つかの有益な戦略を示した援助機関の例として挙げられました。時間があれば（実際はないのですけれども）、ベトナムにおけるJICAの活動の実例を幾つかお話しできるのですが、皆様にあまりにお世辞を言うのもどうかと思いますので、次に移ります。

ここで、最後のパートに移り、協力モデルに移行する道筋についてお話ししたいと思います。ベトナム一党独裁国家がまだ、制度的構造という点から法制度改の路線を考えているという事実は、その背景を考慮すれば協力の活動の場は限られているとい

うことを意味します。今日のベトナムには、日本と相互交流や対話ができる立派な専門知識を持った法律専門家が存在しますが、その数は限られていると言ってもいいでしょう。

一方、日本にはベトナムを良く理解している専門家グループが存在し、協力活動の基盤を形成する豊富な専門知識が揃っています。ベトナムで少なくとも裁判所を中心とした改革をめぐる競争が存在していることを考えれば、たとえ日本の国内政策が援助計画の検討を求めていなくても、そうすることが時宜に適ったことかも知れません。

そこで、仮に --- 実際に時宜に適っているか否かという問題はさておき --- ベトナムにおける技術協力への移行に関して議論するのが時宜に適っていると仮定すれば、どのような戦略が協力の発展に役立つでしょうか？本来なら、ここで2つ目の問題について問うべきでしょうが、午後の時間は限られているので、2番目の問題を提起するだけにとどめ、後は皆様にお任せします。

この時点で技術協力に移行するのは「後退」することにならないか、私たちは一緒に問いかける必要があると思います。言い換えれば、改革に関するいくつかの提案は政治的改革も含んでいるため実践するのが困難であり、にもかかわらず技術協力に移行することは、ベトナムの法制度改革に対する各援助機関のやる気、特にJICAのやる気を殺すことにならないだろうかということです。

実際、政策の議論には効率に関する問題も含まなければなりません。仮にあるドナーが関与を縮小させるとすると、成果にどのような影響を及ぼすのか、また、その問題の道義面はどうなのか。ある援助機関が改革を望むのであれば、投資を縮小するのは道義的に正しいことでしょうか。

ここで、技術協力への移行戦略に関するもう一つの問題に戻りましょう。日本がベトナムから完全に手を引くのは本当に残念なことでしょう。それには2つの理由があります。実際にはもっと理由がある

と思いますが、ここでは2つだけ述べます。その1つは、日本とベトナムの間には密接な省庁横断的繋がりがあり、単に経済効率だけを考えてみても、これまで相当な投資をしてきたにもかかわらず今になって手を引いてベトナムから引き揚げるのは、極めてお粗末な投資方法に思われます。

2番目の理由は、あらゆる国が他国の法制度を比較研究することで恩恵を受けている、ということです。ベトナムを発展させるに当たり、日本は相当な比較研究の機会を提供しています。1つだけ例を挙げますと、民法がそうです。ベトナムにとって日本が関係比較対象国である理由は他にも沢山あります。

そして、その種の比較による対話を通じて、ベトナムは日本の改革の経験から恩恵を受けています。それに日本もまたベトナムから、他国で仕事をする際に応用できる教訓を学んでいます。従って、そこには相互利益があり、それがまた、将来JICAが手がける可能性のある別の法整備支援事業において追加的な利益になるのです。

ここで、前にお話しした連続体の話に戻ります。私は他人に何をすべきか意見しませんが、具体的な成果を出すためにこれまで行われた現在進行中の技術支援から協力への段階を経ない移行を目の当たりにするのは、非常に残念でしょう。

私は何も、日本が数千年ベトナムに滞在すべきだなどと言っているわけではありませんし、その期間が、アフガニスタンがシンガポールに変わるように十分だとは考えていません。協力への移行は、非常に貴重なものを失わずに一晩で効果的にできるものではないので、それには一定の期間が必要でしょう。

さて、ここで、技術支援から協力への移行において言語上の最も大きな課題について考えてみましょう。現在のところ、ベトナム人の日本語習得に相当な投資が行われています。そのような基礎投資なしでは、進行中の協力活動の可能性も制限されてしまします。今日では日本語を理解する専門家や、日本国内でもベトナム語を理解する専門家が数多くいま

す。しかしそのような投資が、言語上の問題を教示し、コミュニケーションを戦略的に行うようするものでない限り、別のモデルへの移行は容易ではありません。これが私の申し上げたい最初の点です。

第2点は、JICAとそのプロジェクトは、中央レベルはもとより地方レベル（援助機関は最近になってやっとこのレベルで活動し始めていますが）でもベトナムに関与してきたので、省庁横断的関与が継続的になり、現在よりも高い確率で支持される可能性が高いです。

私達は全員、協力という理念を考察する上で実務研修を提案してきました。確かに、ベントレーさんが要点をついていたとおり、誰がどこで実務研修を行うのか検討することは可能ですし、ベトナムでJICAの長期間の利益になるかも知れない可能性の高い決定がされました。提案の一つは、JICAがベトナム国内の実務研修を支援することです。何と言つても、日本は法律専門家を世界中の公共機関に派遣するという特別な文化を持っています。メルボルン大学アジア法センターでも毎年日本の裁判官を受け入れており、これは既に日本に制度として存在する実務研修を向上する文化の一部なのです。

上級裁判官をベトナムに派遣しても、ハノイで研究休暇を6か月過ごすだけでは少々欲求不満になるかもしれませんので、法律専門家の文化を築くために若手の研究者も派遣してもいいでしょう。協力関係とは最終的に「関係し続けている」ことであり、ある国で協力関係を築くために貢献する法律専門家は長期にわたり必要になるでしょう。長期間の協力関係を築くにはコミュニケーション能力が前提となり、語学を学ぶ施設が必要になるでしょう。また、ベトナムで起こっている事に関して長期に渡る理解も必要になります。

私の提案は、何も目新しいものではありません。しかし、言葉の問題や長期的関係の問題を解決する必要があるでしょう。それから、協力への移行手段である学問・研究交流について検討することも可能

ですし、日本はそのための優れた基盤を持っていきます。

私が愚考しますに、実際問題として技術支援から協力への移行は、皮肉なことにより長期に渡り協力モデルを実施できる技術支援戦略を伴う可能性があります。ゆえに、それは数年かけて技術協力に移行するようなものです。皆様は、この先もう少し違った技術支援を行う必要がありますし、その中には、もっと低予算でできるものもあるでしょう。

最後になりますが、私は今日、ベトナム人と各援助機関から聞いた話の中で、日本の優先事項の調整に影響を及ぼす可能性のあるものについてのみお話ししました。今日の議論で重要なのは、ベトナム側が日本の優先事項の変更についてどういう感じ、どう考え、どういう意見を持つかということです。私はそのことについてお話しできませんので、日本の政策変更に関する議論は皆様にお任せします。

私たち全員がこれまで同意してきたことですが、法整備支援は対話的活動です。日越法整備支援の次の段階で何が起こるのか、続編を聞けるのを楽しみにしています。ご静聴ありがとうございました。(拍手)

【司会】 ニコルソン教授、ありがとうございました。

冒頭に、本来ならば教授のご紹介を私から差し上げるべきところ、ちょっと機会を逸しまして、ご紹介をないまま本題に入ってしまいましたのおわび申し上げます。

大変示唆に富む日本のベトナム支援についての具体的なこれから提案もいただけたと思います

質疑応答

まず、大阪会場から質問を受け付けさせていただきます。どなたかご質問のある方はいらっしゃいますでしょうか。どうぞ。

【マルムベリ】皆さん、こんにちは。私はラ尔斯・ゴラン・マルムベリと申します。現在は、名古屋大

学のCALEで客員教授をしております。またベトナムにおいてSIDA(スウェーデン国際開発協力庁)の法律教育強化プロジェクトのチーフ・コーディネーターを10年程やっておりました。そのうちの5年間は、現地ベトナムの組織内の経験もしました。

今ベトナムはどうなっているかについてのピップ教授のお話には、完全に同意せざるを得ません。お尋ねしたい質問は殆どありませんが、幾つかの事柄を付け加えさせていただきたいと思います。教授は、ベトナム人が直面する問題として、短期間任務の人々が飛び込んで来では、すぐに去っていく事を強調されましたが、それは正しく私も同感です。「短期間」の意味するものは、彼らは本当にはベトナム人を認識せずに議論する、とか、毎日は出勤して来ないといった事です。ベトナム人は、新しくやって来る人々を受け入れなければなりません。ここで大事なことの一つは、彼らが出会う人達には、信用・信頼がセットになっているという事です。5年間、大学関係者と協働した実感として、それこそがポイントだと断言できます。私達は、それほど人員を交換させません。ハノイ法科大学の方でも同じでしょう。殆ど10年間、同じ人物と仕事ができるのです。したがって、飛び入りのようにやって来る人達を迎えるのは少々問題です。あなたのおっしゃったことは全く同感です。

これに関するもう一つの事柄は、専門家の任命問題は最も難しい問題の一つだということです。例えば、私が2001年にベトナムに赴任することになった時、幾つかの問題が起きましたが、特に私達をベトナムに送りこんだスウェーデン政府からクレームが出ました。彼らが気に入らなかったことの一つは、専門家の数が多すぎるというものでした。プロジェクトの予算が相当額削減されると、そのしづ寄せは専門家に行き、それが更に専門家の会議に及びます。私がベトナムに赴任した時、その時の換算レートで280万米ドルの予算がありました。私は妻と3人の子供を伴い、また燃料費などの必要経費を支給されて

ベトナムに赴任しました。私が何を言いたいのかと言ふと、相当な金額が（現地で有効に使われず）スウェーデンに回収されたということです。

問題は、どんな人物を派遣専門家として指名するかであり、また今日の状況において、その投入されて来る人物に、如何にすれば本当に充分な派遣理由を与えるかです。それはまた、プロジェクトの成功要因の一つでもあります。もう一つの疑問は、その専門家をどのようにして任命するのかについてです。私は、この任命は私達にとって「危険物貨物」のようなものだと悟りました。

私達は事業名を変え、全ての事業を調整し、その結果幾つかの事柄がより円滑に運びました。また時々、専門用語が物事を問題化させてしまうことがあります。これもまた、考えねばならないことです。

それから、皆さんは援助機関の協力姿勢に問題があることに言及されました。もちろん、援助機関が協力活動をするのならよいことです。しかし、どれだけのドナーアクションがハノイのプレスクラブで行われたかわかりませんが、結局、殆どのドナーも、協力により利益が得られるいくつかの活動でさえも、どんな協力もする気がなかったことが分かりました。少しシニカルですが、殆どのドナーは、彼らの母国の次年度の予算協議において彼らへの予算配分や人員配分が削減されないよう、彼らの持っている資金を使わなければならぬということが、協力を制限的なものにしているのです。より良い協力はコスト削減を導き、人材の有効利用や適正配置はリソースの有効利用を導きます。しかし、もしプロジェクトに配分された全予算を使い切らないと、スウェーデンの財政機関は、「本当にこの要員が全部必要なのか？」という類の政府との問題に対処することになります。多分、私達には資金全額は必要ないでしょう。何故なら、私達はベトナムの地で極めて効率的に働いてきたからです。そこで、私達は予算を切り詰めます。そうすると、私達全員にとって、金が飛び去って行かないか常日頃確認することが非常に重

要になります。

最後に「協力」という言葉についてですが、私は時に言葉の用法の問題ではないだろうかという気がします。あるプロジェクトにとって資金の調達を成功させる専門用語の問題であると思います。一つの良い例があります。2003年から2004年頃だったと思いますが、スウェーデンからベトナムにやって来たSIDAは一つのキーワードを発見しました。彼らは今も昔もいくつもそのような言葉を発見したり発明したりします。「持続可能性」とか「透明性」などという言葉です。私達は、その言葉を使わなければなりません。そうしないと予算がもらえませんから。

言葉の裏にある真の狙いは、プロジェクトのパートナー間における双方向の形式でした。このような概念の背景にはパートナー達または二組の利害関係者、また私達のプロジェクトのように3組の利害関係者と同じレベルで競争させるという事でした。その3組を同じレベルにおくということは、3組を平等なパートナーないしグループとして一緒に行動させるということです。最初にそれを聞いた時、私は思いました、「何という馬鹿げたことを！そんな事は私達には出来ない。どうやったらそんな事が出来るのだ？」と。その後、私はこう考えるようになりました、「まあ良いか・・・」と。考えてもみて下さい。従来の概念と異なる平等なグループとして、援助国機関が専門家としてではなく、そして、被援助国機関が単なる受益者でなく、すべてが同じグループであるということを。それは、「近頃では何をすべきか、よりも何ができるか、を調べる事の方が多い」と言う代わりに、「何をすることができるか」という議論を通じて互いにパートナーになるという考え方です。

我々のプロジェクトの一つの問題は、プロジェクトのパートナーがレベルの高いアカデミックな地位にあったことです。彼らは教授や助教授でした。だから、その中に割り込んで「私達が一番良く分かれている！」とは言えません。私達には分かりません。

だから、突きとめる必要があります。聞く必要があります。

また、一例として申し上げると、私達は1998年にスタートしてから、いつもずっと無気力なまま「それ」を眺めてきました。それとは、人権問題です。皆さんは、もっと人権について語るべきです。そう、私達はこれから人権について語るつもりです。しかし、今ではありません。今は不可能ですから。

しかし、よく人の話を聞き、徐々に幾つかのアイデアを実行することによって、私達は2007年に人権問題について一つの行動を起こしました。但し、ある意味では非常に用心深い方法でやりました。如何に人権問題を教えるかについて(但し別分野の法律、例えば労働法、家族法、刑法、手続法、行政法等における人権に絡めて)、私達は極めて大規模なセミナーを開きました。これからも私達は、彼らの家に直接出向いて行って人権問題を鼓舞するつもりです。

残念ながら、我々の素晴らしいプロジェクトは昨年2011年に終了し、ほんの数日前に新年となりました。私もそのプロジェクトで大いに働きました。私達は、実に優秀な二つの大学、ハノイ大学とホーチミン大学を去りました。両校ともあらゆる設備が整い、極めて現代的な法学士、法学修士及び法学博士のカリキュラムを備えています。しかし先ほど申し上げましたように、もう少し時間が必要です。そして種々のプロジェクト、特に法律に関する全てのプロジェクトのキーワードは一つ。「忍耐」です。

ありがとうございました。

【ニコルソン】手短にコメントさせていただきますと、援助機関同士の争奪戦について私がインタビューした時、興味深いことに、何人かの人はその争奪戦を良いことだと考えていました。私達は援助機関同士の争奪戦をネガティブなものと考えがちですが、同時にあなた方には確実性のある協力、少なくとも今少しの持続性が必要なことを、私達の殆どが当然と思っていることを指摘しなければなりません。しかし、私がインタビューした中の何人かは、

争奪戦が援助機関の説明責任と革新を生み出すと言いました。争奪戦がなければ、説明責任も革新も生じないだろうという意味です。これをどう考えるかについては、あなたに委ねることとします。

さて、2つ目のコメントですが。あなたはプロジェクト計画の硬直性の問題を提起されましたが、これまでの私の調査を通して、私は、紛れもなくこれらのプロジェクトが本質的には柔軟であることが明らかになったと思っています。しかし、私はSIDAについては詳しくないのでコメントは差し控えます。私が良く承知しているのは、STARプロジェクトチームもJICAも、本質的に柔軟な現場へやって来た「飛び入り・飛び去り」の専門家チームを寄せ集めた、本来プロジェクト計画を行う必要のない要請に対応できる手腕を備えているということです。ベトナムでは、硬直的に対処するより、関係を維持する方が遙かに容易です。現在ベトナムには、幾つかの非常に硬直的なプロジェクトがあり、関係者を大いに苛立たせています。以上です。

【司会】ありがとうございました。東京会場から質問はありますか。

【佐藤】東京大学の佐藤です。支援から協力へという流れの中で、長期的な教育という意味で、大学の役割は大変大きいのではないかと思うのですが、この点で、メルボルン大学のアジア法センターでは、どのような取り組みをしているかというのをお聞きしたいと思います。つまり、日本ではまだ、例えばベトナム法のコースとか講座、カンボジア法のコースとか、そういうアジアの法律を学ぶという機会は、日本の場合は非常に限られています。メルボルン大学では、アジア法の研究だけじゃなく、教育、法的支援をする側が、そのアジアの国の法律を学ぶという機会が豊富にあるのかどうか。特に、ベトナムを含めて多くのアジアの学生がオーストラリアでオーストラリア法を勉強して、そのオーストラリアの法律事務所、アジアの事務所に出て、ある種の大学と法整備支援の循環があるというふうに聞いています

ので、そういうことを日本もできるのかなということで、その日本の大学で、つまりオーストラリアの大学とその法整備支援というものの協力関係ですね、これが協力するためには重要なのだと思うので、この点どうなのかということをお聞きしたいと思います。

【ニコルソン】とても良い御質問だと思います。東京の方、ありがとうございます。オーストラリアでの援助活動と学会の関係は、日本とは非常に違っていることを理解することが大事だと思います。私はあるいは日本の事情を誤解しているのかもしれませんのが、過去何回かの来日で分かったことは、学会、大学、それにJICAや法務総合研究所ICDによる援助プロジェクトの相互の関係がかなり統合的だということです。このことは、ある意味では、一つの国を良く知っている専門家が集まった一貫連合体を備えている機構の賜物でしょう。

オーストラリアの手法と比較しますと、メルボルン大学ロースクールでは、私達は全課程でアジアの法律を教えています。それ故、今は法学修士コースに進んだ法学士達が所属している法学博士課程で、私達はアジアで調査を実施する留学生やオーストラリア人学生を指導しています。例を挙げると、私は博士課程において、カンボジア出身のカンボジアに関する論文を書いている学生一人と、同じくカンボジアについて書いているオーストラリア人学生一人を担当しています。両方を育成しているわけです。

しかし、我々が次世代のアジアについての素養とかアジアの法律活用知識と呼んでいるものを育成したとしても、必ずしも当の専門家達が援助分野に進んで働き始めるというふうにはなりません。実際のところ、彼らの多くがたどった進路を見ますと、殆どが非常に実入りの良い民間の職業に就きます。後年、国外に居住しているような場合、援助分野に貢献しに戻ることがあります、それでも働き盛りの20代から40代にかけての年代では、それも稀です。

したがって問題は、オーストラリアの援助組織や

AUSAID（オーストラリア国際開発庁）は、自身のプロジェクトのために如何にして専門知識を習得するのかということになります。それを特徴付けるのは難しいのですが、敢えて言いますなら「完全に民営化されたモデル」を御想像頂くと良いと思います。つまりAUSAIDはプロジェクトを計画するか、あるいは実際的には、コンサルタントを雇ってプロジェクトを計画します。それから、そのプロジェクトは外注に出されます。そこで問題は、プロジェクト契約を運営する際に、学会や大学が大きな役割を果たすのか、民間受託期間が常にプロジェクトを実施するのかということになります。

直近15年から20年にかけてのオーストラリアの大学による援助プロジェクト実施への参画状況を見れば分かりますが、殆どのロースクールが一件のプロジェクトを請け負い、計画を立てます。しかし大学には、プロジェクト実施に要するコストを調達するスタッフも、二か国語を話す管理要員もいません。また、必ずしもそのプロジェクトの情報に精通していません。そこで多くはプロジェクト運営から逃げ、代わりに大学のスタッフが、プロジェクト運営の専門家として個人でコンサルタントの仕事を続けることになります。私とアジア法センターの同僚達はしばしばそのようなプロジェクトに巻き込まれましたが、通常私達は他の人々と関わりを持つことはありませんでした。

そこで、教育という観点から見ますと、もし私達が教える次の世代に援助人材が求められるのであれば、私達はこの先の年月多くのアジアの法律活用知識を提供できる人材や大学院卒業生を育成してきたと思います。しかし、彼らがAUSAIDのどのようにプロジェクトに参加するか、については、個人契約で決まるような形になるでしょう。

私の最後のコメントは即ち、私達は個人契約によって戻って来る大学院卒業生を教えている、ということです。別の角度から言えば、例えば私達の調査の資金はAUSAIDから出ているわけではありません

ん。我国の専門知識を発展させるためには、私達はAUSAIDに対抗意識を持って、他の調査資金提供機関に問い合わせる必要があります。そのような機関の最も偉大な一つがオーストラリア研究調査審議会です。そこで、アジア法センターの学者達がすることはというと、戦略的テーマや、時には共同研究調査を案出し、それからその資金を探すわけです。この場合もやはり、それは学者の関心や他の規範を反映した援助優先度とは関連しません。

そこで私は、例えば私の同僚のティム・リンゼイが参画しているシンガポール、インドネシア及びベトナムにおける違法薬物訴追について調べるため、今年度始まる資金を保有しています。私は、その調査を援助ビジネス会社など通さずに自分でやります。もっともその調査において、私が法務長官、控訴局長官及びオーストラリア連邦警察に強い関心を持っているのは事実です。またその調査には、他の政策指標を含む予定です。しかし、調査資金調達と援助分野の間に関連はありません。ありがとうございました。

【司会】お時間が参りましたので、質疑応答はこれで終わりにいたします。ニコルソン教授、ありがとうございました。(拍手)

(休憩)

パネルディスカッション

「法整備支援の展望～支援から協力へ～」
コーディネータ

法務総合研究所国際協力部教官 森永 太郎

パネリスト

名古屋大学副総長 鮎京 正訓

慶應義塾大学大学院法務研究科教授

松尾 弘

日本弁護士連合会国際交流委員会副委員長

国際司法支援センターセンター長・弁護士

矢吹 公敏

独立行政法人国際協力機構 (JICA)

国際協力専門員・弁護士

佐藤 直史

【司会】それでは、「法整備支援の展望～支援から協力へ～」をテーマとしたパネルディスカッションを行います。このパネルディスカッションで司会を務めますのは、法務総合研究所国際協力部教官の森永太郎です。(拍手) この先の進行は森永教官にお願いいたします。

【森永】はい、了解しました。

ここからはパネルディスカッションということで、4人の方々に前の席に座っていただきました。



森永教官

早速、御紹介いたしますと、JICA国際協力専門員の佐藤直史先生、慶應義塾大学大学院法務研究科教授の松尾先生、名古屋大学大学院法学研究科長の鮎京先生、日弁連から矢吹先生に来ていただきました。恐らく皆さん、この4人の方の顔は、まず御存じない方はいないのではないかと思われるぐらい、おなじみの方々です。先ほどマルベル先生から、年中、エキスパートがかわるのはよろしくないというサジェストがございましたので、相変わらず代わり映えのしないメンバーで務めさせていただきたいと思います。

それでは、若干、この趣旨を御説明申し上げます。

先ほどまでに、まず午後からUSAID・STARプロジェクトのベトナムプロジェクトにおられますジョン・ベントレー先生、それから、メルボルンからピップ・ニコルソン先生に来ていただきまして、大変示唆に富んだ有意義なお話をいただきました。これら

の先生方のお話を受けまして、いずれも私どものほうで打ち合わせのときにお願いしたのは、少し今回のテーマであります支援から協力へという観点を、若干お話の中に、わずかなパーセンテージでも結構でございますので盛り込んでいただきたいということをお願いいたしましたところ、お二方ともその趣旨を理解していただいて、お話ではその点について言及していただきました。

ベントレー先生のお話のほうは、非常にプラクティカルなお話で、要するに目標が達成されたら、それはもちろん、そこで終わると。それから、あるいはその他の理由で終わる場面があり得るというようなお話をいただきましたし、それからニコルソン先生のほうからは、支援と協力というのは、一本につながっている、別なものではなくて一つの道の、こっちからこっちへ移動するときの、その話であるというようなお話をいただきました。

私どもが今回のこの課題設定をさせていただきました趣旨というのは、まず最初に、うちの部長が申し上げましたとおり、非常に誤解されやすいテーマではあります。つまり、何だ、もう日本はやめるのかというような印象を、場合によっては生みかねないリスクキーなテーマですが、私どもの意思としては、必ずしも決してそういうつもりでこの課題を設定したわけではありません。ただ、もちろんその根底にありますのは、やはり法制度の整備あるいは法制度の発展というのは、まず第一義的にはその国るものであって、それを他国が支援しているというのは、異常とまでは言わないまでも、過渡的なものであるべきであるという発想がどこかにあるからです。ですから、支援をしていて、だんだん自立をしていくて、そして最後には対等の関係になれる、そして、その対等の関係になったときに、どういう格好に生まれ変わっているのか、その展望がどうなのか、どういう形に生まれ変わるべきなのかというものを今から考えておく。たとえこの後、またベトナムの支援が、例えば仮にですけれども2020年まで

続く、あるいはカンボジア、ラオスに関してはもつと長い、アフガニスタンは1000年というようなことが、仮にあるとしましても、いずれにしろ、やはりみんな対等にそれぞれのきっちとした法制度を持って、たとえその法制度が国によって、それは特色があろうとも、何か共通の世界的なスタンダードがあって、その枠組みの中で、お互いに対等までいって、お互いに発展していく、先進国は先進国なりに、開発途上国は開発途上国なりに発展していく、世界的な安定と平和につながっていくと、こういう非常に遠大な話につながるわけであります。

まず、そのタイムスパンの関係で考えますと、最終的にどうなるのかということは、最後に松尾先生にまとめをしていただくことにしまして、短期的に非常に実務的な問題といたしますは、まず法整備支援が、今はほとんどがODAの枠組みでやられているわけですけれども、これが対等のパートナーシップ、あるいは対等の関係となっていくと、やはりODAは超えていかざるを得ない部分がどうしても出てくる。しかし、今、私達の目の前にありますのがODAとしての法整備支援ということになりますので、まず、そのいわばある意味で近いところの目標のあたりから始まって、最後にずっと大きな遠大な目標のほうにシフトしていくような、そういう流れで、今日は話をしよう思います。昨日ちょっとお話ををして、急遽そういうことにしたわけでございましたけれども、まずは、ODAの御本家であるJICAの佐藤先生のほうから、この点についての展望を伺って、その次に実例を挙げていただきます。特に日弁連、日本弁護士連合会は、ごく非常にリアルな例といたしまして、カンボジアへの支援がございましたので、そのお話を矢吹先生から伺うということにします。その後に、名古屋大学から法教育の観点からのお話も伺いたいと思いますので鮎京先生にお願いしまして、そして最後に、松尾先生にそれをまとめてといてくださいて、松尾先生ご自身の展望についてもお話しいただくという、こういう順でお話ををしていただき

たいと思います。

大体、お一方、10分ぐらいにしまして、なるべく時間を余らすようにいたした上で、後はフロアとも議論をしたいと、こういう彩りでやっていきたいというふうに思いますので、ご協力方、よろしくお願ひいたします。

それではまず、佐藤直史先生からJICAの立場とい

う形でお願いいたします。よろしくお願ひします。

【佐藤】ありがとうございます。皆さん、こんに

ちは、JICAで法整備支援分野のシニア・アドバイ

ザーを務めております佐藤直史です。



佐藤弁護士

今日は、このパネルディスカッションの最初に、
近い目標設定といいますか、短期間で法整備支援が
目指すものという題目をいただいたわけですから
も、ただ、やはりどうしても法整備支援というものは、既に午前中から話が進められておりますとおり、
長期間で考えていかなければいけないのであって、
その中で私たちは一体何を対象にして、何を目指して法整備支援を行っているのか、まずその部分を
明らかにした上で、支援から協力へというテーマについて、少し考え方を述べさせていただきたいと思
います。

まず、法整備支援の対象でございますけれども、
午前中、桑島からの報告にございましたとおり、「法
整備」は終わりのない国家の営みであるのに対し、
「法整備支援」は対象と期間を限定して行われる
という説明を申し上げました。ここで問題なのは、一

体、何を対象としているのか、言い換えますと、日本が途上国と共有できるものは何なのかということになりますけれども、これは実は日本が法整備を行ってきた結果、すなわち現在の日本の法令や司法制度、それ自体を共有し、移植するのではなく、日本の「法整備」自体のプロセス、これは試行錯誤を繰り返してきたプロセスですが、それを共有する、そのことによって、途上国の「法整備」の試行錯誤のプロセスを支援するのが「法整備支援」です。

つまり途上国自身は、さまざまな課題を抱え、その課題を解決するために法令の整備、それから司法制度の整備といったものを行っているわけですが、それを進めるに当たって、どのようなことを考え、どのような方法で行わなければならないのか、それ自体を支援する、その点についての途上国自身の「気づき」が生じること、それを対象として法整備支援を行っている。もちろん、日本が試行錯誤をした経験を伝えることによって、途上国ができるだけ失敗をしないように、そういう思いで支援をするわけでございますけれども、ただ、「法整備」自体は非常に長い時間がかかる、また非常に広範囲にわたるもので、経済社会の発展に伴ってさまざまな見直しが迫られるものです。支援を行うに当たっては、もうこれで見直ししなくてもいい法律、見直しをしなくともいい司法制度をつくることを目指すのではなく、途上国自身が見直しをできるようにする、一度やってみて失敗したらもう一度作り直す、そういう見直しの能力をつけていくこと、これこそが法整備支援が目指すものである、そのように考えておりま

私自身、長期専門家としてベトナムに常駐しておりますときに、ベトナムのカウンターパートからよく言われましたのは、日本の今の法律や今の制度はインターネットを使えばすぐに私たちは調べられるが、本当に私たちが知りたいのは、日本が試行錯誤したその経験であって、日本がどういう失敗をして、それに対しどういう見直しや改善をしたから、現在

の日本のような社会がつくれるようになったのか、そのプロセスを教えてほしいということです。JICAの法整備支援におきましては、まさにこのプロセスの共有を重視しており、これを共有することによって、途上国自身が、トライ・アンド・エラーができるようになる、試行錯誤ができるようになる、それを目指している、そのように言うことができると思います。

法整備支援が目指すものに関して、上述のとおり、途上国自身が自立的に法整備支援を行うことができるようになることを目指しているのですが、一方で、「自立的に行える」ようにならなければ支援の終了とはならないのか、あるいはそもそも「自立的に行える」というのはどういうことかが問われなければなりません。ただし、実はこの点には多少矛盾がございます。つまり、JICAの法整備支援は、途上国のオーナーシップを重視して行っております。ということは、そもそも法整備支援自体、相手国が既に「自立的に行っている」「法整備」のプロセスを支援しているということになります。言葉の矛盾と言ったのはこの点ですが、ただし、途上国自身が「自立的に行える」というのは、もう一步進んだ意味、つまり他からの助言・援助がなくても、ニーズに応じて、現状に合わせて、機能する「法整備」ができるようになる、そして最終的には国民に裨益する「法整備」ができるようになる、これが法整備支援で目指す「自立的な」「法整備」でございます。

そして、この「自立的な」「法整備」の中には、一度行った「法整備」自体の見直しができるようになるといったようなことも含まれますし、また、国家政策の中において、他の分野との関係で法・司法セクターの計画プログラムを変えていく、そういったキャパシティーの向上も重要な要素となります。

ところで、日本のODAの技術協力プロジェクトの終了といいますのは、当該分野において、もういかなる支援も必要はない、そういう状態になることはありません。例えば日本と一緒にプロジェクトを行ったけれども、もう一度独自で見直して、少し時間を置いて異なる観点から助言を求める、そういうことも試行錯誤のプロセスの一つであります。あるいは、日本と一緒にやったけれども、他の国からも話が聞きたい、他の国の経験が参考になるのではないか、こうしたケースでは、そう思うこと、そういう「気づき」が生まれること自体も、実は法整備支援の対象であるプロセスの共有の成果、法整備支援が目指すキャパシティー・ディベロップメントのあらわれである、そのように考えております。

そして、このような「自立的な」「法整備」といいますのは、本当に国ごとに見るしかないものでございます。「法整備」のプロセスは国ごとに異なりますし、また背景も各国それぞれ異なります。例えればベトナムにはベトナムの文脈がありますし、あるいはカンボジアにはカンボジアの文脈があります。それぞれの国の背景、そしてそれぞれの国のコンテクストにおけるRule of Lawがあると考えています。JICAでは法整備支援の目標として、法の支配（Rule of Law）というものを掲げてますが、実はこのRule of Lawというのは、“The” Rule of Lawではないと私たちは考えています。国ごとにさまざまな形のRule of Lawがある。その国ごとのRule of Lawを実現していくプロセスを支援していく、それが私たちの法整備支援であると、そのように考えております。

法整備支援のこれから展望に関して、今回のテーマは「支援」から「協力」へというのですが、実は私たちは「支援」から「協力」への移行というのは、余り考えてきませんでしたし、今も実は考えておりません。といいますのは、私たちの行っている法整備支援は、午前中の山下部長の報告にも、あるいは桑島からの報告にもございましたけれども、相手国の制度を研究した上で、そして対話を通じて支援を行っていくものです。ニコルソン先生のご報告の中でも、支援するためには、相手国の研究が必要であるということがございましたけれども、実は

私たちの法整備「支援」というのは、最初から「協力」であり、あるいは「交流」であり、あるいは「共同研究」であった、最初からそうしたアプローチで行っておりますし、今後もそうしたアプローチで続けていくものである、そのように認識をしております。

そしてまた、法整備支援はJICAの行っているODAによるものだけでは決してございません。さまざまな機関、さまざまな組織が法整備支援を行っております。仮にJICAの技術協力プロジェクトという形が終わりましても、他の組織の活動は継続されるものもあるでしょう。また、JICAとしましても、留学生の受入れ、あるいはニコルソン先生のご提案にもありましたけれども、日本から逆に派遣するといったようなことも十分に考えられるかと考えております。JICAでもこうした交流を行っているケースもございまして、例えば東日本大震災の被災地の学校の先生を、インドネシアのアチェに海外教師研修という枠組みで派遣し、震災後の子どもたちのケアについて、インドネシアの経験を学び、それを日本国内の子どもたちのケアに活かそう、こうした取り組みなどもJICAで行っている事業に含まれております。法整備「支援」や法整備「交流」を考える際、JICA以外のアクターの役割、さまざまな組織、機関の役割というのももちろん重要でしょうし、またJICAとしましても、さまざまな形で「交流」の継続を検討できるのではないかと思っている次第です。

そして、その「交流」の成果は、日本国内の法整備にも裨益していくものです。例えば昨今の日本の司法改革は、法化社会を目指して行われておりますけれども、ベントレー先生、ニコルソン先生のお話にもありましたように、ベトナムで行われている法整備支援といいますのは、ベトナムの法化社会を目指したさまざまな取組みへの支援であり、そこで得られた経験というのは、日本における法化社会を目指す取組みのプロセスに参考になるところも多々あるというように考えております。こうした意味で、

「支援」や「交流」は、日本国内の「法整備」にも裨益していく、そういうものであろうと考えております。

「支援」から「交流」へというテーマとは少し離れるのですが、展望として一つだけ加えさせていただきますと、ニコルソン先生のご報告の中で、ベトナムにおける日本の法整備支援について、ベトナムからの評価というものをお聞きしました。これは大変嬉しく存じましたが、もちろんJICAとしても気をつけている部分もございますけれども、相手国のコンテクストに応じて考えていかなければならぬ、無理に押しつけてはいけない、あるいは各国のコンテクストに応じた法の支配、Rule of Lawがあるのだということは、日本人ないしは日本の法律家なら皆が持っている、言わば私たちの土壤としてあるのではないかというように私は考えております。日本の「法整備」自体、外国から法律を学び、それを日本の既存の制度、慣習、文化、そういったものに近づけていった、カスタマイズしていった、独自の方の支配、Rule of Lawを構築していった、そういう経験がある。そして日本人ないしは日本の法律家は、そのプロセスをしっかりと学んでいる。それを経験として知っている。だから相手国に対して押しつけではなく、相手国のコンテクストに応じて、相手国にどうしたら根づくのかということを考えながら法整備支援をしている、それが日本の法整備支援であると考えております。

実はこのことは若い人に言いたいのですが、本日は平日なので若い人、特に学生は余り参加できていないかと思いますが、議事録で読む人もいるでしょうから敢えて申し上げますが、日本の若い法律家には、国外に出ていくことを強くお勧めします。日本人法律家は、法整備「支援」のみならず、法整備「交流」を通じてさまざまな国の「法整備」に役に立つ人材であると思います。みなさんにはそれだけのキャパシティーがあると思いますので、ぜひ若い法律家の方には、もっともっと法整備「交流」を深め

でいってもらいたい、それが私からの最後の言葉です。

長くなりました。ありがとうございました。

【森永】はい、ありがとうございました。

続いて、カンボジアの経験なども交えていただきまして、矢吹先生のほうからお願ひします。

【矢吹】ただいま御紹介にあずかりました日本弁護士連合会の国際司法支援センターでセンター長を務めています矢吹から発表します。



矢吹弁護士

私たち長期専門家の弁護士が、あのようなところに行っているのですけれども、私自身はカンボジアがメインのフィールドだったので、その経験をもとにお話をいたします。

カンボジアに森嶌先生と大分前に行ったときに、森嶌先生が、日本の民法がボアソナード、外国人の専門家が来て支援をしていたけれども、その日本の専門家が、ほとんどそれを変えて、日本の民法の血となし肉となしたということを記して、これは支援の正しい姿ではないかなと、今でもそれは私の一つの理想です。支援をして、その後に全く違う形のものが現地に根をおろして、そしてそれが使われていくということが支援の最後の形であって、私どもは支援をする側が作ったものがそのままずっと残るというのはいかにもおかしいというふうに思います。

私の発表は私どもの弁護士会のプロジェクト、これはもう終わりましたけれども、2002年から弁護士養成校をつくった経験をお話します。これは卒業

式の模様ですけれども、このお話をする中で、支援と協力のお話をしたいと思います。

カンボジアでは、1997年に内紛がありまして、それまではアメリカ法曹協会、ADAが協力していたのですけれども、一切の協力をアメリカがしなくなりまして、弁護士養成校も閉校になりました。その後、弁護士のニーズが非常に高まったことから、JICA、日本弁護士連合会に協力依頼があつて、JICAと相談の上、2002年からのこの弁護士養成校が開校したわけです。当時は200人ぐらいの弁護士でありましたけれども、その後、8年間で約400～500の弁護士が養成されて、地方にも多くの若い弁護士が行くようになつたという結果を残して、2010年で終了したわけです。

当初は、養成校の入試の支援、それから授業料は取らないとか、カリキュラムを作る、テキストを作る、教授のトレーニングと、さまざまな支援を、ある意味では手とり足とりしたわけですけれども、8年間の中でだんだんと私どももカンボジアの弁護士自身が、その運営、それからテキスト作り、そして教授のトレーニングというものは、徐々にではあるけれどもできてきたと思いました。他方、私どもはなかなかプロジェクトから離れることができなかつたのですが、カンボジアの弁護士会長の選挙の騒動がありました、それを契機に最終的にJICAもこのプロジェクトは終わったほうがいいということで、私どももそのほうがいいと思いました、2010年に終わったわけです。

しかしながら、終わってみると、終わってよかつたと思うところがむしろ大きいと。なぜならば、その後も弁護士養成校は続いて、毎年、弁護士を養成しています。私どもは、もしJICAの支援がなければ終わってしまうのではないかと思いましたけれども、弁護士養成校自身は、授業料を取ることでその自立を図り、その8年間の経験をもとに、カリキュラム、それから教授の雇用というのも継続していくので、そういう意味では自立をしていた

だいたのかなというふうに思っています。授業料を取らないということが、私たちの最初の申し合わせでありました。お金を持たない若者も弁護士になれるということが必要なんだということでしたけれども、自立をする意味では、ファンドが、お金がなければいけないということなら、やむを得ないことでないかなと思います。

支援が終わって、その後、両弁護士会は交流がないのかというと、そうではありません。私どもは1996年からカンボジアで業務をしてきましたので、その間、2000年に日弁連とカンボジア王国弁護士会は友好協定も結んで、相互協力を長年していますので、この8年間のプロジェクトが終わっても、毎年のように交流をしていますし、意見交換をしているという経験があります。

それを踏まえて、支援と協力ということを簡単にお話しますけれども、私は支援と協力、ちょっと卑近な例で申しわけありませんが、恋人が友人になるというプロセスに似ているのじやないかと思うのですね。恋人になるときには、もう毎日いないと心配でしようがないと。愛情深く愛を育てるということですけれども、その恋人が別れるのだけれども、やっぱり長年信頼を持ったがために友人になると。友人になると毎日のことは心配しないけれども、時々会って意見交換をしたり話し合ったり、それが非常に心地よいということです。これになぜ友人になるか、なぜそのまま会うかというと、やっぱり私は価値観が共有されているからじやないかなと思うことと、もう一つは信頼しているのではないかというふうに思います。

したがって、これをこの法整備支援に当てはめると、やはり価値観を共有することをお互いの目的にすべきではないかなと思います。それは例えばグッドガバナンス、法の支配、こういったものをお互いが目指すということが大切ではないかなと思います。例えばグッドガバナンスを実現している国は世界にはないと思いますし、したがって、日本も

支援を通した学びがあるのではないかなというふうに思います。

最後に、友人関係になりましたら、2人だけで会うのはもったいないので、やはりマルチの多くの価値観を共有する人と会って意見交換をして、お互いを高め合うということが大切です。私どもはアジアでアクセシビリティ・アジアネットワークという会議を2年に1度開いていますけれども、そこで十数カ国、アジアの弁護士会、それからリーガルエイドの人たちが集まって意見交換をしています。南南教育、例えばベトナムとラオスの人たちが協力をするということを1つ考えていくのですけれども、そういう価値観を共有する人たちが集まって、そして意見交換をし交流をするということが、実はこの支援と協力の中にあるんじゃないかなと思います。協力と交流をありますけれども、交流をする中でお互い高め合うということが大切だと思っているところです。

もう一つ、信頼というものを申し上げました。価値観の共有と、それから信頼をするということが大切ですけれども、信頼は一日にして成りません。先ほどは恋人の話をしましたけれども、恋人時代にけんかをしたりすることも信頼をする一つの重要なファクターではあると思います。何が必要かを考えますと、まず相手をパートナーとして自立していることを認め合う、支援であればサステナビリティということを、まずお互い認識をする。それが簡単には実現はしないと、やはり牛歩のようにアプローチをすると。私たちはいつも、ステップ・バイ・ステップアプローチといって、協力は簡単にはならないと、1年、2年、もっと長い期間のスパンが必要だというふうに言っていますけれども、やはり急には信頼はできません。しかしながら毎日努力をしなければいけないわけですから、プロジェクトのコーディネーション、それからはインテグリティというものがあると大変ではないかなと思います。

最後に、お互いが会うことでクオリティーが高ま

ると、物事をつくり上げるのにクオリティーが高まっているというお互いの認識、これがやはり達成感につながって、それが信頼につながると考える次第です。

このように協力といつてもさまざまなアプローチがありますけれども、私どもは経験を通じて、この価値観の共有と、それから信頼というものがあつて初めて、強い協力を結ぶことができるのではないかなどというふうに思っている次第です。

以上です。

【森永】矢吹先生、どうもありがとうございました。恋人と友人という関係で、法整備支援の世界では結構かもしれませんけれども。昔の彼女に5人ぐらい前に集まつてもらつたらちょっと怖い気がするんですが、要らぬことは言わずに次に行きたいと思います。それでは、名古屋大学で、長年、法教育のこの切り口での法整備支援という形で活躍しておられます鮎京先生から、お話をいただきたいと思います。

よろしくお願ひします。

【鮎京】鮎京です。



鮎京教授

私は、大学という場における法整備支援ということを強く念頭に置きながら、以下、幾つかの点についてお話をしたいと思います。

今日のテーマである「支援から協力」へ、あるいは「出口戦略をどう考えるか」という、こういう問題の設定の仕方に対しては、理解はしつつも、やや違和感をずっと感じております。ある意味では、「支

援から協力」というのは、ピップ先生が言われたように、個々のプログラムの流れの中で出てくることであるし、あるプログラムが不必要だというようにプロジェクトの実施主体が判断すれば、それは終了すればいいと思いますけれども、今、少なくとも私の認識においては、そういうことを論ずるよりは、もう少し問題の立て方を「打って出る」といいますか、前向きに考える必要がある。そこで、今日、ここに来る途中で考えていたのは、こういったネーミングが正しいか、あるいは適切かはわかりませんが、「次世代型法整備支援とは何か」という、最近、ハイブリッド車で次世代型とか出ておりますけれども、日本が十数年、この間、法整備支援を行ってきて、今その動きというものを反省しながら、そしてこれから新しい型の法整備支援をどのようにつくっていくかというように問題を立てたほうが、より前向きになるのではないかというのが私の最初に申し上げたいことあります。

そして、先ほどの「支援から協力」という問題について言いますと、これは言うまでもなく、プロジェクトにより異なることであると思います。例えば私ども名古屋大学が、これまで世界の各地に、具体的にはウズベキスタン、そしてモンゴル、ベトナム、カンボジアに日本法教育研究センターというのをつくりまいりました。日本語によって日本法を教育するという理念で、このセンターをずっとやってきたのですが、実は2週間前の1月7日に、第5番目としてのセンターをホーチミン市の法科大学に、つくれたわけです。これなどは「次世代型」と呼ぶにふさわしいものであります、どういうことかというと、その他のこれまでの4つの私どものセンターは、すべて文部科学省の資金に基づいて設立され運営してきたものであります。しかしながら、今回、ホーチミンでつくったものは、ホーチミンの大学の側から私どもの大学に要請があつて、資金は何とか自前で出すから、ノーサウを教えてほしいし運営に協力してほしいという、そういうスタンスで来られ

たわけです。そうはいっても、このセンターの日本語教師については文科省からお金はもちろん出ないものですから、名古屋大学の総長裁量経費をもらう形で、日本語の教師を1人送ってはいるのですが、その他の運営費の多くをホーチミンの側が出して、そして共同で運営するという新しいタイプのこうしたセンターができます。

実は多分、これまでの4つのセンターも、その意味では時間をかけながらではありますけれども、実情に合った形で、できるだけ「現地化」していくということが課題となるわけであって、にもかかわらず、「現地化」を進めることですべて縁が切れるわけではなくて、可能な限りで私たちが支援をしていくという課題は、例えば10年であるとか15年の間は最低限残るだろうというように思っております。

それから、もう一つ申し上げたいことは、「支援から協力」、「出口戦略」ということになぜ違和感を持つかという、これはなかなかいわく言いがたいんですが、そのように感じるのは、この間の東アジア地域をめぐって、具体的には韓国及び中国における法整備支援動向を目の当たりにすると、日本が「支援から協力」、「出口戦略」というようなことを言っていていいのかというような印象に駆られるものですから、そのようなことを申し上げたわけです。

昨年の11月に韓国法制処が、アジアの極めて多くの国から、司法省関係あるいは裁判所関係の人々を招へいし、さらには日本でも山下部長や内閣法制局のほうからも出席をされましたけれども、この会議というのは非常に大きな規模で、そしてアジアにおける法整備に関して、これはもちろん動員された数ではあるかもしれませんけれども、3,000人もの多くの人が来られるというような会議でございまして、私もびっくりしたんですが、にもかかわらず、この韓国の法整備支援の一つの特色と私が感じ取ったのは、法情報ネットワークというデジタル・インフォメーションを中核としたネットワークをアジアにつくっていくということに、およそ特化された形の法

整備支援論が展開されているということを強く感じました。

それから、中国のケースであります、まだこの12月の初めでありますけれども、中国・北京の人民大学というものがございますが、人民大学法学院でよいよアジア・太平洋法センターというのが設立されました。人民大学は、今の私どもの市橋教授がセンター長をやっている名古屋大学のCALEセンターを倣って、これをつくったというように言っておりましたけれども、このセンターを中心として、これもまたアジア法の情報ネットワークを構築する。日本の場合には一橋大、早稲田、北大、名大などから参加し、東大と京大が残念ながら来られてなかったのですが、韓国の法科大学院では、ソウル大学から始まって、延世から成均館から、主要な大学の法科大学院長・法学部長が全部来ておりまして、韓国と中国との非常に強い結びつきというものをそのときに感じたわけです。詳しいお話、具体的な雰囲気を伝える時間的余裕はありませんが、つまり韓国も中国も、これは意図するところはさまざまにあるんでしょうが、アジア諸国に対する国家戦略に基づいて、極めて鋭い形でアジア諸国との法分野での交流を、この1年来、強く展開してきているということが特色として挙げられるように思います。

そこで、もう一つ申し上げたいことがあります。それは最後に申し上げたいことなのですが、先ほど私が申し上げた「次世代型の法整備支援」というものを、日本で構想する上で方向性をどのようにして見出していくかということがあります。

実はこの11月から12月にかけて、日本の文部科学省は2つの大きなプロジェクトの採択結果を発表いたしました。1つは、「キャンパス・アジア」というプログラムでございまして、これは何かというと、日本、中国、韓国、日中韓における大学連携を行って人材育成をするというプログラムであります。幸いにも私ども名古屋大学法學部が出したプログラムが採択されました。ここで日中韓で話し合って、ど

のようなプログラムを出したかというと、「東アジアにおけるユス・コムーネ（共通法）の構築に向けて」という、こういったタイトルであります。具体的には、日本の学生を中国、韓国に留学をさせる。中国、韓国の学生も日本に来る。そして、そういった拠点形成に基づいて、今言ったような研究も行うということであります。

それからもう一つは、「リーディング大学院」という新しいプログラムでありまして、これも幸いにも私ども法学研究科が提出したのが採択されまして、ここでは「法制度設計のできる専門家の養成」ということを内容としながら、大学院で諸外国に学生を積極的に送り出すことによって、現場の体験を踏まえて、そうした若い世代が法制度設計をできるような能力を持つ。それは言葉の問題も含めて、そのように成長していくという、こういったプログラムが採択されました。

そこで、これらの経緯等も踏まえて3つのことを申し上げたいのですが、1つは、「次世代型法整備支援」は、日本の場合、対象地域は今後どうなっていくのだろうかということについての、議論は必要だろうという気がしております。例えば、日本政府のアジア重視という観点からいうと、例えばミャンマーであるとかインドネシアといった国をどのように考えるかということがあるように思います。

それから2番目には、「次世代型法整備支援」論にとっては、法情報のネットワーク化というものを意識的につくり上げていくことは、一つの中核となるプログラムではないかというように私は考えております。日本法の情報発信にかかわって、外国語での情報発信が非常に少ないということは周知の事柄でありますけれども、こうした日本法の情報発信を含めて、途上国・体制移行国及び欧米に対する情報発信が、やはり中核になってくるのではないかと。

それから3番目には、こうしたさまざまなプログラムを推進することによって、法分野を通じた日本のアジア拠点を形成していくということが、とても

重要になってくるだろうと思います。今は私どもの大学が日本法教育研究センターをそれぞれの国につくっているんだけれども、これは、一大学がやるようなことではなくて、例えば人材育成とともに、その国と日本との法情報交換の場となるような、こうした拠点を大学間連携・社会連携にもとづいて、アジア諸国につくっていくというようなことも展望できるのではないだろうかという、大きい話ではありますけれども、そんなことをここのことろ考えておりまして、討論のために話題提供させていただきました。

【森永】鮎京先生、ありがとうございました。

それでは、最後に松尾先生、よろしくお願ひいたします。

【松尾】松尾でございます。よろしくお願ひいたします。



松尾教授

「法整備支援の展望——支援から協力へ——」ということで、若干お話しさせていただきます。今日の順番について昨日森永さんとお話ししましたときに、その時点ではレジュメが出ていたのが私だけだったので、最初にどうですかという話がありました。他の先生がどんな話をされるかわからないので最後まで待とうという戦略をとったのですが、それは失敗でした。すべて話すべきことは出尽くした感があり、今お話ししてくださった先生方のお考えと全く共通の認識をもちました。

そこで、主として確認ということになりますが、

レジュメ（スライド）に従って二、三申し上げたいと思います（スライド1頁）。

最初に「支援から協力へ」という今年のお題が一瞬戸惑いを感じさせるものだったことは、皆さん共通だったと思います。それは支援「か」協力「か」という発想について結びつきやすいので違和感をもつのでしょう。この点はニコルソン教授が指摘されたように、両者はオールタナティブではないし、支援が協力になると中味が途中で大きく変わるというのではないという認識が共有できたのではないかと思います。むしろ、両者は同時に存在していて、行われていることを別の側面から見たにすぎず、支援自体が協力になっているということです。すでに佐藤さんもおっしゃいましたが、日本の法整備「支援」では最初から、森嶌先生たちが開拓されてきた共同研究スタイルがありましたし、それを通じた支援の中はやはり協力の実質をもっていたと理解できると思います。

ちなみに、中国との関係ではあえて支援という言葉を使わずにプロジェクトが行われていますが、その場合にもわれわれはやはり他の国との法整備支援プロジェクトと同じように協力スタンスでやってきたと感じているように思われます。

また、これもよく知られているように、ドイツでは法整備支援という言葉を使わずに「法整備協力」(rechtliche Zusammenarbeit, legal cooperation)——直訳すれば法整備「協働」——と表現しますし、支援といっても協力の実質をもちうるまたはもつべきであるという認識自体は、広く普及していると思います。

にもかかわらず、「支援から協力へ」というテーマが支援と協力の間に壁を感じさせる理由は、それが出口戦略の話と結びついているように感じられるからです。出口戦略自体も考えなければならない、非常に難しい問題です。「支援から協力へ」イコール「出口」というわけではないでしょうが、プロジェクトをやっている以上、出口のあり方もやはり避けて通

れないでしょうから正面から議論すべきで、この点も認識が一致しているように思います。

ベントレー先生のお話の中で、出口について2つの問題提起がされました。1つは、「いつ出口を迎えるのか」(when to exit)という点、もう1つは「どのように退出するのか」(how to exit)という点です。出口のタイミングについては想定されるいくつかの可能性が示されましたが、円満退出の方法について、持続可能な何らかの資産を残すという示唆に同意したいと思います。いずれにしてもある日突然終わってびっくりということはありませんので、仮にプロジェクトの区切りという意味での出口があるとすれば、お互い十分に予想したタイミングで、区切りの付け方については、一体何が残ったのか、形づくられた資産とそれがもつ将来の発展可能性についてお互いに何らかの希望をもつことができ、「これで一区切りつきましたね」という認識を共有できるものである必要があると思います。「出口」とか「終了」というと言葉がきついですが、縁、絆が切れるわけではないという点でも認識の一致が得られたように思われます。

「出口」の問題は誰もが意識する、繰り返し提起されてきた問題で、よく学生からも「法整備支援はいつまで続くのですか」と質問されます。つまり、私は法整備支援に非常に興味があり、今から勉強して将来それに携わりたいけれども、一生懸命勉強して司法試験に通って私が実務につく頃は、あらかた法は整備されて法整備支援はもう終わってしまっていいでしようかという心配です。いや、そう簡単には終えられないよ、少なくとも一世代は必要でしょうというようなやり取りをしたこともありますが、これもやはり正面からきちんと考えておかなければならぬ問題だと考えます。

そのためにも、まず、「協力」ということが「支援」の最初から意識され、行われていることが重要であるということです。それによって「出口」問題にかかる負荷は相当違ってくると思うのです。そこで、

協力の目的、そのコンセプトは何かということが問われます（スライド2頁）。私は「支援から協力へ」というコンセプトの下で共通に目指すべきものは、法を通じた社会改革の方法をともに考え、持てる力を尽くし、実践し、ほんの小さなことでも真理を発見するプロセスを共有することであると考えています。法整備支援の方法には「正しい1つの答え」はないと思います。そもそも唯一正しい法律もないし、正しい法律のつくり方というのも1つではなくて、それぞれの国の歴史と文化を尊重し、社会の現状を踏まえ、その発展プロセスに最も適合した法が良い法なのだと思います。したがって、それぞれの国が尊厳とプライドをもって統治を改革し、国民の福祉の増大を目指していく、その手段として法整備があり、そのためにお互い協力するのが法整備支援だと考えます。そこから得られる知見を協力者相互間で共有し、それをお互いの国の法改革の実践にフィードバックし、活かすこと、これが「協力」の目的なのではないかと思います。このことを「支援」の最初から意識し、認識を共有しておくことが重要です。

そうしますと、この意味での協力の目的、理念が具体的に意味することは何かということですが、2つ重要な点があると思います（スライド3頁）。1つは、どういう法改革を実践したら、本当にそれぞれの国の司法制度が改善されて、紛争に巻き込まれたり権利を侵害された国民が実際に司法にアクセスできるのか、そして、そういうことについての安心感が予め得られるのか、そのためにはどういう方法が効果的かを知ることです。このことについてのわれわれの知識はまだ非常に乏しいと思います。したがって、それについては沢山の経験と比較を積み重ねることが不可欠でしょう。

もう1つは、あまり指摘されないことですが、法整備支援が目的とする開発のための法改革は、ある意味で非常に人為的で政治性を帯びていて、そもそもかなり変則的なことをやっているということに起因する問題です。つまり、いわゆる先進国が200年、

300年あるいはそれ以上かけてやってきた社会改革を、非常に短い間にやろうとしているわけです。そこには本質的にかなり人為的な操作、相當に無理のあることを最初からやろうとしているわけです。開発のための法改革は比較的短期間のうちにある程度の成果を出さなければいけないということですので、当然ながらさまざまな副作用を生じさせます。これはわれわれが開発プロセスで少なからず経験してきたことです。急速な市場化によって所得や所有の格差が急速に拡大して社会不安を引き起こす、公害問題をはじめとする深刻な環境問題を発生させる、乱開発が進み、アグリーな景観が形成されてしまう、汚職が蔓延する、法律に対するネガティブな意識が醸成される、…等々です。もちろん法整備は、そして法整備支援はそんなことは目的にしていないにもかかわらず、急速に法改革をしようとした結果、予想に反して起こってしまう問題は多々あります。こういう問題に対して、どういうふうに対処していくのかということも、やはり私たちは失敗も成功も含めて知見を共有していく意味が非常に大きいだろうと思います。これですべてではありませんが、協力のコンセプトは、具体的にいうと、このように確認できるのではないかでしょうか。

そうすると、次に、協力をどういう方法で進めるかという、さらに具体的なレベルで話を進めていく必要があります（スライド4頁）。これについても、すでにさまざまな意見が出されました、やはり協力するからには、お互いに協力のための基盤整備ておくこと、そのための「縊」をつくっておくというのでしょうか、そういうことが必要だと思います。「縊」ということの意味は、仮に法整備支援がプロジェクトの終了という意味で「出口」を迎えたとしても、レシピエントとドナーを繋ぐものとして残るという意味です。それは、ドナーもレシピエントも心底本気になれる、インセンティブが湧くものでないと意味がないと思います。

こうした協力基盤の1つは、そもそも法改革が本

本当に進展しているのか、それがその国の統治の改善に通じているのか、国民の何らかの福祉の向上に役立っているのかということをどうやって測るのか、その測定機器を所有するということです（スライド4頁①）。これは、森嶋先生が桑島部長の報告に対して問題提起された点で、各国の良い統治を確立することを目的にして法整備支援をやるというときに、その「良い」統治とは何か、その一つの指標として国家が自立するということはどういうことか、そのことについて法整備支援自体のガバナンス（改革）が必要であると指摘された点にも関わる問題です。また、法整備支援を一生懸命やっているんだけれども、本当にこれがその国の司法制度の改革に、一体どういうふうに結びついているのか、日々不安を感じながら現場でやっておられる方々も少なくないと思うのです。これらの問題を改善するためにも、法整備、法改革の進展度を測定するための主要な指標を具体的につくり、みんなの共有財産にしていく必要があるのじゃないかということです。それをどうつくるかが問題ですが、継続的に測定しやすい、できるだけシンプルなものを作り、必要に応じて徐々に改良してゆくことが重要でしょう。誰が作るかといふことも問題ですが、これは皆でやるしかないと思います。まさに「協力」の対象です。

例えば、法改革の状況について、われわれが知らない情報で、統計資料を調べて知ろうとすると非常に難しいのですが、現地の専門家に聞けば比較的容易に分かるような、ごく身近な情報で、重要なものが沢山あると思うのです。そういうものを抽出、整理し、積み重ね、改善してゆくことができるのではないでしょうか。レジュメにはわれわれ誰もがつねに最低限知りたい法改革に関する情報、指標を挙げました（スライド5頁）。御存知のように、法改革の指標には非常に沢山のものがあって、国際機関、NGO、大学、研究機関等が開発しているガバナンス指標、法の支配指標、更にもっと細かな指標もあります。レジュメ（スライド5頁）に挙げましたのは、

法の支配指標(the rule of law index)の中にはほぼ共通に含まれている「司法（正義）アクセス」（access to justice）指標の一部です。

例えば、法整備支援対象国の人団から始まり、裁判官の数、裁判所の数、検察官の数、弁護士の数、こういうことは調べてみると割合数値としては出てくるように思います。こういうものも常にモニターして、毎年その変化を測ってゆくことが大事だと思うのです。それを前提に、民事事件、例えば、第1審の民事事件受理件数が毎年どのくらい推移しているか、それから家事事件はどうか、刑事事件はどうかというようなことについての情報が加えられてゆくべきでしょう。こういう情報の収集と管理について、それぞれの国が指標をしっかりとやってゆくこと、そのこと自体がその国の統治の改善に通じるでしょうし、それによって法整備（支援）が一体どういうふうにその国の向上に寄与しているのか、現在のプロジェクトにどのような改善が必要か、また、プロジェクトをどのように評価するかを考えるための参考指標にはなるだろうと考えます。

そのほかにも、集団訴訟、少額訴訟といった制度の存在・利用ですか、ADRの活用状況、あるいはもっとコミュニティに特化したインフォーマルな紛争解決制度の機能はどうなのかとか、さらには裁判官や検察官の給与とか、訴訟費用とか、弁護士費用や報酬の決定方法とか水準とか、そういうこともやはり国民の司法（正義）へのアクセス状況を知り、改善策を練るために不可欠の情報だと思います。

それから、法律扶助制度の存在・内容ですか、民事の第1審事件の処理率（1月1日に継続中の事件が12月31日までに処理された件数の割合）を測り、継続的にモニターする試みもあります。これらの統計については、統計制度自体が整っておらず、すぐには難しい国もあります。しかし、いつかは着手されなければならない、プライオリティの高いもので、ある程度時間をかけてそういうシステムをつくること自体が法整備支援メニューの1つとしても大事だ

と考えます。また、そういうシステムが整備される前であっても、入手可能な情報をそれぞれの国の専門家が確認し、毎年アップデートして共有していくと、これが非常に有益な情報になるのではないでしょうか。

ちなみに、ICDによって毎年更新していただいている法整備支援年表というのがあり、毎年法整備支援連絡会で最新版を配布していただいておりますが、これは非常に有益かつ便利な年表で、日本の法整備支援がどういうふうに展開してきたのかということを知るための重要な資料だと思います。私はこれを「開発法学」の授業で紹介し、学生とともに法整備支援の具体的なイメージをつかみ、成果や課題を議論するうえで活用させていただいておりますが、大変有効です。ちょうどこれと類似したイメージで、法整備支援対象国に関する主要な司法（正義）アクセス情報を取りまとめてゆくことができれば、さらに大きなものが得られるのではないかでしょうか。もちろん、それはICDだけでやるというのではなく、そうした法情報基盤をシステムとしてつくること自体が法整備支援の「協力」メニューの重要な一環で、たとえプロジェクトが「出口」を迎えたときにも後々残る、持続可能性ある資産になり得るということを申し上げたいと思います。

それから、協力の方法に関してもう一つ（スライド4頁②）、これもやはり重要な点だと思いますが、日本が法整備支援をした結果、日本の国内法の改革にどんなメリットがあるのか、そのルートも見出す必要があります。これについてはさらに改革の余地があるように思われます。「支援から協力へ」というときに、支援というとちょっと一方的なニュアンスがあるのに対し、協力というと双方がベネフィットを得ているというイメージがありますが、この点で日本側のベネフィットは何なんだということをもっと明らかにすることにも意味があると思います。

山下部長の今朝のお話の中で、法整備支援の成果が日本の債権法改正にも反映され得る可能性が示唆

されているというお話をありました。実際、カンボジアの民法典については、民法改正の経緯の中で言及され、参照されている例もあるようです。また、先ほど佐藤さんが指摘されたように、法整備支援の経験を「法化社会」の問題に多様な観点から裨益する可能性もあるかと思います。その他、法整備支援の経験を通して改めて日本社会をみると、もっと本気で取り組まなければならない（ならなかつた）問題を再認識することが少なくないと思いますが、それを見出しただけではなくて、日本の法改革、統治改革に反映するフィードバック・ルートの開拓も、極めて重要な課題であると考える次第です。

最後に、こういう形で、すでに支援の段階から始まって、少しずつではありますが、協力がスタートしているということになりますと、これは先ほどの矢吹さんのお話にもありましたように、協力というのはレセピエントとドナーの二者間だけではなくて、複数のレセピエント、複数のドナーを含めた協力関係というのが、むしろ有効ではないかという展開の可能性をもっているように思います（スライド6頁）。この「協力をネットワーク化する」ということの可能性が出てくるということについては、2つの意味でネットワーク化ということを考えなければいけないと思います。1つは、最近ある意味で規範のネットワークとでもいるべきものが広がってきていくようと思われます。大きな規範的文書といえば、近年ではミレニアム宣言とかミレニアム開発目標といわれるものがありますし、国連が主導しているグローバル・コンパクトというのも浸透しつつあります。よく知られているように、ワシントン・コンセンサスという暗黙の規範もあるという解釈もあり、それを前提にその規範内容についての批判もあります。また、条約になっているものもあります。こういう規範的ネットワークの中で、現在世界各国で、国内法づくりに国際的な規範が影響を与える度合いが強まってきているように思われます。例えば、国際動産売買法条約（CISG）、国際商事契約原則（PICC）、

ヨーロッパ契約法原則(PECL), ヨーロッパ私法共通参考枠(DCFR), 担保取引に関するUNCITRAL立法ガイド, 国際的な子の奪取の民事面に関するハーグ条約等々, 国際的に形成された規範が各国の国内立法に影響を与えつつありますが, そのプラス面とマイナス面について, 理論的にも実務的にも, 複眼的な分析に基づく国内立法の判断が必要であるように思われます。そのためには, 先行した法整備の経験を, 二国間だけではなく, 複数の国との間でネットワーク化していくことが必然的に求められてきて, そういう中で協力へという流れも必然化していくものと予想されます。

そうすると, こうした協力関係をどうやって構築していくかということが問題になります(スライド7頁)。法整備支援のレシピエントとドナーの間の個別の協力関係をそのまま続けてやってゆくというやり方もありますが, 知見の共有には必ずしも効率的ではないかも知れません。そこで, どこかの国際機関がそういう沢山の法整備支援・協力の経験を蓄積する形でハブをつくるということも考えられるかもしれません, あまりにもコストがかかり, 実現困難かも知れません。そこで, それぞれの主体がどんな協力をして, どんな成果が上がったのか, それについての基本的な情報を交換できる共通合意をつくっていくことが考えられるかも知れません。これは先ほど鮎京先生がおっしゃった法情報の共有ということにも通じる問題のようにも思われ, 真剣に考えていかなければならぬ問題であろうと感じています。

ちょっと長くなりましたが、以上です。ありがとうございました。

【森永】松尾先生, どうもありがとうございます。

4人の方々, それぞれの立場から, ややコントラバーシャルな課題設定につきましてお話をいただきました。

討議に入ります前に, 今回のパネルディスカッションは, それに先行いたしましたベントレー先生

とニコルソン先生のお話を引き継いで, こういう形になっておりましたのですから,もし, ベントレー先生, あるいはニコルソン先生のほうで, どうもこの5人のパネリストは, 私の話を間違ってとらえているらしいというような点がもしありましたら, ご指摘いただきたいのですが。

【ニコルソン】1点だけ申し上げますと, パネリストの皆さん全員が, 共有, ネットワーク及び他機関との協働を含めた協力活動の拡大について話されたことを, とても興味深く感じます。私が思いますに, 皆さんは同じ事を別の表現で語られているのではないかでしょうか。その最も興味深い問題の一つは, これから歳月において時間がどんな役割を果たすかということだと思います。私だけの意見でなく, 私のオーストラリアの同僚達の意見も代弁しますと, 私達は長期にわたる協力事業に関し, その発展モデルのタイミングやその意図について非常に認識が不足しているのではないかという気がします。このため, 私は私自身の国の政府が何らかの調査に出資するよう働きかけていますが, 同時に日本の人々にもこの課題の意義に关心を向けて頂くよう勧めるつもりです。何故なら, 現在では, 発展した中国の進出及び中国が協力事業という形でどんな役割を果たすことになるのか等について, 私にはまだまだ先の話と片付けられるとは到底思えないからです。私は今日, 明日のことを言っているのではなく, これから数十年について考えています。単に私見として申し上げました。

【森永】どうもありがとうございます。

確かに, 私達, 私だけかもしれませんけれども, この法整備支援の開発途上国に対する法整備支援の話をしていると, どうしても中国に関しては, 私自身ちょっとほおかぶりをしたくなるようなところがありまして,もちろん, 私どもでも中国に対するプロジェクトというのをございまして, こちらはもう協力, まさに支援と言うのは大変失礼に当たるぐらいの状態になっているわけですけれども, この中国

がどういう役割を果たしてもらえるのかというのは、大変大きな、今後出てくる非常に大きな論点の1つであるかと思います。

いずれは、もしかすると例えば中国と日本、あるいはそこに韓国を交えて、さらにそのネットワークを広げていく、あるいは中国、韓国、日本で、この三者で、例えば特定の第三開発途上国の支援をするということも、理想としては考えられないこともないですけれども、若干これについては、私達もまだ経験がないといいますか、そういうところがありますので、難しい話だなと思います。

ベントレー先生、私達のディスカッションをお聞きになって、お気づきのところがありましたらお願いします。

【ベントレー】そうですね。これは大変興味深いテーマです。パネリストの皆さんには、幾つかの極めて重要な側面を巧みに取り上げられたと思います。中国の問題に戻りますと、ニコルソン教授が提起された議題が非常に興味深いと思います。確かにベトナムでは、あちこちの法律分野の人々が、常に中国人のしていることに関心を抱いています。これに関連して、中国専門家が度々ベトナムにやって来て、ベトナムを援助する試みに参加しています。我々は何度か、そのような中国専門家が連れて来られたワークショップの開催を手助けしました。我々が連れて来たのではなく、基本的にベトナム側担当機関による手配です。このことは「中国が出来ること」に関する議論にとって、極めて重要な論点だと思います。

「援助はいつ終わらせることができるか」についての私の論点の一つは、被援助機関がいつ、本当に、自分自身の法制度改廩を持続するのに充分な程裕福になるかということです。私の目には、中国は極めて近くまでその段階に近づいているように写ります。もし中国が、自身の法制度改廩の試みの維持を開始できるほど裕福であり、我々と同様援助者側に呼び込めるのであれば素晴らしいことだと思います。どのように呼び込むのか、また彼らとどのように話し

合うべきかについては、幾つか考えねばならないことがあります。

ところで私には、別の議題と論点があります。私は松尾教授の言われた、いわゆる法の支配への進歩度を計るための法制度構築の指標はとても良い考えと思いました。佐藤さんは、自己評価、被援助国を自立させる試み及び被援助国自身がどういう法制改革を必要としているか、あるいは被援助国自身が如何にして法制改革を行うかについて自身で評価する能力に関する論点を提起されました。実に的を射た論点であると思います。問題は、自立の主要な要因は何か?です。

ここで、短いお話を一つします。始めてベトナムに行った時、私は各法律事務所を訪ねて、彼らが法学部卒業生を雇っているかどうか、またどうやって彼らが法律家としての素養があると分かったのかと聞きました。一人の答えは --- 私は未だに覚えていませんが、その時答えたのは、ハノイ外国人弁護士会の会長のビル・マクギニス氏でした --- 彼が所属していたのはオーストラリアのフィリップ・フォックス法律事務所で、現在ではアラン法律事務所になっています。

あの時私は尋ねました。「ちょっと、ビル。君はハノイ法科大学の卒業生を雇っているかね?」彼は答えました「雇っているよ」。そこで、私は更に尋ねました「どうやって彼らが優秀と分かるのだ?」ビルは答えました「まず、彼らは非常に賢い。何故なら、あのロースクールに入学するためには膨大な障害を乗り越えなきゃならないのだから」。まるで日本のことのように聞こえますが、ビルの言葉の意味は、あの当時のハノイ法科大学は、たった1,000人の定員に対して毎年20,000人から 25,000人の入学希望者が押し寄せていたということだと思います。だから、入学した者達は非常に賢い連中なのだ、と。彼らは非常に賢くて、また全員法律を良く知っている。何故なら、学習課程の中で法律を全部暗記してしまうのだから。「しかし」とビルは続けました。

「問題はだね、彼らは法律問題を解決出来ず、法律分析も出来ず、また法律論文も執筆できないってことだ」。

皆様や我々は、業務の様々な段階でこの問題を見かけます。例えば、裁判官が判決に達するために必要な法律分析を実行し、それを日本、韓国、またはアメリカなどの国々で行われるようなやり方で文章にまとめる能力を持っているか否かに関しては、判決文草稿のマニュアル作成が大きな課題になると思います。彼らが、法律分析を行う能力のある、法的な訓練を受けた人々が大勢いるレベルまで達しているか否かについての、何らかの指標があるべきだと考えます。

彼らの能力は間違いなく向上していますが、本来到達しているべきレベルにはまだ達していないと思います。法学士レベルの公共教育機関の話に引き戻されてしまうかも知れませんが、ハノイ法科大学は、法学士レベルの全ての知力を備えた卒業生を送り出し、彼らが法律問題を解決し、また法論文を執筆できる能力を持つようになる法学士教育を施しているかという点に関して、私はマルベル教授の観点やその他の見解についても関心があります。

彼らはやり方を変えた、と私は思います。また皆様方のプログラムは間違いなく、彼らが今行っている教育法に影響を与えたと思いますし、それはこれまでよりも遙かに双向的な問題解決法だと思います。私は実際にそれを見たわけではありませんけれども、少なくともハノイ法科大学で教授をしている友人達は、私にそのように言ってきます。国家司法学院については、彼らは研修の問題解決法の構築に懸命に取り組んでいて、またそれに成功しつつあると思います。そこで、このように思わせてくれるある種の指標を制定することが出来たら、佐藤さんが望まれるように、彼らも問題なく職務を果たせるようになるコースにうまく乗れるのではないかと思います。

【森永】ありがとうございます。

今のベントレーさんのお話を、これまでの、特に前回の法整備支援連絡会から取り上げた問題でして、法整備支援の評価をどうやって測るかというようなことがあります。今、ベントレーさんがおっしゃった、なぜ判決の書き方というプロジェクトの、コンポーネントとして判決の書き方、判決理由のあらわし方を含んでいたかといいますと、やっぱり当時のまだベトナムは、私達ブラックボックス判決と呼んでいまして、事実が書いてあって結論が書いてあるけれども、事実からどうしてその結論になったのか全然わからない、これではいかんということでお始めたものです。それでブラックボックスのところがどれほど明らかになったかというのが、まさにベトナムの裁判官の能力はどこまで上がったかという一つの指標には恐らくなるんだろうと思います。もちろんそれだけで判断するわけにはいきませんけれども。それと例えば今、ベントレーさんがおっしゃった国家司法学院あるいは大学での教科書の質などというのも、質的なものも継続していくなければいけないだろうなという感じはいたします。

それで、支援から協力へという話に少し戻したいと思いますけれども、開放フロアにいたしまして、会場からもどんどんご意見、あるいはご質問等をいただきたいというふうに思います。森嶌先生、お願いします。

質疑応答

【森嶌】何事も早いほうが発言権がありますので。最初にインディケーターのお話をします。松尾さんのスライドの5ページですが、これはコモン・ローのルール・オブ・ローの場合ですが、ガバナンスを考える場合に、裁判所がいろいろな効果のほどをチェックするというコモン・ローの国では、これだけではないと思うのですけれども、しかし、大陸法系、特にベトナムのように、これまで、共産主義のもとで行政が権力を持っているところでは、人権なんかを考える場合に行政に対する、日本でいう法治

主義がどこまで貫徹できるのか、つまり官吏がやったことに対して人民がどういうチェックができるかという、そういうインディケーターがなければ十分なものとは言えないのではないかでしょうか。これは森永さんが十分御存じでしょうけれども、裁判所が三権のうちで最も弱いベトナムのようなところで、裁判所がどれだけちゃんとチェックして、どういう判決を下しているかなどということを主たるインディケーターにしても、国の全体のガバナンスを測ることはできない。コモン・ロー的なアプローチだけでは、人権のあり方とか、一般の人々の福祉の向上に全体の報告がどれだけ役立つか疑問です。これらをはかるインディケーターとしては非常に弱いので、インディケーターの中には、行政との関係、あるいは国会の権力とか、それとの関係で法がどう、国会がどう働いているのか、行政がどういうふうに法によってコントロールされているかということを測ることのできるものを出していただきたい。このインディケーターは意味がないというのではなくて、これは、これはコモン・ローの国ならば有効だろうということです。

それからもう一つ、松尾さんのスライド8枚目ですが、法整備協力のネットワークの国際法です。国際法というのは、先進国といわばネットワークなんですね。国際的に見ると、全体を見て途上国というのは、いわば国内で言うと、弱者のグループに入るわけです。だとすると、強者のネットワークが協同して、強者の法体系を弱者のところに持ってくるのが法整備協力になりかねない。日本が強者のグループでいて、途上国に対して、あなた方、この法律を入れないとグローバルなスタンダードに合わないということをやっていたのでは、何のために法整備支援をするのかわからない。ベトナムがWTOに加盟するときに、ベトナムの利益をどういうふうにすれば守れるかという観点から、ベトナムのために先進国がしかけるかもしれない罠や様々なリスクについて情報提供してやる、つまり、弱者の権利をどうやつ

て守ってやるかということを、国際的に協力するのが日本の役割だし、本来ならばアメリカの役割でもあるわけです。

その意味で、私は国内的には国内法をつくるときには国内の弱者の権利を守るためにには、どういう法律をつくらなければならないか。そのためにどういうインディケーターをきちんと作るのか、評価のためのインディケーターを含めて考える。国際的には、日本も含めて先進国のネットワークが、もしかすると、そんな意図はないかもしれませんと思いますが、もしかして弱者としての途上国に対して、善意のつもりでやっているけれども、結果として途上国に対して何かを押しつけることにならないように、ちゃんと情報提供して途上国が自ら選択ができるような、そういう支援をするべきではないかと考えます。

その意味で、松尾さんはそういうことを考えてやっておられたと思うのですけれども、そこを私達としてはしっかりと考えておかなければならないし、ドナー間の連絡をするときにも、途上国に対する押し付けないように、ドナーとしてはやっていかなければなりません。

それから、もう一つ、これは中国と韓国について申し上げたい。中国や韓国の最近の国際戦略の一環として、法整備だけではなくて、資源獲得とか、いろんな面で中国、韓国は、自分の国のサステナビリティのために活動しています。環境保全や温暖化政策についてもそうですが、私達はベトナムやカンボジアなどアジアの途上国のために支援をするとすれば、中国や韓国と協力する際に、中国や韓国の国際的な戦略がベトナムやカンボジアやその他の國の人々の利益を害するようなことにならないように中国や韓国と一緒に連携をすべきです。それにむけて最大限の努力をすべきです。何も中国や韓国を敵視するとか、そういう意味ではありません。ありがとうございました。

【森永】ありがとうございます。

【今泉】アジア経済研究所の今泉と申します。地域

研究、タイの研究をしております。

森嶌先生の第2点目とかなり重なるのですけれども、本日の話、お伺いしていまして、法整備支援、技術論というか、方法論とは別に、きょうは鮎京先生から問題提起があった点がこのごろの法整備支援のあり方を考える上で非常に重要なと思いました。1つはグローバル化とかリージョナリゼーションの視点をやはり入れていかなければいけないかなと思いました。

今、ASEANプラス、APECといった経済統合が進んでいまして、その中の法のあり方、共通の法的な基盤というものを考える視点が必要になってくるのではないかなと思っております。

きょうも何回も出ていますカンボジアの民法が、実は日本にとっても役立つ問題を含むという話がございましたけれども、それはただ単に日本が日本の民法を押しつけたのではなく、東アジアの民法のあり方を考えるときに、どんなものがいいかということを考えた結果、カンボジア民法がよいものになつたのではないかと理解しております。

私は、民法専門ではないのですが、ドイツ法やフランス法もEU統合などを機会にかなり揺れ動いていますと聞いておりますので、そういう意味でリージョナルな法をつくっていかなければいけないと思います。

それから、午前中に桑島さんが御指摘された点ですけれども、やはり法整備支援のあり方を考えるために、調査・研究というものを強化していくなければいけない、ということです。私、アジア法学会という学会の事務局をやっておりますけれども、日本のアジア法研究というのは、まだいびつといいますか、濃淡が大きいです。中国や韓国やなど日本とアジアのかかわりの深い国については研究者が多いですけれども、それ以外の地域ですとまだまだ少ない状況です。法整備支援がかなり成功したおかげで、その法整備支援の対象になるような国については非常に多くの知識が蓄積されたわけですけれども、

それ以外の地域については、まだ研究者が少ない。

先日、一橋大学の松本恒雄先生にお願いして、今度6月のアジア法学会で法整備支援で民法を取り上げようと今、準備しているんですけども、東アジア以外の地域に議論を広げようすると、どうしても研究者がいなくて先へ進めないという状況があります。

ですから、研究者のほうとしても、広い視点でもう少し比較研究を積み重ねていかなければなりませんし、研究と支援の両輪という形で協力していかなければいけないかなと思います。

以上です。

【森永】ありがとうございます。

東京会場、何かございますでしょうか。

【矢頭】本日は、お招きいただきましてありがとうございます。財務省財務総合研究所の矢頭と申します。

私ども財務省の中で技術協力の一部を担当しております、先ほどディスカッションの中で言及がありましたミャンマーにつきまして、証券取引にかかる法整備について支援の計画を現在しているところとなっております。

スキームにつきましては、日本の民間企業さんですとか、JICAさんのスキームなども一緒にやらせていただきながら、我々としても、なかなか法律の法整備の分野というものの知見がないですから法総研さんや大学の先生方に、いろいろなアドバイスをいただきながら進めさせていただいているところです。今後ともぜひともよろしくお願ひいたしたいと考えております。

続きまして、前置きが長くなってしまいましたが、質問なのですが、今回のテーマの1つが出口ということとして、出口まで二、三十年かかると、我々、まだスタートの時点ですので、この先が長いということで覚悟を持って進めなければというところなんですけれども、質問のところというのは、逆にその支援を受ける側の国がどこまで支援が長期になるか

というのを想定しているかというところでして、例えば、早く支援が終わるところがあるということがありますと、日本よりも、そちらのほうのドナーということを選択するということも、もちろんその選択としてはあると思います。そういうたところも含めまして、スタート時点でその支援の取組みに対して、どのように説明をすればよいのか、そういうことについてご経験等に基づいてご教示いただければと考えております。よろしくお願ひいたします。

【森永】ありがとうございます。

どなたでもということなのですが、かなり実務的なところを含むお話をございますので、佐藤先生お願いします。

【佐藤(直)】御質問ありがとうございます。

支援を開始するに当たって、私たちが最近意識しておりますのは、私たちの「支援」が、相手国の「法整備」のプロセスの中でどういう位置付けにあるのか、それをまず意識することです。中長期的な「法整備」のプロセスの中で、私たちの「支援」(例えばあるプロジェクト)が対象とするのはどの部分なのか、それを明らかにする、そうしたことから始めております。具体例で申しますと、ラオスにおきまして、2010年からプロジェクトを開始いたしましたけれども、その際には、ラオスの人たちと、中長期的には実務の改善を目指すのだけれども、それには時間がかかる。20年なり30年なりかかってしまうかもしれない。そのプロセスの中で、今から4年間で行うのはここの部分である。そうするとこの4年間のプロジェクトが終わった後、ラオスとしてはこういうことを考えなければいけないのではないか。こうしたことを含めてディスカッションをしました。時間がかかるということは、その対話プロセスの中で十分に話しましたし、そして中長期的にどのようなプロセスで行うのが適切なのかということも、ラオスの文脈の中で話しました。この2010年から始まつた4年間のプロジェクトの形成のために私たちは2年間かけました。その間、何度もラオスに行き、あ

るいはラオスの方に日本に来てもらい協議を繰り返し、そしてラオスの20年なり30年なりの「法整備」の計画の中で日本が協力する一部分というのを明らかにし、その後、ラオス側で何を行わなければいけないのか、その点の共通認識をしっかりと持ってプロジェクトを開始したと、そういうた例がございます。

4月から新しく始まりますカンボジアのプロジェクトに関しましても同様のプロセスをとっております。もし、それがラオス、あるいはカンボジアにとってふさわしくないのであれば、ラオス側とカンボジア側は、他のドナー、あるいはほかのアプローチによる協力を希望するかもしれません。ただ、こうした部分について十分に共通理解を持っていませんと、お互いに、では出口はどこなので此といったときに、本当にそれこそ出口がなくなってしまう。ラオスの「法整備」、カンボジアの「法整備」がすべて終わるまで、20年なり30年なり一緒にやるのかということになってしまいます。そこで中長期的なプロセスを共有すること、その中でお互いの役割を明らかにすること、それが重要だと思っています。

【山下】私、午前中に20年、30年という話をしましたけれども、それは我々が経験している基本法分野といいますか、最後に裁判所による紛争解決あるいは執行までも含むと、そんなスパンであろうということでありまして、今その財務省が行おうとしている証券取引法ということの限定であれば、それはかかるないでしょう。ただミャンマーが法律だけ作ればいいんですというなら、また別ですけれども、日本としても、多分、それは法律だけ作って、はい終わりというふうには多分ならないのではないかなど思いますので、じゃ、作って終わりではなくて、それがうまく運用できるようなところまで、多分サポートするんだろうと思います。さすがに20年もかかるないかもせんけれども、そういう分野の違いがあると思います。もっとも証券取引法だけが上にぽんとあるわけではなくて、そこには会社法とか、いろんなものがないと、うまくは機能しないと

思います。

以上です。

【森永】ありがとうございます。

松尾先生、お願ひできますか。

【松尾】ありがとうございます。佐藤さん、山下部長がおっしゃったことに全面的に賛成です。加えて、今御質問に出た証券取引法についてのいくつかのドナーからのオファーが来ているというふうに理解しましたけれども、その点に関して一つコメントさせていただければと思います。ミャンマーは今、これからどういうふうに市場システムを整備してゆくのか、非常に重要な時期にあると思います。また、諸外国もミャンマーの人的・物的資源や市場に対しては、強い関心をもっています。そういうタイミングであるからこそ、従来の法整備支援の経験は、良かったことも悪かったことも含め、十分に活かされる必要があると思います。1990年代に旧ソビエトの崩壊前後から、ロシア、東欧諸国の市場化に際しては、複数のドナーが、とくに当時はアメリカとドイツが会社法、証券取引法、銀行法はじめ、それぞれ自国の法律の売り込み合戦、法整備支援戦争をした時代がありました。それによって少なからぬ混乱とその爪痕を残しました。その際ドナー側には、自国の法律を導入すれば自国に有利になるという認識があり、それを前提にして、法律aはA国が担当する、法律bはB国が担当するというような一種の「分配」があつたようなのですが、それは必ずしもよいやり方ではなかつたというのが今の認識だと思うのです。ドナー間で法律を分担することにより、出来上がった法律の間に齟齬が生じるという現象は、カンボジア、その他の国でも問題になりましたし、今なお類似の問題も生じています。こうした経験から、第1に、法整備支援はドナーが自国の法律の導入に成功するかしないかのゼロサム・ゲームではなく、相手国にとって最も相応しい法律を整備することが、その国はもちろん、実はドナーにとってもより多くの利益をもたらすプラスサム・ゲームであること、第2に、

そのためにはドナー間でも友好的関係を構築して協力と情報交換を行い、ベストの法整備を目指すこと、そして、第3に、この協力スタンスについて、レシピエントも、関係するドナーも、最初から十分に理解を共有しておくべきことが重要であると思います。

ですから、同じようなことを考えているドナーがいるとすれば、まずはそのドナーも交じて、相互により良いアイディアを持ち寄るようなプラスの協力ができないか、関係するドナーとレシピエントが集まって、どういう枠組みで証券取引法の整備を進めることができないか、その前提となる法令や制度、関連するん法令の整備はどうなっているか、それら関連法令・制度の整備の順序とペースはどういう計画になっているか、…ということを真剣に考える枠組をつくることがまずは重要であるように思われます。それがこれまで日本の経験したことを今後に活かす契機になるのではないかでしょうか。

【森永】ありがとうございます。

今の話は、きょうの問題設定が出口戦略、あるいは協力への転換といいますか、一方的支援から相互的協力とか支援プラス協力関係あるいは、さらに松尾先生のお話にありましたように、さらにそれから進んで、他国間の協力関係に発展していくということであればいいなということです。今のまさに財務省の方のお話で、何が気になっておられるのかというのは非常に痛いほど私達はわかるわけでして、要はやはりそれは例えベトナム、あるいはラオス、あるいはカンボジア、そういったところの法制度をとにかくよくしてあげたいという思いはみんな共通なのですが、何せ日本だけでできることにはやはり限りがある、あるいは法務省だけでできることにはやはり限りがある、JICAだってそんなに裕福なわけではないというようなところで、どこまでできるのかというところを見定めるのが非常に難しいために、現場は常に悩んでいるのだろうというふうに印象を受けております。私もこの問題であること

はよくわかります。

ただ、なぜこういうときに、例えば国際間の協力が必要になってくるかといいますと、やはり一国だけではできないので、例えば日本はここまでやるけれども、次はあとそっちお願ひねというような形で、どんどん引き継いでいくということも考えられますでしょうし、最初から1人でやるのは難しければ他国間で協力してやっていくということもあり得るかもしれません。その点に絡んで、矢吹先生、いかがでございましょうか。

【矢吹】今のところで、やはり時間がかかるというのは、最初、私は先方にどれだけ専門家が育成されているか、どれだけ一緒に協力して物事をつくり上げていくという専門家が育成されているかという点が1点と、あと、これを普及するという段階で、普及によって何が問題点なのかということを2段階で考える必要があるかなと。

今他の他のドナーとの協力というのは、まさに普及の点であります。最近、カンボジアのある取引のアドバイスをして、まさに日本の作った民法と担保取引法、どちらが使えるのかという問題がありました。ローンして、どっちの担保をとるのかということで実際の契約を締結して、そして担保をどうするのだという議論に、民法は去年の12月に施行されたので、字面は担保取引が成立するのですが、これは英米法でセキュリティ・アミューズメントをステファという国家機関に登録すると、それで担保要件になるんです。カンボジアの民法はもちろん日本的な民法ですから、確定日付の承諾か通知と、これをどうするのかという議論で、最終的には2つの契約書をつくって、日本法で日本の準拠法にして、それで日本の東京裁判所にして、日本で確定日付をとると、カンボジアでセキュリティ・アミューズメントをつくって、ステファに登録するという、結局こういうふうなことが起きているわけなんです。このように普及の段階では、やはりコンフリクトがどうしても生じてしまします。これをスムーズに流すまでとい

うことになると、やっぱり時間が相当かかるのではないかなどと思います。これを、じゃ、だれがするのかということについては永遠の問題だと思いますが、やはりドナー間協調というのは、いつも気にしながらやっていく必要があるのではないかという、一つの例としてお話をしました。

【森永】ありがとうございます。

【竹原】JICAの中国事務所から参加しました竹原と申します。きょうは一時帰国中で北京から来ております。

中国について、先ほどコメント、質問等がありましたので、関連する情報を3点申し上げたいと思います。

1点目は中国モデルについてなのですが、2011年3月に中国自身が、中国の特色ある社会主義法律体系というのをつくりまして、一応それが完成したということで、共産党の指導に基づく法律体系ということを定式化しております。

日本は、敢えてそこに切り込むような支援あるいは協力というものをやっているわけではないのですが、今までWTO加盟、市場経済化支援の文脈で民訴法ですか独禁法、会社法の支援をしてきたというのがあります。ただ、法律の関係がだんだん成熟してきて、今度は行政訴訟法について要請を受けております。御存じのとおり、行政訴訟法については、国民と行政、それから行政と司法の関係ということで、非常にセンシティブな要素を含みますが、私どもの関係は、ここに熟してきたというところを感じております。

2点目は、そういう中国がほかの国とどうつき合っているかなのですが、ドイツとEUの例を申し上げます。ドイツの場合は、ドイツの法務省が主導しまして「法の支配対話」というのを年1回やっております。その下でドイツの援助機関のGIZが立法作業を支援しているということで、共通の価値観、目標に基づいて、具体的な援助、支援、協力をに行っていきます。

それから、EUについては、EUの援助資金でEUの15の大学、中国の3つの大学にコンソーシアムを組ませて、EU・中国法学院を中国に設置しています。そこで中国の学生がEU法を学ぶ、EUの学生が中国法を学ぶ、そういう拠点をつくっておりまます。ドイツもEUも支援の最後の段階に来ていますが、その中で協力に移行するための仕掛けをつくっているという意味で非常に参考になると思っています。

最後に3点目ですが、中国が中国モデルを輸出しようとしているかどうか、特に法律の分野についてどうかということですが、これについては、私たちが付き合っている立法部門についていと、今、中国国内の問題で精いっぱいという印象を受けています。ただ、中国全体でいいと、特に農業、インフラ、こうした部門でどんどん援助を続けていますから、将来的によりソフトパワーといいますか、法律部門にも入ってくる可能性はあると思いますが、現時点では私自身は感じていないというところであります。

以上、ご報告です。

【森永】ありがとうございます。

【田中】田中和子と申します。今は検察庁に戻っていますが、今、中国事務所の方がおっしゃった、对中国支援を5年前に担当しておりましたので、一言申し上げます。

5年前に中国のプロジェクトを担当したときに、初めて中国の民事訴訟法の成り立ちなどを改めて勉強したんですけども、それを読んだ最初の感想は、2001年にここの教官になってベトナムの支援を始めたときに、ベトナム人の物の考え方方がわからなくて物すごく苦労したんですけども、さっさと中国の勉強をしておけばよかったということです。ベトナムに関する文献は非常に限られておりましたけれども、中国に関する文献は結構ありますが、中国の文献を先に読んでからベトナムのやつを読むと、ベトナム人が何を考え、どうしようとしているのかが非常によくわかったんですね。ですから、具体的にど

う影響しているのかまでは私にはわかりませんでし
たけれども、非常に大きな影響を受けているのは間
違ひなくて、それが文章としてきちんと整理されて
文献になっているのは、残念ながら中国関係だけで
すから、先にそれを読んでおけば、はるかに楽にベ
トナム支援の担当ができたはずなのになと思いました。

中国は最初から支援ではなくて、最初から協力だ
ということでも、アグリーメントを交わす立場は大
変だったんですけども、今後も協力関係を継続す
ることによって、ほかのアジアの国々に対する支援
なども、より効率的に、かつ実効性のある支援にで
きるのではないかなと思います。また、研究する方
も、その見えざる両者の影響関係とか、同じ表現を
使っていても、それぞれの国によって違う面などを
研究することができれば有益なものになり得ると思
うんですけども、そういう視点も持つて、今後も
協力をされていけばいいんじゃないかなと感じまし
た。

【森永】ありがとうございます。

予定の時間をそろそろ過ぎましたので、マイクを
江藤教官にお返ししたいと思います。何か若干、私
のせいでまとまりのない話になってしまったような
気がしないでもないですけれども、いろいろと有益
な情報もいただきましたので、これはこれでよしと
いうことにさせていただいて、パネルディスカッ
ションはこの程度にさせていただきたいと思います。
どうもありがとうございました。(拍手)

【司会】パネリストを初め、ご参加いただきました
皆様、どうもありがとうございました。

最後に、財団法人国際民商事法センター理事長、
原田明夫様から、きょうの連絡会の総括と閉会の辞
をいただきます。原田理事長、よろしくお願ひしま
す。

総括 閉会の辞
財団法人国際民商事法センター理事長
原田 明夫

【原田】御紹介いただきました国際民商事法センター理事長を仰せつかっております原田です。



原田理事長

今日、この第13回の法整備支援連絡会を一日拝聴させていただきまして、私は大変大きな感銘を受けました。というのは、ここ何年かの間に、毎年毎年この連絡会の水準といいますか、意見交換、連絡のあり方が進化しているような気がするからです。この連絡会については、当初どうしてJICAと法務省の法総研国際協力部が共催でこのような会議を開くようになったのかということについて議論があり、これは決して法整備支援についての特定の問題について協議をして、結論を得て提言していくというものではなく、それまで、法務省のほか、いくつかの大学、弁護士会、政府の機関その他の団体が、様々な形で、法整備支援のために、最初はいろんな経緯に従って実行してきた中で、それぞれのプロジェクトの全体の姿が実際にどのようになされているのか必ずしもわからないということで、相互に理解を深めることができ有効だろうということで企画されたものだと承知しています。つまりどのような国にどのような形で法整備支援が行われているかについての情報を相互に認識することが大切だということからこの連絡会がつくられて今日に至ったものだと私は理解しておりますけれども、最初は、どちらかというと

本当に表面的な意見の交換になっていましたが、これは法総研とJICAが苦労してつくっていただいたこれまでの報告書をごらんになるとわかりますように、この問題について最前線で努力しておられる皆様方のご努力によって、お互いに意見を述べ合って、そして諸外国で同じ目的のために協力しておられる団体の方の専門家、これは大学の先生方も含めてですけれどもおいでいただいて、その知見を披露していただくということを続けられたということで、今日もご参加の多くの皆さんも共感していただけたと思いますけれども、本当にいい意見の交換会、実情の交換会になってきたと思います。

私は国際民商事法センターの理事長を仰せつかつており、当センターもJICAのご協力のもとで法務省、また日弁連、大学の先生方と一緒に法整備支援に関する部分の一部を取り扱わせていただいておりますけれども、これは今日の御意見の中で触れられましたけれど、需要対応型ということで、アジアを中心として各国から、その時々の事情の中で必要な法整備に関する協力をしてもらえないかというお話ができるまいりますと、それに応じて、その都度必要な形での協力をしてきた姿があるのだろうと思います。

私どももセンターの法整備支援という分野でご協力させていただいて、お手伝いをするわけですが、それ以外にも例えば、中国との間ではもう十数年にわたって、毎年1回、交互に北京と東京・大阪で民商事法に関するセミナーを独自のプログラムとして、その時々の主題に応じて、大学の先生方、所管省庁の専門家、また日弁連その他の多くの方々の支援を頂いて実施しておりますけれども、中国との関係を見ても、まさにこれからどういうふうにやっていくのかということについては、大きな曲がり角といいますか、そういう問題を抱えつつあるのだということを、きょうの議論を聞いておりましても感じます。

しかし、私は法を通ずる相互理解、そして相手の

気持ち、国の発展の状況に合わせて、お互いに協力していく、そういう場がこういう形で与えられているということを、大変有意義なことだというふうに思います。

本日の会議を聞いておりまして、感じた幾つかの点について申し上げさせていただきたいと思います。

1つは、先ほどの意見の展開の中で、数年前に作られた「海外経済協力会議」という閣僚レベルの会議が、昨年10月に廃止になったということになったということで、実はびっくりしました。この会議は、小泉内閣の最後のころですけれども、日本の海外経済協力のあり方、ODAを含めてどうするかというような難しい問題を含めて、そのための方策、政策を論議するためのフォーラムが設けられました。私はその会議の委員に任せられたのですが、そこで語られたことは、日本として海外の諸国と協力していくための姿の根本的なものは何だろうかということを議論いたしまして、それも中には国益とは何かという論議、つまり日本の経済的な国益、あるいは主権の行使としての国益に資するものだけをやればいいんだという意見から、中国との関係、特にアジア諸国との関係を考えると、国際的な経済・社会の安定化のために、お互いに協力するにはどうしたらいいかということにさかのぼって議論いたしました。そして国際協力銀行の整備ということが一方にありましたけれども、すべてのODA関係の活動はすべてJICAにやっていただこうという形で、皆さんの意見が一致して、それは実現しました。

しかし、その中で議論されて、私どもがお願ひしたのは、日本の国として内閣としての司令塔としての国際関係を充実させていくためのフォーラムを大臣レベルでつくってくださいという提言をいたしました。そのためにつくられたのが海外経済協力会議だったのですが、そのためには各省庁から優秀な方が集まつていただいて事務局となり、日本としてオールジャパンで、どういう形で国際的な協力体制を進めればいいのかと、それは一つの戦略として、

単なる狭い意味での国益ではなく、日本のあり方を論じ、そしてこのアジアで、また世界的に日本が協力して、平和で住みよく、そして人間の安全が図られるような、そういう社会をつくるということで貢献できるということも国益の1つではないかという観点から、そういう会議がつくられたのです。実際には、この会議は活発に働くというわけにいきませんでした。この会議自体は廃止されましたが、昨年暮れには、「日本再生の基本戦略」の中に、改めて「法制度整備支援の推進」が我が国の世界での存在感を示すものとして明記されました。そのためにも、今後、様々な形で考え方を整理し、実行してまいることが大切だと思いますし、今日の皆様方の議論を聞いていて、大変心強く思った次第です。

次に、お二人の海外から来られた専門家の現場を熟知した立場からのご議論、また最後にここにお並びになった5名の方々、これは日本のこの各分野において最前線で努力されている方の、いわば代表選手の方々だろうと思いますが、皆様のご意見を聞いていて、我が国の法整備支援の活動が、長い目で見て、国際紛争を解決し、予防し、そして人々の安全を図っていくためにも、大いに役立つ形に育つべきつつあることを感じました。国連の諸報告にも繰り返し述べられており、世界の不安定の原因である貧困問題、環境破壊問題、疫病の問題、暴力の問題、国際紛争の根本をなくすために、総合的・全体的なアプローチの必要性が強調されていますが、個別の対応だけではなく、各国の持てるすべての能力と道具立てを使って、国際的な安定ある平和を実現していく、それが暴力ではない、「法に基づく解決」であり、そのような形で他の諸国との連携を図っていくという分野で、我が国としてもう少し目に見える形での体系化と理論づけをして行きながら、協力してまいることが出来るよう心から念願しているわけです。

個別については、恐らくきょう話されたすべて、後ほど毎年のようにJICAと国際協力部の皆さん

ご努力によって、冊子にまとめられると聞いておりますので、ぜひ、それをご参照いただきたいと思います。

私は松尾先生の総括、また鮎京先生のお話を含めて、現場の佐藤さん、また矢吹先生のお話を伺って、私は必ずそういう方向に、日本全体が国を挙げて協力できる体制ができるのではないかということが願います。これは希望的観測にすぎないかもしれません、逆にそういうことを進めていかないと、我が国の本当の意味でのアジアにおける、あるいはこのグローバル世界における将来はないというような感じも持ち始めております。

皆様、今後とも、これは連絡会でございますので、私からああしてくれ、こうしてくれということは申し上げませんけれども、どうぞ、ここで得られた知見を共有して、ともに努力していくようにしていただきたいということを念願いたしました、私の挨拶にさせていただきます。

ご協力ありがとうございました。（拍手）

【司会】原田理事長、ありがとうございました。

これをもちまして、第13回法整備支援連絡会を終了させていただきます。（拍手）

平成 24 年 1 月 20 日

第 13 回法整備支援連絡会資料

第 1 プログラム

第 2 報告資料

第 3 講演資料

第 4 パネルディスカッション資料

第 5 その他資料
法整備支援活動年表

第13回 法整備支援連絡会

法整備支援の展望～支援から協力へ

日時 2012年1月20日（金） 11:00～18:00

場所 大阪会場：法務総合研究所国際会議室

東京会場：法務総合研究所共用会議室



お問合せ先

法務省法務総合研究所国際協力部
International Cooperation Department, RTI, MOJ

〒553-0003

大阪市福島区福島1丁目1番60号 大阪中之島合同庁舎

TEL : 06-4796-2153

e-mail : lcdmoj@moj.go.jp

http://www.moj.go.jp/housouken/houso_icd.html

プログラム

午 前 の 部	11:00～	■ 開会挨拶 法務総合研究所長 清水 治
		■ 主催者報告 1 独立行政法人国際協力機構（JICA）産業開発・公共政策部長 桑島 京子 「途上国への自立発展的な法整備に関する支援の考え方」
		■ 主催者報告 2 法務総合研究所国際協力部長 山下 輝年 「法整備支援の今後を考える」
12:30～		【 休憩 】
午 後 の 部	13:30～	■ 特別講演 1 アメリカ国際開発庁（USAID）STARベトナムプロジェクト主任法律顧問 ジョン・ベントレー氏 「ベトナム商法改正（2000～2011年）と効果的な法整備支援モデルとしての USAID・STARベトナムプロジェクト + 出口戦略の展望」
		■ 特別講演 2 メルボルン大学ロースクール副学長・アジア法センター比較法学プログラム長 ペネロペ（ピップ）・ニコルソン氏 「法整備支援の展望～支援から協力へ」
	15:50～	【 休憩 】
	16:00～	■ パネルディスカッション テーマ：「法整備支援の展望～支援から協力へ」 コーディネータ：法務総合研究所国際協力部教官 森永太郎 パネリスト：名古屋大学大学院法学研究科長・法学部長・教授 鮎京正訓 氏 慶應義塾大学大学院法務研究科教授 松尾 弘 氏 日本弁護士連合会国際交流委員会副委員長 国際司法支援センターセンター長・弁護士 矢吹公敏 氏 JICA国際協力専門員・弁護士 佐藤直史 氏
	17:50～	■ 総括・閉会挨拶 財団法人国際民商事法センター（ICCLC）理事長 原田明夫 氏

18:15～19:30 ICCLC主催懇談会（大阪中之島合同庁舎24階 なごみ）

講演者紹介

ジョン・ペントレー

アメリカ国際開発庁（USAID）STARベトナムプロジェクト主任法律顧問
ハーバード大学学士号、カリフォルニア大学バークレー校ロースクール法学博士
カリフォルニア州弁護士
1994年から国連開発計画（UNDP）法律顧問。2001年4月～2002年12月までUNDP世界銀行国際法律顧問としてベトナム司法省に勤務しベトナムの包括的法制度開発ニーズ評価を支援。2002年12月より現職。
ほか、インドネシア、サウジアラビア、エジプト、オマーン、イエメンなど各国政府法律顧問として30年以上の経験を有する。



ペネロペ（ピップ）・ニコルソン

メルボルン大学ロースクール副学長・アジア法センター比較法学プログラム長
メルボルン大学法学部博士号、ピクトリア州弁護士
オーストラリア国際開発庁ベトナムオーストラリア法律部門支援プロジェクト、
アジア開発銀行ベトナム政府法務官再教育プロジェクト、モンゴル政府法務官再
教育プロジェクト等に関わる。
2006年からメルボルン大学ロースクールアジア法センター比較法学プログラム
長、2009年から同大学ロースクール副学長。



パネリスト紹介

鮎京正訓（あいきょう まさのり）

名古屋大学大学院法学研究科長、法学部長、教授
専門分野：ベトナム法、アジア法
1993年から法整備支援に関わる。2001年文部省特定領域研究「アジア法整備支援」プロジェクト代表、名古屋大学法政国際教育協力研究センター長を経て、現在に至る。
主な著作：「法整備支援とは何か」（名古屋大学出版会）、「アジア法ガイドブック」（編著、名古屋大学出版会）、「ベトナム憲法史」（日本評論社）、ベトナム法の研究（共著、日本評論社）

松尾弘（まつお ひろし）

慶應義塾大学大学院法務研究科教授
専門分野：民法、開発法学
継承法と固有法の混交の観点から、法形成と制度変化の過程、統治と法の一般理論を研究。JICAのネパール民法改正支援アドバイザリーグループ委員、ラオス法曹人材育成強化プロジェクトラオス民法アドバイザリーグループ委員等法整備支援活動に携わる。
主な著作：「良い統治と法の支配」（日本評論社）、「民法の体系（第5版）」（慶應義塾大学出版会）、「J・ラズ 法体系の概念（第2版）」（慶應義塾大学出版会）、「財産権の補償と損失補償の法理」（大成出版社）ほか

矢吹公敏（やぶき きみとし）

一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授、弁護士、日本弁護士連合会国際交流委員会副委員長、国際司法支援センターセンター長
専門分野：会社関係法、独占禁止法ほか
カンボジアにおける弁護士会支援ほか、ベトナム、インドネシア、モンゴル、ラオス等の法整備支援に関わる。最近では早稲田大学法科大学院において、法整備支援を教える。

佐藤直史（さとう なおし）

独立行政法人国際協力機構（JICA）国際協力専門員・弁護士（牛島総合法律事務所）
専門分野：法整備支援
2004年法と開発に関する法学修士号を取得（ロンドン大学大学院），同年JICA長期専門家（ベトナム），2006年から現職。アジア・アフリカ諸国の法整備支援の企画・立案・評価及び中央大学法科大学院・JICA人材育成事業等における若手人材育成に従事。



第2 報告資料

第13回 法整備支援連絡会

**途上国の自立発展的な法整備
に関する支援の考え方
(JICA協力の経験から)**

独立行政法人国際協力機構(JICA)
産業開発・公共政策部
桑島 京子

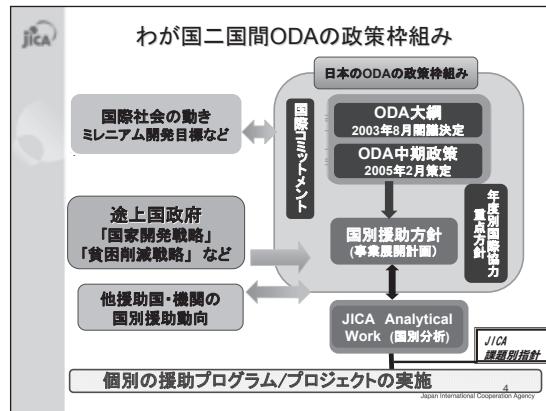
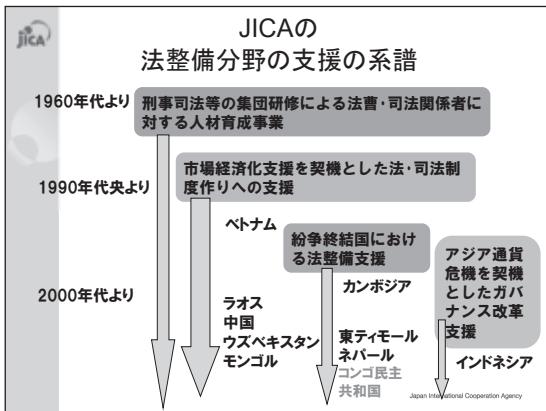
2012年1月20日

1
Japan International Cooperation Agency

本日のトピック

- 開発援助としての法整備支援の位置づけ
- 途上国の自立発展的な法整備に対する支援のアプローチ
- 法整備支援のさらなる展開に向けて

2
Japan International Cooperation Agency



ODA大綱(2003年8月改定)

I. 我が国ODAの理念

- 目的:国際社会の平和と発展に貢献し、これを通じて我が国の安全と繁栄の確保に資する。
- 基本方針:(1)自助努力支援 (2)人間の安全保障 (3)公平性の確保 (4)わが国の経験と知見の活用 (5)国際社会での協調と連携
- 重点課題:(1)貧困削減、(2)持続的成長、(3)地球的規模問題、(4)平和構築
- 重点地域:アジア

Japan International Cooperation Agency

**ODA大綱における
法整備支援の位置づけ**

ODA大綱の基本方針(1):開発途上国の自助努力支援

「良い統治(グッド・ガバナンス)に基づく開発途上国の自助努力を支援するため、これらの国の中の基礎となる人づくり、法・制度構築や経済社会基盤の整備に協力することは、我が国ODAの最も重要な考え方である。このため、開発途上国の自主性(オーナーシップ)を尊重し、その開発戦略を重視する」

Japan International Cooperation Agency

**総合的な開発の視点からの
援助の計画・実施:ベトナムの事例**

「国別援助計画」の上位目標
①既存機関からの援助を経た工業化(2020年目標)を支援
②ベトナム国民の生活向上と公正な社会の実現を支援
③持続可能な開発を支援
「新成長戦略」
「日越共同イニシアチブ」
日本政府の実績を支撑

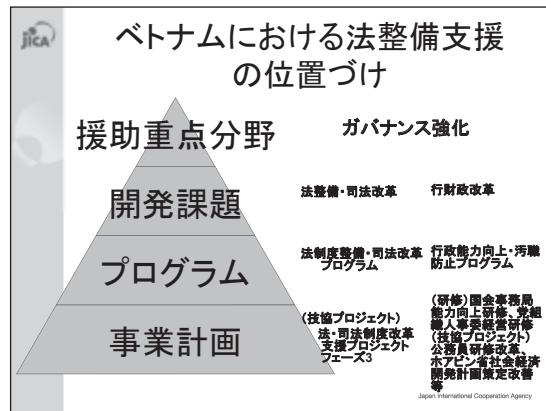
ベトナム社会経済開発
10年計画
①社会主義に基づく市場経済の確立、平等な競争権利、行政改革
②高等教育、医療教育の改善による人的資源の増強
③交通インフラ、都市インフラに重点を置いたインフラ開発

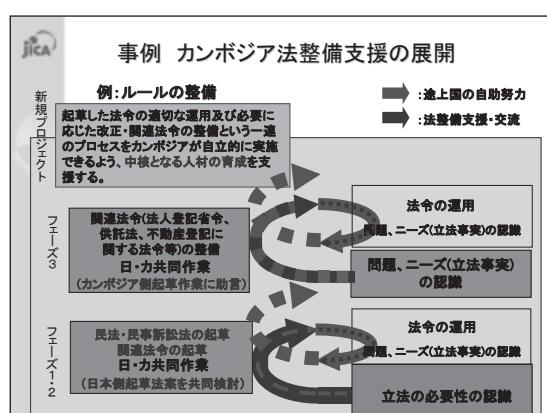
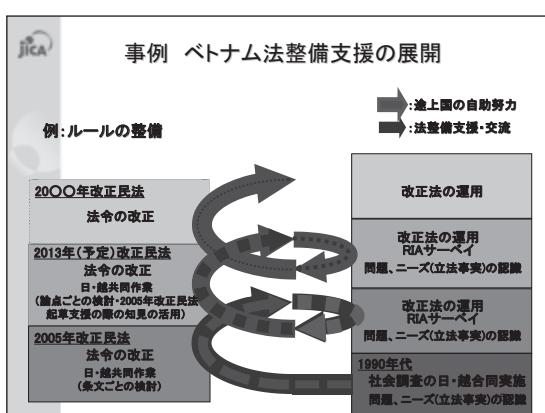
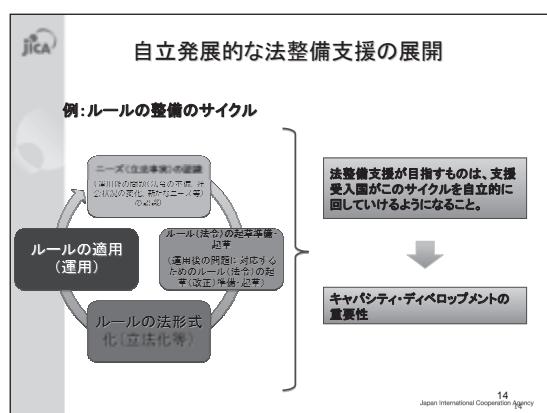
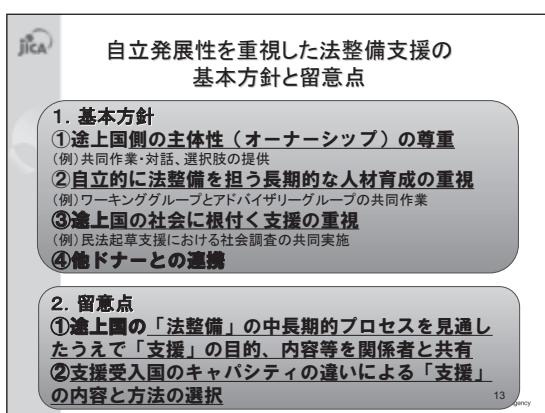
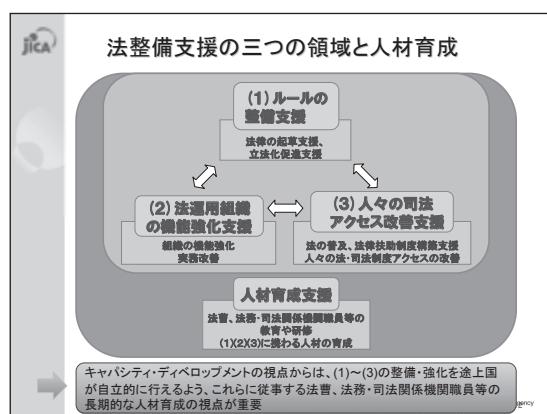
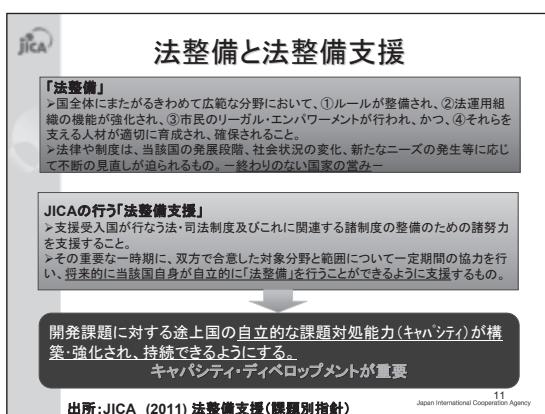
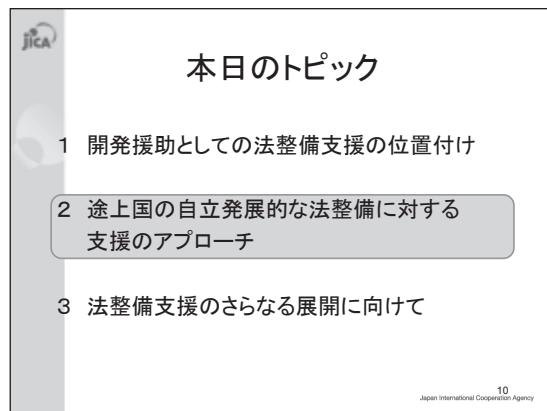
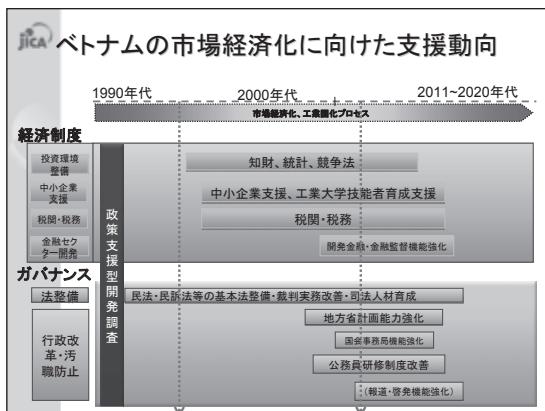
日本の支援の優位性
①既存の組織に適応したスケールメリットを活かした支援、有識者派遣、技術支援等の実績

他の国・機関の動向
(例)世界銀行、IMFの援助の強化、貿易政策の改革、金融システムの改革

日本の援助重点分野
成長促進と競争力強化、社会・生活面の向上と格差是正、環境保護、ガバナンス強化

Japan International Cooperation Agency





本日のトピック

- 1 開発援助としての法整備支援の位置付け
- 2 途上国の自立発展的な法整備に対する支援のアプローチ
- 3 法整備支援のさらなる展開に向けて

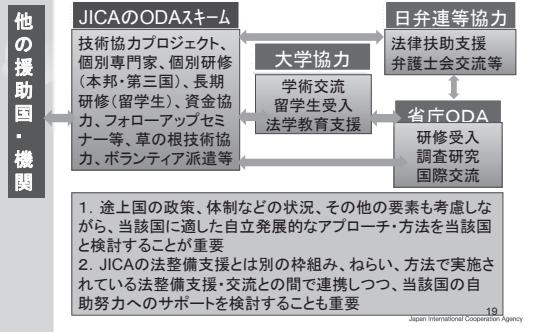
17
Japan International Cooperation Agency

本日のまとめ

- ✓ 法整備は、開発途上国のような開発課題の解決を目指していく上で不可欠な要素。
- ✓ 途上国の開発課題の解決のためには、他の分野の取り組みや他のアクターの支援等を踏まえた総合的な開発の視点が重要。
- ✓ 開発援助としての法整備「支援」の目的は、支援受入国自身が自立的に「法整備」を行うことができるよう支援すること。
- ✓ 支援受入国の自助努力を支援していく方法は、技術協力プロジェクトに限らず様々なスキームがある。ODAとしての法整備支援とは別の枠組みで実施されている法整備支援・協力と連携しつつ、支援受入国自助努力のサポートの継続を検討することも重要。
- ✓ 総合的な開発の視点において法整備支援を戦略的に位置づけていくためのアプローチを強化していくことが必要。

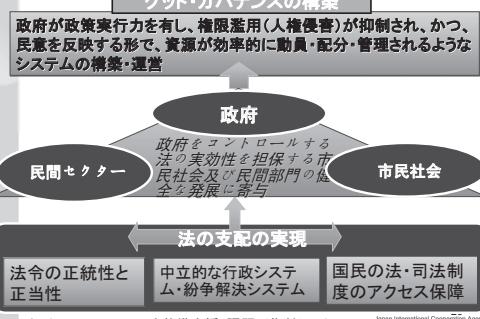
18
Japan International Cooperation Agency

法整備支援の多様なスキーム



19
Japan International Cooperation Agency

途上国の発展と グッド・ガバナンス、法の支配との関係



出所: JICA (2011) 法整備支援(課題別指針)より
Japan International Cooperation Agency

今後の法整備支援の展開に向けた課題

- ・ 総合的な開発の観点から、法整備支援を戦略的に位置づけ、支援受入国の自立発展的な法整備をより効果的に支援するための国別分析、実施体制の強化。
- ・ 開発と法の支配の実現との関係、法の支配とガバナンスの関係に関する実証研究
- ・ ODA実施機関、大学・関係省庁・非政府組織等間の協力を通じ、国別の研究・分析情報等の共有促進。
- ・ 法整備支援におけるさまざまな支援方式との有効な連携策の模索。
- ・ ドナー協調促進に向けたさらなる経験の国際発信。

21
Japan International Cooperation Agency

ご清聴ありがとうございました

JICA「法整備課題別指針」(2011年3月)

<http://gwweb.jica.go.jp/km/FSubject0401.nsf/B9EBD9A793E2456249256FCE001DF569/683D2CAEBF77062492578B200056222?OpenDocument>

JICA「法整備支援に関するプロジェクト研究「法の支配の実現を目指して—JICAの法整備支援の特色」(2009年6月)

<http://gwweb.jica.go.jp/km/FSubject0401.nsf/3b8a2d403517ae4549256f2d002e1dcc/71a3b57ba19c9c1649257721000cef40?OpenDocument>

22
Japan International Cooperation Agency

法整備支援の今後を考える

(項目)

2012年1月20日

法務総合研究所

国際協力部長 山下輝年

1 テーマへの反応

2 日本側から見る

(1) 支援受入国の状況から判断可能か

(2) 日本による支援内容（経験と今後）

- ① 研修・現地セミナー・調査を数年間繰り返し、基礎情報を収集する。
- ② どの分野を支援するかを決定する。
- ③ 立法支援（助言型）を行う。
- ④ 法曹育成・教材作成支援を行う。
- ⑤ 裁判実務改善支援を行う。
- ⑥ 判決作成（マニュアルなど）に関する支援を行う。
- ⑦ 判例・判決の公開に関する支援を行う。
- ⑧ ADR（和解・調停）に関する支援を行う。
- ⑨ 執行・保全等に関する支援を行う。
- ⑩ 知的財産権などの特別法関連支援を行う。

(3) 期間的な感覚

(4) 急がば回れの発想

3 途上国側から見る

(1) 支援要請は続く

(2) 終わり方の自主性と見極め

(3) 日本の法整備支援の真価が問われるとき

4 最後に

- 日本再生の基本戦略と法整備支援
- 民法（債権改正）と法整備支援

第3 講演資料



ベトナム商法改正(2000～11年)と
効果的な法整備支援モデルとしての
USAID・STARベトナムプロジェクト
+ 出口戦略の展望

第13回法整備支援連絡会

2012年1月20日 於:大阪

米国国際開発庁(USAID)STARベトナムプロジェクト
チーフリガルアドバイザー:ジョン・ベントレー 1

現在のベトナム法制度改革を推進する基本政策

1986年～現在: ドイモイ(刷新)政策
中央集権的計画経済から
「社会主義市場経済」への移行

1992年: 新憲法で 法治国家と規定、
個人の権利を多數確立

1986年～現在: グローバル経済への統合

2

米国国際開発庁(USAID)STARプロジェクトの目的

- 現在のSTARプロジェクトの目的 –
関連国家機関に以下の技術支援(TA)を提供
1. 米越通商協定(BTA)におけるベトナムの公約履行
 2. ベトナムのWTO公約履行
 3. 米越貿易投資枠組協定(TIFA)の履行
 4. 環太平洋戦略的経済連携協定 TPP)交渉の促進

3

WTO公約の主な法源

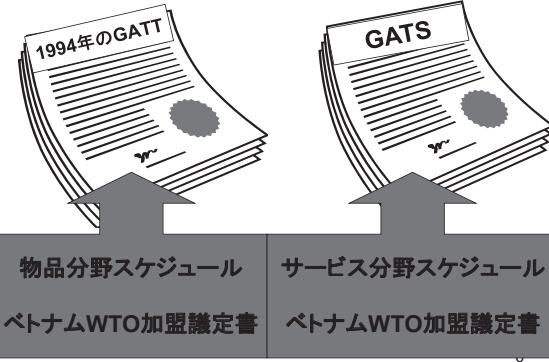
- A. WTO協定
B. 「ベトナムのWTO加盟に関する作業部会の報告書」(作業部会報告(WPR))818ページ(英語版)に規定されたベトナムの個別のWTO公約
- 本文: 全142ページ528段落中
➢ 70段落が「公約」に該当
 - + 物品分野の公約スケジュール
 - + サービス分野の公約スケジュール

4

WTO公約の主な法源



WTO公約の主な法源



米越通商協定(BTA)=ミニWTO

BTA全7章のうち5章がWTO協定の主要項目を踏襲:

1. 物品貿易 = WTOのGATT協定
 2. 知的財産権 = WTOのTRIPS協定
 3. サービス貿易 = WTOのGATS協定
 4. 投資(補足文書) = WTOのTRIM協定 + 投資紛争解決・保護 + ライセンス供与 > WTO
 6. 透明性・上訴権を踏襲、WTO規定と類似
- BTA = ベトナムのWTO加盟への「足がかり」

7

国際条約と国内法



8

ベトナム政府、米国にBTA関連の技術支援要請

BTAの複雑さ>

ベトナム政府は米国政府に対し、関連国家機関によるBTA公約履行へのTAを要請 >
米国国際開発庁(USAID)が
STARプロジェクトを設置

9

主要な経緯

2000年7月13日: 米越国間でBTA締結
2001年12月10日: 米国議会とベトナム国会による批准を経てBTA発効
2001年10月: USAID、STARプロジェクト設置
2011年1月11日: ベトナム、150番目のWTO加盟国に

10

“STAR” – 無理のある頭文字ですが…

STAR =

“Support for Trade AcceleRation”
(貿易促進支援)

11

STARの主要素 – 監理

1. 首相決定により設置されたハイレベルの省庁間ステアリング・コミッティ(SC)が監理
 - 当初の議長は政府官房副長官、現在は司法副大臣
 - メンバー=以下を含む9つの主要省庁の高官
 - 貿易省
 - 公安省
 - 科学技術省
 - 計画投資省
 - その他

12

STARの主要素 – 需要主導型

2. 需要主導型プロジェクト: STARの技術支援(TA)は、SCが承認した管轄国家機関からの要請のみに対応
 - 投入・成果および(または)投入実施・成果達成スケジュールの詳細を定めたプロジェクト文書は存在せず

13

STARの主要素 – 所定のカウンターパートは無し

3. 所定のカウンターパートは無し: 省庁・国家機関、タイミングを問わずTAの要請が可能
WTO-BTA履行に関連していれば、SCから承認が得られる

14

STARプロジェクト カウンターパート

- 2001年以降、SCは以下を含む60以上の国家機関を対象に、STARプロジェクトを実施
- 最高人民裁判所 + 最高人民検察院
 - 国会(法律委員会、司法委員会、経済委員会、財政・予算委員会、外交委員会、科学技術委員会)
 - 政府官房
 - 政府監察院
 - 税関
 - 大部分の中央省庁(司法省、貿易省、外務省、文化情報省、科学技術省、計画投資省など)
 - 多くの一般部局(税関など)
- + 18の省人民委員会

15

STARの主要素 – 業務範囲

4. 業務範囲は、WTO-BTAの多くの法・制度改革要求項目により定義されるが、STARのTAはこうした明確な要求項目からさらに踏み込み、市場経済・民間部門開発の促進のために必要な改革にも支援を拡大(より効果的な契約法や担保取引法など)

16

STARの主要素 – 人的資源

5. USAIDは、米国人とベトナム人の専門家からなる強力な現地チームに投資し、STARが各機関からの法制度改革や能力開発の要請に柔軟かつ迅速に対応し、知的財産法(IPL)や法規規範文書公布法などの大規模な法制度改革への中長期的なTAを提供する能力づくりを図っている
さらに、下請企業や有能な短期派遣の専門家も投入

17

STARの主要素 – 人的資源

- **スタッフ16名:**
派遣駐在員3名(弁護士2名、プロジェクト責任者1名)
ベトナム人13名(弁護士4名、法学教授1名、経済専門家1名、翻訳者3名、事務担当2名、経理担当1名、プロジェクト副責任者1名)
- **下請企業**
現地の著名な弁護士事務所1社(LEADCO)
国際的弁護士事務所1社
(ベーカー&マッキンジー)
国際的監査法人1社(KPMG)
米越貿易委員会
▪ さらに、短期派遣のベトナム人・国際専門家 18

STARの主要素 – 他ドナー・米国機関との協力を通じた資源活用

6. STARは以下ドナー・米国機関プロジェクトその他との協力の下で進められたことで、USAIDに100万ドル以上の資金補完効果
他ドナー: JICA、国連開発計画(UNDP)、デンマーク国際開発庁(DANIDA)、EU
米国機関: 特許商標庁、証券取引委員会、連邦取引委員会、米国裁判所、米国官報／司法省、財務省、農務省
その他: NGOや一般からの専門知識、および様々な機関(シンガポール政府、香港政府、大学、国際貿易センター(ITC、ジュネーブ))からの技術支援

19

STARの主要素 – 専門的、客観的、独立的なTA

7. STARのTAの専門性、客観性、独自性を確保すべく(実際に確保できていると見られるべく)、米国・ベトナム政府はSTARのTAと政府間の公式なWTO-BTA履行モニタリング・条約交渉手続きの間に「ファイアーウォール」を設置
STARは、BTA/WTOの解釈や履行モニタリング、条約交渉には干渉せず

20

STARにおけるTAの性質 – 法律起草

STARでは、BTAおよびWTOが求める新たな法律の起草、承認、および施行の各段階において、必要に応じて以下を含む支援を行う(複数の起草案に関する詳細な法的分析・批評／政策セミナー・研修会／参考資料／調査報告書／戦略的に目的を絞った国内外での視察旅行)

各業務につきチームを編成:STAR派遣駐在員・ベトナム人スタッフ、現地の国際・ベトナム系弁護士事務所、短期派遣技術アドバイザー

例: 法規規範文書公布法の2002年改正および2008年の見直し

21

STARの概要 – 2001～11年の成果

172の法律・主要規制について主要な助言
130のSTAR支援による法規制が承認・開発途上国の法制度改革としては最大規模の取り組み
500の研修会・コースを3万4,000人の官僚、判事、弁護士、およびビジネスパーソンを対象に実施
8万5,000部の参考資料を出版・流通
48の国内外視察旅行を358名のハイレベル政策担当者を対象に実施
21のウェブサイト／ポータル

22

STARの成果 – 法制度改革

STARおよび他のドナー(JICAなど)によるTAを通じて2001～11年の間に、ベトナムは商業・金融取引および紛争分野に関わる実質的に全ての法律を制定・改正(以下例)
・商法および民法を改正し、契約の締結・執行に関する規定を統合、合理化、近代化
・民事訴訟法を初めて整備
・不服申立に関する法の改正により、あらゆるレベルでの最終行政決定の控訴が可能に

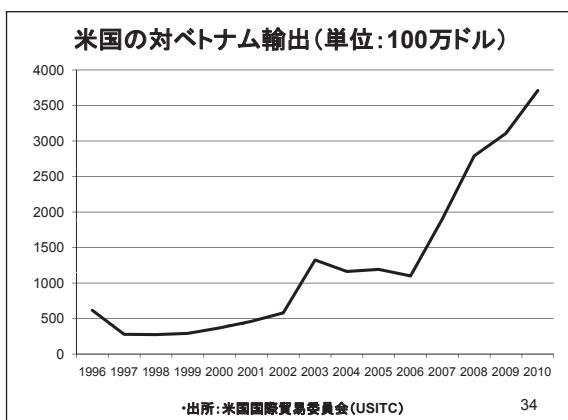
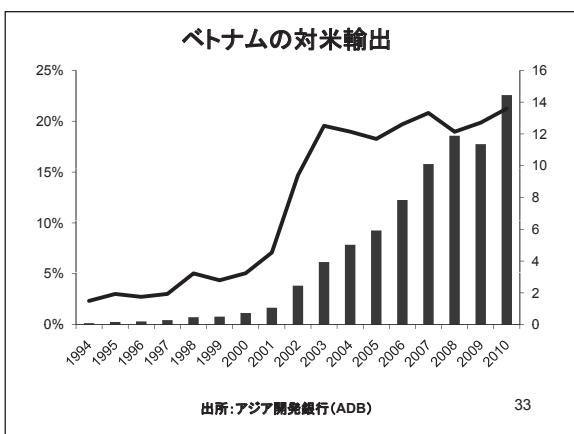
23

STARの成果:投資

- 従来別個であった投資法と会社法を一本化し、外国・国内投資に関する共通法制度を初めて制定: WTO-BTAの内国民待遇条件を充足、ライセンスを整備
- 証券取引法を初めて整備: 証券投資の規制・促進が可能に
- 銀行、通信、流通など重要部門における投資の規制枠組みと能力

24

<p>STARの成果: 知的財産権の保護</p> <ul style="list-style-type: none"> 法的枠組み: 知的財産権法を初めて整備+刑法改正により、故意の商業規模の著作権・商標侵害が刑事罰の対象に 執行: 判事、検察官、執行官を訓練 知的財産権執行ウェブサイト・データベースの作成により、常習者を洗い出し 自律執行: 産業界と権利者と著作権協会の設立促進取り組み(音楽著作権であればホーチミン市著作権協会など)を通じて、自己の権利保護と市民の意識向上等を図る <p style="text-align: right;">25</p>	<p>ベトナムにおけるソフトウェア権利侵害(BSA報告)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年</th> <th>率 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>2005</td><td>90%</td></tr> <tr><td>2006</td><td>88%</td></tr> <tr><td>2007</td><td>85%</td></tr> <tr><td>2008</td><td>85%</td></tr> <tr><td>2009</td><td>85%</td></tr> <tr><td>2010</td><td>83%</td></tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">26</p>	年	率 (%)	2005	90%	2006	88%	2007	85%	2008	85%	2009	85%	2010	83%				
年	率 (%)																		
2005	90%																		
2006	88%																		
2007	85%																		
2008	85%																		
2009	85%																		
2010	83%																		
<p>STARの成果: 透明性と法治主義</p> <ul style="list-style-type: none"> 法律施行前の公示(2002年) 電子版官報(63省市のうち18省市十国) 法・規制案に60日間のパブリックコメント期間を義務付け(2009年) 法規規範文書公布法における法典化要件 ベトナム商工会議所(VCCI)オンラインフォーラムを通じた法規策定における国民参画(2003~11年) 裁判所判決の公示(2002~11年) 最高人民法院のウェブポータル(2009年) <p style="text-align: right;">・米国官報 ・米国上級判事</p> <p style="text-align: right;">27</p>	<p>官報の年間発行数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年</th> <th>発行数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>2000</td><td>49</td></tr> <tr><td>2001</td><td>48</td></tr> <tr><td>2002</td><td>66</td></tr> <tr><td>2003</td><td>234</td></tr> <tr><td>2004</td><td>259</td></tr> <tr><td>2005</td><td>405</td></tr> <tr><td>2006</td><td>599</td></tr> <tr><td>2007</td><td>961</td></tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">・出所: 官報(OOG) 28</p>	年	発行数	2000	49	2001	48	2002	66	2003	234	2004	259	2005	405	2006	599	2007	961
年	発行数																		
2000	49																		
2001	48																		
2002	66																		
2003	234																		
2004	259																		
2005	405																		
2006	599																		
2007	961																		
<p>STARの成果: 技術法規</p> <p>規格、商品品質、度量衡、化学製品製造、電気通信、電波、食品安全、植物保護、動物衛生、環境保護、都市計画などに関する多数の技術法規</p> <p style="text-align: right;">29</p>	<p>STARの成果: 法制度、通商、経済改革に関する教育訓練</p> <p>500の研修会・48回の視察派遣</p> <ol style="list-style-type: none"> 多数の政府官僚や企業関係者を対象にWTO-BTA要件について教育 重要な新法制定の際は、能力強化のための訓練を通じてより効果的な実行を図る 米国、アジア近隣国、国内での視察派遣を通じて、中心的な官僚が他国(または他省)におけるWTO-BTA遵守対応について、直接学ぶ機会を設ける <p style="text-align: right;">30</p>																		
<p>STARの成果: 教育訓練に関する現在のSTAR取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> 新国際弁護士プログラム(2011年・ハノイ法科大学) 技能向上・カリキュラム(2011年・司法学院) ホーチミン国家政治行政学院(2008年~) 複数の省庁と訓練を継続 <p style="text-align: right;">31</p>	<p>主要成功要因</p> <p>STARは以下の要因により、大きな成功を収めた法制度改悪プロジェクトとなっている</p> <ul style="list-style-type: none"> 改革・自由化に対する政治的意願と政府のコミットメント STARの主要要素 ベトナム側カウンターパート機関・官僚との10年以上にわたる相互尊重・信頼関係(JICAなど) <p style="text-align: right;">32</p>																		



将来的な計画

- 将来的な貿易自由化(BITやTPPなど)
- 法の執行と法改正を実施に移す能力の開発
- システム上の課題に対応(法典化、透明性、法律起草方式、法学カリキュラム、仲裁など)
- 省庁・機関 有効性指標
- 持続可能性

35

支援から協力へ--出口戦略

いつ支援から卒業するのか?

目標、優先項目、および資源の問題—卒業のタイミング

- すべての目標が達成される
- 一部の目標が達成され、その他の目標は
 - 依然達成されず、今後も不達成の見込み
 - もはや重要でなくなった、またはドナー・支援受入国にとって優先的でなくなった
- 支援受入国がもはやドナーにとっての優先対象国でなくなった
- 資源が使い果たされた
- 支援受入国の所得が向上し、自己財源で賄えるようになった

36

支援から協力へ--出口戦略

どのように支援から卒業し、協力へと移行するか?

実施当初から、法整備プロジェクトは以下を通じた持続可能性を構築すべき

- 支援受入国が長期的に利用できる手段を得られるよう支援(ベンチマーク、手引書、分析ツール、起草マニュアル、ウェブサイト、法学教育訓練教材、カリキュラムなど)
- 支援受入国がシステム上の課題に対応するためのシステム構築への支援(法規定の正当性を定めるための法典化、効果的な法律起草システムなど)

37

支援から協力へ--出口戦略

協力へと移行するため以下を通じて持続可能性を構築

- 訓練担当者および、これを育てる訓練指導者
- 比較法やインターネット上での法律研究を行うための能力開発
- ドナーと支援受入機関、大学とNGOとの間で持続的な連携を構築／以下を通じて連携を組織化し、特定の人への依存を防ぐ
 - 年次会議・半期会議
 - 定期的な交流
 - インターンシップ
 - その他

38

USAID
FROM THE AMERICAN PEOPLE

ご静聴ありがとうございました

質疑応答に移ります

39

第13回法整備支援連絡会
法務省法務総合研究所国際協力部

於 大阪市 2012年1月

「法整備支援の展望～支援から協力へ」

ペネロペ（ピップ）ニコルソン教授¹

筆者は、日越間における法整備支援から法整備協力への移行に関する展望を考察して欲しいとの依頼を受けた。そのような命題が提起され得ること自体、長年にわたる日越関係および日本のベトナムに対する法整備支援の成熟度の証左であろう。ベトナムは、未だいろいろな分野での技術的、専門的知識・経験に欠けるとは言うものの、日本からの支援も含め、過去20年以上にわたって様々な法整備支援事業に参画してきたことによる利点も備えている。

本稿は六部構成になっている。初めに、日本の長期に渡るベトナムへの法整備支援の重要性について、極めて簡潔に言及する。第二に、ベトナムにおける日本の法整備支援から法整備協力への移行という議論に照らし、我々がそこから如何に学び得るかを説明するため、当該分野における筆者自身の現在の研究調査を紹介する。第三に、現在進行中の日越二国間（双務）法整備支援事業において、技術支援と技術協力をどのように区別するか、また、その区別がどのように役立つか、について述べる。第四に、ベトナムの司法改革の現状について概説した後、第五として、ベトナムにおいて司法改革支援を制約する

要素、あるいは可能にする要素についての分析を行う。最後に、ベトナムに対する日本の援助のパラダイムはどのように支援へと移行するか、について幾つかの試験的な提案を行う。

1. ベトナムにおける日本の法整備支援

下記表1に示すように、OECD（経済協力開発機構）のホームページの統計情報では、2009年度における「法律・司法整備」の目的コードの各プロジェクトに対する日本の援助額は2,095,000ドルとなっている²。この数字は、同年の当該目的コードにおいて、ベトナムに対する第三位の二国間負担金である。その前年の2008年度では、日本は2,150,000ドルを負担し、同年最大の二国間負担金供出国であった³。

¹ メルボルン大学、メルボルン・ロースクール、アジア法センター、比較法研究計画理事兼副理事（ベトナム関係）。本稿作成においてはサリー・ロウの助力を得た。また本稿の成果を得るにあたっては、オーストラリア研究調査審議会（オーストラリアn Research Council : ARC）の助成DPO880036に負うところが大である。

² 「法律・司法整備」の事業目的コードで行われたベトナムに対するODA（政府開発援助）の検索結果に基づいて、OECDの債権国報告システム（CRS）で集計された数値。検索は、2011年12月5日に実施した。
<http://stats.oecd.org/Index.aspx?DatasetCode=CRSNEW>

³ 「法律・司法整備」の事業目的コードで行われたベトナムに対するODA（政府開発援助）の検索結果に基づいて、OECDの債権国報告システム（CRS）で集計された数値。検索は、2011年12月5日に実施した。
<http://stats.oecd.org/Index.aspx?DatasetCode=CRSNEW>

表1：ベトナムに対する法律・司法整備ODA：2005～2009年度⁴

(定数：百万米ドル、2009年度)

	2005	2006	2007	2008	2009
合計	31.426912	3.9476242	7.2088988	9.8061524	33.261604
合計DAC*	30.67968	3.9175476	7.1723519	9.41658	21.785705
オーストラリア	0.6318808	0.8434194	0.6342134	1.0043059	
カナダ			0.1785104		0.3638037
デンマーク	11.329131	2.976556	3.6306055		14.71991
ドイツ			0.0826196	0.6036164	0.5773291
アイルランド	0.3108952				
日本	0.1039727	0.0643882	0.0456961	2.1517468	2.1154502
韓国		0.0065066	0.0406582	2.7021826	0.001933
ノルウェー	0.9712002	0.0266774			
スウェーデン	17.288754		0.8974486		1.1792144
スイス			0.6163241	0.9233257	0.0383707
イギリス			0.3038226	0.2114179	0.0180256
アメリカ	0.0438459		0.7424534	1.8199847	2.176161
多国間	0.74723203	0.03007666	0.03654685	0.3895724	11.47589968

* DAC⁵加盟国の供与額のみ、表記。

財政面において、日本の支援額は著しく高い。本稿では、ベトナムに対する日本の法整備支援の歴史を改めて詳述することはしない⁶。しかしながら、日

本が1994年からベトナムで活動している事実に言及しておくのは有益なことと思われる⁷。実際に、1994年に開催されたベトナム公務員向け研修セミナーが、日本の法務省による様々な法整備支援活動の嚆矢となつた⁸。1996年、JICA（国際協力事業団）は「ベトナム社会主義共和国の法律および司法整備分野における事業」を開始した⁹。そうして、2011年に、日本

⁴ 「法律・司法整備」の事業目的コードで行われたベトナムに対するODA（政府開発援助）の検索結果に基づいて、OECDの債権国報告システム（CRS）で集計された数値。検索は、2011年12月5日に実施した。

<http://stats.oecd.org/Index.aspx?DatasetCode=CRSNEW>

⁵ 経済協力開発機構（OECD）開発援助委員会（DAC）。<http://webnet.oecd.org/OECDGROUPS/Bodies>ListByNameView.aspx?book=true>

⁶ 山下輝年、*国際協力部10周年（2011年10月）* 6日、（著者所有の英語翻訳コピー）。森永太郎、*ICDニュース*に掲載の「日本による法技術協力」：法整備、2010年年12月、p. 1；公共政策部、*開発途上国における法律・司法分野の整備、『法治主義』推進事業へのJICAの支援*、国際協力事業団（JICA）、2009年6月、ヘルベルト・クッペル、かつて社会主義国であった国に対する日本・ドイツの国際法整備協力事業の構造比較、CALE（法政国際教育協力研究センター）討論資料、No 5、2011年3月。また、以下を参照されたし。ベロニカ・L・ティラー、「法治主義支援についてよく尋ねられる質問（および、「なぜ良いことなのか」と

いう趣旨の回答事例）」、*法治主義ヘーグ・ジャーナル（オランダ）*、1：2009年、pp. 46–52、およびベロニカ・L・ティラー、「整備」の変容— 法治主義支援の新たなアジェンダ、シンポジウム：法整備の未来、第5部。104：ノースウェスト大学法律論評会議、257、p. 260。

⁷ 山下輝年、*国際協力部10周年（2011年10月）* 6日、p. 2。著者所有の英語翻訳コピー。

⁸ 山下輝年、*国際協力部10周年（2011年10月）* 6日、p. 2。著者所有の英語翻訳コピー。

⁹ 鳥居香代、*ICDニュース*に掲載の「開発途上国における法制・司法分野の能力開発に向けたJICAの協力活動」：法整備、2010年12月、p. 25。

はベトナムへの三段階にわたった法整備支援を全て完了する¹⁰。この三段階のプロジェクトには、2004年民事訴訟法、2005年民法、2008年民事執行法、等、幾つかの主要な裁判所関連立法の草案を立案するといった対ベトナム支援が含まれる¹¹。これらの関連支援では、人材の能力強化に主眼が置かれた。また支援方式については、長期にわたる専門家のベトナム各機関への配置¹²、短期的アドバイス、各種作業部会、セミナー、および研修・能力開発、等の形で行われた¹³。これらの支援作業は、多くの場合、最高人民裁判所（SPC）および最高人民検察院（SPP）に關係する。この様々な事業には、例えば最高人民検察院向け検察官マニュアルの編纂や、最高人民裁判所関連では、判決文の標準化および判例の整備に関する調査が含まれている¹⁴。

2. 調査

本稿の背景として述べると、筆者とカミーユ・キャメロン教授はオーストラリア研究調査審議会の助成金を受けて、ベトナムおよびカンボジアでの裁判所を中心とした法改革における援助機関の実施手法や影響の分析にあたっている。筆者は、ベトナムでの研究調査を担当している。キャメロン教授と筆者は、裁判所の改革（ベンチブック、あるいは判決文公開の整備等）や、刑事・民事訴訟法の整備等、関連立法の起草への取り組みを含め、「裁判所を中心とした法改革」の定義を幅広く設定した。我々はまた、「司法の独立性と透明性」の整備を目的とした各援助機

関のプロジェクトを本研究の範囲内に収めた。

さらに我々は、裁判所を中心とした法制度改年に直接関与する該当国・援助機関の各関係者に対してインタビューを実施した。当該インタビューについては、利用可能なホームページや報告書を通じて、援助機関・被援助機関の双方における裁判所関連の活動を重点的に扱ったプロジェクト関連文書を検討した後に行った¹⁵。インタビューの対象は、各援助機関とそのコンサルタント、被援助機関の弁護士、裁判官、その職務が裁判所の改革問題に何らかの形で影響を与える被援助機関の官僚、およびこれらのプロジェクトにおいて活動している非政府組織（NGO）¹⁶が含まれる。インタビュー対象者は、全て匿名性を保証されている。

本研究調査の結果、ベトナムでは日本の法整備支援が高く評価されていることが確認された。全員ではないが、大半のベトナム側情報提供者の見方には、日本の法整備支援が親身になって実施され、高い評価を受けているというニュアンスが認められた。各援助機関のJICAについての評価はバラつきが見ら

¹⁵ 裁判所を中心とした法制改革プロジェクトは数多いものの、それらの資料入手するのは難しい。関連文書を公表するのは一般的な慣行ではないからである。例を挙げると我々はベトナムで、文字通り、裁判所改革を盛り込んだ10年にわたる法制改革プロジェクトを含め、都合65件以上の「裁判所を中心とした法制改革プロジェクト」を確認した。この調査研究を通じて検索した文書（例えば、コンサルタントの報告や評価等）は、入手可能な文書のごく一部に過ぎない。要するに、我々は、この期間全般を包括したものではないものの、事例・逸話のレベルを超える文書のサンプルを入手したと言える。

¹⁶ ベトナムの非政府組織は、党・国家による取り込みや操作によって活動が制限されている。より具体的に言えば、ベトナム法律家協会による、貧困層の訴訟当事者を支援するためのプロ・ボノ（法律家ボランティアによる公益事業）組織設立の試みは、阻止された。以下、参照。マーク・サイデル、ベトナムにおける法律と社会、ニューヨーク：ケンブリッジ大学出版局、2008年、p. 188。また、法律家の職業に関してより一般的なものとしては、以下を参照。グエン・チ・ミン、現代ベトナムの開業弁護士が直面する法的・職業的問題、ニューサウスウェールズ大学博士論文、2008年3月。

¹⁰ 森永太郎、*ICDニュース（法整備）*に掲載の「各被援助国における法技術援助の現状：ベトナム」、2009年12月、p. 17。

¹¹ 山下輝年2011年、p. 7.

¹² 山下輝年2011年、p. 6

¹³ 公共政策部、*開発途上国における法律・司法分野の能力開発：「法治主義」推進事業へのJICAの支援*、JICA、2009年6月、pp. 16-17。

¹⁴ 森永太郎、*ICDニュース（法整備）*に掲載の「各被援助国における法技術援助の現状：ベトナム」、2009年12月、pp. 17-18.

れた。しかし、上記のような状況において、ベトナムでの計画表についてJICAと話をするとき、他の援助機関のJICAに関する見解は実際的でないようと思われる。本稿はまた、技術支援から技術協力への移行中に、日本の法整備支援の豊富な実績を統合させ得る方法を提案することも目的としている。

我々の調査はまだ未完・継続中であり、これについての御意見、御批評を乞う次第である。

3. 技術支援と技術協力の区別

疑いもなく、技術協力は様々な面で技術支援とは異なる。まず技術支援とは、大抵の場合ある国から他の地域の個人や機関に助言・支援するために、技術専門家を派遣することを意味する。派遣される技術アドバイザーは、大いに努力して派遣先の国の文化を理解しなければならない。第二に、技術支援は通常、当該支援受入国が比較的新しい領域の専門知識や技術を構築・整備中である場合に、計画的に採用される。従ってその際の対応策は、法技術の整備（例：改革の立法根拠、等）のための研修と助言を提供することである。

2011年10月、日本の法務総合研究所国際協力部部長は、技術支援を提供するまでの方法を以下のようにまとめた。

1. 長期派遣の専門家による、日常ベースでの助言やワークショッピングの開催。
2. 短期派遣の専門家による現地セミナーの開催。
3. 日本の諮問機関による論評や助言の提供。
4. 日本での研修セミナーの開催¹⁷。

¹⁷ 山下輝年2011年、p. 6。様々な技術支援の取り組みに関する議論について、以下参照。ペール・ベルグリング、「技術支援の取り組み」、ペール・ベルグリング、*国際的な課*

一方、協力とは、両国の機関や専門家が、相互交流・相互利益のために共同作業ができるることを意味する。両者の関係において、たとえ一方のパートナーの専門知識や経験が乏しい場合であっても、この方法は実りある交流を実現する十分な相互理解が見込まれ、その結果当該パートナーは集中的な比較体験ができる、また相互機関間の知的な関係の構築へと向かう可能性が生まれる。換言すると、技術協力は、各当事者が相手方機関当事者の経験を共有し、協力を通じて得た知識や体験を自身の状況に取り入れることができるような、利害当事者間の共通の理解が見込めるのである。

4. ベトナム司法改革の背景

簡潔に述べると、ベトナムは1987年のドイモイ（刷新）政策の採用によって、社会主義市場経済（*nha nuoc phap quyen xa hoi chu nghia*）への国家的移行を開始した。この政策変更によって、民間企業の活動の増大、国営企業の削減、および国家管理経済の縮小の実現を目指したのである¹⁸。

1991年、ベトナム共産党（以降、「党」と称す）は、法律を基礎とする国家（*nha nuoc phap quyen*）建設政策を採用した。この変化が、結果として1992年の憲法改正につながった¹⁹。この憲法改正の中で重要

題としての法治主義－国際行政協力、移行協力、整備協力における法制・司法改革への国際支援、インターテンティア誌、2006年 アントワープーオックスフォード、pp 41-111。

¹⁸ ブライアン・ヴァン・アルカーディおよびレイモンド・マロン、ベトナム－移動する虎？ キャンベラ：アジア太平洋出版、2003年、およびアダム・フォード、ステファン・デ・ヴィルダー、企画から市場へ、コロラド：ウェストビュー出版、1996年。

¹⁹ 第7回ベトナム共産党大会に関する議論については、以下参照。ジョン・ギレスピー、「ベトナムにおける法概念－国家統制社会主義の変容」、ランドール・ピーレンブーン編、アジアの法治主義論、ロンドン：ラウトリッジ出版、2004、pp. 146-82。

なものは、人民も党も法律の拘束を受けることを義務づけるために憲法第2条を改正したことである²⁰。しかしながら、ベトナムの裁判制度は党および国家機関に従属したままであり、「国家権力の集中」原則による支配を反映し、ベトナムの政治・法律状況における基本教義²¹であり続けている。西洋の見地から見ると、ベトナムの法治主義への取り組みは気乗り薄なものに映る²²。一方ベトナム側の見地からすると、人民の意志を代弁するベトナム共産党(CPV)は、各種権力と強力な一党政治指導の適切な統一に基づいた、社会主义法を基本とする国家建設に取り組んできたのである²³。

ベトナム共産党は、司法整備分野の整備を指導するため、幾つかの決議、特に司法改革戦略の概略をまとめた2005年49号決議(以降、「49号決議」と称す)を発布している²⁴。当該司法改革は、国家の政治的

安定を固め、また司法部門のいざれかの単独機関が権力を掌握することを防ぐための国家権力の改革として特徴付けられる²⁵。2002年の裁判所改革について考察する場合は、このような経過を踏まえておく必要がある。

ベトナムにおける2002年の裁判所改革は、どちらかと言うと裁判所の独立性というよりも、裁判所の自主管理を支援するためのものであった²⁶。地方・省裁判官の任命・罷免権については、国会から最高人民裁判所に移管され、地元の任命機関と協力して履行されることになった。さらにまた最高人民裁判所は、自身の予算管理および法技術改革に責任を持つこととなった²⁷。またより具体的な事例をあげると、裁判所での職務に任命される者は、大学で法学士号(LLB)を取得する必要があり(単に専門家養

²⁰ ベトナム社会主義共和国憲法、1992年、第2条。国会は、「ベトナム人民の全ての機関の母体機関」と記載されている。トウ・ヴァン・ホア、司法の独立—ドイツ、アメリカ合衆国、フランス、ベトナムにおけるその理論的要素と慣行に関する法制調査、およびベトナムへの提言、ロンドン(スウェーデン)：ロンドン法律出版(*Juristforlaget i Lund*)、2006年、p. 367。

²¹ グエン・ヴァン・クアン「オーストラリアとベトナムにおける、裁判所・審判所による行政行為再調査制度の比較研究」(博士論文引用、ラトローブ大学、2007年)、p. 66。

²² ジョン・ギレスピー、「ベトナムの法概念—国家統制社会主義の変容」、ランドール・ピーレンブーン編、アジアの法治主義論、ロンドン：ラウトリッジ出版、2004年、pp. 146–82、ピップ・ニコルソン、借り物の裁判所制度(*Borrowing Court Systems*)—社会主義国ベトナムの体験、ボストン：マルティヌス・ニーホフ出版、2007年、pp. 243–247。

²³ ジョン・ギレスピーの言及によれば、今日ベトナムでは、学会・政治エリート達の間で権力統一主義について論争が起こっている。以下、参照。ジョン・ギレスピー、「ベトナムにおける国家規則の司法化」、ジョン・ギレスピーおよびアルバート・チェン(編)中国およびベトナムにおける法制改革—アジアの共産主義体制の比較、ロンドン：ラウトリッジ出版、2010年、pp. 78–102。

²⁴ 48NQ/TW号決議、2005年5月24日、ベトナム共産党中央委員会、「2010年までのベトナムの法制度の整備・改善計画、および2020年までの期間についての指示」(以降、「48号決議」と称す)、(国連開発計画(UNDP)の援助を得て翻訳され、またVIE/02/015の助成金を受けて2006年に出版された)、および49NQ/TW号決議、2005年6月

2日、ベトナム共産党中央委員会、「司法改革戦略について」(以降、「49号決議」と称す)、および「来るべき重要な司法課題」に関する共産党政治局8/NQ-TW号決議、2002年1月2日(以降、「8号決議」と称す)。また、以下を参照。900/UBTVQH11号決議、2007年3月12日、国会常任委員会、48-NQ/TW号決議の実施アクション・プランについて、2005年5月24日共産党政治局、「2010年までのベトナムの法制度の整備・改善計画、および2020年までの期間についての指示」(国連開発計画(UNDP)の援助を得て翻訳され、またVIE/02/015の助成金を受けて2006年に出版された)。

²⁵ ピップ・ニコルソン、借り物の裁判所制度(*Borrowing Court Systems*)—社会主義国ベトナムの体験、ボストン：ボストン：マルティヌス・ニーホフ出版、2007年、pp. 266–273、およびピップ・ニコルソン、サイモン・ピット共著、「ベトナムにおける公式談話および裁判所を中心とした法制改革」ジョン・ギレスピーおよびピップ・ニコルソン編、ケンブリッジ大学出版局、2012年(近刊)。

²⁶ ピップ・ニコルソン、借り物の裁判所制度(*Borrowing Court Systems*)—社会主義国ベトナムの体験、ボストン：ボストン：マルティヌス・ニーホフ出版、2007年、pp. 241–273。

²⁷ P. ニコルソンおよびグエン フン・クアン、「ベトナムの司法—任命と昇進の政治学」、環太平洋地域の法律と政策ジャーナル、14(1)(2005年)、pp. 1–34、ブライアン J. M. クイン、「ベトナムにおける法制改革とその背景」、コロンビア・ジャーナル・オブ・アジアン・ロウ(コロンビア大学ロースクール)、15(2)(2002)、p. 221、ブライアン J. M. クイン、「ベトナムの継続する法制改革—裁判所支配権の掌握」、アジア太平洋の法律・政策ジャーナル、4(2)(2003)、pp. 432–68。

成学校から付与されたような資格だけでは不十分), 必要な道徳心を備えている者とされた。

しかし実際には、法学士号を保持する志願者の不足が理由で、上記のような変革は質が低下しつつある。またベトナムの裁判制度には、人材不足、汚職疑惑、および法とは何か、法は如何に適用されるのか、についての追加研修を必要とする教育不足の要員、といった諸問題が付きまとう²⁸。

このような批判は、しかし、過去20年間にベトナムで起こった重要な裁判制度の発展の文脈の中で理解する必要がある。弁護士達は、過去には聞いたこともないような実験的な方法で、裁判所に(特にホーチミン市の経済裁判所に) 提訴を行っている²⁹。裁判官達は、端緒についたばかりの法律論を展開している³⁰。さらにまた一部の弁護士達は、判決を確かなものとするために、人間関係(*quan he*)よりも、少なくとも部分的には法的主張を基に、法律のより奥深い解釈を求めて奮闘している³¹。さらに、憲法の構造の根底に係わるとは言え、実体法の改革活動が大いに行われているし、また党および国家権力に譲歩することなく、独立した意思決定を支え得る手

段が最高レベルで討議されている³²。

5. 法整備支援についての説明

ここで、ベトナム側が認識している、裁判所中心の法改革のための法整備支援の実施における課題の検討に移る。

ベトナムで認識されている法整備支援への課題

本調査のベトナム人インタビュー対象者達は、ベトナムにおける裁判所を中心とした改革をめぐる困難かつ複雑な政治・法律の状況を認めている。彼らは、各海外支援機関がベトナムの既存体制の中で作業する必要性を理解しなかった頻度、およびその必要性を受け入れた頻度について言及した。より具体的に言えば、我々が現地の人々に「裁判所の改革を掌握しているのは誰か?」と尋ねると、答えは必ず「党」であった。インタビュー対象者達は、各組織および裁判所の役割を含め、司法部門の改革に関する重要な決定については、共産党政治局に一任されていることを指摘した。それでも、この分野における政策立案を党がどのように運営するか、については、これまでにも色々な方法で説明されている。2006年までは、裁判所に関する政治局の決定を、内務委員会(the Internal Affairs Committee)が調整・実施する職務に就いていたことも述べられている。2006年の党大会以後は、司法制度改革推進委員会(JRSC)がこの職責を担うことになった³³。

裁判所改革に関する権限・意思決定の構造について、現地の人々は失望している。しかしながら彼らはまた、つい最近まで法整備支援を求めもせず協議

²⁸ 国連開発計画(UNDP)、全国の地方人民法院のニーズに関する調査報告、ハノイ、2006年。

²⁹ ピップ・ニコルソンおよびミン・ドゥオン、「適法性とベトナム経済裁判所」、アンドリュー・ハーディングおよびピップ・ニコルソン(編)、アジアにおける新しい裁判所、ロンドン:ラウトリッジ出版、2010年、pp. 31 - 55.

³⁰ 以下、参照。ジョン・ギレスピー、「ベトナムにおける国家規則の司法化」、ジョン・ギレスピーおよびアルバート・チェン(編)中国およびベトナムにおける法制改革—中国およびベトナムにおける法制改革—アジアの共産主義体制の比較、ロンドン:ラウトリッジ出版、2010年、pp. 78-102。

³¹ マーク・サイデル、ベトナムの法律と社会、ケンブリッジ大学出版局、グエン・チ・ミン、現代ベトナムの開業弁護士が直面する法的・職業的问题、ニューサウスウェールズ大学博士論文、2008年3月、ニック・ブース「Introduction to Part III」、ジョンGおよびアルバート・チェン(編)中国およびベトナムにおける法制改革—アジアの共産主義体制の比較、ロンドン:ラウトリッジ出版、2010年、pp. 157 - 162。

³² ピップ・ニコルソン、サイモン・ピット共著、「ベトナムにおける公式談話および裁判所を中心とした法制改革」ジョン・ギレスピーおよびピップ・ニコルソン(編)、ケンブリッジ大学出版局、2012年(近刊)。

³³ インタビュー対象者L(2011年6月)。

もしなかった最終決定者（政治局とその傘下の司法制度改革推進委員会）との連携作業に慣れている。さらにまた現地の人々は、司法省および1992年から最高人民裁判所が³⁴、また2009年頃から司法制度改革推進委員会が、裁判所中心の司法改革事業を実施する国際協力に向けて、独自の取り組みを行っていることを理解している。次に、ベトナムの各利害関係者は、自分たちが改革路線の限度を超えてやり過ぎないこと、あるいは他の現地関係者を動搖させたりしないことを保証するために、複雑な許認可の網の目を介して作業しなければならない³⁵。現地の人々は、計画関連の決定者がサインしない限りプロジェクトは進行できないので、プロジェクトに遅れが出ると説明する。しかし当該インタビュー対象者達は、これがベトナムでの司法改革の有りようであり、外国人との共同作業のやり方であることを認めている。

このような背景の下、現地のインタビュー対象者達によれば、外国援助機関は往々にしてベトナムに存在する制度上の力関係の網を理解できなかつたという。もっと具体的に言うと、現地の人々は、例えば最高人民裁判所に見られる支援事業の管理能力の乏しさが、ベトナムの憲法・政治構造内における最高人民裁判所の制度的位置に起因することを、多くの援助機関が正しく認識できなかつたと主張する。不当にも援助機関は往々にして、最高人民裁判所の限界を、ビジョンの欠如、不十分な法技術、さらに改革受け入れの頑迷な拒絶、等と理由付ける。それについて現地のインタビュー対象者達は、幾つかの援助機関は、各援助機関と最高人民裁判所の間で建設的な協力の行われた時代があつたことを忘れていいか、それとも知らないのだろうと述べ、さらに、それはイデオロギーの変化を前提とした法制改革よりも、法整備支援に焦点が当てられていた時代のこと

³⁴ インタビュー対象者O（2011年9月）。

³⁵ インタビュー対象者O（2011年9月）。

とだと語った。

より具体的に言うと、現地の説明によれば、各援助機関とベトナムの党・国家は、裁判所を中心とした法制度改革のビジョンを常に共有しているとは限らない。過去15年間にわたる援助機関および裁判所の活動を三つに時代区分すると、このことが分かる。1990～1995年の初期の時代には、最高人民裁判所は援助機関を理解すべく努め、ために動きが遅かつた。この期間中に、一定数の個人および援助機関も最高人民裁判所についてよく知るようになり、援助機関と裁判所との間に生産的な関係が生まれた³⁶。その後の10年間では、援助機関と裁判所の活動に急激な増加が見られたが、これは「強力な合意」または共通の目標に起因するものであった³⁷。既に説明した通り、裁判所は一連の実体法の整備に取り組むため、法整備支援を求めた。このことはベトナムへの多大な支援と認められ、政治的にも異議を挟む余地のないものであった³⁸。援助機関と現地間の協力の第三段階に至ると、共通の目標の欠如という問題が付きまとうようになった³⁹。これについては、48号および49号決議（ベトナム側の説明によれば、これらの決議が強力な法治主義の発展基盤の提供、と誤って解釈されたという）に概略が示された改革について、裁判所とその党指導者達がまだペースと方向性を決定していないうちに、援助機関側が当該決議の実施を強引に求めたため、という説明がなされた⁴⁰。

現地の人々には、一連の改革願望がある。党による支配および49号決議という脈絡の中で、達成し得ることの可能性には多くの制約がある一方、権力機

³⁶ インタビュー対象者L（2011年6月）、および インタビュー対象者O（2011年9月）。

³⁷ インタビュー対象者L（2011年6月）。

³⁸ インタビュー対象者L（2011年6月）。

³⁹ インタビュー対象者L（2011年6月）。

⁴⁰ インタビュー対象者L（2011年6月）、および インタビュー対象者O（2011年9月）。

構の外側にいる人達は、改革のより高い到達点を声高に要求する⁴¹。公式の党機関紙の論評者でさえも、人権の保護、より高い独立性の保護を求めている⁴²。法律専門家達は、党・国家の法的措置の合法性について、報復を怖れることなく審判する裁判所の法定資格の問題を含め、最も性急に裁判所の全面的改革を求めているように思われる。公然と、声高に、一貫して政府を批判しているこれらの弁護士達は、一連の不正行為を理由に裁判にかけられ、拘留されている⁴³。他の弁護士達については、言わばバラバラの不統一状態（党は、「より建設的」と評するだろうが）にある。こちらの専門家達は、国家と協力して司法部門の付加的な改革に貢献している。一言で言えば、現地におけるベトナム裁判所改革に対する願望には、温度差がある⁴⁴。しかしながら、殆どのベトナム人がよく承知しているのは（西洋も同様に承知しているが）、ベトナムで独立した裁判所制度を論じることは、即ち一党独裁国家の権威に対して意義を唱えることになるという事実である。殆どの現地

の人々は、改革論議に関するこのような限界を知っているので、現在議論の多い問題を議題に乗せて政権を揺さぶるようなことは求めていない⁴⁵。

ベトナム側の論評者達が認識している他の課題として、援助機関の手法や政策が取り上げられた。多くの援助機関の現在の関心が裁判所の独立性に集中するということは、協力範囲が少なくなったことを意味する。この結果、幾つかの援助機関の間で自由競争が生じ、時にはプロジェクトにおける平等・共同性が低下することとなった⁴⁶。裁判所改革の課題についての細心な理解のなさを指摘した上で、ベトナム側の論評者達は、援助機関の事業期間とその硬直性に対して批判的であった⁴⁷。短期間の、厳しい予定表を組んだ、また、ベトナムのことを殆ど知らない「飛び入り」コンサルタント任せのプロジェクトについて、ベトナム側の論評者達は批判した。さらにまた、援助機関の絶望的なほど厳しい時間枠内にあってさえ、当該コンサルタントも定期的に交代するので、有意義な関係の構築は極めて困難である旨を述べた。

法整備支援の課題についての援助機関側の説明

現地側の説明と同様に、援助機関側も、改革および有効なプロジェクトの計画・実施を行う指導者達に接するルートが欠如していることを指摘した。ベトナム側は自らの政治的制約を承知している一方、援助機関側には、法制改革に関するより大きな政治問題についてベトナムの相手方機関と話しができなかつたことに対する不満があった⁴⁸。この不満はまた、援助機関が体験したプロジェクトの遅滞に関する

⁴¹ インタビュー対象者B, E, I (2010年9月)。

⁴² 例として、以下参照。タン・ヴァン・フク、「法治国家に対する党の指導性の革新」、コミュニスト・レビュー、(2006年) 9 (755), p. 47。また、p. 49も参照されたい。

⁴³ 人権ウォッチ、党vs法律活動家クー・フィ・ハー・ブー、2011年5月。2010年11月に逮捕され、2011年4月に有罪判決を下されたクー・フィ・ハー・ブー博士事件の詳細。当該報告によれば、ブー博士は一般市民の強い支持を受けていた (p. 24)。また第一審裁判所は、何回かの公判において裁判手続きを実施しなかった (p. 22)。2009年以降、他の弁護士も何人か逮捕されている。例えば、レ・コン・ディン弁護士は2009年6月13日に逮捕され、刑法第88条違反容疑で起訴された。「監禁され、資格を剥奪された弁護士」、[vnnews-1] DIS/LAW 弁護士資格を剥奪されたレ・コン・ディン、AI インデックス：ASA 41/003/2009 発行日時：2009年6月6日。また、次を参照：グエン・ミン・トゥアン博士、「法に基づく厳正かつ公正な裁判」クアンドイ・ニヤンザン紙（ベトナム軍機関紙）、2011年4月10日 (BBCワールドワイド・モニタリング提供、[vnnews-1] DIS クー・フィ・ハー・ブー博士)、ベトナム人権委員会、「ベトナムにおける裁判の民主主義－平和的な唱道者達に「破壊活動」で16年の懲役刑」、2010年1月21日。

http://www.queme.net/eng/news_detail.php?numb=1287
(2011年12月19日検索)、ウォールストリート・ジャーナル、「政治的」弾圧、著名な商業訴訟者を陥れる」、オピニオン・アジア、2010年1月25日 [vnnews] DIS/LAW。

⁴⁴ インタビュー対象者L (2011年6月)。

⁴⁵ インタビュー対象者DおよびI (2010年9月)、およびインタビュー対象者L (2011年6月)。

⁴⁶ インタビュー対象者B, C, E, F, G, I (2011年9月)、およびインタビュー対象者L (2011年6月)。およびインタビュー対象者O、およびP (2011年9月)。

⁴⁷ インタビュー対象者Q (2011年10月)。

るコメントにおいても現れた⁴⁹。しかしながら、全ての援助機関がそこまで批判的だったわけではない。何人かのインタビュー対象者は、援助機関のうち1, 2の組織は、長い時間をかけてベトナムの相手方機関と弾力的な関係を構築し、その結果幾つかのプロジェクトは極めて満足のいく形で終了した事例に言及した⁵⁰。

前述のように、援助機関は二、三の例外を除いて、裁判所改革事業における最高人民裁判所との共同作業に対する不満を語った。おそらくこの不満は、一党独裁社会主義国家にあって裁判所が直面している状況下の制約について完全に把握することなく、しばしば改革への頑迷な拒絶という解釈を元に投げかけられたと思われる⁵¹。最高人民裁判所との比較的容易な協力関係を報告した幾つかの援助機関に焦点を当ててみると、より興味深いことが分かる。いかなる場合であれ、そのような容易な協力関係は、最近49号決議によって承認された「気乗り薄な」法治主義モデルに公然と挑みかかるようなことなく、明白に境界を線引きされた任務または事業一式の共同作業に基づくものであった。言い換えると、裁判所に対してその能力以上の早さで動くよう圧力を加えたりするように見えないプロジェクト、また、観念的・イデオロギー的軋轢の少ないプロジェクトの方が、より迅速に実施されたように思われる。

ベトナムでは、他の団体、特に非政府組織と共同して裁判所改革に取り組む機会が欠如していたことも、援助機関の失望の原因の一つである。法整備関連の文献資料には、変化を求める下からの圧力を後押しして、制度改革を促進する草の根運動に向けての動

きも見られる⁵²。

端的に言うと、本稿のインタビュー対象者達が明らかにしたのは、この分野の改革に関する多くの修辞的主張にもかかわらず、ベトナムには、確認された実施可能な裁判所改革の方向性が欠けているということである。何人かのインタビュー対象者によると、その結果、幾つかの援助機関がイデオロギー的・政治的改革を強く要求したので、関係に軋みが生じたという。裁判所を中心とした法制度改めに積極的な幾つかの支援機関は、建設的な参画・取り組みを行うための比較的限られた余地の中で、実行可能なプロジェクトを獲得しようと競い合うことになった。

法整備支援を可能にする要因

援助機関とベトナムの相手方機関との相互協力を可能にする幾つかの要因もまた、本調査を通して確認できた。

インタビュー対象者達は、技術支援の提供については継続されるかも知れないが、新たな政治原則の発生を目的とする援助は、将来中止になる可能性があると指摘した。例えば、何人かのインタビュー対象者は、法整備支援の取り組みにおいて、司法の独立および法治主義を強硬に主張したりしないという理由で、日本の国際協力機構（JICA）を賞賛していた⁵³。これらの論評者は、JICAのスタンスが政治に無関心というわけではないものの、どちらかと言う

⁴⁹ インタビュー対象者B, F, およびD (2010年9月), N (2011年8月)。

⁵⁰ インタビュー対象者T (2011年10月), DおよびF (2010年9月)。

⁵¹ インタビュー対象者N (2011年8月), Q (2011年10月), A (2010年9月)。

⁵² アジア開発銀行 (2000) アジア開発銀行における法律・政治改革：法的権限委譲 — 良き統治と貧困の減少の推進, D. マニング (1999年) 貧困撲滅における法律事務組織の役割 世界銀行, M. E. マクリモントおよびS. ゴーラブ (2000年) 正義に至る多くの道 — フォード財団の法律関連事業は世界を保証する, フォード財団; アジア開発銀行 (2001年), アジア開発銀行における法・政策改革 アジア開発銀行, S. ゴーラブ (2006年) 「法的環境の選択肢」 カロザーズ. T (編) (2006年) 海外での法治主義の推進一 知識を求めて カーネギー国際平和基金。

⁵³ インタビュー対象者K, LおよびM (2011年6月), およびインタビュー対象者O (2011年9月)。

と、改革をめぐる政治的駆け引きがそれほど激しくない現場で協力し、また援助による相互の経済的利益を重視する方を選んだことを認めた。

間違いなく関連し、また現地の人々がそのように認識している「法整備支援を可能にする第二の要因」は、時間をかけてベトナムに長期的に関与する、という援助機関の意欲である。日本国際協力機構（JICA）、国連開発計画（UNDP）およびアメリカ国際開発庁（USAID）を含め、幾つかの援助機関がこれを実践したとして名前を挙げられた。日本の支援戦略の一貫性についても、技術支援戦略を通して現地の人々の作業を支援している、と指摘された⁵⁴。

援助に関する意見交換を助けるものとして、ベトナム語を話し、ベトナム語で仕事をする能力が現地の人々の賞賛を受けた。もっと具体的に言うと、ベトナム語が話せる技術アドバイザー達は国家に関与し、また法整備における効果的なパートナーであると見なされた。例えベトナム側の関係者が英語（または、日本語などの外国語）に堪能であっても、整備事業についてベトナム語で議論する能力が、根本的に交流を充実させたことが指摘された⁵⁵。

幾人かの論評者はまた、ベトナムの相手方機関と良好な関係を築くのは、おそらく日本や他のアジアの援助機関（例えば韓国）にとっては比較的容易であろうことを強調した。これは、「西洋人とのギャップほどには広くない」カルチャー・ギャップとして特徴付けられた⁵⁶。プロジェクトチームがレストランで社交的に交流でき、一緒に飲み、カラオケにも行くという事実は、全て、共同作業の能力を高める要因として語られた。とは言っても、西洋人アドバイ

ザーにとってもベトナムでうまく仕事をするのは不可能ではないので、現地のインタビュー対象者達は幾つかの実例を挙げた⁵⁷。

長期にわたる関与の意思を持ち、「飛び入り・飛び去り」型アドバイザーのパターンを回避し、代わりに、まとめ役の長期赴任職員を裁判所に配置、これを定期的にベトナムに戻ってくる安定した顔ぶれの専門化チームが支援するという形の実例として、JICAの名が挙げられた⁵⁸。幾人かのインタビュー対象者達は、法整備支援にとっては、関係機関や省庁の関与が有利であることを示唆した。このことは、特に、当該支援によってベトナム当局者が優秀な専門家や学者と直接面談し得る場合に当てはまる⁵⁹。しかしながら、この当局者の関与・参画は、実質的なものでなければならず、単に形式的な「姉妹提携」協定よりもさらに一段と踏み込んだものでなければならない⁶⁰。

上述のように、現地のインタビュー対象者達は、効果的なアプローチの理解と実践に努めた援助機関として、度々JICAの名を挙げた。何人かの国際的な評論家もまた、当該部門の日本の仕事を多大な成功例と見なしたが、これは全員一致の意見ではない旨言い添えた。実際に、幾つかの国際的な援助機関は、日本のアプローチに対して極めて批判的である。

6. 協力モデルへの段階

ベトナムの党・国家による現行の法改正の進路が不確実であるという現状は、ベトナムにおける裁判所改革および機関間の構造改革について、以前よりも技術支援の機会が限定される段階に入ったことを

⁵⁴ インタビュー対象者K（2011年6月），およびインタビュー対象者O（2011年9月）。

⁵⁵ インタビュー対象者O（2011年9月）。

⁵⁶ インタビュー対象者T（2011年10月），BおよびE（2010年9月）。

⁵⁷ インタビュー対象者T（2011年10月），BおよびE（2010年9月）。

⁵⁸ インタビュー対象者O（2011年9月）。

⁵⁹ インタビュー対象者N（2011年8月）。

⁶⁰ インタビュー対象者N（2011年8月），O（2011年9月）。

意味し、これが前述の支援機関同士の競争につながっている。さらにまた現在のベトナムには、より高度なレベルの交流に参加できる法律専門家の層が既に存在する。同様に、共同作業の成功の基盤を築くために、日本の大勢の専門家がベトナムの法制度や文化を理解している。従って、例え日本国内での援助計画に言及しなくとも、ベトナムにおける日本の技術支援を考察するのは時宜を得たやり方と考える。

JICAがベトナムの相手方機関と健全な関係を持っていること、および、その関係がベトナムで高く評価されていることは明らかである。

ベトナムでの新しい援助モデルへの移行に関する議論が、日本にとって時宜を得たものであると仮定した場合、次の二つの疑問が浮かび上がる。

1. どのような戦略によって、法整備支援から法整備協力への移行をサポートするのか？
2. その戦略は、「協力への移行」に向かう後退なのか？換言すれば、幾つかの法整備支援は何らかの政治改革を前提としているにも関わらず、協力というスタンスに変化することによって、各援助機関のベトナムにおける法制度改革への志気を低下させることにならないか？この質問の前提となる仮定については、法整備分野での支援が、現地でのより自由主義的な改革の実現に寄与するというより、全体主義国家の強化を助ける結果になる、という主張と差引勘定する必要がある。

どのような戦略で、技術的法整備支援から技術協力への移行をサポートするのか？

上記3項で概説した法整備協力と法整備援助との違いを考えると、協力への移行は、現行支援モデルのように、JICAの国内の人材・専門家への出資削減を予告しているのかも知れない。しかしながら、

JICAにしてもベトナムから全面撤退するのは残念なことだろう。幾つかの理由から、筆者は次のように言いたい。

1. 日本はベトナムの関係機関との密接な結びつきがあること、また今日までに費やした相当な出資について考えるとき、突然支援プロジェクトを終了するのは、あまりに成果・見返りが乏しいようと思われる。
2. 法制度を改革中の国は全て、制度の比較考察から、特に幾つかの一般的法制度を共有する人々から恩恵を受ける。ベトナムの整備事業の場合には、日本は実質的な比較考察の機会（例を一つ挙げれば、民法がそうである）を提供している。これは双方向の対話である。ベトナムが、日本の改革事業による経験から得た考察から恩恵を受ける一方、日本もまた、ベトナムから学んだ教訓を他の発展途上国でのプロジェクトにおいて展開できる。また、日本は法整備分野の強さと弱さに関する考察を蓄積し続け、それによって疑いもなく日本の投資家を支援している。ベトナムも、日本がどのように一連の法制度改革を実施するか目の当たりにすることができます。

筆者はここで、ベトナムの法整備分野で日本の協力をサポートし得る幾つかの戦略を試験的に提案したい。また、これらが新しい考え方ではないことを指摘しておく。私見では、両国の公的機関間の協力モデルへの移行が持続し、最終的には互いに別々の行動原理に基づこうとも、協力関係が継続され得ると思われる。より具体的には、筆者は以下のように提案する。

1. 裁判所・検察院間の関係（必ずしも中央レベルだけの話でなく）についての可能性。ここでの提案は、最初の内は日本の適切な諸機関の手助けを受けるにしても、日越の関係機関同士が直接対話

を始めることがある。このような関係における課題としては、単なる願望や美辞麗句にとどまらない対話をを行うことである。また実務的な課題としては、日本語とベトナム語の隔たりを越えて、どのように作業するかという問題もある。この実務的な懸案は、下記の諸提案のいずれかが潜在的に実行可能であっても、事前に研究しておく必要がある。以下に提案を幾つか示す。

- a. ベトナム人職員を実務研修で日本に受け入れ、また実務研修で日本人法務職員をベトナムに派遣する。
 - b. ベトナムにおいて、農村部や山岳部から来た職員が、ベトナム国内の所轄中央機関で実務研修の機会を与えられる研修制度をサポートする。日本の裁判官や検事は、他の管轄区域へ研修に赴く長い伝統がある。ベトナムのためにこの方式を採用することによって、公的滞在による学習の慣行をベトナムに定着・促進させ得る。
 - c. 数年毎にベトナムの法整備分野の会議を開催する。日本人・外国人聴衆のためにベトナム側が論文を作成・批評し、その後、基本的にこれらを公開する。
2. ベトナム人が潜在的に支援を求めている問題について考察しているベトナム人共同研究者との共同研究事業。これは、現行立法起草支援事業に対する出資の規模縮小版と見なされるかも知れない。日本の法務省国際協力部または他の学術研究機関にも、ベトナムによる研究調査を対象とする資金拠出・調達を検討する役割があろうし、それが何らかの援助出資を補完する形になることもあるだろう。

「協力への移行」は後退か？

法整備活動には、次のような暗黙の想定がある——途上国にあっては、法制改革事業の短期間の成果は不明瞭だが、それでも法制改革への出資は、時間の経過とともに建設的な役割を果たすようになる。

しかしながら、法整備支援⁶¹の実際の影響や、法整備支援はどんな形で行うべきか⁶²については、殆ど意見の一一致が見られない。例えば、一党独裁国家において法治主義を宣伝する方がより効果的なのか、あるいは、法整備改革を技術分野で育成・サポートする方がより効果的なのか、については実地に試されたことがないままである。

さらに、法整備支援は全体主義の指導者達を支えているか、少なくともその支えを補強しているという主張もある⁶³。あるいはまた、法整備活動が「先進」国への依存を常態化させる、と指摘されてもいる⁶⁴。論争中の法制改革の影響の性質、および日本の支援の取り組み手法（「大乗り気」の法治主義の恩恵に関する宣伝活動を避けようとするスタンス）を考察すると、「協力」が援助事業を転換する後退とは思われない。

さらにまた、本稿で今回明らかにした、ベトナム

⁶¹ 例えば、法整備は経済成長に寄与するかどうかについては、盛んに議論されている。以下、参照。KEデービスおよびMJ トレビロック（2008年）「法律と経済発展の関係－楽観主義者vs懐疑主義者」（56）比較法アメリカン・ジャーナル895。また、以下参照。ダム、KW（2006年）法律と成長の関係－法治主義と経済発展、ブルッキングス研究所出版部。

⁶² 支援は、特定の法制モデルの輸出に焦点を絞る必要があるかどうか、について、学者達は議論する。以下、参照。Rラポルタ、他（1998年）「法と財政」（106）（6）政治経済ジャーナル1113。以下と比較。D. ベルコウイッツ、キヤサリーナ・ピスター、ジャン・フランソワ・リシャル、（2003年）「経済発展、適法性、および移植効果」、47、ヨーロピアン・エコノミック・レビュー、165-195。

⁶³ D. M. トゥルーベックおよびM. ギャランター（1974年）「自己疎外する学者達－合衆国における法律と成長の研究に潜む危機による幾つかの反映」 ウィスコンシン・ロー・レビュー 1062-1076, 83。

⁶⁴ S. ニュートン（2008年）「法律と成長、法律と経済学、および法技術援助の運命」J. アルンシュタット、他（編）（2008年）成長のための立法－国際的な立法計画の理論と実際の探求 ライデン大学出版局, pp. 23-52, p. 28, P. ベルグリン（2006年）国際的な課題としての法治主義－国際行政協力、移行協力、整備協力における法制・司法改革への国際支援、インターフェンティア出版, p. 30, FG スナイダー（1980年）「依存論を踏まえた法律と成長」（14）（3）法と社会レビュー, p. 723.

での援助機関同士の旺盛なプロジェクト獲得競争について考えると、例え大規模な法整備支援事業を経ずに、協力モデルを通じて実施されるにしても、技術援助の伝統的な概念に立ち返ることは、日本にとっても戦略的に有利になる可能性がある。

終わりに

ベトナムの法制改革に対するJICAの出資を調整すべきか、あるいは如何に調整するかという問題については、日本だけでなくベトナムにとっても優先順位の動的・有機的な評価に関わってくる。筆者は、調整された日本の援助の優先事項が、これからどのように実施されるかという見通しを述べるため、ベトナムの法律分野において色々な改革事業に従事するベトナム人および援助機関から聞いた法整備支援の話を引用してきた。しかし、筆者はこれらの提案がベトナム側にどのように受け取られるかという推測はしない。ベトナム側との協議が必要だからだ。法整備支援は、対話的な活動である。筆者は、熱烈な关心を持って日越間の法整備支援の話の続編を待つこととしたい。

第4 パネルディスカッション資料

法整備支援の展望 ——支援から協力へ——

松尾 弘(慶應義塾大学)

- ①法改革を実現し、司法制度を改善し、国民の司法アクセスを着実に増進する(「法の支配」を浸透させる)ためには、どのような方法が効果的かを探求する
- ②開発のための法改革は、比較的短期間のうちに、大規模な統治改革を行うものであるから、社会の様々な面で副作用としての歪み(例えば、格差の急速な拡大、公害・環境破壊、汚職の増大、...)を生じさせるが、この問題にどのように対処してゆくべきかを探求する

1

1. 協力の目的

- 「支援から協力へ」というコンセプトの下で、共通に目指すべきものは何か
- ・各国の歴史と文化を尊重し、社会の現状を踏まえ、国家の発展プロセスに適合した法整備(法改革)をどのように進めることができ、国家の統治の改善と国民の福祉の増大に通じるかについて、協力者相互間の知見を豊かにし、共有し、それを各国の法改革にフィードバックして実践すること

2

2. 協力の方法

- ・協力のための基盤整備が必要
- ①法整備(法改革)の進展度を測定するための主要な指標の定期的なモニターと情報共有システムの強化(【図表1】参照)
- ②法整備協力の成果を国内の法改革に活かすルートの開拓

4

【図表1】法改革に関する主要な指標(部分)

	日本 (2010年10月1日)	ベトナム (2010年10月1日)	ラオス (2010年9月30日)	カンボジア (2010年9月30日)
人口	128,057,582	90,549,390	約6,400,000	約18,300,000
裁判官数	3,028 (他に軍事裁判官306)	4,680 (他に軍事裁判官140)	375 (他に軍事裁判官29)	224
裁判所数	515 (地裁、簡裁)	—	—	—
檢察官数	2,621 (2010年)	7,590 (2010年)	348 (他に軍事検察官390)	105
弁護士数	30,524 (2011年11月)	6,559 (2011年9月30日)	144 (含インター生17名) (2011年11月11日)	754 (死亡者を含む) 683 (弁護士会所属)
民事事件の件数 (民事裁判所)	812,885 (2010年。合計件数)	177,417 (2009年。合家事事件)	1,888 (2011年)	統計なし
家事事件の件数 (家庭裁判所)	815,052 (2010年)	—	1,051 (2011年)	統計なし
刑事案件の件数 (第1審受理)	62,840 (2010年)	65,462 (2009年)	3,017 (2011年)	統計なし

その他の指標として、
集団訴訟制度の存否、少額訴訟制度の存否、
ADRの存否と内容、インフォーマルな紛争解決制度の存否と内容、
裁判官・検察官の給与、訴訟費用、弁護士費用・報酬の決定方法と水準、
法律扶助制度の存否と内容、
民事事件の処理率(1月1日に係属中の事件が12月31日までに処理された件数の割合)、
等々

5

3. 協力のネットワーク化

——グローバル化社会において、法整備協力のネットワークがどのように形成されるべきか——

- (1)規範(形成)のネットワーク
ミレニアム宣言(MD), ミレニアム開発目標(MDGs),
グローバル・コンパクト(GC), ...
国際動産売買法条約(CISG), 国際商事契約原則
(PICC), ヨーロッパ契約法原則(PECL), ヨーロッパ私法
共通参考枠(DCFR), 担保取引に関するUNCITRAL立
法ガイド, 国際的な子の奪取の民事面に関するハ
ゲ条約, ...
国際的に形成された規範が各国の国内立法に影響を
与えつつあるが、そのプラス面とマイナス面について、
理論的にも実務的にも、複眼的な分析・判断が必要

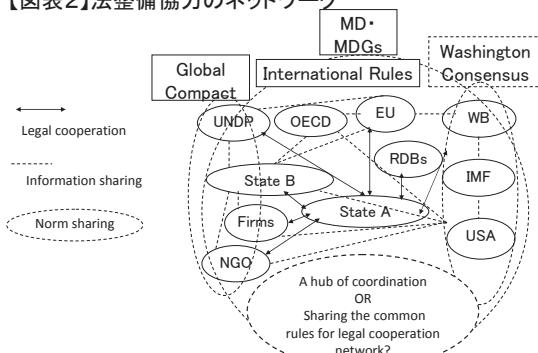
6

- (2)法整備協力の主体(アクター)間の協力(協働)関係の構築方法
 - (a)各々の主体間の個別の協力関係
 - (b)各主体間の協力方法を調整する国際的なハブの形成
 - (c)各主体間の協力方法に関するルールの形成・共有

松尾弘『良い統治と法の支配』(日本評論社, 2009)119-121頁、
289-290頁参照

7

【図表2】法整備協力のネットワーク



8

支援と協力

矢吹 公敏
日本弁護士連合会国際交流委員会
国際司法支援センター・センター長



カンボディア王国弁護士会プロジェクトの経験

- 2002年7月JICAの開発パートナー事業により、本プロジェクトを開始、2010年まで継続し終了。
- 弁護士養成校の設立から、約500名の弁護士が要請された。それ以前は約200名であり、格段の増加。
- 弁護士継続教育セミナー、リーガルクリニック、ジェンダー リーフレット、弁護士ハンドブック。
- 終了後の弁護士養成校の自立、授業料の徴収、プログラムなど運営上のノウハウの蓄積。
- 法曹養成の必要性の認識
- 日弁連との友好協定(2000年5月)。相互交流。

支援と協力(交流)

- 支援と協力には質的な違いはない。
- グッドガバナンス(良い統治)を実現している国はない。お互いが学びの対象である。
- 価値観(法の支配、グッドガバナンスなど)を共有することが目的であり努力の対象である。
- マルチの協力を通じた価値観の共有—アジア 司法アクセス会議の試み—南南協力という考え方。
- 協力と交流

他の外国弁護士会との協力関係

- カナダ弁護士会、米国法曹協会(ABA)およびフランスの弁護士団体と協力・協調
- カンボディア王国弁護士会が協調の中心である。
- コミュニケーション、情報の共有および透明性がコアである。
- Equal Partnersであるとの意識が必要である。



何を学び、何をしようとしているか？

- プロジェクトのパートナーの自立(Sustainability)
- 牛歩アプローチ(Step-by-step approach)
- 全体のコーディネーションとインテグリティ
- クオリティコントロール
- 信頼の構築





法整備支援の展望 —何を目指して行われるのか—

2012年1月20日

於：法務省法務総合研究所国際会議室

独立行政法人国際協力機構 国際協力専門員
弁護士（牛島総合法律事務所）
佐藤直史

Sato.Naoshi@jica.go.jp

1

国際協力機関

法整備支援の対象

「法整備」は終わりのない国家の営みであり、
「法整備支援」は対象と期間を限定して行われる。

法整備支援は何を支援の対象としているのか？
日本が途上国と共有できるものは何か？



日本の「法整備」の結果（現在の法令や司法制度）ではなく、
日本の「法整備」のプロセス（試行錯誤）を共有することにより、
途上国の「法整備」の（試行錯誤の）プロセスを支援

Japan International Cooperation Agency



法整備支援が目指すもの

将来的に途上国自身が自立的に
「法整備」を行うことができるようになることを目指す
「法整備」を自立的に行えるようになる時期は？
「自立的に」行えるようになるとは？

- ・オーナーシップを尊重して行う法整備支援は、自立的な法整備に至る漸進的なプロセスが支援対象である。
- ・試行錯誤のプロセスを支援することにより、「法整備」に必要なキャバシティが向上（知見・ノウハウが蓄積）すれば、ニーズに応じ、現状を踏まえた、機能する法整備を行うことができるようになる。
- ・開発政策の中で「法整備」を位置づけ直すことや、それまでの「法整備」の進め方を検討し直すことができるようになることも重要。
- ・日本ODAによる技術協力プロジェクト等の終了は、対象分野の「法整備」に関し、いかなる支援も必要がなくなることと同義ではない。



法整備支援の展望

関係機関・組織間の連携

- ・ODAの一環として行う法整備支援は、対象においても期間においてもリソースにおいても限定的であり、最終的に「法整備」の成果が対象国の国民に裨益するためには、他の枠組みによる支援・協力との連携を強化することが必要である。
- ・法整備支援を実施している機関・組織は、それぞれ異なる目的・視点・存在意義を有しているのであり、アプローチが異なることを前提として、効果的な連携を図っていくことが重要である。

日本（の法律家）にとっての法整備支援

- ・日本国内の「法整備」（例えば「法化社会」）への裨益
- ・国内機関・組織以外の法整備支援への日本人法律家の関与
支援から「協力」へというテーマについて

Japan International Cooperation Agency

第5 その他資料（法整備支援活動年表）

法整備支援活動年表(法務総合研究所が把握しているものを中心)に

2012/1/20 現在

年度	ペトナム関係	カンボジア関係	ラオス関係	インドネシア関係	ウズベキスタン関係	中国関係	その他の国・地域	その他	
1992	-ペトナム司法大臣が日本法務大臣に支援要請								
1993	-森萬忠夫名古屋大学教授(当時)が文化交流プロジェクトで訪越し、日本民族紹介								
1994	法務省がペトナム司法省に本邦研修開始(年1回)	-日本弁護士が「カンボジア司法制度の現状と課題」セミナーを開催					-森萬忠夫教授がJICA短規専門家として、モンゴルに対し、民法改正につき助言		
1995	-上記本邦研修修了 -法務省は「2001.3市場経済化支那政策調査」(通称:石川プロジェクト)実施	-法務省:最高裁、日弁連合会で本邦研修開始(年1回)							
1996	-上記本邦研修修了 -法務省支援フェーズ1開始(1996年12月)~1998年11月) -長期専門家(名:弁護士)派遣	-上記本邦研修继续					-日本司法士会連合会による登記制度に関するも ンゴル支援	-財団法人日本民商事法セミナー開 催 -ICOLCが日本中民商事法セミナー開 催 -ICOLCが日本中民商事法セミナー開 催 -ICOLCが国際民商事法シンポジウムを企 画・開催 -法研修で多国間(ルクル)研修を開始(シングル、ミヤママー、ペトナム)	
1997	-法務省支援フェーズ1開始 -本邦研修(年1回)~ 現地セミナー開始(年4回)	-上記本邦研修経過						-ICOLCが日本中民商事法セミナー開 催 -国際民商事法シンポジウム(個 別開催)を企画・開催 -ICOLC、アジア 大洋洲比較法研究会 -マルチ研修経験(カブコア、中 国、ラオス、モンゴル、ミヤママー、 ペトナム)	
1998	-前年と同様	-上記本邦研修経過 -JICAカンボジア事務所へ調査のため派遣 -民法・民事訴訟法起草支援を合意	-名古屋大学及び法務省総合研究 所が受託機関となり本邦研修を 開始	-経法研修(日本インドネシア 科学技術フォーラム(PT)から の研修実施実績に基づくもの 参考例は、職務公報、法務省、法 務省人権委員、辯護士)を実 施			-モンゴル不動産登記院の 登記官に対し、登記セミ ナーを開催(内閣専門家(名:司 法省)出席)	-財団法人日本民商事法セミナー開 催 -国際民商事法シンポジウム(企業 側開催)を開催 -マルチ研修経験(参加国は前年と 同様)	
1999	-前年と同様 <ハイ>にて百姓民商事法セミナー -法務省支援フェーズ1開始 -法務省支援フェーズ(1999年12月)~2002年正月) -ドーム民法改正共同研究 -法研修実施作成 -人材育成 -対象国開拓:最高人民裁判所、最高 人民検察官が加わる -長期専門家(名:業務調整員)派遣	-JICA法制度整備プロジェクトフェーズ1開始 -カルボル・ソ法務省に長期専門家2名うち1名 を派遣(現地起用支援のため、企業部会が日本、現 地でワーキングショッピングを担当数値開 始)	-前年と同様				-前年と同様(モンゴル) -法研修でモンゴルセミナー -シングル研修開催(監修制度 比較研究を中心)	-ICOLCが日本中民商事法セミナー開 催 -ICOLCがハイにて、越民商事 法セミナー開催 -マルチ研修経験(参加国は前年と 同様)	
2000	-法務省支援フェーズ2終続 -本邦研修(年4回)	-JICA法制度整備プロジェクトフェーズ2終続 -本邦研修も作業部会との協議を中心とする 定期的研修を実施 -日本弁護士が「カンボジア法制度整備支援 プロジェクト」JICAが現地機関発行「パートナー 事務所開設」 -日本弁護士が法制度調査を派遣・日弁連がカン ボジア王国法士会と友好協定締結 -日本弁護士がカンボジア王国法士会を対象に セミナーを開催	-前年と同様 -現地で司法制度調査を実施(約 3か月) -日弁連が法制度調査を派遣	-日本買易振興会(JETRO)等 が「インドネシア独占禁止法研 修」 -JETROがAPEX経済法制 度シンポジウムを開催	-名古屋大学がウズベキスタン3大 学と学術交流協定 -「ウズベキスタンで内閣法制度が現 地セミナーを開催		-法研修がADBと共催でマ ルチ研修開催 -法研修で日韓パートナ ーシップ研修開催(第2回)	-ICOLCが日本中民商事法セミナー開 催 -ICOLCがハイにて、越民商事 法セミナー開催 -マルチ研修経験(参加国は前年と 同様)	
2001	-法務省支援フェーズ2終続 -長期専門家2名(候補)、弁護士各1 名派遣 -法務省支援フェーズ2を2003年3 月まで延長	-JICA法制度整備プロジェクトフェーズ2終続 -本邦研修も作業部会の法制度整 備支援プロジェクト(民法・民事訴訟法・ 民事法)実施 -日本弁護士が「カンボジア王国法士会司法制度 研修」 -日本弁護士がカンボジア王国法士会と共同開 催(リヨンセミナーは、カブコア法士会との回開催となる とともに、民商事法セミナーをシ リーズ化)	-司法アドバイザー型の短期期業 務実習を実施するため、現地で研修と実務 の研修に分けて、年2回実施 -セミナーを民商事法セミナーと 刑事法セミナーの回開催とする とともに、民商事法セミナーをシ リーズ化	-JICA調査団派遣			-モニゴル法監修支援実務研 修 -法研修が日本・シングル 司法制度比較セミナー(本 邦研修実施)	-法研修が世界銀行(国際開 発機構)開催(第1回) -ADB会議(フィンラン出席 法監修実務連絡会議(第3回)) -ICOLCが日本中民商事法セミナー開 催 -世界銀行の主催の法監修会 議連絡会議 -マルチ研修経験(参加国は前年と 同様)	
2002	-前年と同様 -JICAがペトナム司法大臣を招へ い -長期専門家(名:裁判官)派遣	-JICA法制度整備プロジェクトフェーズ1終続 (2002年3月)~2003年6月) -民法改正共同研究会実績 -民事訴訟法共同研究会開始 -法研修も共同研究会開始 (法務省、最高院、外務省) -民法改正共同研究会開始	-ラオス司法省等に長期専門家 (JICAアドバイザー)名を派遣(法 務省)を派遣 -日本弁護士が「カンボジア王国法士会司法制度 研修」 -日本弁護士がJICAが開催「パートナー 事務所開設」 -JICAが開催「JICA開催パートナー事務所」 -本邦研修を実施(起草支援、立法法支援)	-本邦研修を実施(年1回) -現地セミナーを開催(年1回) -JICAが法制度調査を実施(法 制度シンポジウムを開催 -JICA調査団派遣 -海外省: JICAが「最高義長 官」を招へい -現地セミナーを開催。現地セミナーを4 回に増加	-本邦研修を実施 -名古屋大学が中央アジア3か国 が法制度を組む「シングルシ ンポジウム」を開催 -JICA調査団派遣 -海外省: JICAが「最高義長 官」を招へい		-法研修がADBと共催でマ ルチ研修開催 -法研修で日韓パートナ ーシップ研修開催(第2回)	-ICOLCが日本中民商事法セミナー開 催 -ICOLCがハイにて、越民商事 法セミナー開催 -世界銀行の主催の法監修会 議連絡会議 -マルチ研修経験(参加国は前年と 同様)	
2003	-法務省支援フェーズ2終続 (2002年7月~2003年6月) -民法改正共同研究会実績 -民事訴訟法共同研究会開始 -法研修も共同研究会開始 (法務省、最高院、外務省) -民法改正共同研究会開始	-本邦研修実施(法制度支援) -JICA調査団派遣 -民法・民事訴訟法作業部会会員 -日本弁護士が「カンボジア王国法士会司法制度 研修」 -JICAが開催「JICA開催パートナー事務所」 -本邦研修を実施(起草支援、立法法支援)	-JICAプロジェクト開始(2005年5 月まで) -法令アドバイザーを企画調査員 -法令集出版支援 -教科書及び審査作成支援 -法律問題アドバイス作成支援 -調査研究実施	-本邦研修を実施(年1回) -JICAが弁護士を企画調査員 として長期派遣(1年間) -日本:インドネシアADR比較研 究セミナー(本邦研修)を実施	-本邦研修を実施 -名古屋大学が中央アジア3か国 が法制度を組む「シングルシ ンポジウム」を開催 -JICA調査団派遣 -海外省: JICAが「最高義長 官」を招へい -現地セミナーを開催(名古屋 大学)		-モニゴルへ東海豪傑連 (名古屋大学、オホル)セミナー -現地調査、現地シンポジウムを開 催(名古屋大学) -法研修で日韓パートナ ーシップ研修開催(第4回)	-法研修がICOLCが日本中民商事法セ ミナー開催 -法研修が日本・シングル 司法制度比較セミナー(本 邦研修実施)	
2004	-法務省支援フェーズ3終続 (2003年7月~2004年6月) -民法改正共同研究会実績 -民事訴訟法共同研究会開始 -法研修も共同研究会開始 (法務省、最高院、外務省) -民法改正共同研究会開始	-本邦研修実施(法制度支援) -ペトナム国家大日本法講座開講 -名後農業家庭(名:後農)、裁判官、弁 護士各1名派遣 -現地セミナーを開催(民法、民 法、法理、法政策、判決書・判 例、民法改定)(6月15日) -民法改定(6月15日) -民法改定(6月15日) -民法改定(6月15日) -本邦研修実施(1月、2月) (法務省、民法改正共同研究)	-JICA法制度整備プロジェクトフェーズ2開始 (2004年4月まで) -法務省が長期専門家2名を派遣 -現地セミナーを開催(民法、法 理、法政策、判決書・判 例、民法改定)(6月15日) -民法・民事訴訟法作業部会会員 -力士省:法務省長期専門家2名(うち1名は弁護 士)派遣	-JICAプロジェクト終了 -司法省が長期専門家2名を派遣 -現地セミナーを開催(民法、法 理、法政策、判決書・判 例、民法改定)(6月15日) -民法改定(6月15日) -本邦研修実施(2月)、(民法、民法) -法研修実施(法理)	-本邦研修を実施(年1回) -インセンシ競争政策・規制 緩和と競争プロセクト開始(公 正委員会委嘱、2005年1月ま で) -本邦研修(年2回) -JICAが企画調査員1名を派遣	-JICA調査団派遣 -M/M総研(法務省法注解書支援) -本邦研修が法注解書(法 理・法政策)実施(法務省) -JICAが企画調査員1名を派遣	-経済産業省等が中国に對 する法監修支援(経済法/法 理)	-モニゴルが財務内務省へ弁 護士1名を長期派遣 -名古屋大学が「西シベリア 資源開発」(中国)を実施 -JICAが企画調査員1名を派遣 -経済産業省等が中国に對 する法監修支援(法務省) -現地シンポジウムを開催(名古屋 大学)	-法研修がICOLCが日本中民商事法セ ミナー開催 -法研修が日本・シングル 司法制度比較セミナー(本 邦研修実施)
2005	-法務省支援フェーズ3終続 (2004年7月~2005年6月) -民法改正共同研究会実績 -民事訴訟法共同研究会開始 -法研修も共同研究会開始 (法務省、最高院、外務省) -民法改定(6月15日) -民法改定(6月15日) -本邦研修実施(1月、2月) (法務省、民法改正共同研究)	-JICA法制度整備プロジェクトフェーズ2終続 -ペトナム国家大日本法講座継続 -現地セミナーを開催(判決書・判 例、民法改定)(6月15日) -民法・民事訴訟法作業部会会員 -力士省:法務省長期専門家2名(うち1名は弁護 士)派遣	-JICAプロジェクト終了 -司法省が長期専門家2名を派遣 -現地セミナーを開催(民法、法 理、法政策、判決書・判 例、民法改定)(6月15日) -民法改定(6月15日) -本邦研修実施(2月) (民法、民法) -法研修実施(法理)	-JICAプロジェクト終了 -司法省が長期専門家2名を派遣 -現地セミナーを開催(民法、法 理、法政策、判決書・判 例、民法改定)(6月15日) -民法改定(6月15日) -本邦研修実施(2月) (民法、民法) -法研修実施会員登記	-本邦研修を実施(年1回) -アシテニアに対するADR現地セ ミナー実施(JICA・弁連)	-本邦研修を実施(5月、11月) -現地調査、現地シンポジウム(名 古屋大学)	-名古屋大学が国際シンポ ジウム(法理)を開催 -モニゴルの土建法に關する 法律の研究実習 -倒産法・民法・商法の法 理・法政策の実習(名古屋大 学)	-法研修がICOLC・JETROが日本中 民商事法セミナー開催 -モニゴルが日本・シングル 司法制度比較セミナー(本 邦研修実施)	

法整備支援活動年表(法務総合研究所が把握しているものを中心に)

2012/1/20 現在

～国際研究～

栗田哲郎弁護士講演「アジアにおける紛争解決制度」の紹介

国際協力部教官
松川充康

法務総合研究所では、平成24年3月15日（木）に、標記のテーマで講演会を催し、当部教官・専門官だけでなく、弁護士・法学者・企業関係者・司法修習生などアジア法務に関心を寄せる多数の方々に参加いただきました。講師は、アジアのハブと言われるシンガポールを拠点とし、アジア各国で業務を行っている栗田哲郎弁護士¹（ラジャ・タン法律事務所パートナー）に依頼した。

本講演は、アジア各国の紛争解決制度を横断的に概観し、さらにアジアにおける仲裁制度の位置づけを知る上で極めて有益かつ実務的なものであった。そのため、栗田弁護士の了解の下、講演における配付資料及び講演録をICDニュースに掲載し、法整備支援関係者に広く共有することとしたものである。

なお、栗田弁護士には、法務総合研究所から「アジアにおける外国仲裁判断の承認・執行に関する調査研究」の調査を委託し、本講演には、その成果も盛り込まれている。調査報告書は、法務総合研究所国際協力部のウェブサイトに掲載されている²ので、あわせて参照されたい。

¹ 栗田弁護士は、「法曹の養成に関するフォーラム第10回会議（平成24年3月13日開催）」において、日本の弁護士の海外展開についてヒアリングを受けているが、その際の資料もウェブサイトで公開されており、参考になる。

http://www.moj.go.jp/housei/shihouhousei/housei01_00101.html

² <http://www.moj.go.jp/content/000098011.pdf>

講演会 栗田哲郎弁護士 2012年3月15日開催

【栗田先生のご紹介】

○ ICD松川

本日は、シンガポールに事務所を構える「ラジャ・タン法律事務所」パートナー弁護士の栗田哲郎先生に来ていただいております。

栗田先生からは、レクチャーという形ではありますけれども、適宜質問などを受けながら進めたいと伺っております。

簡単に栗田先生のご経歴をご紹介いたしますと、栗田先生は、2004年に弁護士になられまして、いわゆる4大法律事務所と呼ばれております森・濱田松本法律事務所に入所されました。

その後、アメリカのロースクールを経られた後、2010年から、シンガポールにございますラジャ・タン法律事務所に出向され、次いでシンガポール国際仲裁センターにてケース・マネジメント・オフィサーとして勤務された後、ラジャ・タン法律事務所に正式にパートナー弁護士として就任されて、現在に至っているということです。

国際仲裁という法律分野は、日本ではなかなか精通している方がいらっしゃらない分野かと思いますが、その現場の最前線で奮闘されている弁護士の栗田先生のお話ですので、非常に貴重な機会になるのではないかと思っております。

それでは、今日はどうぞよろしくお願ひいたします。

○栗田 弁護士の栗田と申します。

今日はこのような貴重な機会を与えていただき、本当にありがとうございます。

ただ今、ご紹介いただきましたとおり、私は現在シンガポールに居住しており、日本には住所はありません。弁護士としては日本法とアメリカ法の資格を持っておりますが、今はシンガポールの法律事務所に勤めているというような状況です。

今日は2時間ということですが、ご質問があれば手を挙げていただいて、その場で適宜お答えしながら、進めたいと思っております。また、ここは余り分からぬとか、あるいはここはこうなんじやないのというのがあれば、気軽にご質問いただければ非常に助かります。

一応簡単に私の経歴ですが、シンガポールの国際仲裁センターに勤めて、ケース・マネジメント・オフィサーをしておりました。実際に何をやっていたかと言いますと、分かりやすく言うと、裁判所の書記官のようなイメージでご理解いただければよいと思います。つまり、仲裁の申立てがなされたのを受け取って、それを精査して問題がないか確認して、それを当事者に連絡をします。その後、仲裁人を選ぶ作業をします。これが一番重要な仕事です。その後、証人尋問とか、手続の日程の調整とか、会場の運営などもります。そのほか、仲裁の管轄がないんじゃないとか、そういういろいろな決定を求められる場合がありますので、その決定書を書いたりとか、仲裁判断が出された後にチェックを行って、問題ないということであれば、それをもとに当事者に配るというところまでの仕事をやっていました。その詳細については、また後ほどご説明させていただきます。

ラジャ・タン法律事務所に勤めていると、「それは一体何ですか?」という質問を受けるので、一応簡単にご説明いたします。

「ラジャ」というが、インド系のシンガポリアン、「タン」というのが中華系のシンガポリアンの法律事務所です。シンガポールは75%が中華系で、10%がインド系で、残り10%がマレー系で、残りが外国人というような、人口構成になっています。

もともとシンガポールのマーケットは非常に小さくて、ラジャ・タン法律事務所も、当初は静岡県ぐらいの経済規模しかないと言われていましたので、シンガポール企業というのは各地に出ていくのが原則になっていたわけです。そういう企業を追うようにして各地に法律事務所もつくっていて、インドネシアのジャカルタ、シンガポールとマレーシアのクアラルンプール、カンボジアのプノンペン、ベトナムのホーチミン、タイのバンコク、ラオスのビエンチャン、上海の中国に、それぞれ自前のオフィスがあります。一方で、ここに青になっている部分ですが、日本とミャンマーとインドには事務所がありませんので、シンガポールで日本人弁護士とインド人弁護士を雇って、そういう体制でやっております。

今から十何年前の2000年ぐらいに、シンガポールへの日本企業の進出ラッシュみたいなものが続いた時期がありまして、そのころにジャパンデスクをつくりました。そのジャパンデスクがだんだんと拡大してきています。非常にローカライズしたメンバーでやっておりまして、その中の一人の上野というパートナー弁護士は、シンガポール人と結婚しまして、もう30年ぐらいシンガポールに住み込んでおります。

【国際商事仲裁の特徴】

それでは、今日の本題に入らせていただきます。

今日は、ちょっといろいろ名簿のほうを拝見しましたら、バックグラウンドがいろいろ異なる方がいらっしゃいまして、教授の方々とか、実務家の方々

とか、あと企業法務部の方々もいらっしゃいます。ですが、学生の方々もいらっしゃるということですので、少し基本の、仲裁とは何かというところからご説明いたします。若干基本過ぎる部分があるかもしれませんが、少しだけ説明させていただきます。

まず、揉め事が起った場合、ものすごくざっくりと——いろんな、ほかにこれ以外にもありますが——実務家の観点からざっくり分けると、国家裁判と、あと国際商事仲裁と調停と、大きく分けてこのような紛争解決手続に分けて考えています。国家裁判というのはまさに国家権力の行使ですから、強制執行力があります。他方、私人間による柔軟な紛争の解決という意味で、ADRという中では、国際商事仲裁と調停があります。その両者の違いは何かと言うと、仲裁という制度には強制執行力があります。他方、調停の場合、仮にそれに従わなかつたとしても、原則として強制執行力はありません。ただ、例えば一部の法律では特別の規定があることがありますし、シンガポールの建設会社とかだと、例えば Security and Payment Act (セキュリティ・アンド・ペイメント・アクト)、これは日本法でいう下請法に当たる法律ですけれども、これだと adjudication (アジュディケーション) といって、一種の調停に似たようなものであったとしても、判決と同じような効力が働くというようなことがあります。

つまり、国家裁判所も国際商事仲裁も、両方とも強制執行力を、持っていると。この強制執行力を持っている中で裁判所の判決と国際商事仲裁というのは一体何が違うんですかということで、これらの違いをちょっと表にしてみましたが、やはり国外の強制執行力があるかないかというところが一番の違いです。

次に、ニューヨーク条約に加盟していると、原則として国家裁判所の判断というのは国際壁を越えることはできないことになっています。もちろんコモンローの国同士では、それぞれの条約によって強制執行を持たせたりとか、相互承認の条約に入ったり

とかするところはありますが、原則として国の壁は越えられません。

ただ、仲裁ということであれば、とある国で出された仲裁判断というものが、ここに書いてあるニューヨーク条約に加盟している青い国であれば、原則として強制執行を行うことができるというところが一番の違い。

これは何を意味するかというと、国際的な取引においては、仲裁を使わないと相手国で強制執行ができないので、仲裁を使わざるを得ないというところに大きな違いが出てくるのかなと。かつですね、これだけ企業のグローバライゼーションが進んでいますので、仮に日本の企業がインドの企業と取引をして、仲裁判断をもらったということで、それを基にインドに執行をかけていくという以外に、仮にそのインドの企業が中国に財産を、たとえば土地を持っていたり、韓国に株を持っていたり、いろいろするわけですよね。このニューヨーク条約の加盟諸国であれば、1枚の仲裁判断を日本でもらっておけば、原則としてどこにでも強制執行することができるというところが大きな違いになってくるのかなと。仲裁という文化はどういう文化だろうかというのは、これまで私も、いろいろな実務家との間で話したのですが、何で日本とか……これ、アジアの文化じゃないんですね。何でアジアってこんなに仲裁がはやってないのだろうということを考えたときに、とある人が言っていたのが、仲裁というのはやっぱりヨーロッパの文化に近いと。彼らは王様の裁判所がそもそも信じられなかつたと。革命とか、いろいろ起こっていますが、王様がやっている裁判所というのは原則として信用できないし、それに従いたくない。じゃ、どうするか。じゃ、信用できる私人、信用できる人、専門家を探して、その人の判断にゆだねようよというのがもともとの文化にあったと。

他方、日本とかアジアとかは、比較的お代官様というところから始まっていて、やっぱりお上に判断を仰ぎたいという、そこはかとないものがあつて、

なかなか昔から仲裁という文化が、育つてこなかつたのじゃないかと思います。やはり仲裁というのがなかなか日本でなじみの薄いところに、そういうそもそもの仲裁に対する考え方みたいなのがあるのではないかと思っています。

表に戻りまして、裁判所ではなくて仲裁を選ぶ意味としては、この強制執行ができるかできないかというのが、また大きな意味があるのかなと。

次の2番目の箱にいきますが、もう一つは原則として上訴ができないと。だから2審、3審、場合によつては4審に当たるようなものが商事仲裁についてはないので、早い判決、早い紛争の解決を望むことができると。これについてはsetting aside（セッティング・アサイド）という特別なものもできますが、これについては後ほどご説明させていただきます。

あと、公開性というのも違いまして、原則、裁判所の判決というのは公開されます。ただ、これが一部公開されない国もあるので、いろいろ困ることもあるのですが、原則、公開ということになります。ただ、国際商事仲裁であれば、原則として公開されないので、企業としては、企業の秘密とか、営業秘密とか、そういうものを比較的守ることができると。また訴えたり訴えられたりというreputation（レビューーション）のリスクも避けることができるということですね。

あと、判断者という点でも大きな違いがあつて、いつも裁判官とか仲裁人を教育するために当事者が費用を払うのは嫌だということがよく言われていますが、この判断者を選ぶことができるということが非常に大きな違いの一つなのかなと。特に裁判所に振られたときに、当事者はどの裁判官に当たるかというのを選ぶ権利というのではないわけですね。だから、場合によつては建設紛争なのに建設用語の1つも知らない人が出てくるかもしれない。船舶の紛争なのに、船舶って何、船舶法って何という人が出てくるかもしれない。その人を教育しないといけない。そのために弁護士がいろいろ書面を作つた

り、いろいろしなきやいけないと。そういうのはしたくないということで、仲裁人は、当事者がこの人がいいというふうに納得すれば、その専門家を当事者で選ぶことができると。場合によっては特定の言語がしゃべれる人を選んだりとか、そういうことでもできること。そういう点も大きい意味があるのかなと。

かつ、手続法ですね、裁判を選んだ場合、必ず証拠法というのが適用されます。それは民事訴訟法であったりとか、Evidence Act（エビデンス・アクト）であったりとか、いろんな国によって違いますが、原則として証拠法というのが適用されると。一方、国際商事仲裁だと当事者が柔軟に手続を選ぶことができる、例えば簡易仲裁とか、緊急仲裁とか、これは後ほど説明しますけれども、特別な手続を当事者が合意することができます。また、言語も当事者が選べますので、例えばインドネシアの裁判を選んでしまうと、インドネシア語でやらなければいけなくて、日本の企業の統括としては何が起こっているのかを把握しづらいわけですね。せめて英語になれば、把握しやすい、何が起こっているのかが把握できますので、言語が選べるという点も比較的重要かなと。

あと、意外とこれが重要なわけですが、訴状送達ということが重要でして、外国の当事者に申立書を送達する場合というのは、原則外交ルートを通らないといけなかつたりとか、細々とルールが決まっていて、例えば日本とシンガポール間であれば、訴状を送達するだけで4ヶ月から8ヶ月ぐらいかかるというのが我々の経験ですね。

ところが、国際商事仲裁であれば、原則としてDHLで当事者の住所にぽんと届けて、その後はメール、ファクスなどで、どんどんやりとりをすることができる。これは規則によりますが、原則としてそういう重い外交ルートを通して、時間がかかるような手続をとる必要がない。私がヨーロッパでやったときは、ギリシャだったと思いますが、送達するだ

けで1年ぐらいかかったこともあるので、これもかなり違うのかなというふうに感じています。

他方、デメリットもあるわけでして、何よりのデメリットは、仲裁人の費用を払わないといかんよということです。仲裁人の費用を原則として当事者が払わなきやいけないのでその分コストがかかります。片や裁判所であれば、国民の裁判官がやるわけですから、当事者がその裁判官の費用を負担するということは原則として想定されないということです。あと、裁判所の判決であれば、先ほどの公開ということとも関連しますが、国によって若干違いますけれども、判例は大体公開されていますので、こういう案件だったら、こういう判断がかつてあったよねと。じゃ、それを分析すると、この案件ってこういうところで落ちつくんじゃない。じゃ、負けそうだから和解しようみたいなことができるわけです。ですが、仲裁の場合、仲裁判断が原則公開されないので、以前の案件が一体どうなったかというのは、弁護士事務所の経験と、あと仲裁人としての判断とか、あとはもう限られた公開されている仲裁判断に委ねざるを得ないというところが非常に違ってくるのかな。したがって、このまま戦い続けると仲裁で負けちゃうから、やむを得なく和解しようとか、そういう戦略が若干立てづらいというところが違うのかなと思っています。

最後、公平性です。これはもう裁判官と仲裁にもりますので、ここは何とも言えないなと私は個人的には思っています。

【アジア各国の裁判制度】

次に、アジアの各国の裁判制度で、この場ですべての裁判制度について細かく言うことはできませんし、私は学者ではないので、本当に100%正確な表現かどうかは分かりませんが、ふだん実務をしていく中で、日系企業がアジアに展開していく中で、投資を判断している中で、どういうふうにそのリスクを避けていかなきやいけないのかということについて、

各地の裁判制度をもとに少しお話をさせていただきます。

これは各地の裁判制度ですが、この中で、私が気をつけたほうがいいというふうにいつも言っている裁判制度の国が、インドですね。あとインドネシア、ベトナム。ここは大体私は×をつけてくださいと言っていますが、こちら辺は注意が必要です。あと、まだまだ分からるのはカンボジア、ミャンマー、ラオス。こちら辺あたりは情報の集積がちょっと足りない。言うならば、タイが△をつけるということはあるかなと。これはもう本当に私は実務家として普段やっている経験則であって、統計として何が正しいというわけではないので。ただ、我々の普段やっている感覚としてどういうものかということについて、個々にご説明させていただきます。

まず、インドですけれども、インドでは一般的に、これ冗談ではないのですが、手続の遅延がものすごいと。私の友だちにインド人の裁判官がいまして、時々フェースブックでお互いにやりとりしていますが、一体自分の手元に何件あるのかもわからないし、一体この案件がはける見込みがあるのかも全くわからないほど、次から次へと案件が来て、しかもインド人の弁護士は後ろにいっぱい詰まっているのに一切議論をやめないと。インド人の法律家を起用された会社の方はよく分かると思いますが、弁護士によつては裁判所出席費用みたいなのをとる人がいます。それは、要は裁判所に、そのコートのヒアリングとかに出席するんですが、結局、一日中待たされて、前の人議論をし続けて、結局何もなく次回に延ばされるみたいなことがよく起こるんです。それがよく起るので、その日の日当はチャージさせてもらいますみたいなことを言ってくる弁護士も時々いるぐらい、その遅延というのが非常に著しい。それこそ、おじいちゃんの事件を孫がやっているという話が本當にある。だから、若い裁判官に当たらなくて、年配の方に当たってしまうと、その人がいる間にトライアルが終わらないと言われているぐらい

非常に遅延が激しい。ですので、悠久の時を生きている裁判所に対する日本企業の戦略としては、これに巻き込まれないようにいかにインドを攻めるかというのが一番重要ではないかということで、インドの裁判所にひつかからないように、いかに投資をしていくかとか、実際的な活動をしていくのかというのが非常に重要なってくるのかなと。

あとインドネシアについて、これも非常に表現が難しいのですが、例えば最初に我々がやった案件で、ファーストトラックに行きたいのか、スロートラックに行きたいのかと聞かれたことがあるんですね。最初はそれの意味がよく分かりませんでしたが、要は速いトラックと遅いトラックがあるらしいと。ですから、要はまだまだ裁判所自体のカルチャーとして汚職というところがかなり重い問題として残っている。政府としても、このことをものすごい気にしている、これを撲滅するためにあらゆる努力をしていると言っていますが、汚職文化論というふうに言われる方もいるぐらい、この問題が実務の観点ではなかなかまだ解決されていないかなと感じることが非常に多いです。あと、インドネシアの裁判官の給料はどれぐらいなんですかと聞いたときに、私の外務省の友人が言うには、月に200USドルだとおっしゃっていて、やはりなかなか給料が低廉なので、そういうものを受け取ってしまうインセンティブがどうしても高いと、私はそのときに聞いています。ですから、日本のジェイソックスに縛られている、日本の特に上場企業としては、このインドネシアの裁判所にひつからないように、いかにインドネシアに投資していくのかというのが、今後インドネシアに投資する中で重要なキーポイントの一つになってくるんじゃないかなと思っています。

あともう一つ、いつもシンガポールの企業の代理をしていたときにやられると言っていたのが、インドネシアはDistrict Court(ディストリックコート), High Court(ハイコート), Supreme Court(シュプリームコート)の三審制が原則と言われていますが、

実際は四審制だと言われることもあるぐらい、このjudicial review（ジュディシャル・レビュー）というのが戦略的にインドネシアの企業がよく使ってきます。これは再審と訳す人もいますが、それが憲法に基づいて正しいのか、間違っているかということの判断を仰ぐ手続でして、インドネシアの当事者は、これが入ると、大体その後1、2年ぐらい、更に手続が延びるというのを狙って、牛歩戦術としてこれを申し立ててくることが多いです。その間に、和解に何とか持ち込めないかというような手続をとってくることが多く、三審制とは言いながら、場合によつては四審制になってしまうリスクがあるので、このjudicial reviewというのも非常に注意が必要です。他方、シンガポールは、非常にクリーンで、かつスピーディーに裁判が解決しまして、本当に1年かからずで解決するケースも非常に多いです。

リー・クアンユーのことについて、いろんな方がいろんな表現を使っていますが、彼のどこが一番すごかったのですかという質問をしたときに、いろんな人が言うのが、リー・クアンユーは一切汚職に手を染めなかつたと。いろんな東南アジアの各地の大統領とかが何らかのスキヤンダルに巻き込まれている中で、リー・クアンユーだけは一切そういうスキヤンダルがないと。そのかわり公務員の給料をものすごく高額に設定しますと。アメリカの大統領も高いというのでよく有名になりますが、常に民間の給料の最高レベルに近い形で公務員の給料を設定するというのが國の方針で、リー・クアンユー語録とかを見ていると、国家を動かす者に猿は要らない。とにかくエリートを選ばないといけない。だから、そのためには民間のトップに給料を合わせなきゃいけないというのが書いてあるのを見たことがあります。とにかくシンガポール人の中でも政府の高官に入るというのはやっぱり超エリートの道ですので、皆さん、結構弁護士をやっていて、途中で公務員にかわったりとか、それがもう一つのプレステージになっているというような感覚を私は受けていますし、實際

にそういう友人たちをたくさん見ています。ですから、今シンガポールが注目を浴びている、もしくはほかの国に比べてシンガポールが進んでいる一つということは、こういった汚職がものすごくないということです。特にそれを象徴するのは、泣く子も黙る汚職撲滅委員会というのがあります、日本だと汚職というと、公務員にお金をあげたりとかいうのがメインのイメージですが、その汚職撲滅委員会というのは、民間の汚職の定義の範囲がかなり広くて、日本で言うと単なる横領とか背任に当たるものも汚職だと定義しております。民間でそういう事件があつたとしても、汚職撲滅委員会が乗り込んで徹底的に捜査すると。ものすごい捜査権限を持っていて、普段であれば横領で終わる案件もかなり内部まで調べて調査をしていくということで、汚職度が非常に低いというのが一つの特徴なのかなと思います。

アジアにおいては裁判所が必ずしも公正とは限らないと書きましたが、これはまず腐敗度指数というのがあります、これはTransparency International（トランスペアレンシー・インターナショナル）というところが出している数字ですが、世界の汚職度指数を測って、1つの数字にしたものです。その画像の切り抜きがこれですが、黒くなればなるほど汚職指数の高い国ということになっておりまして、そうすると、アジアは日本がちょっと黄色いですけれども、大体真っ赤になっていて、ミャンマーぐらいになるとものすごく真っ赤になっている。シンガポールと香港は非常に透明性が高いですが、小さ過ぎて見えない状態になっていると。ですから、まだまだアジアの国々はこの汚職という問題からは完全に脱却はできていない。そうすると、この日本の裁判制度というのは、よく批判をする人もいますけれども、ものすごく世界に誇れるすばらしい制度だったのだなと分かります。やっぱり汚職という話というのはほとんど聞きませんし、かつ、やはり皆さん信頼して、何かあつたら出るところへ出るぞと言える。出

るところへ出たるぞというふうに言えるということは、実は幸せだったのだなというふうに、アジアに居を移すと気づきます。インドネシアとかで出るところへ出るぞと言えば、出ればというふうに言われる、おれは金持ってるんだぞと言われると、出られないということもあるので、これはもう本当に国家の財産として世界に誇れるものだったのだなど、外に出て初めて気付きました。

次に、タイですが、タイは比較的安定しているというふうに言われていて、若干遅延があるよねとか、ちょっと裁判官の理解がいまいちだよねというふうに言う実務家の方も多いのですが、何かそれによって大きな問題が生じていると言っている実務家の方には余り会いませんでした。

次に、ベトナムですが、これはやはり三権が分立していないというところが一つの大きな違いでして、司法の上に立法があるということですので、特に国家プロジェクトとか、国家に関するプロジェクトをやるときに、本当にそこの裁判所にすべてをゆだねていいいのかと、何千億という案件の紛争の解決を司法と立法が独立していないところに委ねていいいですかという問題が最後の最後まで残ります。ですので、特に政府系と契約する場合には、このベトナムの裁判所で解決しなきやいけないというシチュエーションをどうやって避けるかというのが、日本企業が今後投資していく中で一つのポイントになってくるのかなと思います。

マレーシアですが、マレーシアも汚職がはびこつていてると思っている方もいらっしゃると思いますが、実は結構健闘しております、腐敗度指数で60位まで上がってきています。世界銀行のビジネスランキングでも56位まで上がってきております。私がよく友人とかとマレーシアを走っていると警官にとめられて、何かちょっとお金をせびられるということが時々ありますが、ただ、裁判所がものすごく汚職しているとか、腐敗しているという話は、最近はほとんど聞きません。かつ非常に我々がやっていて

便利なのが、英語が使えることです。判決を書くと必ずマレー語の後に英語の判決を書いてくれる。裁判所でもマレーシアの弁護士は法廷でお願いすれば、大体英語でやってくれます。かつ証人尋問も含めて英語でやってくださいと言って当事者が同意すれば、英語でやってくれます。そうすると、何が起こっているのかかなり把握しやすいですし、主張書面もマレー語で出しますが、皆さん大体英語の翻訳をつけてくれることが多くて、日本の企業の統括という観点では非常に分かりやすい。ですから、英語が法廷で使えるということは日本の企業にとっては非常にやりやすいので、マレーシアであれば、特に裁判所に巻き込まれるようなことになつても、我々は比較的あえてそれを止めるような契約をしろというふうにお勧めはしていません。

あと、カンボジア、ミャンマー、ラオスについては、まだまだ事例の集積が我々の中でも足りていなくて、どういう状況なのかということについても、今後研究と調査が必要かなというふうに考えております。

【アジア各国の仲裁制度】

それでは、次に、各国の仲裁のイメージをご説明いたします。

仲裁で一番重要なのは、仲裁の制度が整っているかということですが、まず、基本となる、先ほど言ったニューヨーク条約に入っているかどうかという点では、インド、インドネシア、シンガポール、タイ、ベトナム、マレーシア、それにカンボジア、ラオスは入っていますが、ミャンマーが入っておりません。これは東南アジアで唯一、ニューヨーク条約に入っていない国ということになります。

ちょっと戻りまして、この表の中で色がついていない国が原則としてニューヨーク条約に入っていない国。アジアで見ると北朝鮮が入っていないと、うん、入っていないだろうなという感じです。意外と台湾が入っていないじゃないかという方がいらっ

しゃって、台湾では強制執行できないのですかという話をよくされますが、台湾は国として認証されていないためにニューヨーク条約に入れなかっただけで、台湾で強制執行した場合ほとんど成功しておりますので、台湾と契約をする際には、ほとんどニューヨーク条約のことは心配しなくてもよい状況になっています。というわけで、ミャンマーというのがこれから一つの重要な要素になってきます。ミャンマーにニューヨーク条約がなかつたら、じゃ、どうするのかということになりますが、現在のところ、ジュネーブ条約に基づいて執行しなきゃいけない。我々も今ジュネーブ条約に基づく執行事例をほかの実務家といろいろ研究していますが、なかなか見つかっておりませんで、これからもっともっと研究が必要なテーマなのかなと。特にこれからミャンマーに出でいかないといけない企業というのは非常に多くなってくると思いますので、ここは非常に重要な点なのかなと思います。なお、ミャンマーは2012年にはニューヨーク条約に加盟するとの発表がなされています。各地で仲裁法というのはそろっておりますが、ここで注意しなきゃいけない点は、世界標準の仲裁法が存在するかというところでして、いわゆるUNCITRALというところが仲裁のモデル法というのを制定しております。そのモデル法に準拠しているのが国際標準というふうに言われていますが、その中でモデル法に準拠していない国がインドネシアで、ベトナムはモデル法に大半は準拠していると言われている。モデル法に準拠しているのは、あとミャンマーですね。ラオスはいろいろ聞きましたが、人によって言うことが違います。モデル法に準拠していると言う人もいれば、準拠していないと言う人もいるという状況です。

以上が仲裁に関する各国の基本制度となりますが、この仲裁制度を考える中で一番重要なのが、この仲裁に対して国が、もしくは裁判所がそれに対してプロモーションをするような立場にあるのか、要は神話的に仲裁を信仰しようと考えているのか、も

しくは仲裁に対して懷疑的な国なのかということです。これについては、後ほど強制執行のところで各國ごとにご説明いたします。恐らくそちらのほうが実務的には非常に重要なポイントになってくると考えています。

これは、各地の仲裁機関の数です。仲裁機関の取扱件数ですが、SIACのホームページに載っていますが、上から1, 2, 3, 4, 5がいわゆる5大仲裁機関というふうに言われているもので、AAAというのはトリプルAというものがあって、これはアメリカのものです。ICCというのはInternational Chamber of Commerce（インターナショナル・チェンバー・オブ・コマース）といいまして、最も世界で有名で、世界標準だと評価される方もおられる有名な機関です。シーダックというのは中国のもので、LCIAというのはイギリスで、私の勤めていたSIAC、つまりSingapore International Arbitration Center（シンガポール・インターナショナル・アービトレーション・センター）を含めて「5大」というふうに評される方がいます。残念ながら日本のほうは件数としては、ここら辺に比べJCAというのは多くなくて、2010年で、まだ26件ぐらいしかないという状況です。

【シンガポールにおける国際商事仲裁】

それでは、次に第2部ということで、シンガポールの国際仲裁が何で今注目を浴びているのかということについてご説明いたします。

シンガポールの仲裁を説明していく中で、どういうふうに説明すればよいか考えましたが、これは実務的に最も質問のあるところで、仲裁条項を起案していく中で、シンガポールと香港のどっちを使えばいいか悩まれている方が非常に多くて、その点の質問が非常に多いので、それにそってシンガポールの仲裁というのがどんなものであるかご説明したいと思います。

シンガポールを仲裁地に選ぶ理由として、こんなものがぽんぽんぽんと上げられます。いろいろ法的

基盤が整備されているというのではありませんが、裁判所による介入が極めて限定的であるということが一つの要素として非常に重要になってきております。仮に裁判所が、仲介が嫌いな裁判所であったとしましょう。仲裁というのは、まずその仲裁を選びましたと、裁判ではなくて仲裁で解決をすることを選びましたとなったときに、それを支えるシステムというのは仲裁法になるわけですね。その仲裁法を適用していくのが国の裁判所になってきますので、裁判所による介入が激しかった場合、仲裁法の適用をいろいろいじられた結果、仲裁がうまく進まない、途中で頓挫するといったことがあります。ですので、その国の裁判所が仲裁について理解があつて、それをプロモートしていくという姿勢があるかどうかが非常に重要になってくる。やはり裁判所としても仲裁というのを理解している裁判所なのか、仲裁というものについて全く理解していない裁判所なのかなによってかなり評判が違つて、例えば日本を仲裁地にする交渉しようとしたときに、いやいや、日本を仲裁地に選んでも大丈夫ですよと、この国の司法は仲裁を信仰しているところなので、日本を仲裁地に選んでも大丈夫ですよと言えるためには、裁判官の方がきちんと仲裁に対する制度を理解して、それに基づいた判断を下していくことが非常に重要な要素になってくるのかなと思います。特にインドネシアでの強制執行とかの事例を我々が調べたときに、もともとインドネシアというのは非常に強制執行とか仲裁に対する理解の悪い国だったのですが、1999年以降に中央ジャカルタ地方裁判所だけが専門部をつくって、そこでしか仲裁に関するものができないと、仲裁に関する強制執行は取り扱えないよというふうに変えてから、かなり仲裁に対する理解が深まって、強制執行ができたという声が高まっています。ということで、裁判官の方が仲裁をきちんと理解していることが、国の仲裁を信仰していく上でも非常に重要な要素になってくるのではないかなど私は思っています。

仲裁地として非常に有名な国が幾つかありますが、例えば香港、シンガポール、スイス、そういう国。場合によってはロンドンとか、ニューヨークになると若干違うのですが、そのほかはストックホルムとか。そういうところは何で仲裁地として有名なのかというと、ニューチャリティー (neutrality) ですね、中立性が非常に高くて、A国とB国が取引をするときに、どっちにも属しない第三国を選んでいるから大丈夫ではないかみたいな交渉が本当は非常に実務的にはしやすいので、そのニューチャリティーという意味で、シンガポールは中国の一部でもないですし、そういう点が非常に強いのかなと思います。

シンガポールと香港のどっちを選べばいいですかという質問に答えていきますと、いずれも仲裁に対する基本制度は非常にきちんと整っています。シンガポールはArbitration Act (アービトレーション・アクト) とInternational Arbitration Act (インターナショナル・アービトレーション・アクト) の2つの法律がいずれもモデル法に準拠しておりますし、香港のアービトレーションオーディナーズでもモデル法に準拠しております。ニューヨーク条約にも入っていますので問題ないのですが、ここでインドに投資される方は非常に注意な点があります。香港の仲裁というのはインドでは強制執行できることになっている。これはインドの仲裁法によると、単にニューヨーク条約に入っているだけではダメで、インドの政府広報ですね、ガゼットというんですけれども、ガゼットに載っている国じゃなければ強制執行を受け入れないよということが書いてあります。それによると、ここの注意点に書いてありましたが、香港とか台湾とか、中国とかカナダとかニュージーランド、仲裁地になり得る場所がこのガゼットには含まれていない。ということは、何を意味するかというと、日本企業がインドに投資する際は香港を仲裁地として選んではならない。香港を選んでしまうと、インドで強制執行はできませんよ。もちろんガ

ゼットが今後増える可能性もありますし、最近オーストラリアが入ったりとかしていますので、この状況は刻々と変わる可能性があります。（注釈：2012年、中国、マカオ、香港は、インドの政府公報に掲載されることとなり、この点におけるシンガポールと香港の差異は解消されている。）政府広報ですので、簡単に入れたりできると思いますが、今のところはそういう状況ですので、この点は注意が必要になるのかな。先ほど言いましたとおり、透明性というのは非常に重要になってきて、いずれもコラ普ションのリスクというのは非常に低い国になっていますが、香港は先ほど申し上げました、独立した第三国性が最近弱まってきています。それは中国の一部になりましたので、法域的には分かれていますが、紛争というのは10年後起こるか、20年後起こるか、30年後起こるかわからないわけですよね。

その中で、香港が本当に30年後、今と同じ法域としての独立性を保っているのかどうか分からぬということで、特に長い契約をする場合には、香港は若干嫌われ始めているという傾向があります。これ、いずれも裁判所による4つ目のコラムですが、いずれにしても裁判所に限っては非常に少ない状況になっています。

次に、常設仲裁機関についてですが、ICCという世界的な仲裁機関、先ほどの話の中で、世界で2番目に多かった機関なんですけれども、その世界的な本部というのはパリにあるんですね。そのパリにあるICCが2009年ぐらいだったと思いますが、支部をアジアにつくろうと、ヘッドクオーターをつくろうと言い始めました。それにシンガポールと香港が俺のところに持ってこいということでものすごい誘致合戦を繰り広げまして、シンガポールが負けまして、そのアジアのヘッドクオーターは、ICCの事務局は香港にとられてしまいました。せめてということで、シンガポールにICCの窓口だけありますが、窓口だけですので、仲裁の申立てを受けたりとか、実際にケースのマネジングをしたりとかは、シンガ

ポールではしていません。窓口があつて、その人がちょっといろいろICCの細かい質問に答えたりするとか、そのような状況です。そのかわり、シンガポールにはSIACというものがあります。そこが私の元の職場になります。

あと意外と重要なのは、シンガポールの仲裁だからといってシンガポール法に準拠しているとは限らないわけですね。だから、場合によってはインド法であつたりとか、インドネシア法であつたりとか、中国法であつたりとかするわけですけれども、シンガポールは他民族国家だというのが非常にそういう点で優位に働いていて、それこそ私の職場の隣の人はインド人で、いつも携帯の着信音がマハラジャであるさいわけですよね。隣の人はマレーシア人で、例えば向かいの人は中華系のシンガポリアンで、要是嬉しくも悲しくも、あ、日本人が来たみたいのは全然ないわけですね。何か日本人來たらしいよみたいな感じで、もう歓迎会も何もない。それがもう当たり前になっちゃって、日本人という人が來たからといって、あの人何かあの國から來たらしいよ、じゃ、何か歓迎会やろうかというの余りないと、私が嫌われているだけなのかもしれないのですけれども、それぐらい国籍に対するこだわりというの全然なくていいんじゃないかという、そういう文化がありまして、そういうこともあって、他法域の法律の資格を持っている人が非常に増えています。かつ、これは私が日本からシンガポールに居を移した理由の一つでもあります、外国人に資格をどんどんどんどんオープンにしようとしている。もともとは外国法律事務所というのも建てられませんでしたが、外国法律事務所を建ててもいいですよと、外国人でも法律事務所を建てていいですよ。今年からシンガポール法試験が外国人にもオープンになりました。だから外国人の人でもいつでも受けてくださいよ。最終的には、恐らく裁判所に立ってもいいというふうに変えようとするのじゃないかと言われているぐらゐ外国人に対して法律をオープンにしている。

その心は何ですかという話を、シャモガモという法務省の関係の人としたときに、俺らシンガポール法を輸出するんだと。シンガポール法を輸出するためには資格をオープンにするのが一番いいと。シンガポール法資格を持っている人をどんどん増やして、それはシンガポール法弁護士の職域が狭められる発想じゃなくて、シンガポール法というものがどんどんいろんな人に使われるようになれば、シンガポール法自体のニーズが大きくなつてその分パイは増えるはずだから、俺らはオープンにするんだというふうに言つていて、これは随分日本と違う発想だなというふうに感じたのを覚えています。どっちが本当に正しいのかはよく分かりませんが、法律を外国人にして輸出することによって、それに基づく準拠法の契約を増やして、それによって弁護士の職域を広げるといった、そういう政策を彼らはとつていて、非常に印象的に思ったのを覚えています。

あと、シンガポールは香港との違いは、日本のアジア統括会社というのはシンガポールに置かれている、インドとか、場合によってはオセアニアまで、大体その全体を統括しています。例えばパナソニックとかだとアフリカまで見ていたりとか、あと清水建設だったらアメリカまで見ていたりもして、グローバルな統括会社がシンガポールにありますが、香港で余りアジア全体を見ているという会社は、シンガポールに比べたら若干少ないのだろうなと。どちらかと言うと、中国への入口というような形の会社が多いかなと。ですから、これを前提にシンガポールを仲裁地とした仲裁条項を入れるのか、香港を仲裁地とした条項を入れるのかというのは変わつてくるのかなと思っております。

この写真がシンガポール仲裁センターです。シンガポールに来た折にはぜひともここを訪れていただきたいと思います。場合によっては、私にメールをいただければ、ここの所長とも知り合いですので、簡単なツアーと面談みたいなのもできますので、簡単に気軽に会ってくれますので、ぜひ言っていただ

ければと思います。非常に国家の威信をかけて建てたもので、とてもきれいな建物です。これは2009年にオープンして、1階はインド料理とか日本料理と韓国料理とか、いろんな国の料理のレストランがそろっています。場所は、チャンギエアポートから、わずか21分の距離にあります。Aと書いてあるところがチャンギですが、そのチャンギに着きまして、そこからBのマクスウェル・チェンバーズまで、私の家は間ぐらにないので、家まで10分、家から10分という非常に利便性の高いところで、やる気になればゼロ泊3日とかいうのができてしまうような、そういう環境にあります。これはマクスウェル・チェンバーズのパートナーというふうに言われているところで、SIACだけではなく、さまざまなおところとパートナーシップ契約を結んでおります。

マクスウェル・チェンバーズの中身ですが、こんなコンフェレンスルームがあります。これもビジネスのコンフェレンスのための部屋と、この上の写真が、これがシンガポールのコートスタイル、裁判所のスタイルになっています。シンガポールのコートスタイルは、もう当事者が向き合わないよと、仲裁人のほうを見て、こっちの右のほうに証人台があると。片や、下のほうがいわゆる、日本もそういう形式ですけど、証人を囲むような形でやっている。こういうのがそれぞれ準備されていて、それはいろんな国の当事者が仲裁をするので、いろんな形の仲裁の部屋を準備しています。

次のページが調停形式の部屋でなかなかきれいな部屋ですけど、これを丸くしてうまく円満にまとめようみたいなこともやっています。あと下の小さい部屋みたいなものもあります。ちなみにこれはこんな料金でやっていますと。ちなみに最近は1シンガポールドル60円です。そんな状態ですね。

じゃ、ここら辺で一度休憩をとらせていただきます。

(休憩)

【質問の時間】

○質問者 仲裁のことじゃないのですけど、裁判所の比較のお話があったと思います。インドの法廷、出席フリーがあるという。私インドの裁判所を見たことがあるのでよく分かるのですが、ずっと待っているんですよね。建物の外にもいっぱい市民がいますが、その順番というのはもともと決まっているのでしょうか。そこは分かりますかね。

○栗田 すみません、恐らく決まっているのだと思いますが、インドの法廷の順番が決まっているかまでは分かりません。ただ、コモンローの国では何かシニオリティー (seniority) というのをすごく重視していて、シンガポールだと一応順番は決まっていても、シニアの弁護士を先に入れたりとか、そういうことはよくしていますね。

○質問者 分かりました。いやいや、日本のように最初に書いた人たちからいくのかなと。まだそんなにシステムティックになっていないとは思いますけれども。

○栗田 裁判所にもよるのかもしれませんですね。

○質問者 先ほどご説明いただいた裁判所での解決と仲裁での解決の比較の中で、ページでいうと15ページですけれども、裁判所のほうは判決が公開……これは国による違いはある、判決の公開がある可能性がありますよと。それに対して仲裁は非公開なので、そこが若干、敢えて言えばデメリットですかねというようなお話があったと思いますが、仲裁の場合に、例えば準拠法の裁判所が下した判決とかを先例として参考にするというようなことはないと。そうすると、結局、その判決が公開されていれば、先例があるから一定の予見可能性があるということを感じますが、その点について教えていただけますか。

○栗田 そうですね。すみません、判決と言ったのは、実は準拠法が例えば日本法で決まつていれば、日本法の判例がもちろん参考になりますが、実は仲裁の手続の中で仲裁の管轄を認めるか認めないかと

か、仲裁の手続を併合するかしないかとか、あと仲裁判断自体をどういうふうに組み立ててやっているのか。仲裁人がどういうふうにやったのかという部分とか、あと費用をどっちが負担するのかという、いろんな仲裁手続に何か固有の実態じゃない部分もかなり含まれてきていて、それが見えないと、要は訴訟手続法がわからない状態で裁判をしなきゃいけないので、なかなかちょっと勧めづらいことがあります。特に、この中で、例えば訴訟の弁護士の当事者費用ってどっちが負担になると思いますかと聞いたときに、大体こうなりますよと答えられる人ってほとんどいらっしゃらないと思いますが、そういう形で、要は仲裁だとそこがどういうふうに取り扱われているかというのが分かりづらい、見えにくい。例えばこっちの当事者の弁護士費用を相手に負担させるんだったら、させることが終局的に、最後にできるのであれば、ここは強気にいって、こっちの弁護士費用は気にせず払おうよという選択肢はとれるかもしれないんですけども、そこが分からなければ、どういうふうに和解すればいいのかというのも分かりづらいとか。あと、例えばAの当事者とBの当事者で契約をしていて、仲裁合意がありますと。その契約をCさんに譲渡したとしましょうと。そしたら仲裁合意というのがAさん、Bさんの間でしかないので、Cさんに譲渡した場合に仲裁合意があつたことになるんですかということについての結論が分かりにくいと。そうすると、仲裁を申し立てるべきかどうかということについての判断材料が少ないというようなところも含めてという意味ですね。

○質問者 どうもありがとうございました。

○質問者 仲裁になって、実際は和解になるケースはどれぐらいあるのでしょうか。

○栗田 そうですね。例えばSIACで私が働いていたときに仲裁判断までいくのは、正確な統計とったわけではないけれども、大体、二、三割ぐらいでした。間で和解になつたりとか、取り下げられたりとか、そういう手続が採られているとSICAの中では言わ

れていきました。

あと、緊急仲裁という新しい制度で、日本の仮処分に当たる手続がありまして、SIACでは今までに3件申し立てられたことありますが、その3件とも和解で終わっているんですね。

○質問者 和解で終わった場合に、その和解の長所というのがどういう使われ方をしているのかどうか、その場合の執行力というはあるんですかね。和解で。
○栗田 和解は原則両者が当事者で、SIACの場合ですけれども、両者それぞれ権限者がサインしてという形をつくっています。確かに強制執行力があるというふうに通常は考えていますが、その源泉が何法に基づくかというと、仲裁法に基づくのでしょうかけれども、確かにそこについて深く考察とか検討をしたことはないですね。

○質問者 だから、ちょっと心配じゃないかとかね。そしたら合意に従って判断してもらったほうがいいとか、そういうふうな運用とかはされているんですか。

○栗田 和解をしても強制執行力があるかどうかわからないから、特にそういうことはされていないですね。

ただ、その場合は少なくとも仲裁合意が、和解の調書みたいなのがあるわけですよね。それに基づいて裁判所でもし従わなかつたら訴えるということになるのと思いますが、それがあえて反故にされる可能性というのは確かにさほど気にせずに和解しています。

○質問者 確かにちょっと執行可能性が気になると思ったものだから。

○栗田 もっともですね。分かりました、ちょっと研究します。

【ICCとSIACの比較】

続きにまいりますが、SIACの新規の仲裁件数というのは2000年から増えてきて、最近では年間198件まで増えてきています。この数というのは、今年も、

2011年も同じぐらいの数だというふうに言われていますので、その数としてはかなりの増加を見せています。ほぼ10年で本当に3倍以上の伸びになっています。

これは、仲裁の当事者が誰なのかということの表でして、2009年のものですが、一番どんと出ているのは、インドになっています。インドが何でこんなに数が多いかというと、やはり先ほど言ったように、香港が使えないとか、あとインドの裁判制度自体がなかなか信頼できないので、仲裁を使わなければいけないという当事者の認識が強いということも反映しているんだろうなと思います。

これが2010年の当事者でして、日本企業は11件ということになっていますが、ここでもやはりインドとか、インドネシアとかというのが多いですね。シンガポールが107件という形で非常に多いですが、恐らくこれの中には親会社が日本とか、アメリカとかという会社の100%子会社のシンガポール法人同士の争いとかいうのも含まれているので、この107というのが本当にシンガポールの企業だけかというと、そうじゃないんじゃないかなとは言われています。

これは事件の分類です。この分類とはちょっと別なのですが、最近はエネルギー紛争というのが非常に増えておりまして、エネルギー、ガス、オイル、また建設のプラントでもエネルギー関係の建設のプラントとか、そういうものがかなりの割合を占めている。特にコマーシャルという中にエネルギー関係のロジスティクス、運送とか輸送とかに関するものとかというので、これとは違う観点で、energy dispute lawyer（エナジー・デスピュート・ロイヤー）みたいなのが出てきたりするぐらいこのエネルギー紛争というのが増えてきていると言われています。じゃ、仮にシンガポールを、仲裁合意をする仲裁地として決めたと考えましょうと。

そのときに、じゃ、SIACを選べばいいのですか、ICCを選べばいいのですか、それってどう選べばいいのですか、どう違うのですかという質問をされる

ことが非常に多いので、これらにどういう違いがあるのかということについてご説明します。

日本にいたときに、私、ICCの仲裁っていうのをよくやっていましたが、それとSIACで勤務した経験をもとに一番違う点はどこなのかというふうに考えたところ、下から1, 2, 3, 4, 5ですね。この審査内容ですね。ここが一番違うんじゃないかなと私は考えています。SIACは、私がケース・マネジング・オフィサーとしてマネジングしたときに、その書記官としてセクレタリーとして勤務していましたが、そのときの私の仕事の中に仲裁判断のチェックも含まれていました。これは何を意味するかというと、書記官がチェックしているということです。つまり、その内容は書記官が一応チェックしているとは言いながらも、形式的な訂正の判断とか、数字が違いますよとか、ここはちゃんと論点が入っているんですかとか、そういう形式的なこと以上のチェックは、難しかったです。

他方、ICCというのはICC仲裁裁判所というのがあります。そこにもう何十人と仲裁判断のチェックだけの専門の人を雇っています。いろいろICCの仲裁の人聞いたのですが、そういったチェック専門の人たちに細かく付箋をつけられて、実体判断にものすごくチェックを入れられると言っておりました。要するにSIACもICCも、それぞれ審査をやっていますよといいながらも、その審査のレベルが違う。そもそも書記官と一緒にやっているというのでも違いますし、かつ実際の内容も違うと。あと条文とかでも、形式の判断についてのみ仲裁判断をチェックすると書かれているので、要は常設仲裁機関を選んだとしても、SIACかICCかで実際のどれくらいこの審査、スクートリーというんですけれども、するのかというのは全然違うということですね。じゃ、ICCのほうがいいんじゃないと言われますが、その分コストに全部返ってきますということで、これがコストの比較表になっています。結局、仲裁をやろうと思ったら、私は低い金額では仲裁はお勧めしてい

ません。というのは、相手方に将来請求できるからといって弁護士費用と仲裁人費用で持っていくからしまって、企業としてはこの仲裁判断をもらったとしても、それ以上の弁護士費用とか、仲裁人費用を取られてしまったら全く意味がないので、ここが非常にネックになってきています。この表は、右が総額で、縦軸が仲裁人費用ということで、総額が上がれば上がるほど、仲裁人費用が高くなっているということです。SIACというのは真ん中の青い線で、ICCはマックスとミニマムを決めていますと、SIACはミニマムがなくてマックスだけということで、上のマックスだけを比べると、大体SIACは8割ぐらいになっています。かつ私はICCの費用の実務は分かりませんが、SIACはどんなことがあってもマックス請求するというのは例外的な場合に限られていました。したがって、大体最後の仲裁判断までいったとしても8割ぐらい。この青い線のさらに8掛けぐらいしか費用は請求していませんでした。本当に複雑でめちゃくちゃ時間がかかった、ああ、疲れたというときに仲裁人が何かいろいろメールが送られてきて、これがとても大変でした。何とかしてくれないかというメールがぐりぐり送られてきて、仲裁人、書記官で確かに結構大変だったよねというふうに言って、このマックスまでやったという事例はありますが、原則は8割ですので、費用としてはかなり軽い形になっています。

ちなみに、その次の次のページは管理事務費用ですね。単なる仲裁人の費用じゃなくて、これは仲裁機関に払われる費用で、これを見るとかなりSIACのほうが安い、半分ですかね。これもマックスまでいつても8割ぐらいしか請求していませんでした。したがって、軽い手続になっています。

さらにスピードにもそれは反映してきます。そのスピードの一つとしてこの表の中の上から1, 2, 3, 4, 5, 6番目にMOIまたはTORと書いてあります。これは何ですかというと、これはmemorandum of issues(メモランダム・オブ・イシュー)

ズ) またはterms of reference 1 (タームズ・オブ・レファレンス) といいます。それは何ですかというと、日本の裁判手続に置き直して説明すると、争点事項書みたいな形で、要は論点表ですね。日本の裁判でも最近やられていると思いますが、両当事者にそれぞれ裁判所がこの争点はここですよねというのを書面で出して、それぞれにある程度同意をとった上で進めていくということは、日本の裁判実務でやられていると思いますが、このmemorandum of issuesはそれに当たります。ICCはこれを義務だと言っています。これに対してSIACは義務ではないと言っています。SIACでも、もともと義務だったのですが、2010年の規則改正でこれをなくしました。SIACの人々に、どうしてなくしたのかと聞くと、これがすごく時間がかかっていたと。要は争点を絶対それぞれ同意して、最後に署名をしなきゃいけないのですが、それぞれ署名をするまでに、いや、この論点がある、この論点がある、この論点があるというので、結構、軽く二、三ヶ月以上かかることもあったそうです。それで、これはもう場合によってはなくしてもいいんじゃないいかということで義務化をなくしたそうです。

また、簡易手続ですね。5ミリオンシンガポールドル、3億円ぐらいですが、3億円ぐらいまで簡易手続というのがあります。下から3番目のコラムになりますが、それに対してICCはないんですね。それは何を意味するかというと、3億円以下の案件であれば、6ヶ月以内に仲裁判断を書かなきゃいけないという手続があります。だから、これは3億円の案件であれば、ICCが非常に優秀な仲裁人を選んで、かつこの簡易手続になれた仲裁人を選んで半年以内にこれを終わらせようと、ものすごい監督をします。日程をちゃんとやれよ、ちゃんとやれよと言い続けて、6ヶ月以内にできるだけ終わらせます。正直言いますと、延長する場合もありますが、何とか終わらせるように手続をすると。この3億円というのはかなり高いバーでして、それ以下の案件であれば、

この6ヶ月という原則基準が適用されますので、かなりこれを使う案件が増えてきています。ですので、実際に仲裁条項を起案する際にICCとSIACとで迷ったとした場合は、細かい手続の違いはいろいろありますが、大ざっぱに言いますと、重くて、若干遅くて高いICCに対して、速くて、安くて、ただ、若干軽いSIACということになります。

そうすると、我々がラジャ・タン法律事務所として、日本企業なり、どこの企業でもいいですが、どちらを選ぶのかと聞かれた場合は、あなたのこの投資があなたの会社を傾けるほど大きなものかというところをベースにアドバイスをしておりまして、もしこれが本当に会社を傾かせて、何があっても仲裁判断を間違えてほしくない、かつ仲裁の判断について常設仲裁裁判所にピシピシちゃんとチェックしてほしいと、彼ら遅くても、高くでも構わんというような巨額の投資案件の場合は、ICCを使ったほうがいいんじゃないかなと思います。

片や、比較的早くかつ安く迅速に解決してほしいという要請が強い場合は、シンガポールの中ではSIACを選んだほうがいいんじゃないですかというようなアドバイスを一般的にはしています。またリクエイジションダメージが発生するような案件の場合、建設会社とかだと大体そのLD条項というのは書かれていて、遅延するごとにどんどんどんどん損害金額が大きくなっていくという事情があって、とにかく早く解決してもらわないと困るということがある場合は、SIACを選んで、できるだけ早く解決してもらうというような手続をとるようにアドバイスをしております。これがざっくりとしたSIACとICCとの違いになってくるのかなと。ですので、シンガポールを選ぶのか香港を選ぶのか、もしくはSIACを選ぶのか、ICCを選ぶのかという中で、そういうことを一つの参考にしていただければ非常に幸いです。

【仲裁地選定の重要性】

あと、よく聞かれるポイントと、仲裁について皆さんのが余り理解されていないポイントについてですが、いろんな方からよく聞かれる質問として、仲裁地を第三国にする意味ってなんですかというのがあります。日本の企業がインドに投資する場合に何でシンガポールとか……もちろん、日本仲裁に合意できればいいんですが、日本仲裁に合意できなくて、じゃ、第三国、香港かシンガポールか、どこでもいいんですが、ニュージーランドとかいうのを選ばなきやいけないと。でも、仮にそこを選んだとしても、現地の裁判所で結局、仲裁判断がなされたとした場合に現地の裁判所で行政執行しなきやいけないんですねと。じゃ、結局、そこの現地の裁判所マターになっちゃうから、わざわざ第三国でやる必要性つてないんじゃないですかというふうに聞かれる方が多いのですが、ここは皆さん、お分かりになりますでしょうか。

要は仮にシンガポールで仲裁判断があったとしても、先ほど先生がご心配されていたように、仲裁判断は単なる紙切れなので、それを執行しようと思ったら、インドとかインドネシアの実際の資産のあるところへ持っていくといけないわけですよね。だったら、結局、意味ないじゃないですかという質問が非常に多いのです。実は、ここが第三国にする意味の重要性でございまして、そういう場合に、まず前提となる知識の理解として、仲裁手続について、仲裁地の裁判所は介入することができるということをご理解いただければと思います。

我々がもし被告側についていて、例えば日本の企業がインドの企業とインドで仲裁したとしましょう。インドを仲裁地としたとしましょう。我々が相手方についていて、もう何がなんでも嫌がらせをしてくださいと言われた場合に何をするかということですが、まず、この案件はうちら負けるから、何でもいいから嫌がらせをしてくださいと言われた場合に何をするか。

まず、仲裁人が選ばれましたという段階で、この仲裁人は公平ではないと言って、仲裁人のチャレンジ、つまり忌避をしますが、チャレンジがけられたとしても、その決定に対して無効確認裁判をインドで起こします。さらに仲裁合意自体が存在しなかつたということをもとに、インドの裁判所に対して仲裁の停止を求める裁判を起こします。かつ、いやいや、管轄がありますよというふうになったとしても、その管轄の有無に関して仲裁人の決定に対する無効確認訴訟をインドの裁判所に起こしたりとかします。さらにきわめつけは、仲裁判断が仮に出たとしても、その仲裁判断の取り消し裁判、*setting aside*の訴訟をインドの裁判所に起こすという嫌がらせができます。これは何を意味するかというと、先ほど言ったインドの悠久の時に巻き込みます。寝わざに持ち込んで和解をさせるような、こういう嫌がらせをするかもしれません。これはインドを仲裁地に選んでしまった場合の大きなリスクになります。つまり、せっかくインドの裁判所を避けるべく仲裁を選んだにもかかわらず、嫌がらせによってインドの裁判所の手続に巻き込まれてしまうということになります。

他方、インドではない第三国を仲裁地に選んだ場合どうなるかというと、インドの裁判所に対しては、こういうことはできません。つまり仲裁地、*seat of arbitration*（シート・オブ・アビトリエーション）といいますが、この仲裁地の場所の裁判所しかこういう手続をできないわけです。ですから、シンガポールを仲裁地に選んでいた場合に我々が嫌がらせでこれをやろうとしても、仲裁地のあるシンガポールの裁判所は非常に効率性がよくて、かつ仲裁を非常にプロモートしている裁判所なので、見向きもしてくれません。仲裁地をシンガポールにしていた場合でも、これらの手続は採ろうと思ったら採れますけれども、費用倒れに終わる可能性が高い、寝わざに持ち込めない。つまり、日本の投資家としては、インドとかインドネシアに投資する場合に、まずは日本。日本がだめだったとしても、必ず第三国を仲裁地に

選んで、かつその第三国を選ぶ際に、裁判所からの介入の少ない国、もしくは裁判所のシステムが有効に機能している国を選ぶことによって、その国の裁判所からの介入をできるだけ低い状況にしておく必要があるのかなと。これは一種のポイズンピルみたいなもので、投資をする段階であれば仲がいいので何でもできますから、特にふだん契約とかを担当されている契約担当者の方は必ずそれを意識していただきたい。仲裁地を守ることが非常に重要だということです。これは意識していただければなと思います。仲裁に介入されずに進めることさえできれば、先ほど先生のご質問があったように、その間に和解することができます。つまり仲裁自体に介入されなければ、その仲裁手続の中で和解をしたりとか話し合いをすると。片や管轄がないとか、いろいろ裁判所に巻き込まれてしまうと、いろいろ問題が起こることがあるので、第三国を選定しておく意味はここにあるのかなと。

あともう一つ、これはあくまでも理論上の話で、いろんな学説の方がいらっしゃいますので、これが必ずしも100%正しい理論だとは私も思っていませんが、理論上、仲裁地において仲裁判断の取り消し、*setting aside*をされてしまうと、原則として全世界的にその仲裁判断が通用しない可能性があります。つまり、日本の投資家がインドに投資した場合で、インドを仲裁地としていた場合に、インドの裁判所が取り消しや*setting aside*やと言って、それが認められてしまった場合には、その仲裁判断は全世界的な効力を失うと言われる可能性が高い。

片や、仮に日本の投資家がインドに投資する場合で、シンガポールを仲裁地に選んでいた場合ですが、インドの裁判所がそれを取り消しするぞという権利は、まず、そもそも原則としてないですし、仮にインドの裁判所が、外国仲裁判断であるにもかかわらず取り消しを認めてしまったとしても、仲裁地の裁判所ではないので全世界的な効力を失う可能性は必ずしも高くない。つまり、インドで執行できなかつ

たとしても、その財産がインドネシアにあればインドネシアで執行できます、中国で執行できますということです。

ですから、英語でいうと、*seat of arbitration*をいかに守るかというのが、契約を起案する、仲裁条項を起案する方にとって非常に重要なんだということをご理解いただければなと思います。

そうすると、仮に仲裁地をシンガポールにした場合、インド、インドネシアで執行できるかどうかということになってきますが、ニューヨーク条約加盟国であれば、原則としてそこに書いてある国同士であれば強制執行ができるというのが実務です。ただ、ニューヨーク条約加盟国であっても、必ずしも外国仲裁をそのまま強制執行できるというわけではなくて、例えば国の公序良俗反する場合など、さまざまな理由で現地の裁判所により強制執行が排除される可能性があります。これは私が今委託を受けて調査をしている事項ではありますが、その中で気をつけたほうがいいと思われる国が幾つかありますので、必ず投資をする前に各国の仲裁判断の執行状況を確認した上で、実際の仲裁合意などを検討する必要があります。

この表が概要をまとめた表ですが、例えばインドについて申しますと、先ほども言ったように、第三国の仲裁を選んでも、インドの場合は強制執行についてさまざまな課題があります。これは先ほど言つたような香港とかじやだめですよという点ですが、さらにインドの場合、おそらくインドの裁判官が十分に仲裁というのを理解していないためだと思われますが、若干トリッキーな判決が出ています。それが、ブヒンダという裁判判決になっています。ブヒンダというのはインド最高裁の判決なんですが、インド人に聞くと、すべてはブヒンダから始まったとよく言われます。このブヒンダインターナショナルという案件では、外国の仲裁地、つまりインド以外の国を仲裁地として設定したにもかかわらず、インドの仲裁法第1章が適用されるというふうな判断が

なされました。その後に、ベンチャーグローバルという案件のインド最高裁判決において、外国の仲裁判断であるにもかかわらず、インドの仲裁法第1章が適用されて取消しができるという判断をしました。そういうつた、ある意味で特異な判例が、ブヒンダとベンチャーグローバルです。つまり、わざわざシンガポール法仲裁を選んだのに、インドの裁判官が十分に仲裁法を理解していなかったためか、国益を守るためにわざとやったのかは我々には分かりませんが、外国仲裁判断であるにもかかわらず、インドの仲裁法が適用されると解したもので、世界的に見るとかなり稀な例と言えます。

ただ、その後いろいろ皆さんが調査したところ、だんだん状況はよくなってきてはいるようです。ここに挙がっている判例というのは、幾つか調べたのですが、最近2011年ぐらいになると、インド仲裁法パート1第1章の適用はかなり不適用、不適用、不適用と書いてありますて、かなりよくなってきているというのが現状です。

ちょっとこれは我々の分析ですけども、適用とされている赤いところがありまして、そこに仲裁地がNAと書いてあります。仲裁地が書いてなかった場合にインド仲裁法が適用されると言われていますので、仲裁地をきちんと決めておくというのがインドの答申においては必須の条項となってきてていると考えています。その強制執行の状況を踏まえて、どういう仲裁合意を結んでおけばいいのかということについて、今一般的にこれが一番いいだろうという条項がこれになります。

まず、「any disputer, rising out of」などと書いてありますが、これはSIACのモデル仲裁条項になります。「number of arbitrators shall be」1人か2人、languageはEnglish、その後です。「part is agreed exclude for the avoidance of any doubt the applicability of the prohibition of part one of the」、括弧をちょっと飛ばしまして、「of the Indian arbitration and commercial act1996」。要は、疑義を排すために「適用されない」

というのをきちんと書いておくことによって、インド第1章が適用されるという、ある意味ちょっと国際標準から離れた判断をされるリスクを極限的に減らすことが何よりも重要です。ここに括弧で先ほど飛ばした点ですね。「save and except section 9 and section 27 of」と書いてあります。セクション9というのは、裁判所が証拠の収集を援助できるというような内容の条項、セクション27というのは、簡単な証拠収集の仮処分ができるというような内容の条項として、その部分はインドの仲裁法を適用できるよう残しておく方がいいんじゃないかというような提言です。これは比較的国際的な標準として徐々に使われてきている条項ですので、インドに投資をする際には、投資の契約の最後にこれに類した条項をできるだけ入れていくことによって、インドで強制執行できませんというような状態を減らすようご留意いただければと思います。

次、インドネシアですが、インドネシアは先ほど申しましたとおり、1997年ぐらいの通貨危機の時代にかなり強制執行が拒否されました。そのときにかなりインドネシアのイメージは傷つきましたが、1999年以降に仲裁法を変えまして、それ以降、強制執行が認められた例がかなり挙がっております。我々は2009年までの資料しか入手できませんでしたが、それはたまたま大統領と非常に親しい弁護士の方から情報をいただくことができたからです。報告書で報告させていただいておりますが、2009年末ぐらいの段階までで10件登録されたうちの2件しか否定されていないという資料が出ております。これもまた報告書で後ほどご報告できればと思います。

インドネシアの場合も、同じような外国仲裁判断であるにもかかわらず、インドネシアの裁判所が取消しを認めてしまうという例があります。この取り消しというのは、インドネシアの場合はsetting asideじゃなくて、annulment（アニュルメント）という言葉が一般的には翻訳として使われています。これは、アメリカの企業がインドネシアの政府系の企業と地

熱発電——インドネシアらしいんですけども——をした場合、投資に関する契約を締結しまして、インドネシア以外の外国を仲裁地とした仲裁合意を結んで、紛争が発生したのでアメリカ企業がジュネーブでインドネシアの企業に対して仲裁を申し立てて勝ちました。ジュネーブを仲裁地とする仲裁判断をゲットしました。ところが、インドネシアの政府系企業はジュネーブのこの仲裁判断に従いませんでした。じゃ、強制執行してやるわいということで、アメリカ系の企業がインドネシアの政府系企業に対して国内財産の執行をするために強制執行を申し立てました。普通は申し立てが認められるはずですが、インドネシアの裁判所は突然、この外国仲裁判断は取り消だと言って、しかも強制執行を行った場合は制裁を科すという恐るべき判決を下したという例があります。これは1997年の本当に通貨危機直後の案件で、これで一気にインドネシアの評判が悪くなりました。現在、この判例はかなり批判を浴びています、似たようなことが今後起こるかどうかというと、可能性はそれほど高くないんじゃないかという人もいます。

次に、ベトナムですが、我々はベトナムの仲裁判断の強制執行の状況についてもチェックしていましたが、非常に苦労しました。だれに聞いてもわからないと。それは何でかというと、裁判例が公開されていない。先ほどもちょっといろいろ話していましたが、裁判例は当事者に公開しているもだから、それで公開していることになるだろうみたいなメンタリティーがまだあるようで、それって公開じゃないんじゃないですかという話をしていたんですが、なかなか裁判例が見つからなくて大変苦労しました。その中で幾つか強制執行に成功した事例、強制執行に失敗した事例を仲裁の専門の方づてに得ることができましたので、そちらの状況についても、また法務省の報告書において別途報告させていただければと思います。

次に、マレーシアですが、我々は、マレーシアで

は、garnishment（ガーニッシュメント）、銀行差押えとか、財産執行とかを日々問題なく滞りなく行っておりますので、マレーシアは強制執行で心配する必要は特ないですね。ちなみにマレーシアはイスラムファイナンス・アビトリレーションを一生懸命今プロモーションしています。これは写真です。

次に、ミャンマーですが、現在ジュネーブ条約に基づく執行の事例を求めております。皆さんもしもご経験があれば教えてください。あと政府系の企業と投資の契約をされる方も今後いらっしゃると思いますが、その場合に分かっておいていただきたい戦術というのがこの投資協定仲裁です。

投資協定仲裁って何ですかということですが、先ほど言ったように、ここの表の図にありますように、投資元はニューヨーク条約に基づいて強制執行をしようとしていますが、投資先はさっき言ったような強制執行を拒否したりとか、いろんな無効化することをやってきます。それに対する対抗手段としてこの投資協定仲裁を位置づけて戦略的にアドバイスする事例が徐々に増えています。

投資協定仲裁というのは、例えば分かりやすい例が、Aという企業がここに外国政府から天然資源の許可を得てものすごい金額のプラントを建設していくのにもかかわらず、突然その開発許可を政府が取り消しましたというような、政府の行為に基づいて紛争が発生した場合に行く仲裁です。この判断に従わなかった場合、ニューヨーク条約によって、その国家の資産が差し押さえられたり、世界銀行による融資が停止する可能性があります。この投資協定仲裁を使うことによって巨額の損失を免れた企業が野村証券です。サルカ事件といいまして——ちなみに投資協定仲裁の仲裁は、仲裁であるにもかかわらず、公開されますのでこの情報は一般で手に入ります——日本の親会社の野村証券がチェコ政府に投資をして銀行業務を行っておりました。ところが、その銀行業務を行っているときに、突然、チェコ政府が、ほかの国営企業に対しては取消しをしないにも

かかわらず、野村証券だけ銀行業務をやっちゃいけないというような政府の許可取消しを行いました。それで普通の仲裁に持っていくと、一個人、一企業対国家の争いになってしまふので、恐らくこれは厳しいということでその道をやめまして、野村証券は投資協定仲裁というのを選びました。

ただ、国同士の間で条約がないとこの投資協定仲裁というのは使えないのですが、日本とチェコ政府の間では、これがありませんでした。このとき、たまたま野村証券はオランダの100%子会社を通じてチェコ政府に投資をしていました。よって、オランダとチェコ政府の間の条約を使って投資協定仲裁に持ち込んで、野村は勝つて、事なきを得たかどうかはちょっと別ですけれども、問題を解決したという事例があります。

こういうふうに、国家とプロジェクトをやる際は、日本との間に、もしくは投資する国との間に投資協定仲裁があるかどうかを意識した上で、投資ビーグルをつくって投資するというのも一つの今後の選択肢になってくるのかなと思います。

我々が代理した案件で、シンガポール系企業を代理していた際に、その企業がインドネシア政府系の企業に投資をしまして、インドネシア政府系の企業はインドネシア裁判所に裁判を提起しました。それに対して、インドネシア裁判所が極めて不合理な内容の判決を行つて、インドネシアの政府系企業に対する勝訴判決が出されました。これはどう見てもおかしいだろうというふうな内容だったので、その後、我々は激しく交渉をして、この政府系の企業を勝たせた不合理な内容の判決は、これは裁判所である以上一種の政府の行為だと。したがつて、我々は投資協定仲裁に行くことも辞さない。これには異論面もいろいろあると思いますが、そういうことを軸にして交渉しまして、自画自賛ではあります、勝訴的和解をしたという案件もありました。特にシンガポールとかだと、アセアンの投資協定仲裁を利用した投資スキームというのも一考に値するのかなと考

えています。

最後になります。もう時間が迫つてるので、最後に、投資協定合意の仲裁条項の起案の仕方についてです。まず、すごく基礎的なことですが、「all disputer arising under」というように「under」を使つてしまふと、そのもととなる契約自体が無効になってしまった場合は、この仲裁が使えないというふうに解されるリスクがあるので、「out of」とか「relating to」といった幅広い文言を使うと良いと思います。それにプラスで、アービトレーターの数とかEnglishとか、プラス、governing law（ガバニング・ロー）、要は、準拠法は日本というのを使うと。ここで必ず契約の起案担当者の方にお願いしたいのが仲裁地、先ほど言った仲裁地ですね。上に書いてあるシンガポールというのと準拠法というのは、必ず分けて考えていただきたいということです。

ですから、シンガポールでやられている、シンガポールを仲裁地とした仲裁であったとしても、準拠法を日本というふうに書いても全く問題ない。我々がやっている案件の半分ぐらいはシンガポール仲裁ですけれども、インドを準拠法とした仲裁であつたりとか、インドネシアを準拠法とした仲裁であつたりとかします。じゃ、その場合、どうやって判断しているのですかということですけれども、それはインド法に精通した仲裁人アービトレーターを選ぶとか、その法律の意見書をそれぞれの当事者が出し合う。アービトレーターが仮にシンガポール人であつたとしても、日本法の意見書をそれぞれ出し合つて、それに基づいて準拠してその仲裁人が判断を下していくということですので、シンガポールを仲裁地にしたからといってシンガポール法にしなければいけないという理屈は全くありません。日本法を準拠法にしたほうが債権管理上いいとか、自分が慣れ親しんでいるのでいいということであれば、それは必ず分けて交渉していただきたいということです。

先ほど言ったように、仲裁地を守るということが何よりも重要です。

それでは、例えば日本の企業がインドの企業と交渉していたとしましょう。向こうが幾ら言っても譲ってこないと、まずは日本法で日本の仲裁地でやっていたとしても向こうが納得してくれないと。分かった、分かった、じゃあ、第三国シンガポールでいいよと、シンガポールを仲裁地としてもいいよと。それでも向こうが政府系の企業とかで納得してこないといった場合には、もう一段階として使っていただきたいのは、分かった、分かった、じゃあ、仲裁地はシンガポールのままにしてもらうよ。ただ、ヒアリングの場所はインドでもいいよというような交渉を是非していただきたいと思います。ヒアリングの場所というのは何か、それは、seatではなくてvenue（ヴェニュー）というのですが、venue of arbitration（ヴェニュー・オブ・アービトレーション）はインドでもいいよというようなことで、仲裁地さえ守っていれば、さっき言ったようなローカルな裁判所に司法介入される可能性はございません。ですから、インドに投資をする際にシンガポールを仲裁地として守ってさえいれば、ヒアリングの場所は確かに証人がインドにいることが多いよね、ビジネスもインドでしているよねということがあれば、分かった、じゃ、そこは妥協してあげるよと。そのかわり仲裁地はシンガポールでキープさせてもらうよというような交渉を必ずしていただきたい、それぐらい第三国の仲裁地を守るのは重要だということです。そのかわりヴェニュー、つまりヒアリングの場所は妥協しても構わない。それはヒアリングというのも実際に会議、要は証人尋問が行われる場所にしかすぎませんから、そこに行かなきゃいけなという手間はかかりますけれども、法的な効力はないわけです。ですから、契約の交渉の担当者もしくは契約をチェックされる法務部の方はすぐに仲裁地を相手方に譲ってしまうのではなくて、必ず第三国に持っていく。その前にヒアリングの場所を妥協するとか、そういうようなテクニックを使っていただいて、万が一の紛争を防ぐような形で交渉を進めていただけ

ればなと思っております。

すみません、ちょっと時間がオーバーになりましたが、以上の私の講義になります。長い時間本当にありがとうございました。(拍手)

【質問の時間】

○司会 ありがとうございました。ちょっと時間はオーバーしていますけれども、せっかくですので、質問がございましたら、お願いいたします。

○質問者 すみません、非常に有意義なお話ありがとうございました。2つだけちょっとお伺いしたいんですけども、先ほどこのスライドの番号でいいますと、84番ですか。先ほどのインドの裁判所が仲裁判断を取り消したという78番のお話に引き続いで、84番ではインドネシアの裁判所が仲裁判断を取り消したという話がありましたが、その取消しの理由というか、原因について、ちょっとお伺いしたいと思います。つまり、手続的な問題が理由だったのか、それともある程度実体的な理由があったのかというのが第1点です。

それから、第2点は準拠法の選択について、例えば日本法を含めて、いわゆる大陸法と、それから例えばインドとかシンガポールの英米法系と、そういう法系の違いで何か有利・不利あるいは交渉上何か問題があるかどうか。例えば日本法にしようとしているんだけれども、この点が問題になってなかなか合意に至らないというようなことがあるかどうかということをお伺いできればと思います。

というのが、実はご承知のように、民法改正の一つの理由として、日本法が例えば仲裁合意に準拠法によりなりやすくなるようにということも言われていますので、若干、そういう背景も踏まえて伺えればと思います。よろしく。

○栗田 このカラスボタスの案件については、現在、報告書を上げさせていただいておりますので、そこで詳細なところはご報告させていただければと思うんですけども、この場合は、例えば公序良俗に反

するとか、かなりさまざまな理由で否定されております。これのほかにもう一つ似たような案件がありまして、その場合も公序良俗というのが使われてです。

日本法を準拠法として我々も、まず最初に進めてくださいというふうに言っているところですけれども、なかなか経験が深い人であればあるほど、最初に日本法を出すのはむしろ恥ずかしいというふうにおっしゃる方が結構多いんですね。国際標準から日本法というのは確かに離れているので、インドとの取引のときに日本法だということは、逆に日本の法務の担当者であっても、ちょっと恥ずかしいというふうなことを言わされている方に、私は数名か、何名か会ったことがあります。やはりまだ日本の法律というのがインドとかからしてみると、まだまだある意味、ちょっと遠くの国の、マイナーな国の法律というふうに思われているということがあるのは事実だと思います。

そういうこともあって、今、法整備支援とかをすることによって日本の法というのを輸出していく。先ほどシンガポールの話もしましたけれども、そういう輸出を日本の法に類した国が多くなるほど、そういう知名度が上がっていって交渉はしやすくなるんじゃないかなと期待しています。

それとあと、実はディスカバリーのシステムがあるかないかというのは、非常にここになることがあって、若干、これ手続法なので、ディスカバリーがあるかどうかというのは、本当は準拠法とはそんなに深くリンクはしていないはずなのですが、例えば交渉で日本法が準拠をするとシビルローであって、重いようなそういうディスカバリーの話というのはないですよとか、同じコモンローの世界ですよね。コモンローの国というのは東南アジアでいうと、すみません、シビルローの国というのは東南アジアの国でいうと、例えば日本とか、タイとか、インドネシアとかですね。あとは若干共産主義の話が入ってきていますけれども、ベトナムとかラオスとかです

ね。何かカンボジアの弁護士聞くとカンボジアは両方のハイブリッドだというふうに、両方とも要素が含まれていると言っている弁護士もいますが、比較的日本法と同じ法体系に属する国もありますので、特にそういう国に投資したり、仲裁条項を結ぶときは、できるだけ、まずは日本法で交渉してくださいというふうに企業の法務部の方にはお願いしていますし、我々もそれを勧めるようにはしています。

○質問者 1点だけ。ユニドロワというのは使われた例というのは、どれぐらいありますか。つまり国際商事原則のことです。

○栗田 余り私の経験ではないですね。それは準拠法としてですか。

○質問者 いいえ。大学の交渉コンペティションとかが有りまして、それは一応その中に仲裁の分があって、うちの学生はアンシュトラル法と国際準拠法はユニドロワを使って大学対抗戦をやっているんですが、ユニドロワというのは実際には使ってないということなんですか。

○栗田 申し訳ありません。仲裁裁判所にいるときに何百件も仲裁の判断を見ましたけれども、見たことがありません。

○質問者 ああ、そうですか、分かりました。

○司会 本来、もうちょっと時間ががあればもっとご質問を受けつけられたと思います。申し訳ございません。ちょっと時間がオーバーしておりますので、このあたりでご勘弁いただければと思います。

アナウンスがちょっと何点かございます。先ほど栗田先生のほうからも「委託を受けている調査」というふうな話が出ましたけれども、これは、実は私たち法務省のほうが、栗田弁護士に、まさに今日のテーマ、国際仲裁証人執行について各アジア各国がどういう判断をしているのかということについて調査をお願いしたものです。この結果につきましては、ウェブサイトにアップをする予定ですが、担当者からもう少し詳しく説明してもらいます。

○ICD國井 國際協力部の國井と申します。

栗田先生から詳細な調査報告、調査研究に関する報告書をいただいております。それにつきましては、本年5月末ころに、国際協力部のウェブサイトにアップする予定でおります。

なかなか所在が見つけづらいので簡単に説明しますと、法務省のホームページを見ていただいて、右下のところに法務省の国際協力というところがありますので、そこからジャンプしていただくと、法整備支援というのがありますので、またそこからジャンプしていただくとICD国際協力部のホームページに飛びます。そのお知らせ欄のところに掲載しておりますので、そこを御覧ください。栗田先生の報告書を含め、他の先生方からもいただく報告書と一緒にアップする予定です。

以上です。

○ICD松川 行ったり来たりで申しねけありませんが、今日お配りしている私たちの部のパンフレットです。これの署名のようなところにも私たちの部のウェブサイトのURLが載っております。ここにアクセスしていただきますとお知らせ欄に5月末ごろを目標にアップいたしますので、それをご参照いただければと。そのほかにも、今日話題に出ましたそもそもの本国内の執行ということでインドネシアということに焦点を当てまして、インドネシアの国内の執行や保全がどうなっているかということについても調査を弁護士の方にお願いしております。あと、今日来ていただいている島田先生にはインドネシアの判決のことなどに関する調査を委託しております。そういう結果もあわせてアップいたしますので、ご参考いただければと思います。

私どもは、来年度である平成24年度も、こういった調査を行いまして、これをウェブサイトにアップする形で皆様に還元するとともに、私たちの本来業務である法整備支援の中でも活かしていきたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。

本日はご多忙の中、どうもありがとうございました

た。

(終了)

～国際研究～

広がりを見せる法整備支援

国際協力部教官

松川充康

認知度に大きな変化

法務総合研究所国際協力部が2001年4月1日に設置されて以来、11年が経過しました。その3年後の2004年4月から、当部には裁判所から出向してきている教官がいますが、その当時の話を聞くと、「一部の人を除き、国際協力部のことはもちろん、法整備支援を知っている人なんて、ほとんどいなかった。」と言います。それが今や、法整備支援の認知度は格段に上がり、そこに関わる、あるいは、関わろうとする人の層も広がりを見せています¹。

たとえば、司法修習生やロースクール生と話す機会があれば、法整備支援を知っているか、聞いてみてください。程度の差こそあれ、何かしら聞いたことがあるという人が過半数だと思います。これは2004年当時には考えられないことです。

また、2010年4月から、カンボジア現地には裁判官出身の長期専門家が派遣されていますが、こういった話をしたときの反応が、世代によって違うというのも興味深いところです。およそそのイメージですが、10年目以上の法律家だと、「そんなところに派遣されるなんて氣の毒に。」という反応が多く、年次が上の方であるほどその傾向は増します。一方、10年未満の法律家、特に5年未満の法律家だと、「とてもやりがいがありそうだ。自分も行ってみたい。」という反応が、想像以上に多いのです。

JICAが長期専門家（法整備支援分野）の能力開発

コースを設けると、これまた定員を超える応募があり、締め切る状態です。法務総合研究所国際協力部と大学が連携した法整備支援のサマースクール（3日間）やシンポジウムには、各地から100名もの若者が自費で集まっています。そして、日本弁護士連合会が外務省・法務省と共に国際分野（法整備支援を含む）に関する有料セミナーを開催すると、弁護士・法科大学院生・大学生から定員を超える応募がありますが、これらは2004年当時には考えられなかったことです。

マスコミの報道の仕方を見ても、法整備支援に関心を向け、応援するという姿勢を感じます。NHKの解説委員が、とある番組で法整備支援を詳しく解説してくれました。その一部を紹介します。

「元々、日本の法律自体が、明治時代に西欧諸国の法制度をミックスしながら近代的な法制度を整備して根付かせてきたという歴史を持つだけに、途上国の実状にあわせた形での法整備支援は、日本にとって得意分野と言えます。アジアでの存在感を高めるためにも、カンボジアなどの経験を生かして、現地の人たちに実のある国際貢献を続けて欲しいと思います。」²

こういった現象は、法律分野、法整備支援分野に限ったことではありません。むしろ、アジア諸国、特に東南アジア諸国の存在感が格段に高まってきたことに伴い、最も国際性に劣る業界の一つである法

¹ 法務省は、正式には法制度整備支援と呼称していますが、同じ意味ですので、本稿では話の流れ上、「法整備支援」で語ります。

² <http://www.nhk.or.jp/kaisetsu-blog/200/106331.html>

律業界においても、国際化の流れが押し寄せ、アジア諸国との距離感、付き合い方が、大きく変動しつつあることの現れであると受け止めています。

このような時代の流れがあればこそ、2012年12月24日に閣議決定された「日本再生の基本戦略」³でも、当面重点的に取り組む施策として、「インクルーシブな成長の基礎となる法制度整備支援の推進」が掲げられたのかもしれません。

アジアで業務展開する法律事務所

現に同様の変化は、法整備支援以外の法律業界でも現れています。最も顕著な動きは、ここ数年で、日系法律事務所のアジア業務展開が急速に拡大していることです。これまでいわゆる涉外法律事務所と呼ばれる事務所は複数存在していましたが、実は業務の大半は国内案件であったとも聞きます。それが、ここ数年、中国はもちろんのこと、シンガポール、ベトナム、タイ、インドネシア、インドなどのアジア諸国に日本の弁護士を駐在させ、現地ベースで、日系企業への法的サービスを提供する事務所が出てきています。カンボジア、ラオス、ミャンマーといった国々への展開も時間の問題でしょう。さらに、日本の法律事務所自体を飛び出し、シンガポールの法律事務所に籍を置く弁護士や、インドネシアでインドネシア人と新しい法律事務所を開業する弁護士さえあらわれています。

経済的な力学としては、リーマンショック、更には東日本大震災や歴史的な円高といった事象が次々と起こる中で、日系企業の海外展開が加速し、それら企業を顧客とする法律事務所もついていくしかないという側面があるのは確かでしょう⁴。しかし、現

地に駐在している弁護士の話を聞くと、事務所の命で嫌々駐在しているというよりも、自ら希望して新たな地に飛び込んでいっている人が大半です。もはや、アジアとの距離感が変わってしまっているのです。

そして、そういった弁護士の方々と話をすると、法整備支援に強い関心と理解を示し、更には協力を申し出てくれる人が多いというのも興味深いことです。アジアと日本との距離感が変わる中で、いわゆるビジネスロイヤーと言われる人たちの、法整備支援との距離感も急速に変わってきています。その理由としては、法律が整備され、透明性ある法運用が行われればこそ、弁護士の専門性は十分に発揮できるわけですから、その環境整備に一役買う法整備支援に共感を覚えるという面があるでしょう⁵。法整備支援を通じて得られる相手国の法律情報や法律家などの人的ネットワークも魅力です。

また、国際取引の現場では、今でもイギリス法が広く準拠法とされ、それがイギリスロイヤーの国際的な活躍やイギリスの国際的プレゼンスを強く支えていますし、シンガポールなどはそういったイギリス法の継承を、投資呼込策の一つとして積極的に利用しています。一方で、大陸法系の国が多く集まるEUでは、契約法など法制度の共通化が大きなテーマになっており、世界的にもその潮流が見られます。こういった現実を肌感覚で知る弁護士の方々であればこそ、法整備支援というチャンネルで、日本法と他国法との対話が活発化していることを歓迎してくれていると思われます。

このように、発展途上国の法・司法が抱える課題について、企業法務の現場で触れる日本の法律家が、日本の法整備支援が始まって以来、初めて現れてきたわけです。法整備支援は、企画立案及び実施の各段階でこういった弁護士と連携することで、より地

³ <http://www.npu.go.jp/policy/pdf/2011226/2011224.pdf>

⁴ なお、企業の海外進出拡大による国内の産業空洞化を懸念する声も聞かれますが、中小企業白書（2010年版）によると、国際化を進める企業ほど、国内の雇用も拡大させる傾向があるとのことです。

http://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/hakusyo/h22/h22_1/Hakusyo_part2_chap2_web.pdf

⁵ 栗田哲郎「ビジネスロイヤーから見たアジア法と法整備支援」参照

<http://www.moj.go.jp/content/000077610.pdf>

に足の付いた効果的なものになっていくと思われます。大げさかもしませんが、新たなアクターの出現により、法整備支援は新しい段階に入ろうとしています。

弁護士との連携例

実際、法整備支援の現場でも、そういった現地駐在の弁護士の方々との連携を既に開始しています。

たとえば、2011年に法務総合研究所では、インドネシアの民事執行・民事保全・担保権実行に関する調査を、大手法律事務所からの派遣でインドネシアに駐在している弁護士に委託しました。その弁護士は、同僚であるインドネシア人弁護士の協力も得つつ、また、文献・資料調査だけでなく、インドネシアの裁判官や法学者などへのインタビューも重ねながら、実際に興味深い調査結果を仕上げてくれつつあります。この調査報告書は、ウェブサイトで公表する予定で、インドネシアの民事執行・民事保全・担保権実行の実情及び課題を、日本サイドで広く共有することになります。日本の法整備支援は、相手国の実情をよく調査、把握し、相手国に寄り添いながら行うことの特色、強みがあるわけですが、民間セクターの弁護士との連携により、日本らしい法整備支援の前提となる知見集積が、実際に効率よく効果的に図られるわけです。

また、そういった弁護士は、駐在国で講演をする機会もよくあると聞きます。そのような機会に、上記のような調査の結果をベースに、当該国の法律と日本法との比較分析や提言を披露すれば、それはもう日本法と日本の法律家の強みを活かした法整備支援そのものです。もちろん、私たちが相手国の法律家や行政官向けに企画した研修の中で講師を務めてもらうことも考えられます（日本の法令や法律教材の翻訳物を利用すれば、より効果的です。）。

法整備支援の案件形成においても、相手国の実情と課題を肌感覚で分かっているそういった弁護士の意見に、より耳を傾けていくことも積極的に検討さ

れるべきでしょう。これまでの調査手法と比べ、獲得できる情報・分析の質・量ともに、一段と厚みを増すことは間違ひありません⁶。

法務省の立ち位置はどこにあるか？

では、法整備支援は、そういった弁護士に任せてしまい、法務省が関与する必要はなくなったのかといえば、それは違います。ただ、このように専門性の高い日本の弁護士がどんどんアジアで活躍するようになっていることをしっかりと認識し、法整備支援における法務省の立ち位置、役割を見つめ直すことは求められていると思われます。ここをおろそかにすると、官・民間の縦割り的な活動、無用な重複につながりかねません。そうではなく、それぞれの強みを活かした官民連携が模索されるべきですし、さらに大学や他省庁なども含めた多層的な連携によって、より効果的な法整備支援が可能になると考えられます。

法整備支援における法務省の役割と強みとなると、これには、法整備支援の支援対象が、多くの場合、政府機関や裁判所といった公的機関である以上、日本側で対応するのも、やはり公的機関となるほかないという何とも形式的な理由があります。ただそれだけでなく、実質的に考えても、公的機関だからこそ相手国から信頼してもらいやすいという面があるのは事実であり、だからこそ構築できる人的ネットワークというものもあります。更にいえば、そういう信頼関係、ネットワークがあればこそ見えてくる相手国の課題や支援ニーズというものもあるでしょう。先に述べたとおり、弁護士の意見を参考にすることが今後増えるにせよ、相手国の弁護士会を支援対象としたものでなければ、支援の方向性や枠組み作りを主導するのは、政府・JICAであり続けるでしょうし、中でも法務省がその専門性を期待されるものと考えられます。

⁶ 小口光弁護士「ベトナム法制度調査研究報告書」参照
<http://www.moj.go.jp/content/000074537.pdf>

一方、より現場レベルの話としても、法務省の強みといえるものがあります。それは、法整備支援に専念し、相手国とじっくり、とことん付き合う人材を安定的に確保しやすい上、そういういたノウハウ、知恵を組織として蓄積、承継していくという点です。民間セクターとして外国に駐在する弁護士は、当然法整備支援以外の本来業務を持っているわけで、法整備支援にかかりつきになるわけではありません。ところが、法整備支援で最も重要な先方国人材の育成において、本当に実を上げようと思えば、大変な時間と忍耐が必要です。感覚的な言い方ですが、待って、待って、更に待って、やっと相手の一步前進が引き出されるというのが法整備支援の現場です。その具体的なノウハウ、知恵を組織知としてつないでいくことができるか否かは、法務省が法整備支援に関わる価値を大きく左右していくと思われます。

また、言うまでもなく、日本の裁判官や検察官だからこそその知見や経験というものがあり、そういうものは弁護士だけでは何ともしようがありません。支援対象や分野が裁判所や検察に一部でも関係する部分があれば、弁護士に協力してもらえる部分があるにせよ、日本の裁判官や検察官の関与なしに支援を遂行することはできないでしょう。そうすると、裁判官出向者も含めた意味で、法務省の出番ということになります。

ここでもう一度インドネシアでの調査委託の話に戻りますが、この調査一つにしても、弁護士に調査を丸投げしていたわけではありません。裁判所からの出向者である私も裁判官としての経験を踏まえたコメントを適宜しましたし、資料の入手やインタビューの設定に関しては、法務省の築いてきたインドネシアとの人的ネットワークも活かされました。さらに、本調査においては、インドネシア法研究者や大使館からも大変な助力をいただきましたが、そういういた音頭取りをしたのも法務省です。一調査内における話ではありますが、こういった連携は、法

整備支援のプロジェクト形成など、よりスケールの大きい話の場においても応用可能と考えられます。

他省庁や大学との連携

ところで、政府内で法整備支援を実施しているのは法務省だけではありません。たとえば、競争法については公正取引委員会が、労働法については厚生労働省が行っています。ただ、法分野ごとに所管省庁が決まっており、省庁間の連携はほとんどありませんでした。そのような中、インドネシアで進行中のJICA知的財産権保護強化プロジェクトでは、これまで知的財産分野の支援を担ってきた特許庁だけでなく、財務省関税局、法務省法務総合研究所も協力機関に加わり、連携しての支援が実施されています。法務省としては、知的財産権の保護といつても、結局民事執行・民事保全を含めた基本的な訴訟制度及び運用が改善なれば、実効性が低いことを相手国及び日本側の他機関とも共有し、そういういた基本部分の支援に光を当てていくのが役回りでしょう。これまでの法整備支援では、基本法と経済法とが別物のように扱われてきた感がありますが、法体系全体の中の1階部分と2階部分という密な関係にあるとの認識のもと、上記プロジェクトのような連携の広がりが期待されます。

そして、法整備支援を当初から引っ張ってこられた大学・学者の方々との連携というのも、ますます重要になっています。たとえば、名古屋大学は、ベトナム、カンボジアなどにおいて、日本語で日本法の教育を行う日本法教育研究センター事業⁷を行っていますが、その結果、日本語で日本法を理解できる人材が着実に増えてきています。彼らと日本語で法律の議論をすると、通訳を介してのコミュニケーションと比べ、伝達できる知見の量・質が格段に異なることがすぐに分かります。日本の明治維新期がそうであったように、こういった人々が法の継承と

⁷ 最近では、東アジア、特に日中韓の大学間における人材交流を促進する事業も始めようとしています。

発展において重要な役割を担っていくのでしょうか。法務省が実施する法整備支援事業においても、こういった人材との交流、連携を深めることで、支援効果を飛躍的に高めることができると考えられます。

新しい局面には新しい発想を

法整備支援は、相手国にとってはもちろん、日本にとっても得るところの大きいWin-Winの国家戦略です。法整備支援の認知度の高まり、アジア諸国との距離感の変化、弁護士のアジア展開、他省庁や大学との連携、日本語で日本法を理解できる外国人の増加などによって、新たな広がりを見せ始めた法整備支援。これを好機として今までにない支援枠組みや発想が生まれ、相手国にとっても日本にとっても、より実のある法整備支援が展開されていくことを願ってやみません。

～ 国際研究 ～

2011年度調査委託報告書のホームページ掲載について（お知らせ）

法務省法務総合研究所国際協力部では、支援対象国の法制や現状、社会的に関心の高い事項等について、外部専門家に調査を委託しています。

2011年度に実施した調査委託について、以下の3本の報告書を当部ホームページに掲載しています
(http://www.moj.go.jp/housouken/housouken05_00046.html)。

1 「アジアにおける外国仲裁判断の承認・執行に関する調査研究」

報告者 ラジャ・タン (Rajah & Tann)

法律事務所

パートナー弁護士 栗田 哲郎

2 「インドネシアの民事訴訟における第一審判決と上訴に関する調査研究」

報告者 名古屋大学大学院・国際開発研究科

島田 弦

3 「インドネシアにおける強制執行、民事保全及び担保権実行の法制度と運用の実情に関する調査研究」

報告者 長島・大野・常松法律事務所

弁護士 福井 信雄

当部では、2012年度も、社会的関心の高い分野について、外部の専門家に調査を委託します。同報告書についても、おって当部ホームページに掲載する予定です。

～国際研修～

第3回ラオス本邦研修 —ラオス民事訴訟法改正を見据えて

国際協力部教官
中村憲一

ラオスでは、2010年7月から、JICAの技術支援の一環として、「法律人材育成強化プロジェクト」が実施されており（期間は4年間を予定），本誌でも、プロジェクトの開始時にこれを特集として取り上げたほか¹、民法・刑事訴訟法各サブワーキンググループを対象とした本邦研修（第1・2回）²、民事訴訟法サブワーキンググループを対象とした現地セミナー³の様子をそれぞれ紹介している。

本稿では、2012年1月23日（月）から同年2月3日（金）にかけて、大阪及び東京で、民事訴訟法サブワーキンググループを対象として実施した第3回本邦研修につき報告する⁴。

1 本研修の概要

本プロジェクトの詳細、本研修に先立つ現地セミナーの様子については、前記の本誌44号掲載の特集、同49号掲載の記事を参照願いたい。

本研修の概要は、次のとおり。

¹ 本誌44号に「特集：ラオス法整備支援プロジェクト開始」として掲載した。

² 本誌47号で2011年3月実施の第1回本邦研修（民法サブワーキンググループを対象）を、本誌50号で同年10月実施の第2回本邦研修（刑事訴訟法サブワーキンググループを対象）を、それぞれ紹介した。

³ 本誌49号で、2011年9月開催の現地セミナー（民事訴訟法サブワーキンググループを対象）を紹介した。

⁴ 本研修については、テレビ東京『地球VOCE』の取材が入り、「ラオス人によるラオス人のための法律作り」という副題が付され、その様子がテレビ放映された。放映された映像は、2012年10月4日まで、<http://www.youtube.com/watch?v=AAT2yNSNoYE>で公開されている。

（1） 参加者

本研修は、民事訴訟法サブワーキンググループのメンバーを対象とする研修であり、中部高等人民裁判所副所長であるソムサック・タイブンラック氏を始め、裁判所、検察院⁵、ラオス国立大学、司法省及び同省所管の法科大学から合計15名の研修員が来日し研修に参加した。

また、講師は、いずれも本プロジェクトアドバイザリーグループのメンバーである名古屋大学大学院法学研究科酒井一教授、大阪大学高等司法研究科名津井吉裕准教授、法務省大臣官房萩本修審議官、京都大学東南アジア研究所瀬戸裕之研究員にお願いした。

なお、全日程を通して、JICA長期派遣専門家である石岡修弁護士⁶、大阪地方裁判所高木博巳裁判官が参加したほか、一部につき、JICA国際協力専門員の佐藤直史弁護士、同職員の板垣賢樹氏が加わった。

（2） 目標と内容のあらまし

民事訴訟法サブワーキンググループでは、従前、同法の手続や関連条文の説明を内容とする「手続・法令チャート」の作成作業を通じて、手続の全体像を把握することに努めていたが、本研修時には、

⁵ ラオスの民事訴訟では、検察官は、裁判所での法律の実施につき監査及び調査を行うことを目的として、訴訟手続に参加するとされている（37条）。なお、以下では、特に断らない限り、条文は現行の2004年改正民事訴訟法のものである。

⁶ 現地プロジェクトオフィスのナショナルスタッフであるラタヤ・コー氏も研修員に同行し本研修に参加した。

チャート作成作業も完成が近付き、次の段階であるモデル教材作りのコンセプト等について議論するに至っていた。

他方、ラオス民事訴訟法は、2012年6月に国会の審議を経て改正される予定であり⁷、モデル教材は、同改正を踏まえたものとなることが見込まれ、民事訴訟法サブワーキンググループのメンバーも改正草案に関して地方で実施するヒアリングに同行するなど改正作業に一定程度関わっていた。

本研修は、民事訴訟法サブワーキンググループのメンバーを研修員として日本に招き、

- 日本の民事訴訟法理論及び民事訴訟実務並びに日本における法曹・法学教育等に関する情報提供を行う
- モデル教材の作成作業が効果的・効率的に行われ、その内容が法改正を適切に反映し充実したものとなるようにする

ため、次のようなプログラムとした（別添の日程案を参照）。

- 講義

名津井准教授、当部松川充康教官によるもの

- レポート及び集中協議

まず、ラオス側が改正草案に関するカントリー レポートを行った上、ラオス側から要望のあった5つのテーマ、すなわち

I 送達

II 訴状の受理

III 訴訟参加者（当事者、代理人ほか）

IV 当事者による証拠の提出と裁判所による証拠採用

V 再審

につき、ラオス側から現行法及び改正草案に関する発表を行い、日本側が質問・コメントをするなどの集中協議

- 見学

法科大学院、地方裁判所、最高裁判所、司法研修所、法務省民事局の各見学

- 協議、質疑応答ほか⁸

日本の法曹養成に関する質問に答えた⁹ほか、日本の訴訟制度及び弁護士制度の各沿革についても説明した。



研修員からの質疑に答える様子

以下、それぞれの内容について紹介する。

2 講義について

研修員は、ラオスの民事訴訟法に関する理解を深める一つのきっかけとするため、本研修を通して、日本の民事訴訟法理論及び民事訴訟実務について情報を得ることになるので、その導入として冒頭で、日本の民事訴訟手続に関する基本的なイメージを持っておくことが有益である。

そこで、松川教官が、司法研修所で用いているビデオ教材を利用しながら、日本の民事訴訟における一審手続について説明を行った。

ラオス側からは、ビデオ視聴の際、

⁷ ラオスでは、最高人民裁判所が民事訴訟法を所管しており、同裁判所が、政府・国会から、法改正のための研究を任せられた。そして、プロジェクトのMC (Management Committee) のメンバーであり、民事訴訟法サブワーキンググループの実質的な牽引役の一人である最高人民裁判所司法研修所長ブンクアン・タヴィサック氏が中心となつて改正法の起草を行つた。

⁸ 手続・法令チャートの検討の時間を若干とったが、ここでは、その内容の紹介は割愛する。

⁹ 研修員によると、ラオスでは、現在、法曹養成のマスター プランを作成中のことであり、効果的な養成課程を研究中のことであった。

- ・ 証拠をどのようなタイミングで提出するのか¹⁰
- ・ どのような証拠を提出するか
- ・ 当事者不在のまま証人尋問を行うことができるのか
- ・ 和解については、どのような形で残すのか。録音テープでも残すのか¹¹

などといった質問が出た。

また、研修員がラオスの民事訴訟法理論につき考え方を深める際の参考としてもらうため、名津井准教授に、職権主義と当事者主義、訴訟と非訟をテーマとして取り上げ、講義をしていただいた。



名津井准教授による講義の様子

職権主義と当事者主義については、それぞれの概念を説明した上、日本の民事訴訟法では、訴訟手続の開始・終了、審判対象の設定の各場面では、当事者主義（处分権主義）が、判決の基礎となる資料の収集・提出の場面では当事者主義（弁論主義）がそれぞれ妥当することを、また、訴訟手続の進行・運営、判決の基礎となる事実の認定（証拠の評価）の場面では職権主義が妥当することを説明した。

ラオスの民事訴訟法には自白という概念がないため、この点の理解がやや困難であったらしく、研修員からは自白に関する質問が出された。また、ラオ

スの裁判所における証拠の採否に関して、研修員から興味深い説明があった。すなわち、ラオスの裁判所は、当事者が申請した書面も証人も全て取り調べた上で、その中から信用できるもののみを事実認定の基礎にすることであり、日本の裁判所のように、必要性がない証拠申請を却下するという判断はしないとのことであった¹²。

また、訴訟と非訟については、両者の概念が生まれた背景を説明した上、訴訟手続と非訟手続とを対比し、日本の非訟事件手続法や人事訴訟法における処分権主義の制限や職権探知主義について説明した。

3 レポート及び集中協議について

(1) 民事訴訟法改正に関するレポート

最高人民裁判所司法研修所長ブンクアン・タヴィサック氏からは、民事訴訟法改正¹³について、以下のような報告がなされた。

まず、現行の2004年改正民事訴訟法（以下、単に「現行民事訴訟法」という。）を改正する必要性に関し、次のような点を指摘した。



民事訴訟法改正に関するレポートの様子

¹² ラオスの民事訴訟法においては、原告は、その請求の根拠を形成する事実を証明するため、被告は、その答弁又は反訴の根拠を形成する事実を証明するためのあらゆる証拠を提示する義務を負う（20条）とされる一方、裁判所は、事実についての詳細、徹底かつ客観的な真理に基づき独自の判決を下すことにより、証拠調べ及び証拠評価を行わなければならない（22条）とされており、こうした規定が、裁判所による広範な証拠採用をもたらしているようである。

¹³ 現行民事訴訟法は、11部、17章、129条からなるが、改正草案は、本研修時、19部、30章、400条に及ぶものとなつた。

¹⁰ ラオスの裁判所は、予め十分な証拠を収集・検討した上で、審判（タイスワン）に臨んでいるとのことである。

¹¹ 研修員によると、ラオスでは、和解の内容を書面にまとめて、後で、言った言わないの争いになることがあるため、その書面に各当事者のサインをさせるとのことであった。

- ① 2009年改正人民裁判所法では、郡人民裁判所をまとめて地区人民裁判所とし、(県・首都人民裁判所が控訴審判決を言い渡した事件について)高等裁判所に破棄審としての権限を与えたが、未だ民事訴訟法には反映されていない。
- ② 従来、郡人民裁判所は、訴額2,000万キップ¹⁴未満の民事事件の管轄を有していたが¹⁵、経済発展により、多くの事件の訴額はそれ以上となり、県・首都人民裁判所に事件が集中するようになっていた。
- ③ 現行民事訴訟法には、全体的に詳細な規定が置かれていなかったため、裁判を実施する際の拠り所がなく、裁判の実施に統一性を欠いている（例えば、訴訟の原則、事件受理、裁判官による事件研究・検討、訴訟に参加する当事者、証拠の受理と取調べ、訴えの審理に関する規則、訴状・召喚状の送達など）。
- ④ 条文の中には、内容が適正でなく、全てを網羅していないために実施できないものもある（例えば、答弁に関する規定、訴えの審理に関する規則、証拠の取調べに関する規則など）。
- ⑤ 訴訟手続における当事者の参加及び第一審裁判所における証拠提出の不備・不足により、上級裁判所に控訴・上告される事件が多いため、規則を詳細に定め、手続の迅速・透明・公正を保障しなければならない。
- ⑥ ラオスがWTOにメンバーとして参加するための準備として、民事訴訟制度が国際的な原則に適合するよう改訂し、民事における公平性を効率よく実現できる司法制度を確立する必要がある。
- そして、現行民事訴訟法の基本的な改正点として、
- 主として、以下のような点を指摘した¹⁶。
- ① 「第2部基本原則」に、当事者に主張・反論等の機会を保障し（改正草案13条¹⁷）、組織・企業が事件に関する情報・証拠を提出する責務を負う（同27条）との規定を置いた。
- ② 「第3部管轄」では、民事・商事・家事・少年の各事件の担当、各レベルの人民裁判所の管轄について詳細に定め、移送に関する規定（改正草案56条）も置いた。
- ③ 新たに第4部として、「訴訟において責任を有する者」に関する規定を置いた。特に、改正草案59～63条では、訴訟における裁判官や裁判所職員の権限・役割について詳細に定めた。
- ④ 「第5部訴訟における参加」では、原告、被告、証人その他参加者の権限と責任を明確に規定した。特に、証拠を収集・提出する権利と責任を規定する条文を置いた（改正草案72条。なお、108条参照）。
- ⑤ 「第6部証拠と証拠調べ」では、証拠の提出に関するルールと証拠の受理・取調べについて詳細に記載した（改正草案109、115、125条など）。
- ⑥ 「第7部裁判所の手段」では、仮処分を含め、請求を担保するための手段に関する詳細な規定を設けた（改正草案128、131、132条など）。
- ⑦ 「第8部召喚状の発行と送達」では、召喚状の発行手続や送達手続について詳細に規定とともに、当事者が欠席した場合の判決の対処についても規定を置いた（改正草案155条）。
- ⑧ 第10部から第13部では、第一審、控訴審及び破毀審裁判所における訴訟手続について、従来、規定する条文が不十分であったため、詳細な規定を設けた。例えば、訴状の提出（改正草案164、165条）、事件の審理（同180条）、当初から

ていた。

¹⁴ 日本円に換算すると、およそ20万円

¹⁵ 2009年改正人民裁判所法は、地区人民裁判所は訴額3億キップ（およそ300万円に相当）以下の訴訟事件等を第一審として審理するものと規定している（27条）。

¹⁶ 改正点を検討するに際しては、主に、ベトナム、中国、日本、タイの民事訴訟法を参考にしたとのことであった。

¹⁷ あくまでも本研修時の改正草案における条文番号であり、改正法では、条文番号が異なる可能性がある（以下、同様）。

の当事者の参加（同181条）などに関する規定を置いた。

- ⑨ 「第14部再審」では、再審の手続や要件を詳細に規定した。
- ⑩ 「第15部民事的請求の審理」では、無能力者の宣告、失踪者の宣告などのいわゆる非訟手続に関する規定を設けた。
- ⑪ 「第16部民事訴訟における国際協力」では、外国判決を承認する手続等について詳細に規定した。

以上の改正では、訴訟における証拠提出等の責務が基本的に当事者にあることを明確にし¹⁸、裁判所の負担を減らし、裁判所がより判断に集中できるようすることを目指している。また、原則として第一審に証拠が提出され、上級審では専ら下級審の判決をチェックすることとする。さらに、訴訟手続を詳細に定めることにより、期間に関する規定を置き訴訟が長引くのを防止できるし、また、裁判官の権限ととなってより妥当な判決が下せるようになり、国民の裁判所に対する信頼が高まることを期待している。加えて、今回の改正は、将来、他の法律に散らばっている条文を集め、民事訴訟法典としてまとめる準備としての意味合いもある。

（2） テーマⅠ：送達¹⁹

中部法科大学副学長サイキット・ヴィシーソムバット氏から、送達に関し、報告があった。

改正草案150条は、送達と通知の形態について、①関係者への直接的な送達、②郵便による送達、③公示送達、④マスメディアを通じた送達の4つを規定している^{20 21}。

¹⁸ 本人訴訟が多いラオスの現状において、当事者がこうした責務を果たせるのかについて、一部の研修員から、かなり困難である旨の意見が出ていた。従来の職権主義的な裁判官の意識を相当変える必要が出てくる旨、日本側から指摘した。

¹⁹ 各テーマに関し、現行民事訴訟法と改正草案それぞれにおける制度について報告があり、協議を行ったが、ここでは、改正草案における変更点を中心に紹介する。

²⁰ 起草者は、直接的な送達ができなければ郵便による送

（3） テーマⅡ：訴状の受理

南部法科大学教官ブンカム・チャンタマンリー氏から、原告による訴え提起の際の訴状の提出と受理に関し、報告がされた。

改正草案では、第10部第1章において、訴状の提出と受理に関し、詳細な規定を置いている。特に、当事者の証拠収集・提出の責務の表れとして、訴え提起の際に、証拠を提出することが規定された（164条）。また、訴状が163条、166条に適合しているかチェックし受理する権限が書記官にあることが明確になった（62条）ため、訴状の受理に際して所長や副所長にうかがいを立てる²²ことがなくなり、迅速になることが期待される。



集中協議の様子

（4） テーマⅢ：訴訟参加者²³（当事者、代理人ほか）

ラオス国立大学法政治学部ビジネス法学科長パマイニー・サイヴォンサー氏から、訴訟参加者に関する

達、それができなければ公示送達、公示送達も無理であればマスメディアを通じた送達を行うという関係にあるものと解している。

²¹ ラオスでは、山間部に点在する村に書類を送る場合、路線バスの運転手に委託する場合や村を訪ねる行政機関の職員に託す場合がある。こうした場合が直接的な送達に当たるのか、郵便送達に当たるのかは必ずしも明らかでない。

²² 現行民事訴訟法では、「裁判所」において訴状が66条に適合するか審査をすると規定され（69条），書記官がこれを行うべきと解されていたが、自信のない書記官が所長や副所長にうかがいを立てるといった運用が広くみられ、それが遅延の一つの原因となっていたようである。

²³ 日本でいう講学上の「訴訟参加」とは異なり、広く訴訟関係者を意味するものと理解するのが適当であろう。

る報告があった。

改正草案第4部では、訴訟参加者の権限や役割について詳細に定めており、第2章では、検察官の参加について、民事訴訟手続一般の場合の権限と責務(67条)、民事訴訟の原告となる場合の権限と責務(68条)について規定している。

また、改正草案第5部には、新たに、当事者になるための条件(71条)、承継後の手続(76条)、専門家の権限と責務(83条)、通訳人の権限と責務(85条)、弁護士又は保護者の権限と責務(87条)、代理人(88条)、委任された代理人の権限と責務(92条)、代理の禁止(93条)、代理人の委任制限(94条)及び代理の終了(95条)の規定が置かれた。

(5) テーマIV：当事者による証拠の提出と裁判所による証拠採用

ビエンチャン首都人民裁判所裁判官アクソンシン・ヴィサイヤライ氏が、証拠の提出と裁判所による証拠評価に関する報告を行った²⁴。

改正草案は、第6部に、証拠の提出等に関する詳細な規定を置き、具体的には、証拠の形態(104条)、証拠の提出(109条)、証拠の受理(110条)、証拠の収集(112条)、証言(113条)、当事者の立会(115条)、検証(116条)、検証調書(117条)、鑑定要旨(118条)、関係機関の裁判所に対する証拠提出義務(120条)、証拠管理(122条)及び証拠の承認に関する規制(126条)の規定を設けた。

(6) テーマV：再審

最高人民検察院再審審査部副課長カムムアン・シヴィライ氏から、再審に関する報告が行われた。

4 見学について

民事訴訟法サブワーキンググループのメンバーに

とって、本研修は初回の本邦研修であり、

- ・ 大阪大学法科大学院
- ・ 大阪地方裁判所（法廷傍聴等を含む。）
- ・ 司法研修所
- ・ 最高裁判所
- ・ 法務省民事局

といった機関を見学した。

大阪大学法科大学院では、日本の法曹養成の仕組みについて説明を受け、その中で、法学部教育とロースクール教育との関係、ロースクールでは思考能力の向上に重きを置いた教育を行っていることなどについても教えてもらう機会を得た。研修員は、図書室の充実ぶりに目を見張っていたほか、学生が自習室で勉強に励む様子を興味深そうに見ていた。

また、大阪地方裁判所では、口頭弁論期日において、裁判長が訴訟代理人らに釈明を求める場面を傍聴することができたほか、裁判官との意見交換の中で、どのような場合に合議とするかについて説明を受け、また、裁判所の電話会議システムを実演して見せてもらうなどした。

司法研修所では、施設見学のほか、修習制度の概要について、制度の変化を含めて説明を受けたが、研修員からは、いきなり実務修習から始まる現行制度と、研修所における集合導入教育から始まる旧制度とを比較して、長所・短所を問う鋭い質問が出た。

さらに、最高裁判所の見学の際には、研修員の口から、神々しさを感じる、公正な判断が下されるのではないかとの印象を持ったとの感想が出ていた。

このほか、法務省民事局を訪問した際には、裁判官出身の局付検事から、同局職員の構成のほか、立案作業の過程について説明を受け、研修員からの多くの質問にも丁寧に回答してもらった。

5 所感

今回のラオスにおける民事訴訟法改正は、最高人民法院のわずかな裁判官らが起草に当たったが、ラオス人自身の手によるものであり、まずは困難な

²⁴ 現行民事訴訟法下の運用に関してはあるが、協議の中で、ラオスの裁判所は、どのような場合に職権で証拠を収集するかについて議論した。公的機関が書類を管理する場合など、当事者が自分で証拠入手できないような場合に限るという意見もあったが、裁判官が真実を知りたいときなどに広く証拠収集を行うとの意見も出された。

作業を担当した彼らに敬意を表したい。

条文数が従来の3倍以上に増え、これまで規定が置かれていなかつた手続の間隙が埋められ実務の拠り所が与えられたと評価できる反面、今後、改正法に基づく運用が円滑に行われるためには、改正法に対するラオスの法律家の理解を広げ、深めることが必要不可欠である。

前記のとおり、民事訴訟法サブワーキンググループのメンバーは、改正前から、改正草案に関して地方で実施するヒアリングに同行するなどしており、改正法の理解を深める機会を与えられてきたが、本研修もまた、改正法を反映したモデル教材作りにとどまらず、彼らが改正法に基づく法教育又は実務改善を行う上で参考になるものだったのではないかと思われる。

研修員らは、昨年9月の現地セミナーの時にも増

して本研修に積極的に参加しており、ラオス民事訴訟法を巡る理論（解釈論）は未だ発展途上ではあるが、日本側との議論も相当程度かみ合ってきており、その積極性と相まって、今後の展開に期待を持たせるものであった。

最後になるが、まずは、今回の本邦研修を実施するに当たり、大変ご多忙な中、酒井教授、名津井准教授、萩本審議官、瀬戸研究員にご参加いただいたことに感謝申し上げる。また、石岡専門家にも、時にラオス側の理解が深まるよう、時に日本側がラオスの制度を誤解しないよう、適時適切な指摘をいただいた。さらに、訪問の機会を与えていただいた見学先の皆様の協力なくしてこのような充実した研修とはなり得なかった。この場をお借りして皆様にお礼申し上げる次第です。ありがとうございました。



全員で記念撮影！！

ラオス法律人材育成強化プロジェクト第3回本邦研修日程表

[担当教官：中村教官、松川教官 担当専門官：菅原専門官、石井専門官]

月 日	曜 日	9:30 12:00	14:00	17:00	備考
1 ／ 23	月	JICAオリエンテーション OSIC	ICDオリエンテーション OSIC	日本の民事訴訟第一審手続について —司法研修所ビデオ教材を利用して— 国際協力部教官 松川充康 OSIC	
1 ／ 24	火	日本の民事訴訟法講義(総論、判決から眺めた手続全体像、判例など) 名大 酒井教授 阪大 名津井教授	国際会議室	日本の民事訴訟法講義(総論、判決から眺めた手続全体像、判例など) 名大 酒井教授 阪大 名津井教授	国際会議室
1 ／ 25	水	ラオス民事訴訟法改正に関するカントリーレポート 名大 酒井教授 阪大 名津井教授 京大東南アジア研究所 瀬戸機関研究員	国際会議室	民事訴訟法に関する集中協議 阪大 名津井教授 京大東南アジア研究所 瀬戸機関研究員	JICA-Net (テレビ会議)
1 ／ 26	木	民事訴訟法に関する集中協議 名大 酒井教授 阪大 名津井教授 民事局 萩本大臣官房審議官 京大東南アジア研究所 瀬戸機関研究員	国際会議室	民事訴訟法に関する集中協議 名大 酒井教授 阪大 名津井教授 民事局 萩本大臣官房審議官 京大東南アジア研究所 瀬戸機関研究員	JICA-Net (テレビ会議)
1 ／ 27	金	民事訴訟法に関する集中協議 名大 酒井教授 阪大 名津井教授 民事局 萩本大臣官房審議官 京大東南アジア研究所 瀬戸機関研究員	国際会議室	民事訴訟法に関する集中協議 名大 酒井教授 阪大 名津井教授 民事局 萩本大臣官房審議官 京大東南アジア研究所 瀬戸機関研究員	JICA-Net (テレビ会議)
1 ／ 28	土		部長主催意見交換会 記念撮影		
1 ／ 29	日				
1 ／ 30	月	法科大学院訪問 大阪大学	大阪地方裁判所訪問	大阪地方裁判所	
1 ／ 31	火	質疑応答、民事訴訟手続チャート修正、教材作成の進め方協議など 国際協力部教官 OSIC	東京移動		
2 ／ 1	水	司法研修所訪問 司法研修所	法務省民事局訪問	法務省民事局	
2 ／ 2	木	最高裁判所訪問 最高裁判所	法務総合研究所 長表敬	質疑応答、民事訴訟手続チャート修正、教材作成の進め方協議など 名大 酒井教授 民事局 萩本大臣官房審議官 法務総合研究所	
2 ／ 3	金	総括質疑 名大 酒井教授 阪大 名津井教授 民事局 萩本大臣官房審議官 JICA研究所	評価会 JICA研究所	閉講式 JICA研究所	
2 ／ 4	土				

ラオス法律人材育成強化プロジェクト第3回本邦研修 研修員

	ソムサック・タイブンラック
1	Mr. Somsack TAYBOUNLACK
	中部高等人民法院副所長
2	ブンクアン・タヴィサック
	Mr. Bounkhouang THAVISACK
	最高人民法院司法研修所長
3	ポーンペット・ウンケオ
	Ms. Phonephet OUNEKEO
	最高人民検察院民事審査部副部長
4	ソムマイ・シードムパン
	Mr. Sommay SYOUDOMPHANH
	北部法科大学学長
5	パイマニー・サイヴォンサー
	Ms. Phaymany SAYVONGSA
	ラオス国立大学法政治学部ビジネス法学科長
6	カムムアン・シヴィライ
	Mr. Khammouane SIVILAY
	最高人民検察院再審査部副課長
7	ブントウン・シートーンゲオチャンパー
	Mr. Bountheung SYTHONEKEOCHAMPA
	ラオス国立大学法政治学部民事法学科副学科長
8	ウドーン・シンダーラー
	Mr. Oudone SINGDALA
	中部法科大学学長
9	サイキット・ヴィシーソムバット
	Ms. Saykhit VISISOMBAT
	中部法科大学副学長
10	センスリヤー・プアンペット
	Mr. Sengsouliya PHOUANGPHET
	最高人民法院国際協力課長
11	ネオパチャン・カムマニヴォン
	Mr. Neophachan KHAMMANIVONG
	司法省法律情報課副課長
12	アクソンシン・ヴィサイヤライ
	Mr. Acksonesinh VIXAYALAI
	ビエンチャン首都人民裁判所裁判官
13	チャンスック・カムプー
	Mr. Chansouk KHAMPOU
	最高人民法院司法研修所専門官
14	プーミー・シンラッタナタマテーヴァー
	Mr. Poumy SINLATANATHAMATHEVA
	司法省法律研究国際協力局専門官
15	ブンカム・チャントマンリー
	Mr. Bounkham CHANTHAMANGLY
	南部法科大学教官

～国際研修～

中国民事訴訟法改正支援

(福州現地セミナー・第2回中国国別研修「民事訴訟法及び民事関連法」)

国際協力部教官

江 藤 美紀音

1 中国民事訴訟法改正と当部の支援

現行の中国民事訴訟法が制定、公布、施行されたのは、1991年4月9日である。その10年後、中国はWTO（世界貿易機関）に加盟し、急ピッチで法整備を推し進めてきたが、経済の急成長に伴う社会変化により種々の問題が認識され始め、同法は改正を迫られるようになった。そこで、2007年、民事法の起草担当部門である全国人民代表大会常務委員会法制工作委員会民法室（以下「民法室」という。）の起草による民事訴訟法の一部改正が行われた（2007年10月28改正、2008年4月1日施行）。¹

当時の改正は、主として「申訴難」（再審難ともいう。当事者が再審を申し立てても立案されなかったり、長期間放置されたりする状況）や「執行難」（裁判所の下した判決や裁定が執行されない状況）を解決するため、裁判監督²及び執行手続の規定を整備するなどの法改正が行われた。しかし、同改正は当面の問題点を解決するための一部改正にすぎず、より全面的な改正を行う必要性は依然として高いままであった。

実際、2008年～2013年までの第11回全国人大常務委立法計画には民事訴訟法改正が掲げられ（すなわち、2013年までに民事訴訟法の改正を終えるという

こと）、当部はJICA（国際協力機構）と共に、この2度目の改正作業に対する支援を2009年から行っている。

支援方法は「助言型支援」³というべきもので、具体的には、①長期専門家の派遣（弁護士）、②国内支援委員会の設置、③現地セミナーと本邦研修の実施を柱とし、主として日本民事訴訟法の知見を講義や意見交換を通じて提供したり、裁判所その他機関を見学し、日本の民事訴訟法の実施状況を見聞させるということを行ってきた。民法室を始めとする研修員は、本邦研修等で習得した知見をレポートにまとめ、全国人大常務委員会法制工作委員会内で情報共有し、民事訴訟法改正のための基礎研究、検討、起草作業に従事してきた。

なお、草案起草にあたっては、①現行法規、②司法解釈⁴、③地方性法規、④学者の建議稿、⑤外国法規が検討され、最高人民法院を始めとする関係機関からの意見聴取をし、草案公表後はパブリックコメントに付されることが多い。日本の支援は、この⑤

³ この支援において、専門家による助言や知見の提供をメインとする。基本的に、カウンターパートの起草担当者に相応の起草の能力がある、又は、対象国の政治体制その他の事情により、起草型支援（後述）が受け入れられない場合等に用いる。これに対し、カンボジアにおける法整備支援では、同国求めに応じて日本側で起草した民法や民事訴訟法を提供するいわゆる「起草型支援」を行った。なお、これらの用語は便宜上使用しているだけであり、広く認知されているものでないことをお断りしておく。

⁴ 司法解釈とは、中国最高人民法院・最高人民検察院の発出する文書で、特に最高人民法院の司法解釈には法律効力があるとされている。（「現代中国法入門」102ページ 木間正道ほか著 有斐閣）

¹ 2007年の民事訴訟法改正の詳細については、ICDNEWS 第38号98ページ「民事訴訟法改正状況の紹介」全国人大常務委員会法制工作委員会民法室副主任（当時）扈紀華

² 中国では、訴訟の当事者以外にも、裁判所や検察院が再審の申立てをすることができ、「裁判監督手続」の章においてこの手続が定められている。

に関する部分となるが、これについては日本だけでなくドイツ（GIZの法律協力プログラム）なども支援を行っている。

2 中国民事訴訟法修正案（草案）の概要

2011年10月24日、民法室は民事訴訟法修正案（草案）を第11期全人大常務委員会第23回会議に提出した。今回の民事訴訟法改正の詳細については、別添資料を参照されたい（「中華人民共和国民事訴訟法修正案（草案）」に関する説明～2011年10月24日第11期全国人民代表大会常務委員会第23回会議の席上 全国人大常委會法制工作委員会副主任 王勝明）。

今回の改正の主要なポイントは、①2010年に制定された人民調停法⁵との調整、調停先行規定の追加、②当事者の権利保障規定の整備、中でも公益訴訟⁶の創設、③当事者挙証制度の整備、④簡易手続の整備、中でも小額訴訟制度の創設、⑤法律監督⁷の強化、⑥裁判監督手続の整備、⑦執行手続の整備である。

全体の印象としては、今回の改正は当初期待されていた全面改正には程遠く、多くの問題は中国国内での認識の一致に至らないため、引き続き検討事項とされたようである。ただ、この中でも特筆すべきは、③で規定されている証拠の適時提出や、④の少額訴訟制度は、日本の民事訴訟法を参考にして規定・創設されたものであり、日本の法整備支援の成果を確認できる点である。また、今回の民事訴訟法改正では、当事者主義的規定や訴訟の迅速化を図る規定を整備していく一方で、⑤法律監督の強化、⑥

裁判監督手続の整備など、民事訴訟事件（執行・調停を含む）における検察院の監督権限の強化が図られていることが特徴的であり、ここに「中国の特色ある社会主義的法体系」の実現が図られている。⁸

3 福州での現地セミナー

草案の審議開始から間もない2011年11月21日及び22日、福建省福州市で現地セミナーを開催した。検討事項は、①受理と送達、②第三者による訴訟の取消し、③調停と和解の執行、④第二審手続き中の当事者の追加、請求の変更、反訴、事件の差戻し、⑤証拠提出命令の5つである。いずれも、今回の改正では見送られた問題であるが、慶應義塾大学大学院法務研究科・法学部の三木浩一教授や東京大学大学院法学政治学研究科の垣内秀介准教授からそれぞれ詳細な説明がなされた。

そして、これら5つの検討事項の中で最も議論が白熱したのは、②の問題である。すなわち、中国では、虚偽訴訟などの手段を利用して第三者の合理的な権利利益を侵害する当事者が存在し、これが社会問題化している。例えば、XとYが共謀して、XがYに対しYの所有する財産（実は第三者Zの所有する財産で、Zは訴訟に参加していない）の引渡しを求める訴えを起こし、Xが勝訴判決を得て、Zの知らないうちに同判決が確定してしまうなどのケースである。

このような虚偽訴訟が提訴され、仮に判決が確定したとしても、判決の相対効を前提とすれば、Zに当該判決の効力は及ばないのであるから、特段第三者による訴訟の取消しなどということは考える必要はない。また、通説では、中国民事訴訟法も日本と同様判決の相対効を採用しているとのことであり、民法室も中国民事訴訟法上判決の効力は相対効であると考えているようである（ただし、判決効を相対効とする規定は存在しない）。

ところが、問題は、中国の裁判実務が事実上判決

⁵ 同法については、当部が住田尚之弁護士に委託して実施した調査委託において詳しく解説されている（ICDNEWS48号119ページ、国際協力部ホームページ <http://www.moj.go.jp/content/000073880.pdf>）

⁶ 環境汚染や消費者被害等、社会公共の利益が害された場合に、関係機関や社会団体が裁判所に訴訟を提起できるとするもの。一種の客觀訴訟であり、日本では消費者契約法に基づく適格消費者団体による消費者団体訴訟制度がある。

⁷ 檢察機関が裁判所の活動に対する監督を行う制度のこと。今回の改正では、判決のみならず、執行、調停についても法律監督を行うこととされた。

⁸拙稿「『中国の特色ある社会主義的法体系』を考える」ICDNEWS48号148ページを読まれたい。

に絶対効を認めてしまっている点にあるという。すなわち、先にX勝訴の判決があると、後にZが所有権確認の訴えを提起したとしても、裁判所が先の判決と矛盾する判決をすることを嫌がって受け付けない、特に判決が第二審で確定していたりすると、上級審の判決を第一審で覆すことなどできないので、裁判所は訴えを却下してしまうのが一般的なのだという。

しかし、こうなると、裁判実務の問題であり、立法で解決すべきことではないと思われるが、現状を解決するため、法律監督及び裁判監督手続の改正に加えて、第三者による訴訟取消規定の創設を検討しているのである。

法整備支援において裁判官教育を含む人材育成の重要性を感じた瞬間であった。

4 本邦研修の概況

福州の現地セミナーから約1か月半後である2012年1月10日から16日、大阪市福島区にある法務総合研究所国際協力部において、民法室メンバーを含む11名の研修員に対する本邦研修を実施した。今回の本邦研修では、予め民法室から重要検討事項として、①公益訴訟（消費者団体訴訟、環境訴訟）と②仲裁判断の取消と仲裁判断の承認・執行決定との関係をリクエストされていたことから、研修日程の中に消費者適格団体との意見交換や消費生活センター見学、日本商事仲裁協会との意見交換、公害環境訴訟講義等を取り入れた。また、このほかにも、近い将来、改正日程に入ってくると思われる民事執行法、不動産登記法や、民事訴訟法分野における日本での最新の立法事情として非訟事件手続法・家事事件手続法に関する講義を行った。

研修日程・研修員

研修日程及び研修員については、別添日程表及び研修員名簿のとおりである。

講義及び意見交換・見学等

(1) 非訟事件手続法・家事事件手続法の概要

一橋大学大学院法学研究科の山本和彦教授により、

非訟事件手続法及び家事事件手続法について講義がなされた。山本教授は、同法の法制審議会委員であり、講義内容は、制定・改正の経緯から非訟手続の意義、特色、将来の立法課題に至るまで、幅広くかつ明晰なものであった。研修員からも日本の最新の立法状況を学んだことで、将来の立法の参考になつたとの感想が述べられた。



山本教授の講義

(2) 不動産登記制度について（講義）、奈良地方法務局訪問（見学・登記官との意見交換）

大阪法務局民事行政部不動産登記部門の福嶋安登記官から不動産登記制度の概要を講義がなされ、その後奈良法務局へ赴いて、見学及び意見交換を実施した。

研修員は、見学の際、パソコン画面に映し出される登記情報を見て、これら不動産登記情報が全国どの法務局からでもすぐに閲覧できることに驚いていた。また、手数料を払えば誰でも不動産登記情報を取得できるとすると、個人のプライバシーはどのように保護されるのかなどといった質問も複数されていた。さらには、海洋上に建設された建築物（石油の掘削機など）は登記できるのかなどといったユニークな質問も飛び出し、不動産登記制度に対する研修員の関心の高さが窺われた。

(3) 日本の公害環境訴訟（講義）

財団法人公害地域再生センター（あおぞら財団）

理事・村松昭夫弁護士を講師としてお招きした。村松弁護士は、西淀川公害裁判等長年著名な公害裁判に携わってこられた方で、その豊富な経験に基づき、日本における公害裁判の流れ、発展、今後解決すべき公害・環境課題について講義がなされた。そして、村松弁護士から、日本の公害訴訟の特徴として、多数被害者による集団訴訟であること、主として訴訟では損害賠償請求と汚染物質の差し止め請求が行われてきたことなどの説明がなされた。

研修員からは、あおぞら財団のような環境団体に原告適格が認められ、多数の被害者を代表して訴訟が起こせるのか、海洋汚染で漁民が被害を受けた場合、漁業協同組合が被害を受けたとして原告となることができるのかなどといった質問がなされた。これらは現実に中国で起こっている訴訟⁹に関連した質問である。この問題を法的に解決する手段として、中国民事訴訟法改正草案では、公害環境訴訟について関係機関や社会団体に原告適格を認める公益訴訟を定め、今後はその具体的要件について更なる検討が必要とされているところである。

もっとも、日本の場合、環境NGO等社会団体に原告適格は認められておらず、あくまで公害問題は通常の訴訟手続の中で解決されてきたため、残念ながら、直接に公益訴訟の条文検討作業の参考となる情報はない。しかしながら、このような現状を理解することも、研修員にとって有益であったと考える。実際、研修員らも、60年代から現在にかけての日本の公害環境訴訟の流れ、司法・立法の取組が、研修員にとって非常に有益な情報提供となった旨の感想を述べているところである。



質問する研修員

(4) 大阪地方裁判所執行部訪問(見学、執行官・裁判官との意見交換)

大阪地裁執行部(第14民事部、執行センター)は、大阪市北区西天満の裁判所から少し離れた淀川区三国本町に庁舎があり、執務スペースのほか、開札場や閲覧室等を備え、執行関係事務の殆どをこの建物で処理できるようになっている。訪問時には、民事執行手続の概略説明及び庁舎見学、裁判官、執行官、書記官との意見交換を実施した。説明の際には、現況調査報告書、評価書、物権明細書(いわゆる3点セット)を実際に示され、手続を具体的にイメージすることができた。また、業務多忙の中、意見交換には河合部総括判事を始めとする裁判官6名、執行官2名、書記官2名が出席され、暖かい歓待を受けた。研修員は、執行官の独立性、不動産評価人との関係、不動産の評価額が不当な場合の対応、債務者が銀行で海外に支店がある場合、当該支店の有する預金の差押えの可否、債務者の財産調査方法等につき質問し、活発な意見交換を行うことができた。

なお、執行は中国でも関心の高い問題であり、今回の改正でも執行免脱行為に対する制裁(過料、拘留、犯罪を構成する場合には刑事責任)、執行拒絶に対する過料額の引き上げが草案に規定されている。

(5) 大阪府消費生活センター訪問

大阪府消費生活センターは、消費者安全法10条に

⁹ 渤海オイル流出事件

2011年12月13日、河北省楽亭県養殖経営者の代表数名と弁護士団の弁護士が、107名の水産養殖業を営む農民を代表し、ConocoPhillips石油中国有限公司を被告として、当該海域の環境被害による損害、侵害行為の停止、危険の排除、経済損失4.9億元を求め、天津海事法院に訴訟を提起した事件。

基づき大阪府の消費者相談等を実施する機関である。同センターでは、相談事業、啓発事業、悪質事業者への指導、処分、事業者への自主行動基準策定促進、大阪府消費生活苦情審査会における調停、あっせん、中核センターとして、市町村支援機能の充実強化、大阪府消費者行政推進本部の運営、消費者活動の支援を事業内容としており、同センターに寄せられた苦情、相談等をもとに、訴訟や調停・斡旋、行政指導、事故情報の消費者庁への通知が行われている。

同センターを見学することによって、研修員は日本の消費者行政の現場や実情に触れることができ、得るものは大きかったようである。また、団長の杜氏は、起草担当者の立場から、各消費生活センターから集約された情報が国の立法に役立っている点について参考になった旨述べている。



消費生活センターにて 説明に聞き入る研修員

(6) 日本の消費者保護制度についての意見交換

日本の適格消費者保護団体の一つである消費者支援機構関西（KC'S）をお招きし、日本の消費者法の概要、KC'Sの業務概要、KC'Sが関与した訴訟等について、紹介がなされた。

消費者団体訴訟は、今回の民事訴訟法改正における重点検討事項である公益訴訟の内容の一つであるばかりでなく、民事訴訟法改正後は実体法である消費者権益保護法改正の予定もあるため、研修員からは熱心な質問が相次いだ。例えば、消費者団体訴訟と個々の訴訟との関係（適格消費者団体が提起した

差止め訴訟等が既判力を有し、個々人の訴訟に影響を及ぼすか等）、消費者団体訴訟における損害賠償訴訟提起の方法、消費者契約法等にいう「消費者」の定義はどうなっているか、金融消費者を「消費者」の定義に含めるか否か等の問題について活発な意見交換が行われた。

研修員の満足度も高く、最も多くの研修員が「研修プログラムで最も有益であった研修項目」と評価した。

(7) 中国民事訴訟法改正案検討①

今回の改正に絡み、予め中国側から提出されていた質問事項（①国家財産が侵害された場合、誰が國家を代表して民事訴訟を提起するか、②仲裁裁決の取消と仲裁裁決を執行しないという二つの制度は、どのように調整の規定がされているのか。）について大阪大学大学院高等司法研究科の池田辰夫教授及び大東文化大学法学部の金春准教授から回答がなされた。

このうち②の質問は今回の改正草案には入っていないかった事項であるが、常務委員会から重要検討事項として追加指示されたものである。質問は、現行の中国民事訴訟法及び仲裁法では、仲裁判断の執行承認に関する規定（民事訴訟法第213条）と仲裁判断の取消に関する規定（仲裁法第58条）とに齟齬が生じているため、日本での両制度の調整方法を問うている。この点、中国では日本と異なり、仲裁判断の執行承認、取消の裁定にあたり、裁判所は仲裁判断の執行不許及び取消にあたり実体判断を行っている（ただし、国際仲裁については、ニューヨーク条約を批准していることに注意）ため、実体判断に立ち入らない日本の制度と単純比較はできないが、日本の制度に2つの制度が設けられた意義及びその効果について、池田教授から丁寧な説明がなされた。

(8) 中国民事訴訟法改正案検討②

この講義でも、予め中国から提出されていた消費

者団体訴訟に関する質問について、明治大学法科大学院の上原敏夫教授、慶應義塾大学法学部法科大学院の三木浩一教授、池田教授から回答がなされ、中でも三木教授から、現在検討中の消費者団体訴訟（損害賠償請求訴訟）についても詳しい説明がなされた。

研修員も関心の高い事項であったため、消費者団体訴訟制度について前回の改正（2007年）では差止請求に止まったが、今回の改正で損害賠償請求訴訟を導入する立法背景等について、熱心に質問をしていた。

（9）日本商事仲裁協会における仲裁実施状況

日本商事仲裁協会理事・大阪事務所所長の大貫雅晴氏、池田教授をお招きして、仲裁実務について紹介された。ここでも、仲裁判断の執行と取消の関係について意見交換が行われ、大貫所長から実務の立場からの有益なコメントがなされた。また、この中では、仲裁判断の不承認と取消の要件を一致させた場合に両制度を存置させる意義はあるのか、実質審査を行うことの適否等についてもそれぞれに意見が述べられ、これらの議論は中国側の今後の改正作業に参考になったと思われる。



講義風景 左は池田教授、右は大貫所長

5 まとめ

1週間の短い日程ではあったが、これまで以上に中味の濃い、充実したプログラムであった（単に短い日程の中に欲張ってあれもこれも入れ込んだだけ

かもしれない）。中でも、民事訴訟法改正作業の日程が詰まった中での来日であったため、杜団長を始めとする民法室のメンバーの質問の内容が極めて具体的かつ焦点の絞ったものであったのが印象的であった。民事訴訟法改正草案では55条に公益訴訟が規定されているが、その要件が抽象的すぎると各方面から指摘され、今後は要件の具体化が課題となっている。また、もう一つの重点事項である仲裁判断の不承認と取消との調整については、両制度の要件を統一して齟齬を解消する方向で進むものと思われるが、その場合、両制度が存置されるのかそれともどちらかに統一されるのかも、興味のあるところである。

ともあれ、今回の改正は、これまで行ってきた一連の民事訴訟法改正支援の一つの区切りである。この4年間、多くの方々の支援・ご協力をいただきながら、中国の法整備支援を行ってきた。对中国ODAを取り巻く状況が益々厳しくなっていく中、法整備支援は、中国だけでなく日本（特に、中国に進出する日本企業）に対しても相互に利益をもたらすツールとして認識してきたからこそ、ここまで来られたのではないかと思っている。今後もこの司法分野における相互交流を形を変えながらでも継続していくべきだと考えている。

最後に、今回の研修日程にほぼ同行していただいた池田教授をはじめ、ご協力いただいた関係各位には、心からの感謝を申し上げます。



京都 清水寺にて

『中華人民共和国民事訴訟法修正案（草案）』に関する説明

～2011年10月24日第11期全国人民代表大会
常務委員会第23回会議の席上

全国人大常委会法制工作委員会副主任 王 勝明

委員長、副委員長各位、秘書長、委員各位：

委員長会議の委託を受け、『中華人民共和国民事訴訟法改正案（草案）』について説明を行う。

民事訴訟法は国家の基本的法律であり、民事訴訟手続の基本的ルールを定めるものである。中国の現行民事訴訟法は、1991年第7期全国人民代表大会第4回会議で採択された。2007年第10期全国人民代表大会常務委員会第30回会議において、民事訴訟法の裁判監督手続及び執行手続につき一部規定の改正を行った。全体的に見て、民事訴訟法が規定している基本原則は適正なものであり、条文規定も大部分が実行可能なものである。人民法院が法律に基づいて民事事件を審理することを保障し、当事者の合法的な権利利益を保護し、社会の調和と安定の維持に対して、重要な役割を発揮している。しかし、経済と社会の急速な発展に伴い、民事事件の件数は増加し続け、新しい類型の事件も増え続けており、民事訴訟法の規定がある分野では人民の司法に対する需要を完全に満たすことは難しく、したがって、更なる整備が必要である。

ここ数年来、全国人民代表大会代表と関係分野から相ついで民事訴訟法の改正に関する意見・提言が提出されている。中央政府による司法体制と業務組織改革の意見も、民事訴訟制度の更なる整備を求めており、法制工作委員会は、全国人民代表大会常務委員会における立法業務の手配と中国の特色ある社会主义法律体系の継続的な整備に関する全体的要求に基づいて、2010年から、民事訴訟法改正案に関する検討及び起草作業に着手した。改正作業は以下の点に注意を払って行った。

第1に、中国の特色ある社会主义法治理念を堅持

し、真摯に民事訴訟法の実施経験を総括し、実務において現れた新しい状況や新しい問題に対して、今まで以上に当事者の訴訟上の権利を保障し、司法の公正さを維持すること。第2に、民事訴訟法の基本原則に従い、科学的に司法資源を配置し、訴訟効率の向上をはかること。第3に、民事訴訟に対する法律監督を強化し、法律の正しい実施を保障すること。第4に、民事紛争の効果的な解決を重視し、社会の調和のとれた安定を促進すること。第5に、認識が一致しないものや未だに把握されていないいくつかの問題については、しばし規定をみあわせる。

最高人民法院、最高人民检察院等の機関と繰り返し検討を行い、全国人民代表大会代表、企業、弁護士及び専門家や学者の意見を何度も聴取し、さらに一部の地方人民代表大会常務委員会の意見を募集して、充分な論証を行い、且つ基本的な共通認識を得た上で、民事訴訟法について部分的な改正を行ない、民事訴訟法改正案（草案）を作成した。草案の主要な問題に関する説明は、以下のとおりである。

一 調解と訴訟の相互連携体制の整備

現在、中国は、社会矛盾が突出している時代にあり、各種の民事紛争が日々増加しており、調解の役割を充分に発揮し、できる限り矛盾や紛争を現場又は当地で解決することは、迅速な矛盾・紛争の解決および社会の調和のとれた安定の促進において、重要な意義を有する。そこで草案では二つの方面から調解と訴訟における相互連携体制の整備を建議する。

1 調解先行規定を追加

調解は、紛争解決の有効な方法として、手續の簡便さ、方式の柔軟さ、自覚履行率（注、任意・主体

的に履行される率) が高いなどの長所がある。人民調解を経ていない紛争が法院に提訴された場合、先行して調解を行うことができる。また人民調解を経ているが、調解協議に達しなかった紛争が法院に提訴された場合も、先行調解を行うことができる。したがって、次の内容の追加を提言する。すなわち、当事者が人民法院に提訴した民事紛争で、調解に適する場合には先に調解を行うものとする（草案第二十五条）。

2 民事訴訟法と人民調解法の相互連携に関する規定を追加

人民調解法は、調解協議の司法確認制度を規定し、司法確認手続を経た調解協議は強制執行力があるとする。そこで、法律間の連携を高めるために、草案は特別手続の中で「調解協議確認案件」の節を設け、当事者が調解協議に対する司法確認の申立を行う場合の手続及びその法律効果について明確に規定することを建議する（草案第三十九条）。

二 当事者の訴訟上の権利の更なる保障

当事者の訴訟上の権利を適切に保障することは、正確な法律適用と司法の公正さを維持するための重要な前提であり基礎である。実務上存在する問題に対して、草案は以下のよう規定の補充・修正を建議する。

1 提訴と受理に関する手続の整備

当事者が有する訴えを提起する権利を保障するために人民法院における事件受理手続を規範化するところ、草案は以下の点を明確に規定することを建議する。すなわち、人民法院は、当事者が法律規定に基づいて有する訴えを提起する権利を保障しなければならない。人民法院は訴え提起の条件に適合していないものに対して、7日以内に裁定書を発行すべきであること。原告がその裁定に不服がある場合、上訴提起できること、である（草案第二十七条）。

2 開廷前準備手続の整備

裁判実務及び海外の優れた方法を参考として、草

案は開廷前準備手続中において、状況に応じて異なる処理方法を規定することを建議する。第1に、当事者間に争いがないものについて督促手続が適用できる場合は、督促手続に入ること。第2に、当事者間の争いが大きくない場合、調解等の方式を採用して迅速に紛争を解決すること。第3に、事件の性質に照らして、簡易手続又は普通手続の適用を確定すること。第4に、開廷審理が必要な場合には、当事者に証拠交換を求めて、争点を明確にすること、である（草案第二十八条）。

3 公益訴訟制度の追加

ここ数年来、環境汚染と食品安全事故が絶えず発生しており、一部の全国人民代表大会代表及び関係方面から相次いで民事訴訟法の中に公益訴訟制度の追加を求める建議が提出されていた。そこで草案は、環境汚染、多数消費者の合法的な権利利益の侵害等の社会公共の利益を害する行為に対して、関係機関・社会団体が人民法院に対して訴訟提起できる旨の規定を建議する（草案第八条）。

4 保全制度の整備

現行民事訴訟法は行為保全問題について規定していない。知的財産権等を侵害する事件においては、時に当事者に対して一定の行為を禁止し、あるいは当事者に一定の行為の実施を求めることによって権利侵害の発生を制止し、損害の拡大を防止する必要がある。著作権法、特許法、商標法、海事訴訟特別手続法などの法律では関連規定がある。

草案は財産保全をベースとして下記規定の追加を建議する。すなわち、

人民法院は、当事者の一方の行為又はその他の事由により判決が執行不能となり、又は当事者に損害を生じさせるおそれがある事件に対しては、相手方当事者の申立に基づき、財産に対する保全を行うこと、又は一方当事者に一定の行為を行うこと若しくは一定の行為を禁止することを命令する旨を裁定することができる。当事者が申立を提出していない場合において、人民法院は必要なときに保全措置を講

する旨を裁定することができる（草案第十七条）。

5 裁判文書公開制度の整備

裁判文書の公開は、裁判公開制度の重要な内容であり、審理判断における質の向上、法の解釈と裁判に服することに対して重要な役割を持っている。

草案は、下記規定の追加を建議する。すなわち、公衆は、法的効力が発生した判決書、裁定書を閲覧できる。但し、国家秘密、商業秘密と個人のプライバシーと係わる内容を除く。また同時に、判決書、裁定書に関して、判決・裁定の結果及び判決・裁定に到った理由を明確に記載しなければならないと、より明確に規定することである（草案第三十条～第三十二条）。

三 当事者挙証制度の整備

証拠は人民法院が行う事実認定及び裁判の基礎となるものである。当事者の挙証制度を整備することは、事実の真相を明らかにすること、法律の正確な適用、民事紛争の妥当な解決に対して重要な役割を有している。実務上存在する問題に対して、草案は以下の規定補充を建議する。

1 当事者提出証拠の受領手続を明確化

草案は、人民法院は、当事者が提出した証拠を受取った際に受領書を発行し、そこには証拠の名称、ページ数、部数及び受領日時を明記し、且つ取扱者による署名又は押印がなされなければならない、と明記することを建議する（草案第十条）。

2 当事者に積極的な証拠提出を促す規定

一部当事者が訴訟手続中において訴訟の遅延のために速やかに証拠提出を行わない状況に対し、草案は下記のような規定追加を建議する。すなわち、当事者は、自らが提出する主張について適時に証拠を提出しなければならない。適時に証拠提出を行わなかった場合には、人民法院はその理由の説明を命じなければならない。理由の説明が正当でない場合には、人民法院はその状況に応じて、訓戒、過料、訴訟の遅延によって生じた損害の賠償、当該証拠の

不採用の措置をとることができる（草案第十条）。

3 当事者に鑑定手続開始申立権を賦与

裁判実務と各方面の意見に基づいて、草案は下記規定の追加を建議する。すなわち、

当事者は、事実調べにおける専門的問題について、人民法院に鑑定を申請できる。当事者が鑑定を申請する場合には、当事者双方の協議のうえ資格を有する鑑定人を確定する。協議が不成立の場合には人民法院が鑑定人を指定する。当事者が鑑定意見に対する異議を提出し、又は人民法院が鑑定人の出廷が必要と認めた場合には、鑑定人は出廷して証言しなければならない。人民法院の通知があるにもかかわらず鑑定人が出廷証言を拒む場合には、当該鑑定意見を事実認定の根拠にしてはならない（草案第十条）。

四 簡易手続の整備

民事事件の中には、事実関係が明確であり、争いが大きくない簡単なケースが少なくない。現行民事訴訟法は、簡単な民事事件の審理に簡易手続を適用する旨を規定している。簡易手続を整備することは、審理効率の向上、当事者の訴訟コストの低減、司法資源の合理的な活用に対して重要な意義を有している。実務上存在する問題に対して、草案は以下の規定補充を建議する。

1 小額訴訟制度の設立

範囲が広く多数の民事紛争を速やかに解決するため、複数の地方で行っているモデル試行及び海外での優れた方法を参考として、草案は、簡易手続を適用する一部の事件について少額訴訟制度を設けることができる、基層人民法院及びその派出法廷における訴訟価額が5000人民元以下の民事事件審理については、一審終審とする旨を追加規定する（草案第三十五条）。

2 簡易手続の適用範囲の拡大

当事者が民事上の権利と訴訟上の権利の処分権限を有するという原則に基づいて、草案は、簡単な民事事件以外の民事事件についても、当事者双方の合

意により簡易手続を適用できる旨の規定を追加している（草案第三十三条）。

3 審理手続の簡便化を進める

草案は、基層人民法院とその派遣した法廷が簡単な民事事件を審理する際、簡便な方式を用いて当事者の呼び出し、文書の送達、事件の審理等ができることについて明規することを建議する（草案第三十四条）。

五 法律監督の強化

検察機関が民事訴訟に対して法律監督を実施することは、法律に基づく裁判権の行使を保障し、法律を正しく実施するための重要な制度であり、司法の公正さの促進と社会公共利益の維持に対して、重要な役割を有している。草案は以下の規定補充を建議する。

1 監督方式の追加

現行民事訴訟法は、監督方式として抗訴のみを規定している。ここ数年来、複数の地方でのモデル試行の結果に基づいて、草案は人民検察院が検察建議の方式によって民事訴訟に対して法律監督を行う権限を有する旨の規定追加を建議する。

また草案では、地方の各級人民検察院が既に法的効力が生じた判決、裁定に対し、本法第198条各号のいずれかに該当すること、又は調解書が社会公共利益を害することを見つけた場合には、同級の人民法院に対して再審に関する検察建議を提出することができる旨の規定を追加している（草案第一条、第四十四条）。

2 監督範囲の拡大

現行民事訴訟法では、民事執行活動及び人民法院における調解活動に対して検察監督を行えるかどうかについては明確に規定していない。民事執行活動中において一部当事者が悪意で結託し調解協議を通して社会公共の利益を害している状況に対して、草案は、人民検察院が民事裁判活動に対する法律監督を行い、民事訴訟に対して法律監督を行う権限を有

する旨の改正を行い、民事執行も法律監督下に含めることを建議する。同時に人民検察院は、調解書により社会公共利益を害されたことを見つめた場合、再審に関する検察建議または抗訴を提起すべきであるとの規定も設けている（草案第一条、第四十四条）。

3 監督手段の強化

草案は、人民検察院は、再審に関する検察建議又は抗訴の提起に必要な場合、人民法院の訴訟に関する公文書を調査し、当事者又は第三者に対して関連状況の調査及び事実確認を行うことができる旨の規定追加も建議している（草案第四十六条）。

六 裁判監督手続の整備

裁判監督手続は、誤審を是正し、司法の公正さの維持、当事者の合法的権利利益の保護に重要な役割を有している。実務上存在する問題に対して、草案は以下の規定補充を建議する。

1 再審審級規定の整備

現行民事訴訟法は、当事者が判決、裁定に誤りがあると判断した場合、上級の人民法院に再審申請ができると規定している。公民による再審申立を容易にするため、公民間で発生している民事事件では必ずしも上級法院に再審の申立を行わなくてもよいことを考慮し、草案は、次の規定追加を建議する。公民間で発生している事件は、原審人民法院に対して再審の申立ができる旨の規定を加えている。同時に、再審事由についても適切な制限を設けている（草案第四十条、第四十一条）。

2 再審に関する検察建議・抗訴の申立手続を整備

実務上、当事者が既に人民法院に再審申立をしているにもかかわらず、人民検察院に対しても抗訴申立をしていることが少なくない。司法資源の適切な配置を更に進め、民事訴訟に対する法律監督の実効性を強化するため、当事者申立による再審に関する検察建議または抗訴の申立条件を明確化する必要がある。

草案は、下記三つの状況のもとで、当事者が人民

検察院に再審に関する検察建議申立または抗訴を申立することができる旨の規定を建議する。すなわち、第1に、人民法院が再審の申立を却下した場合。第2に、人民法院が期間を過ぎても再審の申立に対する裁判を下さない場合。第3に、再審の判決、裁定に明らかな誤りがある場合、である。

同時に、一部当事者が上訴を繰り返し裁判が終わらない問題が各地で起きたことを反映して、草案は、人民検察院により再審に関する検察建議又は抗訴の提起があり、人民法院が再審を行った場合には、当事者は人民検察院に対して再審に関する検察建議・抗訴の申立ができない旨の規定を設けている（草案第四十五条）。

七 執行手続の整備

いわゆる執行難問題を解決するため、実務上存在する問題について、草案は以下の規定補充・修正を建議する。

1 執行措置の強化

一部の被執行人による財産隠匿・財産移転の状況に対して、草案は、執行員が執行申立書を受け取り、又は執行書を送付する場合には、被執行人に対して執行通知を発出すべきであること、且つ速やかに強制執行措置を探ることができる旨の規定を建議している（草案第四十九条）。

2 執行免脱行為に対する制裁

一部の被執行人が、別の訴訟を起こすなどの方式によって執行逃れ行為をしている状況に対して、草案は規定追加を建議する。すなわち、当事者が悪意により結託し、訴訟、調解等の方式によって、法律文書で確定した履行義務を逃れようとする場合には、人民法院はその情状の輕重に基づき過料、拘留を科さなければならない。犯罪を構成する場合には、法律に基づき刑事責任を追及する旨の建議である（草案第二十一条）。

3 執行拒絶に対する処罰を強化

被執行人が、既に差し押さえられている財産を隠

匿・移転すること、既に効力が発生している判決・裁定の拒絶・不履行行為に対しては、草案は、個人に対する過料額は、10万人民元以下とし、単位に対する過料額は、5万人民元以上100万人民元以下にまで引き上げることにし、民事訴訟への妨害に対する強制措置規制を更に強化することを建議する（草案第二十三条）。

草案に対する以上の説明が妥当かどうかについてご審議願う。

以上

平成23年度中国国別研修「中国民事訴訟法及び民事関連法」 日程表(案)

[担当教官:江藤教官, 事務担当:石井専門官]

2012/1/6 現在
法務省法務総合研究所国際協力部

月	曜	10:00	14:00		場所
日		12:30		17:00	
1	北京→関空				
/ 月	(来日)				大阪
9					
1	9:30~10:50		13:00~ 中国側発表	14:30~	
/ 火	OSICオリエンテーション ICDオリエンテーション		「中国民訴法改正の概要」「非訟事件手続法・家事事件手続法の概要」		大阪
10	OSIC	部長主催 意見交換会	一橋大学大学院法学研究科教授 山本 和彦 大阪大学大学院高等司法研究科教授 池田 辰夫	国際会議室	
1	10:00~12:00		15:00~17:00		
/ 水	「不動産登記制度について」		奈良地方法務局訪問(見学・登記官との意見交換)		大阪
11	大阪法務局民事行政部不動産登記部門 登記官 福嶋 安	国際会議室		奈良地方法務局	
1	10:00~12:00		14:00~17:00		
/ 木	「日本の公害環境訴訟」		大阪地方裁判所執行部訪問(見学、執行官・裁判官との意見交換)		大阪
12	弁護士 村松 昭夫	国際会議室		大阪地方裁判所執行部	
1	9:30~10:30	11:00~12:30			
/ 金	大阪府消費生活センター訪問 大阪大学大学院高等司法研究科教授 池田 辰夫	「日本の消費者保護制度についての意見交換」	「中国民事訴訟法改正案検討①」 大阪大学大学院高等司法研究科教授 池田 辰夫		大阪
13	消費生活センター	消費者支援機構関西理事長榎彰徳ほか	国際会議室	大東文化大学法学部准教授 金 春	国際会議室
1	休日				
/ 土					大阪
14					
1	休日				
/ 日					大阪
15					
1	9:45~	10:00~12:30	14:00~17:00		
/ 月	記念撮影	「中国民事訴訟法改正案検討②・総括質疑応答」 明治大学法科大学院教授 上原 敏夫 慶應義塾大学法学部・法科大学院教授 三木 浩一 大阪大学大学院高等司法研究科教授 池田 辰夫	「日本商事仲裁協会における仲裁実施状況」 日本商事仲裁協会理事・大阪事務所長 大貫 雅晴 大阪大学大学院高等司法研究科教授 池田 辰夫	評議会及び 閉講式	大阪
16		国際会議室		国際会議室	国際会議室
1	関空→北京				
/ 火	(離日)				
17					

平成23年度中国国別研修「民事訴訟法及び民事関連法」研修員

1	杜 濤
	Mr. Du Tao
	全国人民代表大会常務委員会法制工作委員会民法室副主任
2	張 明華
	Mr. Zhang Ming-Hua
	全国人民代表大会常務委員会法制工作委員会弁公室調研員
3	王 慧君
	Ms. Wang Hui-Jun
	最高人民法院立案二庭裁判官(処長)
4	吳 兆祥
	Mr. Wu Zhao-Xiang
	最高人民法院研究室民事处处长
5	程 慧
	Ms. Cheng Hui
	中国国际貿易促進委員会調解センター副秘書長
6	李 倩
	Ms. Li Qian
	全国人民代表大会常務委員会法制工作委員会民法室副處長
7	解 金虎
	Mr. Xie Jin-Hu
	寧夏回族自治区人民代表大会常務委員会法制工作委員会法規備案審查處副處長
8	孫 娜娜
	Ms. Sun Na-Na
	全国人民代表大会常務委員会法制工作委員会民法室主任科員
9	水 森
	Mr. Shui Miao
	全国人民代表大会常務委員会法制工作委員会民法室主任科員
10	許 灣
	Mr. Xu Can
	全国人民代表大会常務委員会法制工作委員会民法室主任科員
11	林 開華
	Mr. Lin Kai-Hua
	福建省人民代表大会常務委員会法制工作委員会主任科員

～国際研究～

第38回ベトナム本邦研修（ベトナム民法改正支援）

国際協力部教官

松原禎夫

1 支援の経緯

日本の法整備支援は、1994年に実施したベトナム司法関係者に対する本邦研修が最初だと説明される。政府開発援助（ODA）としての支援の始まりはそのとおりであるが、それ以前から我が国の研究者がアジア諸国の法整備支援に関与してきたことを見過ごすことはできない。その代表例が、森嶋昭夫教授（名古屋大学名誉教授・特定非営利活動法人日本気候政策センター理事長）のベトナムに対する支援であろう。森嶋教授は、日本政府の法整備支援開始に先駆けて、1995年のベトナム民法起草に協力された。ベトナムは、1976年の南北統一以降、社会主義体制の下で国造りを行ってきたが、長期にわたる経済不調により国民生活は困窮し、それを克服すべく、1986年にドイモイ（刷新）政策を打ち出し、市場主義経済導入に向けて大きく舵を切った。市場経済導入に伴い、それを支える法制度が必要となり、90年代以降、様々な分野で法整備が始まり、民法の場合、1992年から、ソ連崩壊後にロシアで制定された民法を参考に起草作業が開始された。当時は、日本側、ベトナム側ともに相互の情報が少なかった上、ベトナム側に計画経済の発想が色濃く残っていたことから、支援には相当な御苦労があったことは想像に難くない¹。実際に完成した1995年ベトナム民法は、計画経済的発想を多分に残したもので、取引安全の保護が

十分とは言えず、例えば、表見代理や善意取得に関する規定は置かれなかった。

ベトナムは、経済発展に伴い、ほどなく1995年民法の全面的な改正に着手することとなり、日本に対して支援を要請した。JICAは、それに応じて、2000年に森島教授を座長とするベトナム民法改正研究会を立ち上げ、以降、同研究会が中心となり、ベトナム民法改正を支援し、その結果、同民法は、2005年に改正された。現行法である2005年民法は、第1編「総則」、第2編「財産と所有権」、第3編「債務と契約」、第4編「相続」、第5編「土地使用権の移転に関する規定」、第6編「知的財産権及び技術移転」、第7編「涉外的要素をもつ民事関係」で構成される。2005年民法改正に当たっては、ベトナム民法改正研究会の先生方が詳細な助言を与えられたが、必ずしも日本側の意見が全て反映されたわけではない。ベトナム法整備支援では、あくまで主導権はベトナム側にあり、日本側は要請に応じて協力するものである上、ベトナム側にも様々な意見があり、起草実務者レベルでは、日本側の意見を十分理解しても、国会や党幹部レベルにまで持っていくと様々な思惑から受け入れられないということも起り得る。2005年民法には、いくつかの特徴が見られる²。まず、その倫理規範的色彩である。同民法には、「～してはならない。」旨の規定が散見されるが、その違反に対する効果が規定されていないことが多く、要件・効果を

¹ この間のやり取りについては、森嶋昭夫「ベトナム民法典の改正と日本の法整備支援」ICD NEWS27号16頁から21頁にあり、非常に興味深いので、参照されたい。

² 角紀代恵「ベトナム2005年民法」ジュリストNo1406号参照。

定めた法律の条文というより、倫理規範的色彩の濃いものがある。同法100条では、法人の種類として、共産党、軍、祖国統一戦線などを想定して国家組織、政治組織、経済組織などと規定されていることに加えて、世帯と組合にも法主体性が認められているが、構成員の範囲、意思決定手続などの規定が不十分である。その他大きな特徴として物権と債権の区別がないことが挙げられる。

2005年民法改正後のベトナムの経済発展は著しく、外資の導入も活発であり、ベトナムは、同民法をより市場経済に適合し、かつ、世界的にも通用し得るものとすることを目指して改正することとし、日本に再び支援を要請したことから、本研修を実施することとした。

2 本研修の概要

今回の民法改正に当たりベトナム側が関心を持つ主要論点は、(1)法源、(2)民法典の体系、(3)法人、(4)制限行為能力、(5)物権と債権の区別、(6)占有、(7)土地使用権、(8)不動産登記、(9)担保物権、(10)契約など多岐に渡る。本研修では、ベトナム側の関心に答えるため、長年にわたりベトナム民法改正を支援してこられたベトナム民法改正研究会の先生方に講義・意見交換をお願いすることとした。それに加えて、日本の民事手続の実態を学びたいとのベトナム側の要望に応じて、東京地方裁判所、東京三弁護会の仲裁センター、弁護士事務所訪問を実施することとした。

本研修の概要は以下のとおりである。

(1) 研修期間

平成23年2月27日～3月9日

(2) 研修場所

- ① 法務総合研究所本所
- ② JICA東京

(3) 研修員

ディン・チュン・トゥン 司法省次官
グエン・アム・ヒエウ

司法省民事経済法局副局長

ドー・フィ・チュン

国会事務局法律局副局長

ヴァー・ティ・ミン・ホン

ベトナム祖国戦線中央委員会

法律民主主義局副局長・法律専門官

グエン・ホン・ハイ

司法省民事経済法局民事関連法課

課長・法律専門官

ホ・クアン・フィ

司法省国家担保取引登録局課長

チャン・ダン・ディン

司法省監査局行政監査課課長・監査官

フン・チュン・タップ

ハノイ法科大学民法学部民法学科長・教授

グエン・ティ・ゴック・ビック

司法省民事経済法局経済関連法課

副課長・法律専門官

チャン・ハイ・イエン

司法省国際協力局

アジア・アフリカ・オセアニア国際協力課

副課長・法律専門官

グエン・スアン・AIN

司法省法律理論研究所情報図書センター

副センター長・法律専門官

ホアン・ティ・トゥイ・ハン

司法省民事経済法局上席法律専門官

ホアン・スアン・ホアン

司法省大臣官房法律専門官

ドー・ザ・タン

政府事務局法律局法律専門官

クアット・ティ・トゥ・ヒエン

最高人民裁判所裁判理論研究所

民事経済法研究部門専門家

(4) 研修内容

- ① 講義

森嶽 昭夫

(名古屋大学名誉教授・特定非営利活動法人
日本気候政策センター理事長)
新美 育文 (明治大学法学部教授)
内田 勝一
(早稲田大学常任理事・副総長/国際教養学術
院教授)
野村 豊弘 (学習院大学法学部教授)
松本 恒雄
(一橋大学大学院法学研究科教授)
角 紀代恵 (立教大学法学部教授)
松尾 弘
(慶應義塾大学大学院法務研究科(法科大学
院)教授)

② 訪問・見学等

東京地方裁判所
渥美坂井法律事務所
東京三弁護士会仲裁センター

(5) 研修日程 別添研修日程のとおり

(6) 使用言語 日本語—ベトナム語(通訳:大貫錦
氏, 綱川秋子氏)

3 研修実施結果

ベトナム側が関心を持つ民法改正上の論点は多岐に渡り, 本研修では, これらにつき, 講義及び意見交換が行われたが, そのうち, 特に興味深い事項につき, いくつか紹介したい。

まず法源に関し, ベトナム民法3条は, 「法律に規定されておらず, かつ, 各当事者の合意がない場合, 慣習を適用することができる。慣習がなければ法律の同様の規定を適用することができる。慣習と法律の同様な規定は本法典で規定される諸原則に反してはならない。」旨規定している。この点, ベトナム側発表によれば, ベトナムでは少数民族が法律と異なる慣習を持つことがあり, そのような場合に慣習を法律に優先して適用すべきか検討しているということであった。そして, ベトナム側研修員から, ベトナム中部高原地帯の少数民族の慣習として, 以下の

事例が紹介された。その民族には, 母系中心の生活様式が残っており, 夫が妻の実家に婿入りするが, 離婚の際には財産分与を受けることなくその家を離れるとの慣習があるところ, 婚姻家族法は共有財産の分割を規定しており, 現状では, 裁判所は慣習を適用できず法律を適用しなければならないとのことである。この点につき, 日本側講師から, 一般的に慣習と法律の関係を規定する項目を立てるのではなく, 財産分割のところに少数民族に異なる慣習があるときはこれにしたがう旨の規定を置くことが考えられるが, その際には, 少数民族の自立性を尊重しつつ, ベトナム社会全体の状況や関係者の権利などを十分考慮しなければならない旨の指摘があった。

次に, 民法の体系について, ベトナム側研修員から, 民法典に親族編を設けるべきか, また, その場合, 既存の婚姻家族法との関係をどのようにすべきか検討している旨の発表があった。これに関連して, 日本側講師から, 日本民法の起草の際, 親族編を重視した起草者から, 第1編「総則」, 第2編「親族」, 第3編「物権」, 第4編「債権」, 第5編「相続」とすべきとの意見が出されたが, 多数意見とならなかつた旨の紹介があった。



また, 占有に関し, 善意取得の規定が議論された。1995年民法に善意取得の規定は置かれなかったが, 2005年民法には善意取得者の保護に関する規定がある。ベトナム民法257条は, 「財産の処分権を有しない者との無償契約によって, 所有权登記が不要な動

産を取得した者が善意の占有者である場合、所有者は、動産の返還を要求する権利を有する。契約が有償の場合は、動産が盜難、紛失または所有者の意思外に占有される他の場合において、その動産の返還を要求する権利を有する。」旨、同法258条は、「所有者は、所有権登記が必要な動産または不動産の返還を要求することができる。ただし、善意の第三者が競売を介して当該財産を、国家の権限機関の判決又は決定で当該財産の所有者と認められた者から取得したが、後に当該判決・決定が破棄・修正されたため当該譲渡人が財産所有者でなくなった場合を除く。」旨規定する。この点につき、日本側講師から、不動産の即時取得については、取引頻度や価格の違いなどから必ずしも動産と同列に扱うことはできない上、不動産登記を信頼した者を保護するのであれば、登記制度が一定程度整備されていることが前提であり、そうでない時期に登記を信頼した者を保護するという制度設計には問題が残る旨指摘された。さらに、日本側講師から、ベトナム民法257条は、所有者の返還請求権及びその制限という観点から規定しているが、動産取引の発展に伴い、より善意取得の保護という観点からの規定が望ましい旨の助言があった。

なお、本研修に同行した西岡剛JICA長期専門家（前当部教官・検事）から、ベトナムにおける各種登記制度につき、以下のとおり補足説明された。

(1) 各種証明書の場合

土地—土地使用権の登記（土地使用権登記事務所・土地法46条）

土地使用権証明書の発給（人民委員会・土地法52条）

住宅—住宅所有権証明書の発給（人民委員会発行・住宅管理機関交付・住宅法14～16条）

(2) 担保取引の場合

土地使用権—土地使用権登記事務所で登記（デクレ83号3条、28条）

住宅—登記は任意（土地の定着物として土地使用权登記事務所で登記・デクレ83号28条）

動産—取引・財産登録センターで登記（デクレ83号34条2項）

次に、不法行為に対する損害賠償に関する議論を紹介する。

ベトナム民法609条、610条、611条は、精神的損害に対する損害賠償を認めているが、生命侵害、健康侵害、名誉等侵害に付随する精神的損害に限って認めている。この点、日本側講師から、生命侵害等を伴わない純粋な精神的損害もあり得るのではないかと指摘された。また、同法は、精神的損害に対する損害賠償額の算定について、合意によるのが基本原則で、合意がない場合には最低賃金を基準として上限を定めるという形式を採用しており、生命侵害に伴う場合は60か月、健康侵害に伴う場合は30か月、名誉等侵害に伴う場合は10か月の最低賃金を超えてはならない旨規定されている。この点、ベトナム側研修員によれば、この算定方法では賠償額が低額になる傾向があり、裁判所が裁量で算定する方法も検討しているとのことであった。また、ベトナム民法612条1項は、「被害者が完全に労働能力を失った場合、被害者は、死亡する時まで、損害賠償を受領する。」旨規定している。この点、ベトナム側研修員から、同項によれば加害者は被害者を一生養わなければならず、生命侵害よりはるかに高額な責任を負うことになりかねず問題がある旨の意見があった。



4 終わりに

本研修では、ベトナム側研修員と日本側講師・訪問先関係者との間で非常に活発な議論が行われた。日本での研修に数回参加したことのある研修員は、今回の研修は、過去の研修と比べても、十分な意見交換を行うことができ特に有意義であったと述べていた。これは、長年にわたる日本の支援の効果もあり、ベトナム側研修員の民法への理解や法的思考が深まった結果でもあると思われ、この点、日本側講師の先生方もベトナム側の実力向上により深い議論ができるようになった旨述べておられた。今後、ベトナムでは、民法改正の議論がますます深まると思われるところ、当部においても、必要な情報を収集しつつ、できる限りの支援を継続していきたい。また、近い将来、ベトナムと日本が対等な関係で互いの法制度を研究する日が来ることを願っている。

最後に、本研修について御支援、御協力をいただいた関係各位に深く感謝申し上げたい。



－編集後記－

本号が皆様のお手元に届く頃は、梅雨が明けて晴れ晴れとした気候が続いているでしょうか。4月に国際協力部に来て3か月が経ち、仕事に少しづつ慣れて、私も晴れやかな気持ちで仕事をしているのではないかと思います。

7月から私の担当国であるネパールの研修等がいよいよ本格的に始まります。準備万端で迎えることができるよう、様々なことを想定し、体調管理に気を付けて臨みたいと思います。

さて、本号「巻頭言」は、内田貴参与の「法文化の水位」です。

「特集」は、カンボジア民法施行記念式典と第13回法整備支援連絡会の二本立てです。

カンボジア民法記念式典では、長年にわたり、起草支援の中心となって尽力された民法作業部会の委員長である森嶺昭夫先生と同委員の新美育文教授が招待され、同記念式典で森嶺昭夫先生が記念講演をされました。本号では、その内容を御紹介いたします。

また、例年ICDNEWS 6月号に掲載しています法整備支援連絡会は、本年で13回目を迎えました。本年は「法整備支援の展望～支援から協力へ～」をテーマとし、法整備支援の展望について、活発な協議が行われました。

「国際研究」では、2012年3月、栗田哲郎弁護士に御講演いただきました内容を掲載しています。また、元教官である松川裁判官に執筆いただきました「広がりを見せる法整備支援」、さらに、当部から調査委託を依頼したインドネシアに関する報告書について、紹介記事を掲載しています。

「国際研修」では、2011年11月から2012年3月までに実施された研修等についての報告を掲載しています。

ICDNEWSの編集を担当することになり、初めてICDNEWSを手に取りましたが、新たな発見の連続であり、まさに私にとって、今後の仕事の糧となるものでした。そこには、各国の過去の研修、現地セミナー等の情報や様々な特集が掲載され、法整備支援に関して知識が足らない私の教科書となるものでした。

まだまだ仕事が分からず、先輩・上司の指導を受ける毎日ですが、同時に毎日が新鮮であり、これまで知らなかつた世界に少しづつ入っていくことにより甲斐を感じつつあります。研修の準備等で、今は日先の事しか考えることができていませんが、自分の現在行っている業務は何のために行っているのか、研修の目的は何なのか、そもそもその国を支援する目的は何なのか、を意識しながら仕事を行うことができるようになりたいと思っています。法整備支援に関する本や語学の勉強等やりたいことは山ほどありますが、「教科書」を少しづつ読んで、いち早く一人前になれるように努めたいと思います。

最後になりましたが、お忙しい中御寄稿くださいました皆様に厚く御礼申し上げます。関係者各位におかれましては今後とも法整備支援活動に更なる御協力を賜りますようお願い申し上げます。

国際協力専門官 山口 晋平